

SHOKO CHUKIN BANK

ディスクロージャー誌 2015年3月期



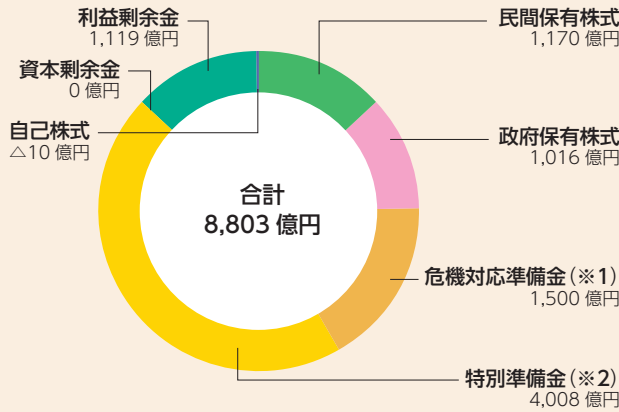
商工中金

人を思う。未来を思う。

商工中金の概要

(平成27年3月31日現在)

- ▶ 名称 株式会社 商工組合中央金庫(略称/商工中金)
(平成20年10月1日 株式会社化)
- ▶ 会社成立の年月日 昭和11年10月8日
- ▶ 目的 株式会社商工組合中央金庫は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体およびその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とする株式会社とする。
- ▶ 業務開始 昭和11年12月10日
- ▶ 資本金 2,186億円(うち政府出資1,016億円)
- ▶ 資本構成



(※1) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤の確保に資するものとして措置されたものであり、自己資本の中核的な位置付けである普通株式等Tier1資本とされています。

(※2) 株式会社への転換に際し、中小企業の皆さまに対する円滑な資金の供給が継続的に実現できるよう、政府出資金から3,037億円、利益剰余金から970億円、合計4,008億円について特別準備金への振替を行ったものであり、これは自己資本の中核的な位置付けである普通株式等Tier1資本とされています。

- ▶ 資金量 預金 5兆191億円
譲渡性預金 1,116億円
債券 4兆8,335億円
- ▶ 貸出金 9兆5,031億円
- ▶ 店舗等 国内100/海外4
- ▶ 職員数 3,975人
- ▶ 格付

	R&I	JCR	Moody's
長期	AA ⁻ (安定的)	AA ⁺ (安定的)	A1 (安定的)

▶ 業務内容

1. 融資業務 設備資金や長期運転資金をはじめ、手形割引などの短期運転資金まで、中小企業の方々が事業のために必要とする資金に対して幅広い融資を行っています。
また、中小企業の方々の多様化した資金調達ニーズに応えるべく、私募債、シンジケートローン、アセットベースストレンドレンディングや売掛債権流動化などの金融手法の開発、普及にも取り組んでいます。
2. 預金業務 ①預金 当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、別段預金、納税準備預金、非居住者円預金および外貨預金を取り扱っています。
②譲渡性預金 譲渡可能な預金を取り扱っています。
3. 債券業務 中小企業の方々に安定した資金をご提供するため、金融債である商工債を発行して資金を調達しています。
4. 資金証券業務 商工中金全体の資金調達・運用を効率的に行うことを目的として、国内外の金融市場でマーケット業務に積極的に取り組んでいます。
5. 国際業務 中小企業の方々の事業活動を支援する総合金融機関として、外国送金、輸出入に関する業務を行うとともに、海外進出にかかわるご支援、海外現地法人へのご融資などあらゆる海外取引に積極的に取り組んでいます。
6. その他
 - ・金利、通貨などのデリバティブ取引
 - ・M&Aに関する業務
 - ・経営情報の提供
 - ・中金会・ユース会に対する協力
 - ・経済調査活動 など

商工中金に関する情報は、インターネットのホームページでも、ご紹介しています。

<http://www.shokochukin.co.jp/>

Contents ▶ トップメッセージ 2

▶ 使命実現に向けて	株式会社商工組合中央金庫法の改正について	3
	商工中金の企業理念	4
	平成27年度の業務運営方針	4
	第三次中期経営計画の概要	5
	危機対応業務を中心としたセーフティネット機能の発揮	6
	中小企業の企業価値向上へのサポート	10
	地域金融機関との協調・連携	18
	金融円滑化への取組み	19

▶ 財務ハイライト	収支の状況	20
	貸出金の状況	21
	不良債権の状況	22
	資金調達の状況	24
	自己資本の状況	24

▶ 適正な業務運営の仕組み	商工中金のガバナンス	26
	商工中金にとってのCSRとは	28
	環境方針	28
	リスク管理態勢	29
	危機管理態勢	32
	法令遵守の態勢	33
	顧客保護に対する取組み	34
	重要事実の開示に関する方針	36
	ディスクロージャーの状況	36

▶ 商品・サービス一覧		38
-------------	--	----

▶ 財務データ	経済・金融情勢の回顧	48
	連結業績の概況	49
	連結財務諸表	50
	営業の状況（連結）	64
	業績の概況	65
	財務諸表	66
	資本の状況（単体）	71
	損益の状況（単体）	72
	営業の状況（単体）	75

▶ 自己資本の充実の状況 (バーゼルⅢに基づく開示)	自己資本の構成に関する開示事項	92
	定性的開示事項	124
	定量的開示事項	134
	連結レバレッジ比率に関する開示事項	152

▶ 報酬等に関する開示事項		154
---------------	--	-----

▶ ディレクトリー	事業内容、子会社	158
	組織	159
	役員一覧	160
	株式の状況	161
	商工中金のあゆみ	162
	店舗等一覧	163

ご挨拶

皆さまには、平素より格別のお引き立てを賜わり、誠にありがとうございます。

このたび、平成26年度の業績などについてご説明した「ディスクロージャー誌 2015年3月期」を発売いたしました。ぜひご一読いただき、商工中金に対するご理解を一層深めていただければ幸いです。

金融経済環境

平成26年度のが国の景気は、消費税率引上げの駆け込み需要の反動減により内需中心に停滞感が広がりましたが、年度後半には、原油価格低下の恩恵や雇用環境の改善を受けて、緩やかに回復しました。

商工中金の「中小企業月次景況観測」において、年度前半は、消費税率引上げの駆け込み需要の反動減により中小企業の景況感は悪化しましたが、次第に持ち直しの兆しがみられました。ただし、円安による仕入価格の上昇や、労働需給の逼迫による人件費負担の増加等の懸念材料も現われました。

平成26年度の回顧

このような環境のもと、東日本大震災からの復旧・復興や原材料・エネルギーコスト高等による中小企業の皆さまの業績・資金繰りへの影響を踏まえ、危機対応業務を中心に、引き続きセーフティネット機能の発揮に最大限の対応を図り、中小企業の皆さまの資金繰りや経営の安定化へのサポートを通じて、地域の雇用維持、経済の安定化に貢献できるように取り組んでまいりました。

収支につきましては、低金利環境のもと、利回りの低下等により資金運用収支は減少いたしました。360億円の経常利益、156億円の当期純利益を計上することができました。この間の株主の皆さまならびにお取引先の皆さまのご支援に厚くお礼申し上げます。

平成27年度の業務運営

景気は緩やかに回復しているものの、円安による原材料価格上昇の影響等により、中小企業の業績や資金繰りは依然として厳しい状況にあります。

10年後の将来を見据えると、人口減少時代の本格到来やグローバル化の一層の進展が見込まれ、変化に対応するための中小企業の経営ニーズは高度化していくことが考えられます。そうした中小企業の経営ニーズに対し、商工中金のセーフティネット機能はもとより、ネットワーク機能やソリューション機能を活かし、中小企業や地域経済を支えていくことは商工中金の使命そのものであり、国や中小企業の皆さまから強い期待が寄せられていると考えております。

また、第189回通常国会において、「株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律」が成立しました。同法では、商工中金の完全民営化の方針を維持しつつ、危機対応業務の的確な実施のため、政府は当分の間必要な株式を保有することとしています。加えて、商工中金には、危機対応業務の実施が責務として規定されるとともに、他の事業者との間の適正な競争関係の確保が求められることとなります。

このような状況を踏まえ、平成27年度からの3年間を対象とした第三次中期経営計画を策定し、



中小企業や地域の皆さまから信頼され選ばれる金融機関として、中小企業と中小企業組合の企業価値向上に向けた取組みを強化するとともに、その取組みを通じた地域活性化への貢献に取り組んでまいります。

業績や資金繰りに影響が生じている中小企業に対しては、危機対応業務の迅速かつ円滑な実施を図り、引き続きセーフティネット機能の発揮に組織をあげて最大限の対応を図ってまいります。

また、成長支援については、戦略的な海外展開を行う中小企業や地域経済への波及力の高い地域中核企業への支援等、地域金融機関等と協調しながら、リスクマネーを供給してまいります。地方公共団体や地域金融機関等、各機関との連携を一層強化し、地域活性化に取り組んでまいります。幅広い業種・業態において事業再編や構造改革の動きが加速することが見込まれる中、「海外展開支援」、「M&Aや事業承継支援」、「ビジネスマッチング」等への取組みを強化してまいります。

さらに、再生支援については、各支援機関との連携を一層強化し、経営改善計画策定支援やそのフォロー等のコンサルティング機能の発揮、抜本的な再生支援、金融取引の正常化支援等に取り組んでまいります。

このような中小企業のニーズにこたえていくため、債券（募集債）による安定的な調達に加え、個人・法人預金等の預金調達基盤の拡充を図るとともに、業務の効率化等、一層の経営合理化に不断に取り組んでまいります。

これら諸課題への取組みを強化することによって、中小企業と中小企業組合の持続的成長に貢献するとともに、商工中金自らの健全な経営基盤の構築と収益力の向上へ繋げてまいります。

むすび

厳しい環境が続きますが、「中小企業の、中小企業による、中小企業のための金融機関」として、皆さまから信頼され、支持され、これまで以上にお役に立てるよう、役職員一同、全力で努力を続けてまいります。

今後とも格別のご指導とお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

平成27年7月
株式会社 商工組合中央金庫
取締役社長

杉山 秀二

■ 株式会社商工組合中央金庫法の改正について

商工中金は、平成20年10月に、株式会社商工組合中央金庫法に基づき、中小企業団体とその構成員に対する金融の円滑化の目的と機能を維持しながら、それまでの協同組織金融機関から同法に基づく特殊会社となりました。

その後、「リーマンショック」、東日本大震災の発生に際し、それぞれ商工中金法改正により、完全民営化の期限が6年半延長され、商工中金に対する国の関与の在り方等は、平成27年3月までに検討されることとなりました。

そして、この在り方検討の結論となる「株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律」が、平成27年5月に成立しております。

改正法では、商工中金の完全民営化方針を維持しつつ、大規模な災害や経済危機等に対処するための資金の供給確保に万全を期す観点から、次の措置がなされております。

(1) 危機対応を的確に実施するための措置

- 商工中金は、当分の間、その目的を達成するため、危機対応業務を行う責務を有します。併せて、危機対応業務の実行性を確保するため、政府による追加出資の期限が延長されるとともに、危機対応業務に関する事業計画等の提出が義務付けられています。
- 政府は、今後、適当な時期に、危機対応業務の在り方及び商工中金に対する国の関与の在り方について検討を加え、所要の措置を講じることになります。

(2) 政府保有株式の扱い

- 政府は、その保有する商工中金株式会社について、商工中金の目的達成に与える影響及び市場の動向を勘案しつつ、これまでの具体的な処分期限に代えて、できる限り早期に全部処分するとされています。
- 一方で、政府は、当分の間、危機対応業務を実施する民間金融機関の状況、危機対応準備金への出資状況、商工中金による危機対応業務の実施状況、商工中金の財政基盤、中小企業等の資金余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、危機対応業務の的確な実施のために必要な商工中金株式を保有します。

(3) 適正な競争関係の確保

- 商工中金は、当分の間、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することを求められています。

(参考) 株式会社商工組合中央金庫法改正の推移

	平成20年 商工中金法	平成21年 商工中金法改正	平成23年 商工中金法改正	平成27年 商工中金法改正
追加政府出資	—	24年3月まで可能	27年3月まで可能	当分の間可能
在り方の検討	—	24年3月までに検討	27年3月までに検討	適当な時期に検討
政府保有株式	政府は、 <u>20年10月から概ね5～7年</u> を 目途として政府保有株式を 全部処分	政府は、 <u>24年3月まで</u> 処分しない <u>24年4月から概ね5～7年</u> を 目途として全部処分	政府は、 <u>27年3月まで</u> 処分しない <u>27年4月から概ね5～7年</u> を 目途として全部処分	政府は、 <u>できる限り</u> <u>早期に全部処分</u> 政府は、 <u>当分の間、</u> <u>必要な株式を保有</u>

■ 商工中金の企業理念

使命

中小企業による中小企業のための金融機関である商工中金にとって、お客さまの成長こそが私たちの成長です。

私たちは、お客さまの立場になって長期的な視点で企業を見つめ、創業以来培ってきた中小企業経営への深い理解力と先進的な金融手法をはじめとする総合金融サービス、そして、全国に展開するネットワーク力を最大限に活かし、企業のライフステージに応じたソリューションでお客さまの持続的成長を支援してまいります。

お客さまと分かち合った無数の喜びが、各地で実を結び、やがて日本の新たな力を創造していく、これこそが、私たち商工中金の使命です。

経営姿勢

中小企業の皆さま に対して

- 長期安定取引に基づく安心と、問題解決に資するサービスを提供します。
- 企業間連携・地域連携を促進し、新たなビジネス機会を創出します。
- お客さまの成長を通じて私たちも成長し、長期的な企業価値向上を目指します。

資金をお預けいただく 皆さまに対して

- 健全な経営に徹し、信頼・誠実・丁寧を旨とする対応を実現します。
- 資産運用の良きパートナーとしてベストな運用をサポートします。
- 社会貢献へつなげる運用を実現します。

職員 に対して

- 現場主義を徹底し、チャレンジを奨励する活力ある組織を目指します。
- 専門能力の開発をサポートし、プロフェッショナルな人材を育成します。
- プロセスを重視し、社会に貢献する喜び、誇りが感じられる職場をつくりまします。

社会 に対して

- コンプライアンスを徹底します。
- 経営の透明性を高め、情報の開示・発信に努めます。
- すべてのステークホルダーの満足を追求し、地域経済の発展に貢献します。

行動指針

- 1：お客さまの立場になり、
- 2：お客さまの未来を考え、
- 3：お客さまから求められるスキルを磨き、

- 4：お客さまのために一丸となって、
- 5：お客さまの夢を応援していく。

高い志と公正・健全な精神を胸に、私たちは誇りをもって行動します。

■ 平成27年度の業務運営方針

- 景気は緩やかに回復しているものの、円安による原材料価格上昇等の影響から、中小企業の業績・資金繰りは依然として厳しい状況にあります。東日本大震災からの復旧・復興や地域経済活性化等に取り組む中小企業の皆さまや、業績・資金繰りに影響が生じている中小企業の皆さまを支えていくため、商工中金は、引き続き、セーフティネット機能の発揮に組織をあげて最大限の対応を図ってまいります。
- 成長支援については、戦略的な海外展開を行う中小企業や地域経済への波及力の高い地域中核企業への支援等、地域金融機関等と協調しながら、リスクマネーを供給してまいります。地方公共団体や地域金融機関等、各機関との連携を一層強化し、地域活性化に取り組んでまいります。
- その他、幅広い業種・業態において事業再編や構造改革の動きが加速することが見込まれる中、「海外展開支援」、「M&Aや事業承継支援」、「ビジネスマッチング」等への取組みを強化してまいります。

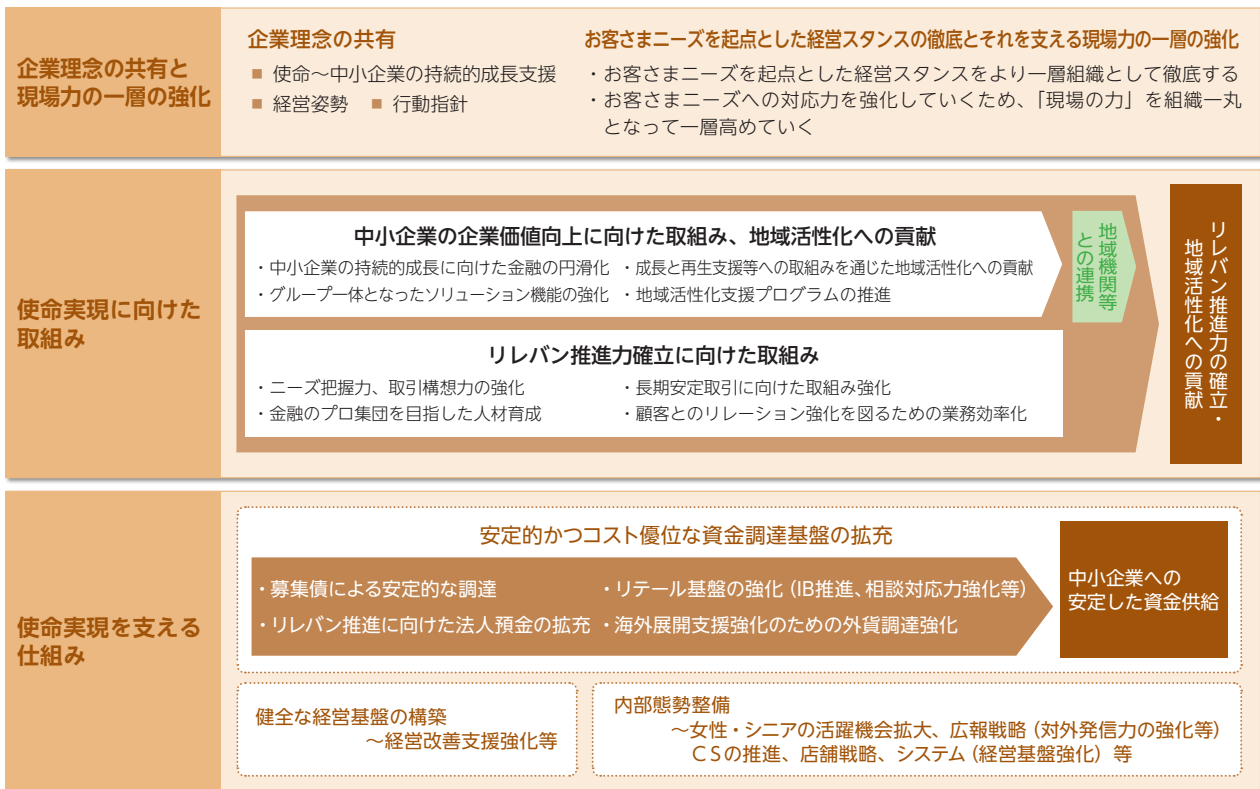
■ 第三次中期経営計画の概要（平成27年4月～平成30年3月）

10年後の将来を見据えると、人口減少時代の本格到来やグローバル化の一層の進展により、地域の中小企業が変化に対応するための経営ニーズは高度化していくことが考えられます。こうしたニーズに対して、セーフティネット機能はもとより、ネットワーク機能やソリューション機能を活かし、中小企業の皆さまや地域経済を支えていくことは商工中金の使命そのものであり、国や中小企業の皆さまから強い期待が寄せられています。

第三次中期経営計画策定に際しては、商工中金の使命を十分踏まえつつ、業務環境の変化による新たな課題に対応することといたしました。

第三次中期経営計画の基本的な考え方

- 中小企業や地域の皆さまから信頼され選ばれる金融機関としてさらに成長していくため、「中小企業組合と中小企業の持続的成長を支援する」という基本的な方向性を堅持しつつ、お客さまニーズを起点とした経営スタンスをより一層組織として徹底します。また、自らの強靱な経営基盤を構築し、商工中金の存在意義を確固たるものとします。



- 再生支援については、各支援機関との連携を一層強化し、経営改善計画策定支援やそのフォロー等のコンサルティング機能の発揮、抜本的な再生支援、金融取引の正常化支援等に取り組んでまいります。
- このような中小企業の皆さまのニーズに応えていくため、債券（募集債）による安定的な調達に加え、個人・法人預金等の預金調達基盤の拡充を図るとともに、業務の効率化等、一層の経営合理化に不断に取り組んでまいります。
- これら諸課題への取組みを強化することによって、中小企業と中小企業組合の持続的成長に貢献するとともに、商工中金自らの健全な経営基盤の構築と収益力の向上へ繋げてまいります。

危機対応業務を中心としたセーフティネット機能の発揮

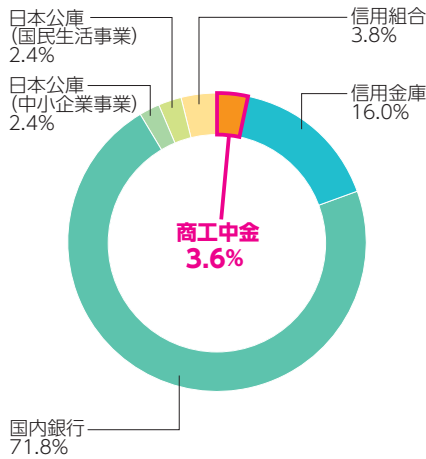
平成20年秋口の米国サブプライムローン問題に端を発した金融経済危機、平成23年3月に発生した東日本大震災などに対し、政府による危機認定が発動され、商工中金は中小企業に対する唯一法定された指定金融機関として、危機対応業務を中心にセーフティネット機能の発揮に全力をあげて取り組んでいます。

危機対応業務への取組みは、平成27年3月末で、186,709件、10兆8,052億円を超える実績となっており、中小企業の金融の円滑化ひいては地域経済の安定、雇用の維持に大きく貢献しています。

■ 安定した取引スタンス

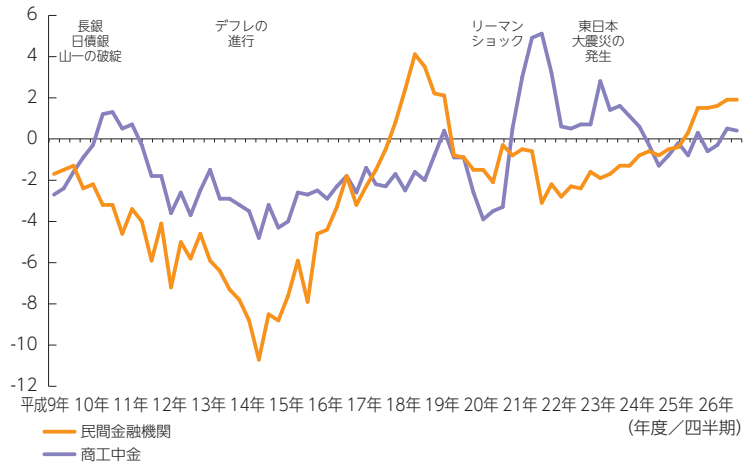
商工中金は、中小企業の皆さまとの日常的な取引を通じて、財務だけでなく、業務や技術の内容、経営者の手腕や思いなど、経営の実態を熟知しながら、経営状態の一時的な悪化にとらわれることなく、長期にわたる安定的な取引スタンスを維持しつつ、企業ニーズに即した機動的なサービスの提供に努めています。

■ 中小・中堅企業向け融資に占める 商工中金の割合 (平成26年12月末時点)



・国内銀行は都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行等。
 (資料) 日本銀行「貸出先別貸出金」、日本政策金融公庫、全国信用組合中央協会

■ 商工中金の貸出と民間金融機関の 中小・中堅企業向け貸出増減率の推移 (前年同期比増減率、%)



・民間金融機関は国内銀行、信用金庫、信用組合の合計。国内銀行は中小企業・中堅企業向け貸出、信用金庫は法人向け貸出、信用組合は貸出総額を用いた。
 ・平成26年度第3四半期までの推移。
 (資料) 日本銀行「貸出先別貸出金」、全国信用組合中央協会

■ 商工中金のセーフティネット機能の発揮

株式会社移行前

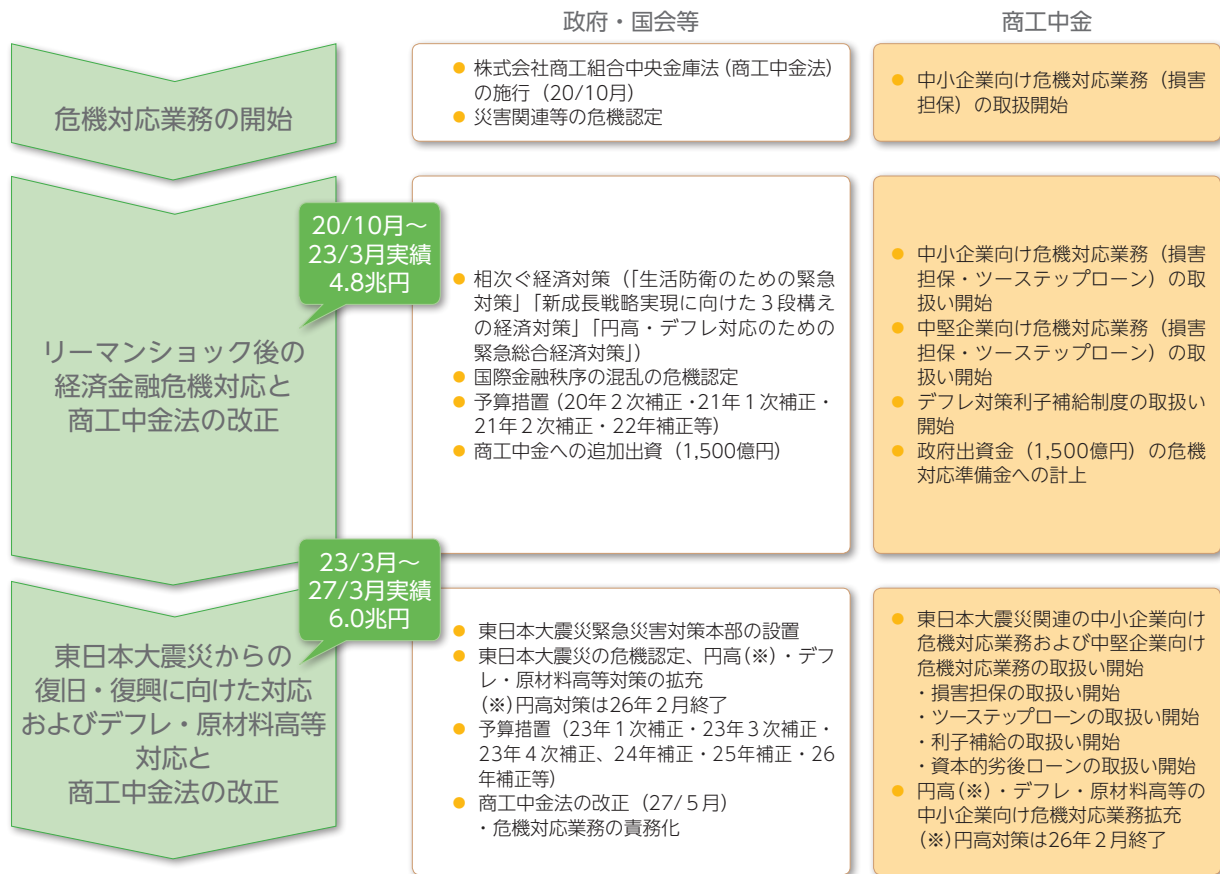
<p>平成9～12年 金融機関の 相次ぐ破綻等</p> <p>平成13～15年 金融再生プログラム 不良債権集中処理</p>	<p>政府の施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●(国の特別貸付)セーフティネット貸付制度 ●金融安定化特別保証制度30兆円 ●新たな保証制度創設 <ul style="list-style-type: none"> ・売掛債権担保融資保証 ・資金繰り円滑化借換保証 	<p>商工中金の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ●左記施策を実施 ●独自の制度の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・無担保融資 ・日々の資金繰りを支援する短期運転資金 ●経営改善支援 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業再生支援協議会等とも連携
--	--	---

株式会社移行後

<p>平成20年10月 株式会社化以降の 取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●危機対応業務 法定の指定金融機関としての確な対応を図る。 ①損害担保付貸出、②ツーステップローン、③利子補給制度の活用 ●独自のセーフティネット貸付 ●信用保証協会 緊急保証制度や東日本大震災復興緊急保証制度を積極的に活用
--------------------------------------	---

使命実現に向けて
▼
危機対応業務を中心としたセーフティネット機能の発揮

■ 政府・国会等による主な措置と商工中金の取組み



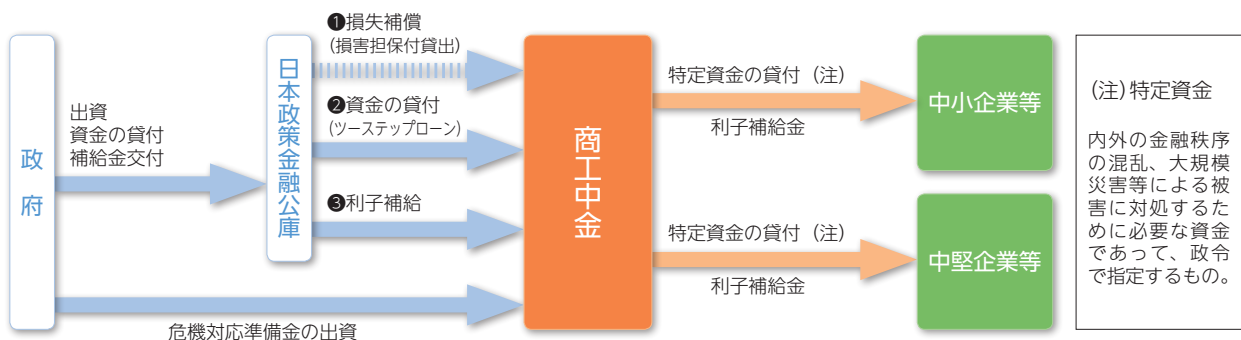
■ 危機対応業務の概要

平成20年10月1日以降、災害発生や経済・金融秩序の混乱等の危機時に対応するため、新たに危機対応体制が構築されています。

商工中金は、中小企業・中堅企業等に対し危機対応のための融資等を実施する機関（指定金融機関※）として定められています。

※指定金融機関：申請する民間金融機関のうち、一定の基準を満たすものを主務大臣が指定（商工中金と日本政策投資銀行）
主務大臣が危機を認定した場合には、公庫からのリスク補完等を受けて、貸付等の「危機対応業務」を実施

■ 危機対応業務のスキーム図



- ①損害担保貸付：日本政策金融公庫からの信用補完（損失額の一部補償）を受け、特定資金の貸付を行う制度
補償割合：中小企業者 80%、中堅企業者 70%
- ②ツーステップローン：日本政策金融公庫から財政投融資貸付等を原資としたバックファイナンスを受けて、特定資金の貸付を行う制度
- ③利子補給制度：日本政策金融公庫から利子補給を受けることを前提に、商工中金が、お客さまに特別利率での貸付を行い、あるいは、お客さまに対し、後日、利子補給金をお支払いする制度

■ 東日本大震災、原材料・エネルギーコスト高等の影響を受けている方への貸付制度

商工中金では、全営業店に「東日本大震災に関する特別相談窓口」・「原材料・エネルギーコスト高対策特別相談窓口」・「デフレ脱却等特別相談窓口」等の特別相談窓口を設置しています。

法定の指定金融機関として、中小企業等の皆さまのご相談に対して、「東日本大震災復興特別貸付」・「経営環境変化対応資金」等で対応してまいります。

■ 貸付制度の概要

● 中小企業等向け危機対応業務

	東日本大震災災害復旧資金		東日本大震災セーフティネット資金	経営環境変化対応資金 (原材料高等)
対象者	事業所、事業用資産、生産設備、在庫等に被害を受けた方、原子力発電所事故に係る警戒区域等に事業所を有する方 いわゆる「直接被害者」	特定被災区域に事業所を有し、直接被害者と相応の取引(販売・仕入)があり、その影響で売上が減少している方 いわゆる「間接被害者」	特定被災区域に事業所を有し、震災により売上の減少等の影響がある方(風評被害等を受けた) いわゆる「二次被害者」	原材料・エネルギーコスト高等の社会的、経済的要因により、売上等が減少している方
資金用途	既存事業設備の復旧等のために必要な設備資金 在庫品の損壊・流出の補てん、生産・営業設備の補修等により必要となる運転資金等		経営基盤の強化を図るために必要な運転資金 企業維持上緊急に必要な設備資金	
適用利率	短期資金：短期プライムレート 長期資金：基準利率(※1)		商工中金所定の利率	
利子補給(※2)	当初3年間(1億円まで)： 1.4%(※3) 4年以降または1億円超(3億円まで)： 0.5%(※3)	当初3年間(3千万円まで)： 最大1.4%(※4) 4年以降または3千万円超(3億円まで)： 最大0.5%(※4)	最大0.5%(※5)	最大0.6%(※7) 小規模事業者(※8)の場合、最大0.8%
貸出期間	設備：20年以内(据置5年以内) 運転：15年以内(据置5年以内)	設備：15年以内(据置3年以内) 運転：15年以内(据置3年以内)	設備：15年以内(据置3年以内) 運転：8年以内(据置3年以内)	
貸出限度(※6)	元高：20億円以内 残高：損害担保付貸出、ツーステップローン各3億円以内(組合は元高20億円以内、残高各9億円以内)		元高：20億円以内 残高：損害担保付貸出、ツーステップローン各7億2千万円以内	元高：20億円以内 残高：損害担保付貸出7億2千万円以内

- (※1) 短期プライムレートは1.475%、基準利率(期間5年の場合)は1.40%(平成27年5月31日現在)
- (※2) 各資金の利子補給率は、法定中小企業の場合の数値を記載しております。ご返済日には適用利率に基づく金利をお支払いいただき、後日、日本政策金融公庫から商工中金に利子補給金が入金された後、商工中金が利子補給金をお支払いすることとなります。利子補給の元高限度は一部日本政策金融公庫、日本政策投資銀行等との合算運用となります。
- (※3) 利子補給にあたっては罹災証明書等が必要です。罹災証明書の発行手続きは最寄りの市区町村にご確認ください。
- (※4) 当初3年間(3千万円まで)は0.9%が自動適用されます。さらに、売上高等減少の要件を満たす方は0.3%、雇用の維持・拡大の要件を満たす方は0.2%の利子補給となります。利子補給にあたっては被害証明書が必要です。被害証明書は商工中金を受付窓口として各地の経済産業局で発行されます。
- (※5) 貸出期間や限度の範囲内で期間や金額の上限の定めなく、売上高等減少の要件を満たす方は0.3%、雇用の維持・拡大の要件を満たす方は0.2%の利子補給となります。
- (※6) 元高とは貸出額の累計です。貸出限度額は日本政策投資銀行等との合算運用となります。
- (※7) 運転資金については、貸出期間や限度の範囲内で期間や金額の上限の定めなく、商工中金または経営革新等支援機関の経営指導を受けて「経営改善計画」を策定される方であって、一定の指標を満たす方は0.4%、利益率低下の要件を満たす方は0.2%(小規模事業者(※8)の場合0.4%)の利子補給となります。
- (※8) 卸売業・小売業・サービス業のいずれかの事業を営む従業員数が5名以下の事業者、または、それ以外の事業を営む従業員数20名以下の事業者。

● 中堅企業向け危機対応業務

【東日本大震災関連資金】

対象者	震災による被害を受けた方、または震災の影響を受け一時的に業況等が悪化した方
資金用途	既存事業設備の復旧等のために必要な設備資金、事業上必要な運転資金(長期資金)
適用利率	商工中金所定の利率(売上高等減少、雇用の維持・拡大の要件等により最大0.5%の利子補給)
貸出期間	設備：20年以内(据置3年以内) 運転：15年以内(据置3年以内)
貸出限度	定めなし(ただし損害担保付貸出については元高20億円以内(日本政策投資銀行等との合算))

●上記の貸付制度のうち、東日本大震災関連貸付制度にかかる金銭消費貸借契約書等については、印紙税は非課税となります。

セーフティネット機能の発揮 取組事例

被災して休業した組合事業の再開を支援した事例

A組合は、福島県いわき市で国産材を主体とした住宅用木材などの乾燥や加工を行う事業協同組合で、組合員は地元の製材・加工業者が中心です。A組合は、東日本大震災において工場内の主要設備が損壊して、一時的に事業休止を余儀なくされていましたが、グループ補助金の採択を契機に本格的な事業再開を検討し、その必要資金について商工中金に相談しました。

商工中金は、組合員の事業継続にも大きな意義がある共同事業の再開のため、危機対応業務により、設備資金の一部と補助金のつなぎ資金を融資し、組合事業の円滑な再開を金融面から後押ししました。A組合の事業再開は、組合員の事業の支えとなり、良質な加工材の供給を通じて被災地の住宅整備にも貢献しています。

「利益率低下型利子補給制度」を活用し、原材料高騰の影響を受けているお取引先を支援した事例

医療機器を製造するB社は、主力受注先の海外生産シフトの影響を受けて、売上が大きく減少していました。そこで、B社は新商品の開発と新たな販売ルートの獲得を柱とした経営改善計画を策定し、商工中金は、計画実施に必要な運転資金を「経営支援型利子補給制度」により融資しました。

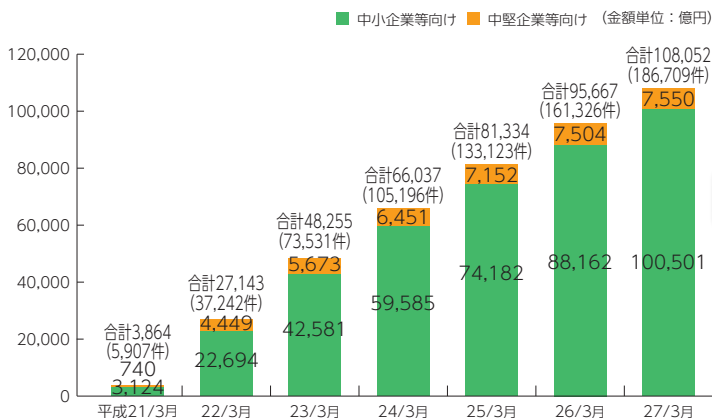
その後、商工中金は同制度に基づいて、B社の事業推移をフォローする中で、スマートフォン・タブレット端末向けの充電バッテリーの量産化に必要な運転資金について相談を受けました。

商工中金は、原材料価格の高騰により利益率が低下していたB社に対し、「利益率低下型利子補給制度」を活用して、B社の着実な新事業の展開のために運転資金を追加融資しました。

危機対応業務の取組実績

危機対応業務の取組実績（累計）

融資実績18万6千件、10兆8千億円を超える



約389万人の従業員の 雇用安定に貢献

- 危機対応業務開始以来、6年6カ月間で商工中金の危機対応業務を利用した企業数は約55,000社、その企業で働く従業員数は約389万人となっています（平成27年3月末現在）。
- 商工中金の危機対応業務への取組みは、多くの従業員の方々の雇用の安定につながっています。

経営革新等支援機関としての取組み

商工中金は、中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関の申請を行い、認定を受けております。

商工中金では、これまで経営計画の策定支援を行う等、中小企業者等の経営支援を行ってまいりましたが、同認定を受け、中小企業者等の経営状況の分析等を支援業務として位置づけ中小企業支援に積極的に取り組んでおります。

取組事例

企業体力の向上に必要な資金を信用保証協会と連携して融資

地場大手の製材業者であるC社は、銘木と知られる地元の杉材の流通拡大と地域雇用に貢献していますが、今後の経営環境を見据えて、企業体力を向上させる必要性を感じていました。

商工中金は、C社の事業計画策定からその達成までを一貫して総合的にサポートするため、信用保証協会と連携し共同でC社の工場を見学する等、C社への理解を深め、木屑のバイオマス燃料としての活用など経営改善のポイントをアドバイスしました。また、商工中金は、信用保証協会の「経営力強化保証制度」を活用して、経営改善に必要な運転資金を融資しました。

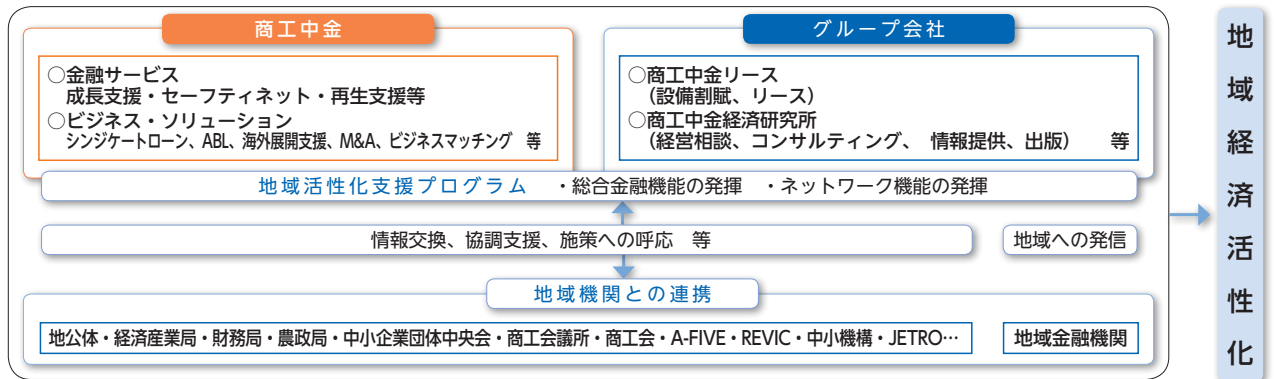
中小企業の企業価値向上へのサポート

地域再生・活性化支援（地域活性化支援プログラム）

■ 地域活性化支援プログラムの概要

商工中金は、地域再生・地域経済活性化に貢献するため、地域が抱える固有の課題に対するテーマを各地の営業店が選定し、テーマに応じて地方公共団体との連携を深めながら、金融・情報の両面から地域の中小企業の皆さまを支援しています。

有効な取組みについては、他地域の地域関係機関等に対して積極的に働き掛け、地域再生・地域経済活性化に向けて能動的に取り組んでいます。



■ 地域活性化支援プログラムの取組状況

農林水産業

農林水産業が主力産業となっている地域では、商工中金の全国ネットワークを活用した6次産業化・農商工連携サポート等を実施しています（秋田、山形、福島、甲府、大分、鹿児島支店など）。

地域産業支援

各地域における主幹産業を、地方公共団体等の関連機関とも連携を図りながら、金融・情報・各種ソリューション提供と多面的に支援しています（帯広、岐阜、福井、米子、高松、長崎、那覇支店など）。

復興支援

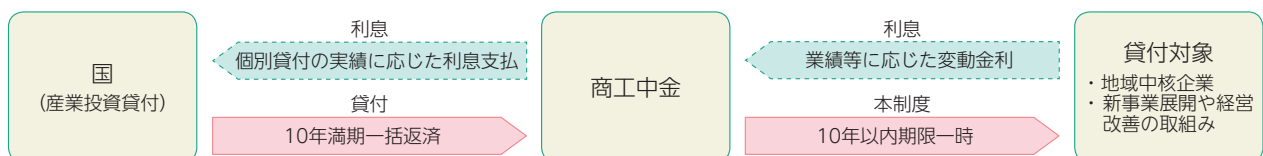
仙台の特産品を首都圏店舗で展示したロビー展、復興特区制度を活用した金融支援等、さまざまな形で復興を後押ししています（八戸、盛岡、仙台、福島支店）。

海外展開

地方公共団体等と連携した制度融資による金融支援や営業店に設置した海外展開サポートデスクを活用した海外展開支援を行っています（さいたま、水戸、浜松、名古屋、和歌山、岡山、久留米支店など）。

■ 地域中核企業支援貸付制度の創設

商工中金は、平成27年4月、地域経済の活性化を図るために、地域の中核を担う中堅・中小企業等の皆さまに向けて、新事業展開や経営改善に必要な長期資金を供給する「地域中核企業支援貸付制度」を創設いたしました。同制度の活用を通じて、対象となる中堅・中小企業等の皆さまの新事業展開や経営改善を民間金融機関とも協同して支援してまいります。



使命実現に向けて
▼ 中小企業の企業価値向上へのサポート

取組事例

●地方公共団体と情報交換等を行い、地域の産業廃棄物の再資源化をサポート

株式会社白老油脂（北海道白老郡）は、廃食用油を原料としたディーゼルエンジン用燃料の精製業者です。同社は、地元大学と共同で地域の水産加工業者が廃棄するイカゴロ（イカの内臓）等からできる魚油からディーゼルエンジン用燃料の開発に成功しました。

商工中金は、同社のこうした取組みに対し「成長・創業支援プログラム」等を活用して、燃料精製に必要な設備資金を融資しました。

また、原料となるイカゴロを安定調達したいという同社のニーズに対し、商工中金は同社にお取引先のイカ加工業者を紹介するとともに、スルメ加工業者が多い地方公共団体との情報交換により、イカゴロの廃棄を課題とする同地の加工業者とのビジネスマッチングを提案しました。

商工中金は、地域の中小事業者の経営ニーズに対応しながら、産業廃棄物の再資源化による循環型社会の進展に貢献しています。



●埼玉県と海外展開に関する業務協力を締結し、県内中小企業の海外展開をサポート

埼玉県が重点プロジェクトに掲げる「埼玉・アジアプロジェクト」に対する連携支援の一環として、埼玉県と「県内企業のアセアンビジネス支援に関する業務協力協定」を締結しました。

商工中金は、埼玉県内の中小企業の成長と地域経済の発展のために、埼玉県が実施するアセアンビジネス支援業務に協力してまいります。



●地域中核企業による産業集積形成をサポート

株式会社シャルマン（福井県鯖江市）は、独自開発した技術を強みにする眼鏡フレームメーカーで、地域で数多くの部品製造・加工業者と取引を行う地域経済では中核的な企業です。

同社では、眼鏡で培った特殊チタン合金等の技術を生かして、今後の成長が見込める手術用のはさみ等の医療用器具の製造に進出しています。同社は、眼鏡部品を加工する協力業者のチタン加工等の技術を生かし、眼鏡の産地として有名な鯖江に、新たにチタン加工を強みにする産業集積を形成するべく、近畿経済産業局や福井県と連携して取り組んでいます。

商工中金もこうした取組みに呼応して、同社の医療用器具の海外事業強化を目指した設備投資にかかる資金調達を支援しました。また、同社の協力企業に対して、新分野進出やものづくり支援のため各種施策情報を提供しました。



●木材関連事業者の共同加工・販売の協業化をサポート

長崎県対馬市は、良質のヒノキが産出されることで有名ですが、こうした地域資源の付加価値を高めた販売と地域経済への波及が課題となっていました。そこで、地域の木材関連事業者は、共同して課題に対処していくため、個々では取り組みにくい難易度の高い建材加工と島外への商品販売の役割を担う事業体として、もりのめぐみ協同組合（長崎県対馬市）を設立しました。

商工中金は、長崎県中小企業団体中央会とともに同組合の設立を支援し、さらに、長崎県と連携して補助金の申請支援などを行うなど、同組合の事業計画の作成、具体化を積極的にサポートしました。さらに、木材加工施設の導入に必要な設備資金の一部を地域金融機関と協調して融資し、事業化を後押ししました。



成長・創業支援プログラム

■ 成長・創業支援プログラムの概要

商工中金では、平成22年7月、社会経済情勢の変化により成長力の低下を余儀なくされていて、今後、成長分野での成長を目指す中小企業等の皆さまをサポートする「成長戦略総合支援プログラム」を創設しました。「3年間で5,000億円」という目標を掲げ、成長を目指す中小企業等の皆さまのニーズに積極的に応えた結果、平成25年2月までの約2年半で目標を達成いたしました。

引き続き、成長分野への取組みを支援するため、平成25年4月、本プログラムを「成長・創業支援プログラム」に改称し、代表者個人の保証を求めない制度(※)を創設したほか創業や新分野に積極的に取り組む中小企業等の皆さまに対する支援を一層拡充し、新たに「1兆円」の成長マネーの供給を目標に掲げ、中小企業等の皆さまを持続的にサポートしております。

また、設備投資減税など国の設備投資促進策に呼応して、老朽設備の代替や先端設備の導入など設備投資を検討する中小企業等の皆さまの設備資金ニーズに対して、金融面はもとより、国や地公体の施策紹介や設備投資支援などについても積極的に行い、迅速かつ弾力的に成長マネーの供給を行ってまいります。

(※) 事前に定めた誓約事項(コベナント)に違反した場合以外には保証が発生しない仕組み(「停止条件付連帯保証」)

① 新成長戦略計画の策定を支援

- 構想段階において、情報提供やお客さまとのリレーションを図りながら、成長戦略計画策定の必要性やその基本的方向性について共通の認識を醸成していきます。
- 具体的な計画策定段階において、資金計画など金融面でのご相談のほか、本部専門スタッフによるソリューション提供、各種コンサルティングを行いながら、お客さまの立場に立った計画策定支援を行います。

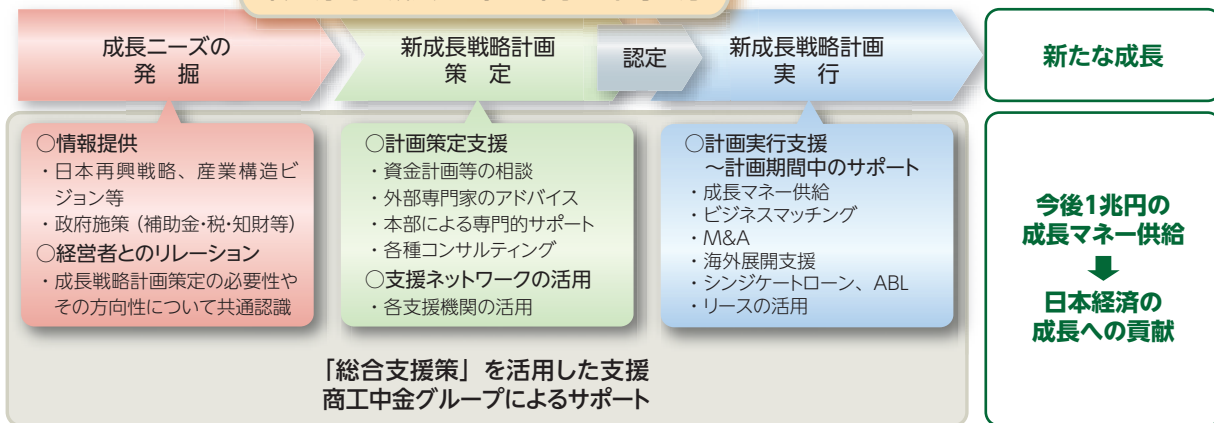
② 計画認定

- 中小企業等の方々が策定し、商工中金にご提出いただいた計画について、外部有識者も関与した「成長戦略企業認定委員会」等にて「新成長戦略計画」として認定を行います。

③ 計画実行支援 ～成長マネーの供給、実効性を高めるためのソリューション提供～

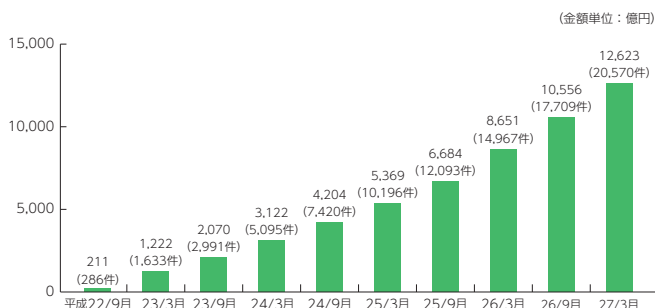
- 「新成長戦略計画」を実施する上で必要となる資金について、商工中金が創設した低利融資制度により金融面のサポートを行います。
- 計画実効性を高めるため、ビジネスマッチング、M&A、海外展開支援などさまざまなソリューションを提供します。

戦略分野で成長を目指す中小企業等の方



■ 成長・創業支援プログラムの取組実績 (累計)

① 取組実績推移



② 分野別実績

(金額単位: 億円)

分野	金額
環境・エネルギー事業	3,932
アジア諸国等における投資・事業展開	1,660
雇用支援・人材育成事業	1,563
医療・介護・健康関連事業	1,060
研究開発	670
その他	3,738
合計	12,623

③ 停止条件付連帯保証の実績

212件、159億円 (平成25年4月～平成27年3月)

取組事例

●ジェネリック医薬品工場の増設を資金面からサポート

辰巳化学株式会社（石川県金沢市）は、循環器・消化器系を中心とするジェネリック医薬品（後発医薬品）を製造しています。

同社は、政府によるジェネリック医薬品の普及促進に呼応し、拡大する需要に積極的に応えるため、石川県白山市にある松任工場を増設し、生産能力を従来の2倍以上に引き上げることにしました。

商工中金は、こうした同社の医療分野での積極的な事業展開と新規雇用をはじめとする地域経済への波及効果を評価し、計画の実施に必要な資金の一部を融資しました。



●クールジャパンの推進に取り組む事業者をサポート

ジャパンビューティアソシエーション株式会社（東京都港区）は、ベトナムにおける日本流美容の需要創出を目指して、北海道や東北、東京、静岡など日本国内の美容関連企業27社によって平成25年10月に設立されました。

同社は、ベトナムのテレビ番組制作・通信販売・流通の3企業とコンソーシアムを組織して、平成26年12月にベトナムのホーチミン市に高度な美容技術と日本流のおもてなしを特色とする総合美容サロンをオープンしました。サロンのサービス評価を高めて、美容関連商品を販売するとともに、現地のテレビ番組で日本流をPRしていく計画です。

商工中金は、日本文化を海外発信する「クールジャパン」を推進するため、海外展開にかかる情報提供や事業計画策定のアドバイスを行うとともに、必要資金を融資しました。



●ハウスウェディング事業にかかる創業資金を融資

株式会社伊勢寿庵（三重県伊勢市）は、伊勢市内の伊勢神宮内宮近隣で結婚式場を運営することを目的に平成26年4月に設立されました。

同社は、築後100年を超えるケヤキ造りの古民家を購入して、和風のハウスウェディング場に改装し、伊勢神宮内宮でのお神楽奉納、正式参拝と和邸宅を貸切にした食事や着付、写真撮影をセットにした伊勢和婚のプランを新たに開始するという「新成長戦略計画」を策定しました。

商工中金は、こうした同社の計画に対し事業の立ち上げに必要な創業資金を融資しました。



●停止条件付連帯保証を活用して海外展開をサポート

株式会社Thermal Power Plant Engineering（東京都中央区）は、大手重工メーカーを主要受注先とする火力発電プラントの設計・製造・メンテナンスを行っており、中国に自社工場があります。

同社は、海外事業の拡大と受注の安定化を図るため、大手重工メーカーからの受注に加えて、中国の発電所をターゲットに、大手重工メーカーと連携しながら、直接受注の獲得を目指した活動を展開するという事業計画を策定しました。商工中金は、計画作りに際してアドバイスを行うとともに、着実な実施のための必要運転資金を融資しました。

また、商工中金はその事業性を評価し、停止条件付連帯保証を活用して、同社の経営陣がより円滑に事業運営できるようサポートいたしました。



海外展開支援

商工中金は、中小企業の皆さまに対して、公的金融機関で唯一のフルバンキング機能を活かして、貿易金融などで日々の事業活動のお手伝いをするほか、親子ローンや海外現地法人貸出、スタンドバイ・クレジットといった手法で海外現地法人の資金調達に寄与しています。また、海外拠点（ニューヨーク支店、香港駐在員事務所、上海駐在員事務所、バンコク駐在員事務所）をはじめ、国内外の提携機関のネットワークも活用して、きめ細やかな情報提供を行っています。

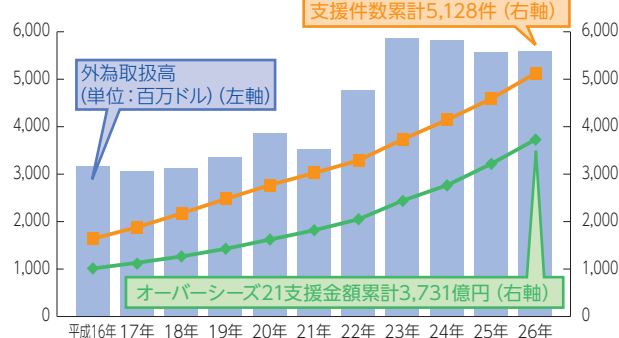
海外展開支援（オーバースーズ21）

中小企業の海外展開には金融のみならず、情報提供によるサポートが有効であることから、平成8年より「情報提供」と「金融サービス」を併せて提供する「海外展開支援（オーバースーズ21）」に取り組んでいます。

情報提供面では、本部専門スタッフがお取引先を訪問し、海外展開へのアドバイスをはじめ、投資環境情報の提供等を通じたサポートを行っています。海外においても、商工中金の各海外拠点や職員派遣先と連携したサポート体制を構築しています。

金融サービス面では、海外提携金融機関を活用したスタンドバイ・クレジットによる資金調達サポートや海外現地法人直接貸出、親子ローン等による資金支援のほか、輸出入にかかる貿易金融等、さまざまな形態のサービスを提供しています。

オーバースーズ21実績

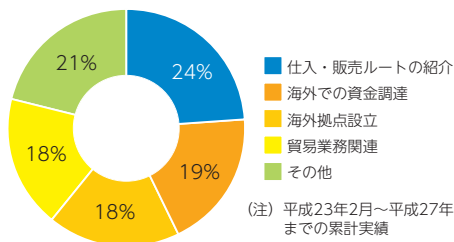


海外展開サポートデスク

平成23年2月1日に設置した「中小企業海外展開サポートデスク」では、中小企業の皆さまの海外展開に関する相談・ニーズに対して、JETRO（日本貿易振興機構）やNEXI（日本貿易保険）、中小企業基盤整備機構等の関係機関と連携して、情報提供等のきめ細やかなサポートを行っています。同サポートデスクには、これまでに海外での拠点設立、資金調達をはじめとした累計で14,068件のご相談をいただいています（平成27年3月末時点）。

商工中金はこれからも中小企業の皆さまの海外展開への幅広いサポートを行っていきます。

サポートデスク相談内容内訳



(注) 平成23年2月～平成27年3月までの累計実績

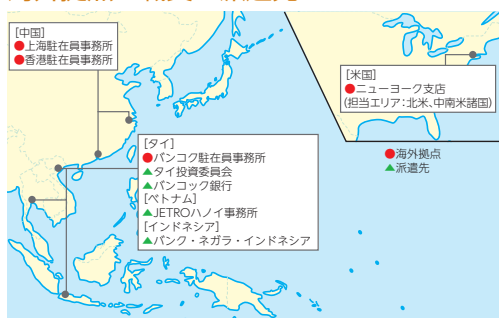
商工中金のネットワーク

商工中金では、4つの海外拠点を設置しています。また、海外の5つの金融機関と業務提携を行っており、こうした海外ネットワークを通じて、金融・情報の両面から、お客さまの海外展開をサポートしています。

海外提携金融機関

- ・スタンダード・チャータード銀行（英国）・バンコック銀行（タイ）
- ・交通銀行（中国）・香港上海銀行（英国）
- ・バンク・ネガラ・インドネシア（インドネシア）

海外拠点と職員の派遣先



グローバルニッチトップ支援貸付制度の創設

商工中金は、平成26年4月、産業競争力の強化を目的に、特定分野に優れ存在感を示すグローバルニッチトップ（GNT）を目指す中小企業等の皆さまに向けて、海外市場に乗り出す際に必要となる資金を供給する「グローバルニッチトップ支援貸付制度」を創設いたしました。同制度の活用を通じて、対象となる中小企業等の皆さまの戦略的な海外事業展開を支援してまいります。



使命実現に向けて ▼ 中小企業の企業価値向上へのサポート

取組事例

●「グローバルニッチトップ支援貸付制度」を活用し、海外事業拡大を資金面からサポート

株式会社双立（大阪府堺市）は、二輪車のフロントホイールやリアドラム、ハンドホルダーなどの保安重要部品や精密機械部品等を製造しています。

同社は、東南アジアの旺盛な需要を取り込むために、総投資3億円をかけてタイ現地法人に工場棟を増設して、現地の日本企業を中心に積極的に受注の拡大を図る計画を策定しました。商工中金は、同社の海外事業計画を高く評価し、必要な資金の一部を融資しました。

商工中金は、グローバルニッチトップを目指す、特定分野に優れた中小企業等の海外進出を積極的に支援しています。



●商工中金とJETROが連携してインドネシア事業の立ち上げをサポート

新興工業株式会社（岡山県総社市）は、プロペラシャフトやトランスミッション等の自動車部品を製造しています。

同社は、アジアにおいて高まる自動車部品需要を取り込むため、主要取引先が進出するインドネシアへの海外展開を計画し、商工中金は、同社のインドネシア現地法人に対して、事業の立ち上げに必要な運転資金を融資しました。

また、JETROも商工中金と連携して、現地での申請手続きから同社インドネシア工場の開設準備までを一貫してサポートしました。

商工中金とJETROは、中小企業等の円滑な海外展開のために、連携を深めて積極的な支援を行っています。



●アジアでの事業拡大に伴う資金調達をサポート

株式会社アブ・アウト（北海道札幌市）は、北海道旭川市で発祥した「らーめん山頭火」の運営会社です。同社は、平成23年11月に台湾に現地法人を設立し、台北市内の商業施設で事業展開していますが、台湾事業の拡大のためにUSドルでの資金調達を検討していました。

商工中金は、同社の事業実績や今後の事業計画を評価し、台湾現地法人に対してUSドル建てで融資しました。

商工中金は、海外現地法人の資金調達ニーズに対して、最適な金融スキームを提供しています。



●ニューヨーク支店から米国現地法人の資金調達をサポート

株式会社ドレミ楽器（静岡県浜松市）は、老舗の中古ピアノ修理・販売業者です。ピアノの売却希望者から直接買い取りし、自社工場で整備を行い、国内での直接販売に加えて、米国現地法人を活用した海外販売も行っています。

同社は、一般家庭におけるピアノ需要が根強い米国で事業を拡大するため、米国現地法人で運転資金の調達を計画し、商工中金は、同社の資金ニーズに対し、ニューヨーク支店からUSドル建てで融資しました。

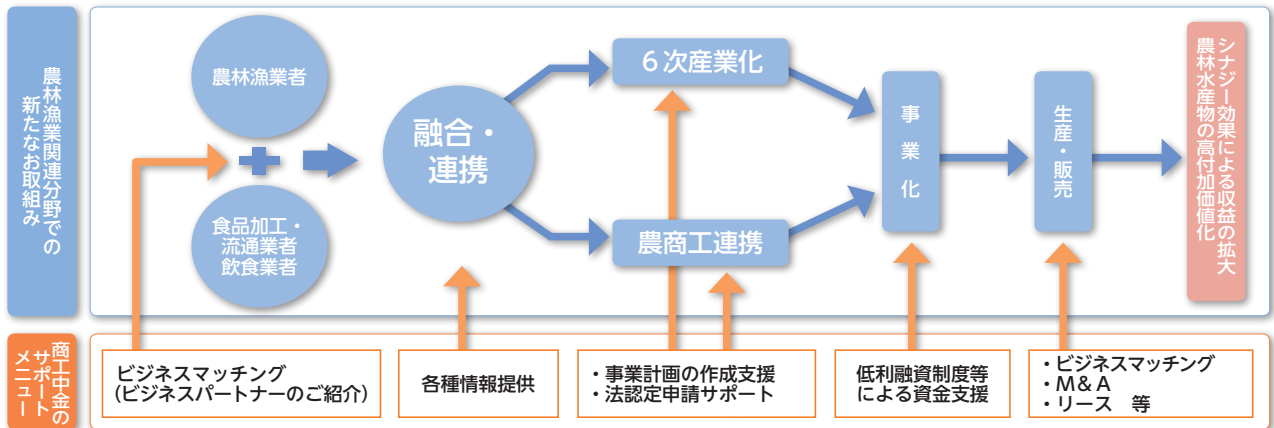
商工中金は海外拠点を活用して、中堅・中小企業の海外における金融ニーズに積極的に対応しています。



■ 農商工連携支援

政府においては、地域の基幹産業である商工業と農林水産業との連携を強化し、相乗効果を発揮する取組みを支援するため、「農商工連携支援」施策を展開しています。

農商工等連携促進法に基づく認定を取得するとさまざまな支援措置を受けることができ、中小企業の皆さまにとってメリットが大きいことから、商工中金では政府や支援機関と連携して法認定のための申請サポートを行うとともに必要な資金を融資するなど情報面・金融面から総合的に支援しています。



取組事例

● 6次産業化支援に取り組む事業者を資金面からサポート

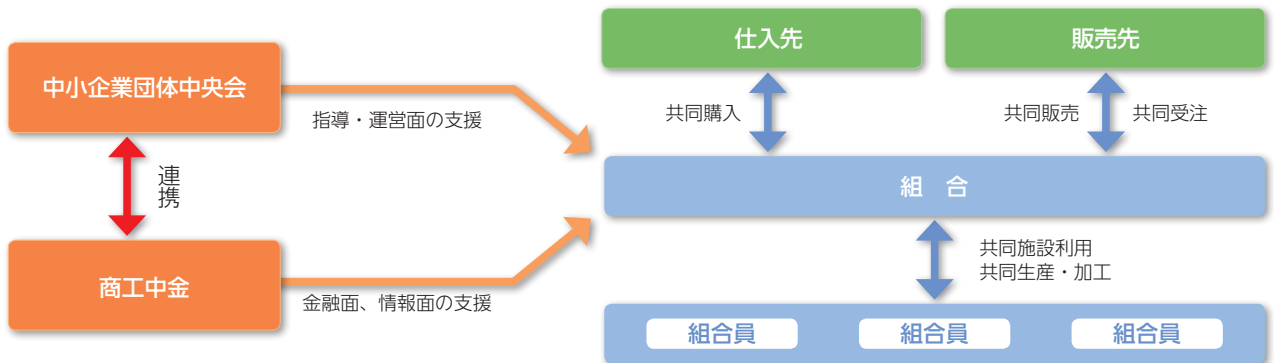
中嶋米穀株式会社（鳥取県鳥取市）は、地域に根差した精米、米穀卸売業者として、多品種小ロットにも対応し、積極的に販路を開拓しています。

同社は、主に医療施設向けに機能性のお米（低グルテリン米等）を供給するため、異品種米や異物の混入を高度に制限できる独自の精米プラントの導入を決定し、ものづくり補助金の採択を受けました。これを機に、同社では、6次産業化の認定を受けた協力事業者とともに、低グルテリン米等を活用した医療給食の供給と販売先の拡大の取組みを進めています。

商工中金は、同社の事業計画を高く評価し、必要な運転資金を融資しました。商工中金は、引き続き、全国ネットワークを活かしつつ、農商工連携や6次産業化への取組みを支援していきます。

■ 組合支援

中小企業組合は、共同事業を通じた組合員の生産性向上や、連携組織として組合員の新たな事業展開を支える役割を果たすなど、個々の企業では解決できない課題を克服し、中小企業の企業価値向上の担い手となる存在です。商工中金といたしましては中小企業団体組合の指導機関である中小企業団体中央会と連携し、「中央会推薦貸付制度」等の金融面の支援や補助金等施策情報の提供等により組合支援に取り組んでいます。



取組事例

● 地域の課題に取り組む組合の設立と事業立ち上げを中小企業団体中央会と連携してサポート

佐山の里企業組合は、森林の整備に課題を抱える隠岐の島町において、山林所有者や林業従事者が集まって、効率的に森林を維持管理することを目的に新設された組合です。

同組合は、山林の所有者と業務委託契約を結び、国や県の補助金・交付金を活用しながら、植林から間伐に至る森林整備を行い、森林資源の価値を高める役割を担います。

商工中金は、中小企業団体中央会を通じて、事業の立ち上げに必要な運転資金調達の相談を受け、地域経済への波及効果も考慮し、「中央会推薦貸付制度」を活用して融資しました。

商工中金は、各地の中小企業団体中央会と連携を深め、中小企業組合および組合員の積極的な取組みをサポートしています。

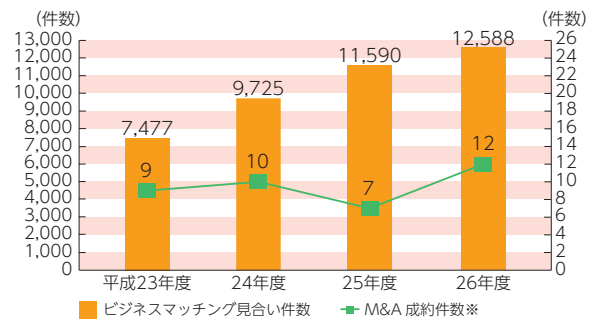
■ 企業間連携支援（ビジネスマッチング、M&A）

商工中金の全国ネットワークと豊富なお取引先とのリレーションを活用してビジネスパートナーの紹介やM&Aの仲介などに積極的に取り組んでいます。

ビジネスマッチングは、売上増加、仕入コストの削減をはじめ、生産・技術協力、新商品の共同開発、共同研究等の幅広い企業間連携を通じてお取引先の企業価値向上につながるものであり、ユース会や中金会というお取引先企業の経営者からなる親密な団体と連携しつつ取組みを強化してまいります。

M&Aは事業再編や事業承継問題等を契機としたさまざまなニーズに対し、弁護士等の外部機関と連携しながら適切に対応していくとともに、関係先との連携を活用し積極的に取り組んでまいります。

＜参考＞ビジネスマッチング・M&Aの支援件数



（※）商工中金とM&A（株式売買、事業譲渡、企業再編等）のアドバイザー契約を締結した企業（オーナー）が、商工中金関与のもと、M&Aの目的を達成した件数。

取組事例

● 海外拠点を活用したビジネスマッチングで、お取引先の海外事業をサポート

東海地方の自動車部品商社E社は、タイや中国に現地法人を設立して海外事業を強化していますが、今後の海外での売上伸長に向けて、商品ラインナップをさらに充実させたいというニーズを持っていました。

商工中金は、E社から希望条件等の詳細をお伺いし、海外拠点も活用して情報の収集に取り組みました。その結果、関東地方の自動車部品製造業F社の中国現地法人が、中国国内で販売先を求めているとの情報を入手し、商工中金は両社の商談を仲介しました。商談では、両社のニーズが見事に合致し、E社の中国現地法人とF社の中国現地法人との間の自動車部品取引がまとまりました。

商工中金は、国内の店舗網や海外拠点を最大限に活用したビジネスマッチングを通じて、中小企業の経営ニーズに対応しています。

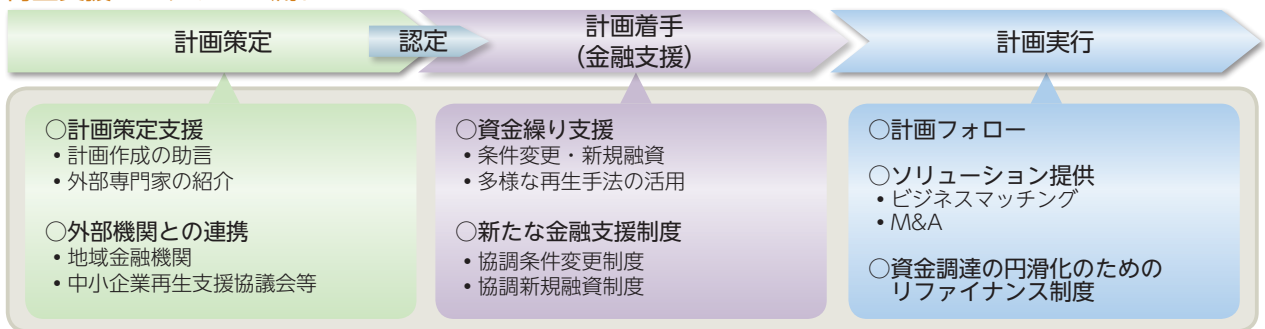
■ 再生支援

商工中金は、これまで培ってきた事業再生のノウハウをパッケージ化し、より一層積極的に経営改善計画の策定からその達成まで、一貫した総合的なサポートを行うため、平成24年11月に「再生支援プログラム」を創設しました。

また、平成25年10月には、計画に沿った改善努力により業績が改善してきた中小企業等の皆さまに対する、成長に必要な資金調達の円滑化のためのリファイナンス制度を創設し、プログラムを拡充しました。

引き続き、中小企業再生支援協議会等の事業再生支援機関との連携や地域金融機関との協調を通じ、中小企業等の皆さまの企業価値向上や地域再生・活性化に向け、取り組んでまいります。

再生支援プログラムの流れ



取組事例

● コーディネーター機能を発揮して再生ステージからの脱却をサポート

自動車部品向け金型製造のG社は、リーマンショック後に受注環境が急激に悪化し、業績の低迷を余儀なくされていたことから、商工中金は、メイン取引行である地域金融機関と協調して、経営改善計画の策定支援や返済条件の見直しを行い、G社の資金繰りを支援してきました。

G社は経営改善のために、主力とする事業を金型製造から金型メンテナンス・設計に転換して、事業計画の実現に努力し、近年は、毎期安定した業績を残していました。

そこで商工中金は、今後の事業展開次第で必要になる新規借入が取り組み易くなるように、G社の既往借入金のリファイナンスローンを提案しました。これには、取引金融機関や信用保証協会、再生支援協議会からも賛同が得られ、各金融機関協調によるリファイナンスローンが実行され、G社の再生ステージからの脱却が実現しました。

商工中金は、公的金融機関として中立性を活かしたコーディネーター機能を発揮し、中小企業の金融の円滑化に積極的に対応しています。

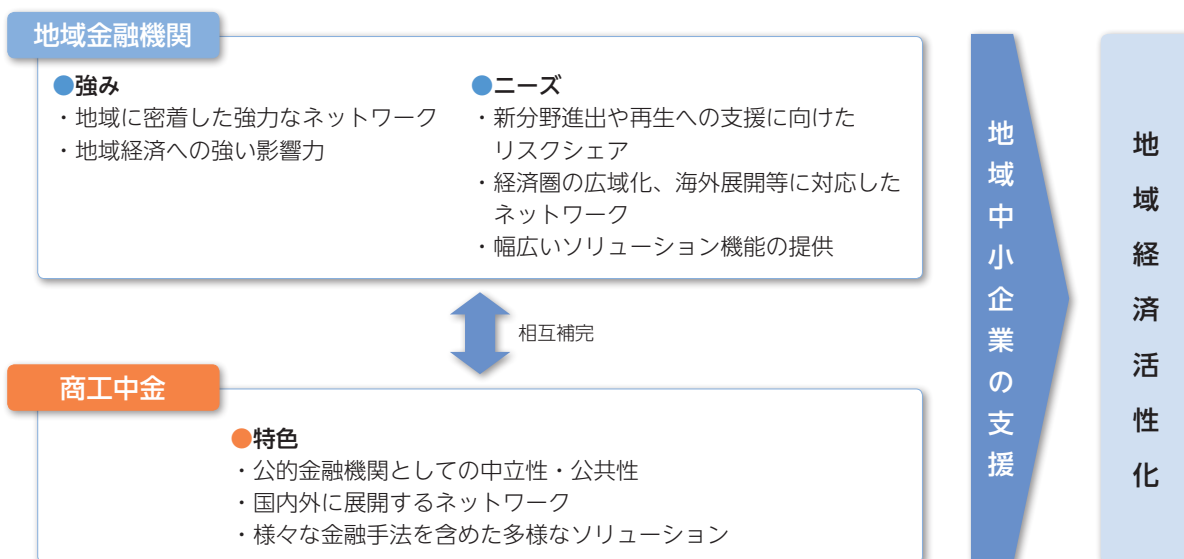
地域金融機関との協調・連携

商工中金は地域金融機関を「地域における共存・相互補完を基本に、地域の金融円滑化と地域経済の活性化を協調して達成するパートナー」と位置付け、地域金融機関との連携・協調を業務運営の基本の一つとしております。

平成26年4月1日付で設置した地域連携室を中心に、本支店一体となって地域金融機関との連携・協調を一層深めてまいりました。

具体的な取組みとして、中立性・公共性、全国ネットワーク、多様なソリューションといった商工中金の特色を活かし、地域金融機関との協調融資により、地域の中小企業を支援しているほか、M&AやABL、国際業務など幅広い分野に関する情報提供や、相互補完的なソリューションの提供等を通じた連携を実施しております。

平成27年3月には、全営業店に地域金融機関、地方公共団体、その他関係機関に対する「連絡窓口」を設置しました。「連絡窓口」を通じたきめ細かい情報交換等によって、これまで以上に連携の取組みを進めてまいります。



業務協力文書締結実績（平成27年3月）

業務協力文書締結状況	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	合計
地域金融機関数	64	41	267	154	526
業務協力文書締結先数	59	39	184	120	402

地域金融機関との協調融資実績（平成26年度実績）

業 態	件 数
地方銀行・第二地方銀行	7,409
信用金庫・信用組合	1,164
合 計	8,573

取組事例

東日本大震災からの復旧を劣後ローンで支援し地域金融機関の呼び水となった事例

塩竈倉庫株式会社（宮城県塩竈市）は、米・大豆等の穀物や飲料水等の保管・配送を行う老舗倉庫業者です。同社が所有する倉庫の大部分は沿岸部に立地していたことから、東日本大震災による津波で大きな被害を受けました。

同社は、被災して使用できなくなった倉庫の代替設備として、国の補助金も活用して、仙台港の後背地に新倉庫を建設することにしました。商工中金は、倉庫建設資金について民間金融機関の融資の「呼び水」になるよう借入返済が他に劣後する「資本的劣後ローン」により、先駆けて支援を行いました。

その結果、同社は地域金融機関等からも協調支援を得て円滑に資金調達することができました。

無保証でのシンジケートローンを地域金融機関と協調で取りまとめた事例

布目電機株式会社（愛知県名古屋市）は、オーダーメイドの特注品にも多く対応する変圧器の専門メーカーです。受注が好調で増加運転資金を必要としていた同社に対して、商工中金は同社の事業のライフスタイルに着目したABLのスキームを提案し、従来担保として利用されることのなかった変圧器等の在庫を活用したシンジケート型のABLコミットメントラインを地域金融機関と協調で組成しました。なお、本件は、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえて、参加金融機関と経営者（企業）が十分にリレーションを構築されていること等から経営者保証を求めずに対応しました。

金融円滑化への取り組み

商工中金では、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(中小企業金融円滑化法)」*の趣旨を踏まえ、期待される役割の十分な発揮に努めてまいりました。*商工中金は同法の対象金融機関ではありません。

同法は平成25年3月末を以って終了しましたが、商工中金は、「中小企業団体およびその構成員の金融の円滑化」を目的とした金融機関として、金融円滑化に向けた下記の「取組方針(金融円滑化基本方針)」のもと、「推進・管理態勢」・「苦情相談体制」・「事業改善・再生支援体制」などの態勢の強化により、その使命を果たすよう取り組んでおります。

特に、経済情勢や金融変化により経営に支障をきたす等影響を受けている中小企業者等の皆さまからの借入申込や貸付条件の変更の相談等に対して、万全を期するため、平成21年12月7日に「中小企業金融円滑化相談窓口」を、平成25年3月8日に「経営改善・資金繰り相談窓口」を全営業店に開設し、懇切・丁寧・迅速かつ個別の実情に応じた弾力的な対応を行っているところです。

経営改善や再生に取り組む中小企業者等の皆さまに対しましては、皆さまの抱える経営課題を共有し、貸付条件の変更等による資金面の支援とともに、経営課題の解決策の提案や経営改善計画の策定支援、計画の進捗状況のフォローといった「コンサルティング機能」を発揮して、業績好転と自立的存続の実現に向けた積極的なサポートを行っております。

また商工中金では、従来より、経営者保証に過度に依存しない融資手法の活用等により、中小企業者等の皆さまを積極的に支援しております。平成25年12月5日、経営者保証に関するガイドライン研究会より「経営者保証に関するガイドライン」が公表されましたが、商工中金ではガイドラインの趣旨を踏まえ、適切な対応に努めてまいります。

金融円滑化基本方針

- ①新規お借入やお借入条件の変更等のご相談・お申し込みに対しましては、懇切・丁寧・迅速な対応を心がけ、実態把握と資金使途・償還財源の検討を十分に行い、長期的な視点から安定的な資金供給を行うよう、適切な審査に努めてまいります。
- ②経営相談・経営指導および経営改善に向けた取組みに関する支援につきましては、お客さまと十分なコミュニケーションを図り、当金庫が永年培ったノウハウや多様な金融手法を活用し、お客さまの実情と企業実態を踏まえた適切な対応に努めてまいります。
- ③お客さまの企業（事業）価値を適切に見極め、その向上に貢献できるよう、研修教育等により職員的能力向上に努めてまいります。
- ④新規お借入やお借入条件の変更等のご相談・お申し込みに係る審査結果等のご説明は、理解と納得が得られるよう、お客さまの知識や経験および財産の状況等に応じ、適切かつ丁寧に行います。
- ⑤お客さまからのお問い合わせ、ご相談、ご要望および苦情には、真摯に対応します。
- ⑥お借入条件の変更等のご相談・お申し込みに対しましては、お客さまの取引金融機関や信用保証協会その他関係機関とも十分に連携し、適切に対応するよう努めてまいります。

中小企業の金融円滑化に向けた貸付条件の変更等の実績〈平成21年12月7日～平成27年3月末累計〉

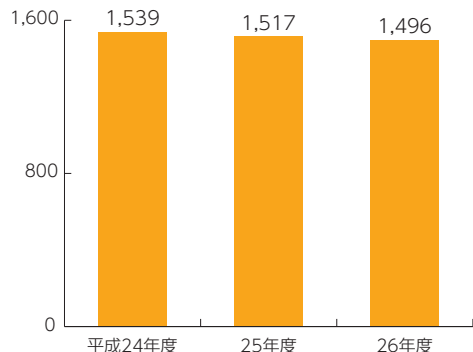
(単位：件、百万円)

貸付条件の変更の申込み		うち、実行に係る貸付債権		うち、謝絶に係る貸付債権		うち、審査中の貸付債権		うち、取下げに係る貸付債権	
債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額
174,630	6,768,828	164,732	6,404,706	2,616	104,394	3,707	123,246	3,575	136,481

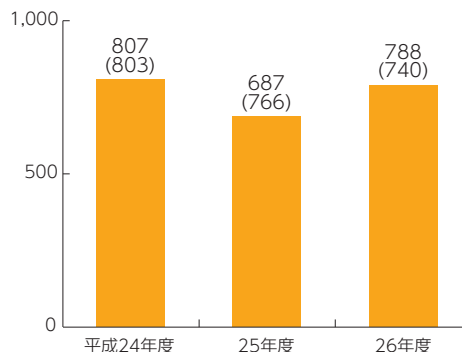
(注) 本計数には、旧債の借換は含まれておりません。

収支の状況

業務粗利益 (単位: 億円)

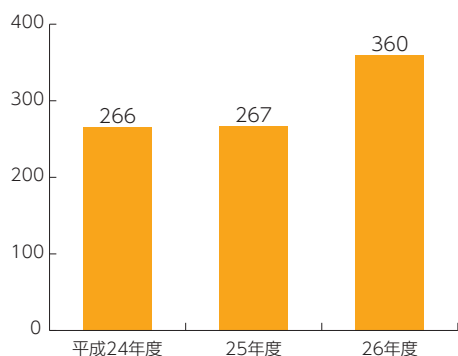


業務純益 (単位: 億円)

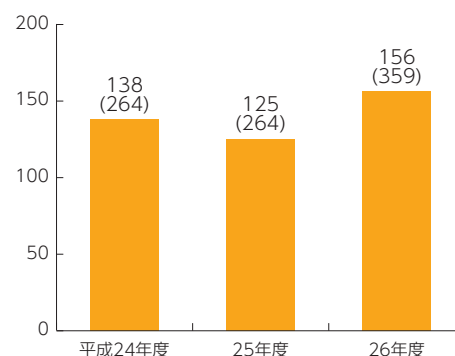


(注) () 内は一般貸倒引当金繰入額控除前業務純益

経常利益 (単位: 億円)

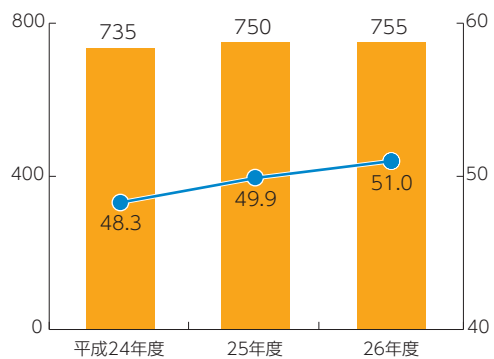


当期純利益 (単位: 億円)



(注) () 内は税引前当期純利益

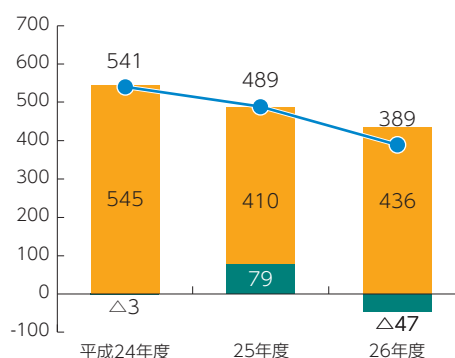
経費 (単位: 億円)・OHR (単位: %)



■ 経費 (左軸) ● OHR (右軸)

(注) OHR=経費÷業務粗利益 (国債等債券損益控除後)

与信費用 (単位: 億円)



● 与信費用

■ 不良債権処理額

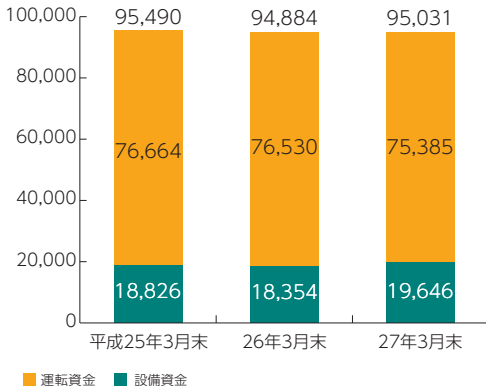
■ 一般貸倒引当金繰入額・戻入益

(注) 一般貸倒引当金戻入益はマイナスで表示

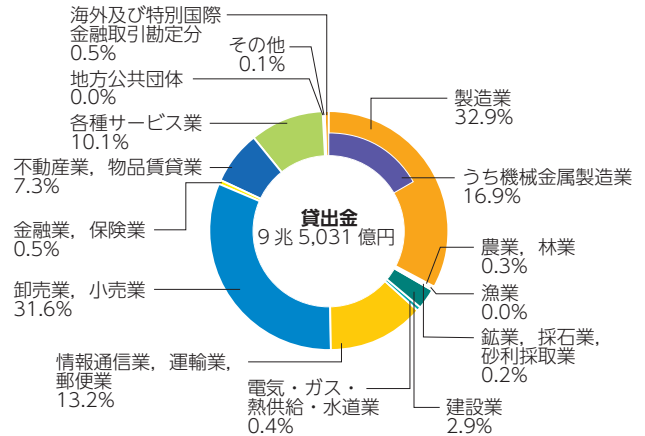
● 平成27年3月期の業務粗利益は、資金利益が減少したことなどから、前期比20億円減少し、1,496億円となりました。経常利益は、一般貸倒引当金の戻入などから、前期比92億円増加し、360億円となりました。

貸出金の状況

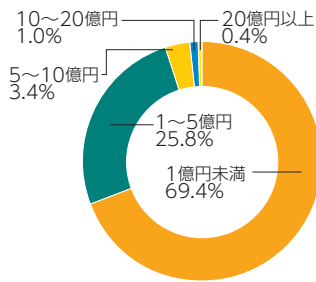
貸出金残高推移 (単位：億円)



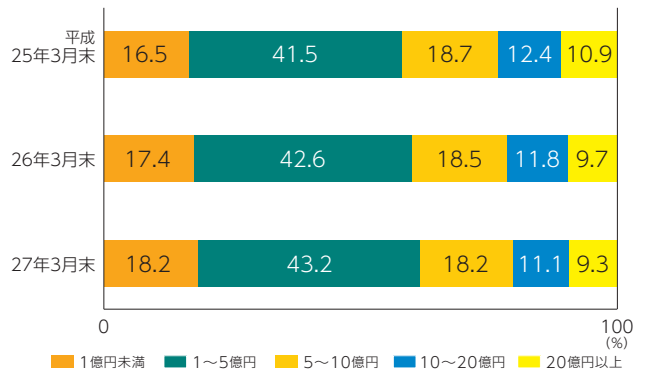
貸出金業種別内訳 (平成27年3月31日現在)



残高階層別貸出先数の構成 (平成27年3月31日現在)

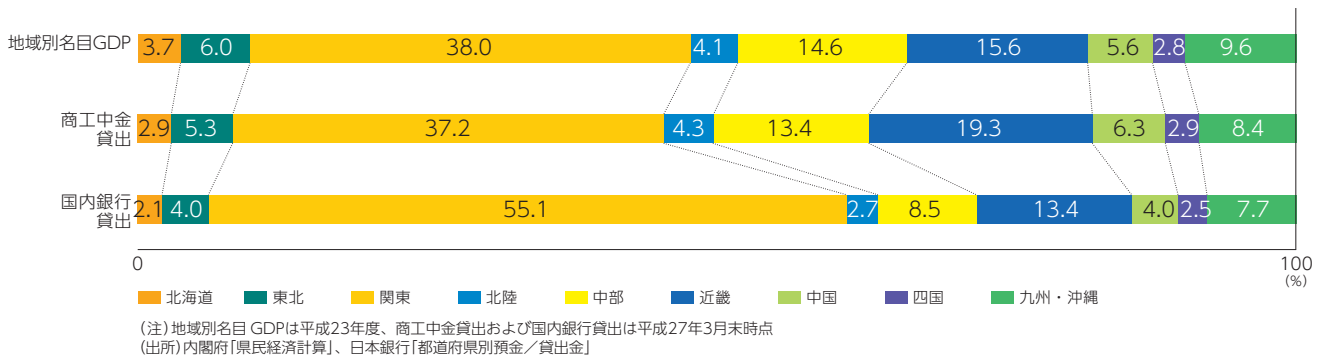


残高階層別貸出残高構成比



財務ハイライト
▼ 貸出金の状況

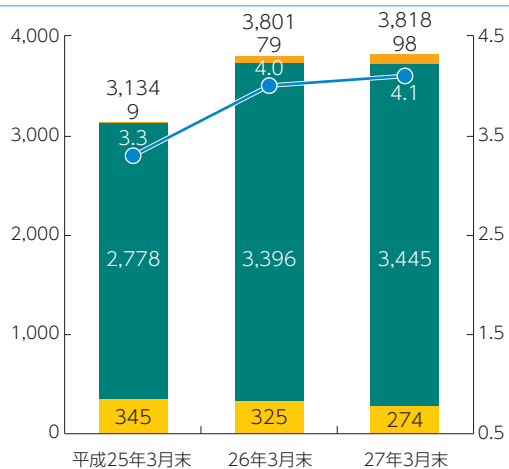
地域別名目GDPと商工中金の地域別貸出残高構成比比較



● セーフティネット機能を発揮し、お取引先の資金調達ニーズに対応した結果、平成27年3月期の貸出金残高は、前期比147億円の増加となりました。

不良債権の状況

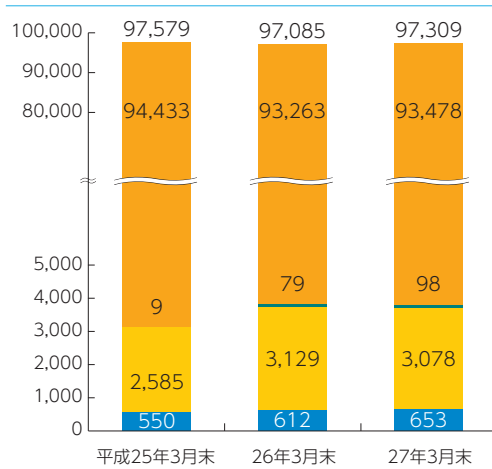
リスク管理債権および不良債権比率 (単位: 億円、%)



■ 貸出条件緩和債権・3ヵ月以上延滞債権 (左軸)
■ 延滞債権 (左軸)
■ 破綻先債権 (左軸)
● 不良債権比率 (右軸)

(注) 自己査定の結果に基づき、破綻先債権 (破綻先)、延滞債権 (実質破綻先、破綻懸念先) および3ヵ月以上延滞債権や貸出条件緩和債権 (お取引先の経営再建や支援を図る目的で金利減免など、お取引先に有利な取り決めを行った貸出金) を開示しています。
不良債権比率: リスク管理債権の貸出金に占める割合

金融再生法に基づく開示債権 (単位: 億円)



■ 正常債権
■ 要管理債権
■ 危険債権
■ 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

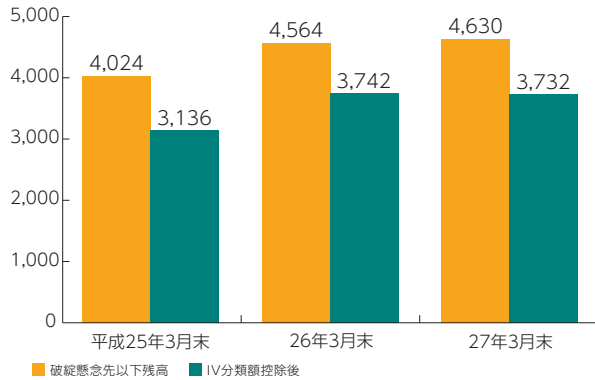
(注) 自己査定の結果に基づき、破綻先・実質破綻先の債権を「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、破綻懸念先の債権を「危険債権」、要注先先の債権のうち「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」を「要管理債権」として開示しています。

自己査定の債務者区分別残高 (単位: 億円)

	平成25年3月末		26年3月末		27年3月末	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
破綻先	899	0.9%	733	0.7%	585	0.6%
実質破綻先	539	0.6%	701	0.7%	965	1.0%
破綻懸念先	2,585	2.6%	3,129	3.2%	3,078	3.1%
要注意先	32,917	33.4%	30,916	31.6%	29,553	30.1%
要管理先	16	0.0%	94	0.1%	123	0.1%
その他要注意先	32,900	33.4%	30,822	31.5%	29,429	30.0%
正常先	61,525	62.5%	62,426	63.8%	64,023	65.2%
合計	98,467	100.0%	97,907	100.0%	98,207	100.0%

(注) 内部格付に基づき、ご融資先を正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先の5つに区分し、開示しています。

破綻懸念先以下残高推移 (単位：億円)



- リスク管理債権および金融再生法に基づく開示債権は自己査定により回収不能と区分された債権額（IV分類額）を控除した金額で表示しています。
 なお、平成27年3月末において、控除した金額はそれぞれ次の通りです。
 リスク管理債権…「破綻先債権」については301億円、「延滞債権」については578億円
 金融再生法に基づく開示債権…「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」については898億円
- 自己査定対象債権・金融再生法に基づく開示対象債権は、貸出金のほか、商工中金保証付私募債（商工中金がその元本の償還および利息の支払の全部または一部について保証している私募による社債）、外国為替、支払承諾見返や未収利息、仮払金など貸出金に準ずる債権を含みます。
- リスク管理債権は貸出金のみを対象としています。
 自己査定対象債権・金融再生法に基づく開示対象債権は、貸出金のほか、商工中金保証付私募債（商工中金がその元本の償還および利息の支払の全部または一部について保証している私募による社債）、外国為替、支払承諾見返や未収利息、仮払金など貸出金に準ずる債権を含みます。

- 自己査定において要注意先に区分されたお取引先を中心として、経営改善計画の策定支援・フォローを通じ、お取引先の経営改善に向けた積極的な取組みを行っています。
- 今後につきましても、こうした取組みに注力し、自己査定を通じた適切な債権管理を実施することで、債権・財務の健全性を維持・確保していきます。

償却・引当について

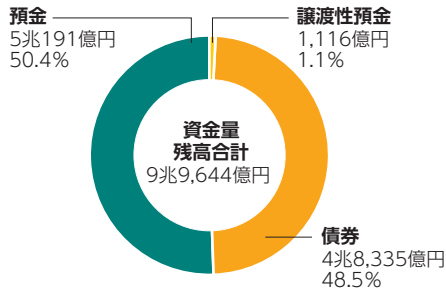
商工中金は、自己査定に基づき適正な償却・引当を実施しており、監査法人による会計監査を受けています。現状の不良債権に対して十分な処理を完了している状況にあります。

正常先・要注意先	過去の貸倒の実績に基づき合理的に算出した額を引当金として計上。
破綻懸念先	担保などで保全されていない額のうち、必要額を引当金として計上。
実質破綻先・破綻先	担保などで保全されていない額の全額を引当金として計上または償却。

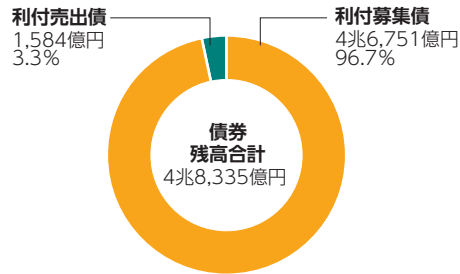
- 商工中金では、すべての与信に対して、「公認会計士協会実務指針」などの公正なルールに則り、「資産の自己査定」および「自己査定に基づいた償却・引当」を実施することで、資産の実態の的確な把握と、それに基づく管理の実施ならびに不良債権の適切な処理に努めています。

資金調達の状況

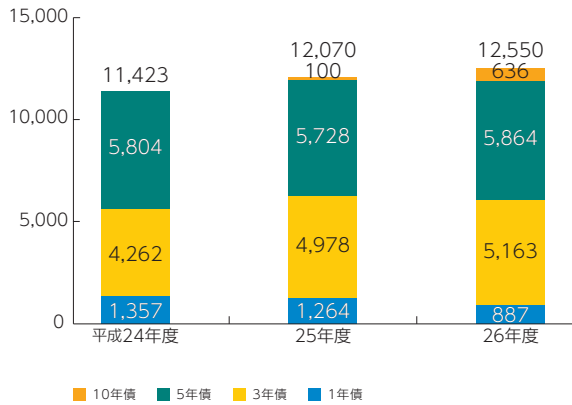
資金調達の内訳 (平成27年3月31日現在)



債券残高内訳 (平成27年3月31日現在)



募集債年度間発行額 (単位: 億円)



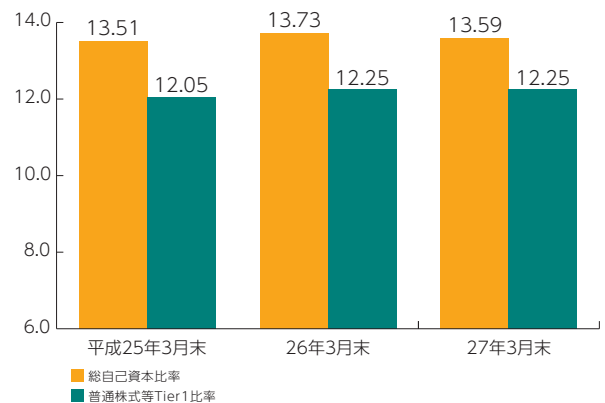
● 募集債を中心とした債券による安定調達に加え、個人・法人預金を主体とした資金調達の基盤拡充に努めています。

自己資本の状況

自己資本等の推移 (単位: 億円)

	平成25年3月末	26年3月末	27年3月末
総自己資本	9,624	9,701	9,700
普通株式等Tier1	8,581	8,652	8,743
うち民間保有株式	1,170	1,170	1,170
うち政府保有株式	1,016	1,016	1,016
うち危機対応準備金	1,500	1,500	1,500
うち特別準備金	4,008	4,008	4,008
うち利益剰余金	941	1,021	1,119

自己資本比率の推移 (単位: %)



(注) 商工中金は株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項およびそれに基づく金融庁・財務省・経済産業省告示により、自己資本比率の向上に努めています。

- 平成27年3月期の総自己資本比率は13.59%と安定した水準で推移しております。
- また、自己資本に占める中核的自己資本（普通株式等Tier1）の割合が高いことなど、自己資本の質は高いものとなっています。

適正な業務運営の仕組み

商工中金のガバナンス	26
商工中金にとってのCSRとは.....	28
環境方針.....	28
リスク管理態勢	29
危機管理態勢	32
法令遵守の態勢	33
顧客保護に対する取組み.....	34
重要事実の開示に関する方針.....	36
ディスクロージャーの状況	36

■ 商工中金のガバナンス

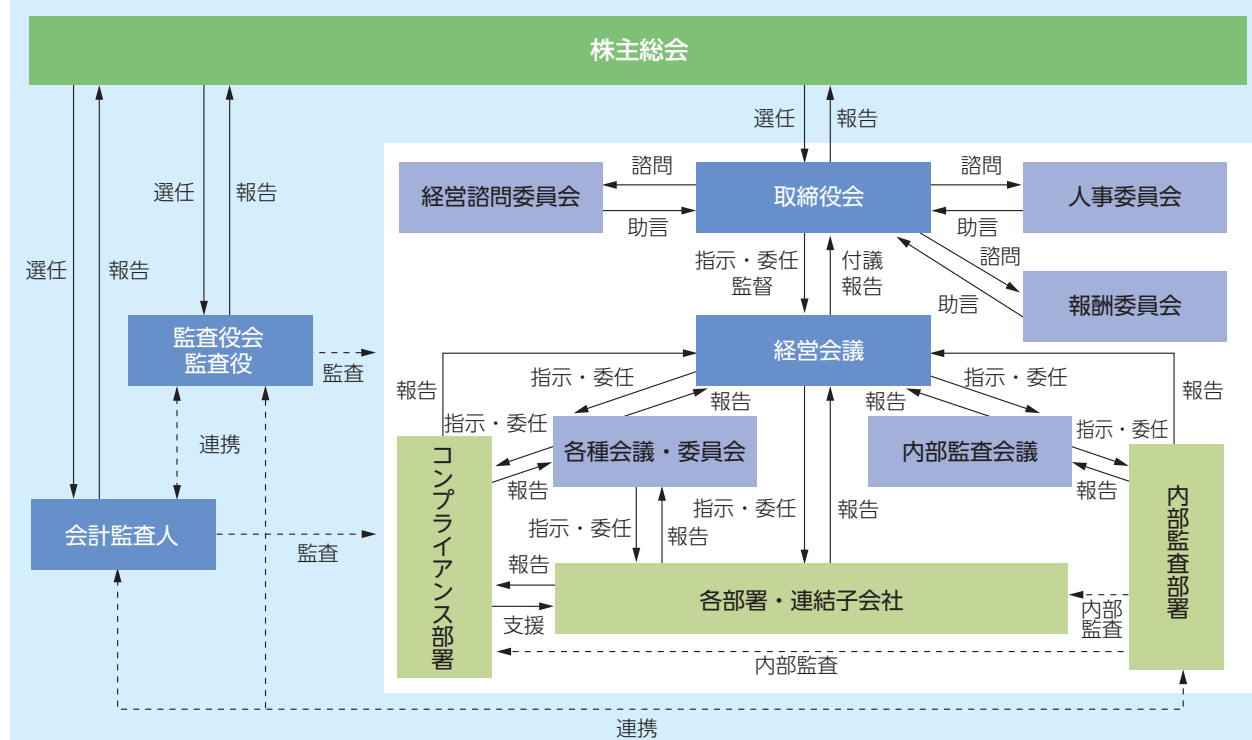
特殊会社（特別の法律に基づく株式会社）化を契機に、株主である中小企業組合やその組合員、政府、および市場の規律のもと、株式会社商工組合中央金庫法および会社法に基づき、取締役会、監査役（会）、会計監査人を設置するとともに、中小企業団体と中小企業の意向を経営に反映させるため、取引先中小企業の代表者で構成される「経営諮問委員会」、役員人事に関する中小企業の意見や助言を経営に反映させるため、取引先中小企業の代表者や外部有識者で構成される「人事委員会」、役員報酬（制度）および退職慰労金に関する中小企業の意見や助言を経営に反映させるため、取引先中小企業の代表者や外部有識者で構成される「報酬委員会」を設置し、「中小企業の、中小企業による、中小企業のための金融機関」という基本的性格を堅持しつつ、さらなるガバナンスの強化・整備に努めていきます。

会社の機関の内容

- A. 取締役会
取締役会は取締役10名、そのうち社外取締役2名（平成27年6月末現在）で構成されております。取締役会は、業務運営が全体として適切かつ実効的に機能するよう、重要な業務執行の決定と取締役の職務の監督を行っております。
- B. 監査役会・監査役
監査役会は監査役5名、そのうち社外監査役3名（非常勤監査役を含む。平成27年6月末現在）で構成されております。監査役は、取締役の職務の執行を監査し、監査役会は、監査報告の作成、常勤の監査役の選定および解職、監査方針の決定等を行っております。
- C. 社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針の内容
該当ありません。
- D. 経営諮問委員会
中小企業団体と中小企業の意向を経営に反映させるため、取引先中小企業の代表者で構成される「経営諮問委員会」を設置し、業務運営に関して意見や助言をいただいております。
- E. 人事委員会
役員人事について取引先中小企業の代表者や外部有識者で構成される「人事委員会」を設置し、意見や助言をいただいております。
- F. 報酬委員会
役員報酬（制度）や退職慰労金に係る業績評価について、取引先中小企業の代表者や外部有識者で構成される「報酬委員会」を設置し、意見や助言をいただいております。
- G. 経営会議
代表取締役社長、代表取締役副社長等で構成する経営会議を設置し、取締役会が決定した基本方針に基づき、業務執行に関する基本的事項、重要な投融資について、機動的かつ十分な協議を経て意思決定を行っております。
- H. 内部監査会議
内部監査部門の被監査部門からの独立性を確保し、より牽制機能が働くよう、経営会議直轄の内部監査会議を設置し、内部監査の制度や内部監査計画について審議を行っております。
- I. 各種会議・委員会
経営会議のもとに、内部監査会議のほか、経営企画、投融資、コンプライアンス、CS推進、信用リスク管理、地域活性化支援、女性活躍推進等の事項に関して、各種会議・委員会を設け、代表取締役副社長等を中心として、経営会議に付議する事項の審議等を行っております。

適正な業務運営の仕組み ▼ 商工中金のガバナンス

商工中金のガバナンス体制



経営諮問委員会・報酬委員会・人事委員会名簿（平成27年7月1日現在）

委員会	委員	委員	
経営諮問委員会	委員長	長：神谷 光信（神谷コーポレーション株式会社 代表取締役会長）	
	副委員長	長：村越 政雄（株式会社ムラコシ精工 代表取締役社長）	
	委員	長：井上 浩行（大裕鋼業株式会社 代表取締役社長）	
	委員	小田 禎彦（株式会社加賀屋 代表取締役相談役）	
	委員	小田切 達雄（株式会社オダギリ 代表取締役社長）	
	委員	貝原 良治（カイハラ株式会社 代表取締役会長）	
	委員	川崎 修（株式会社東研サーモテック 代表取締役社長）	
	委員	菅野 豊（株式会社栄楽館 代表取締役社長）	
	委員	菊地 義治（菊地歯車株式会社 取締役会長）	
	委員	国東 照正（香川県信用組合 理事長）	
	委員	小林 健次郎（親和電機株式会社 代表取締役社長）	
	委員	小正 芳史（小正醸造株式会社 代表取締役社長）	
	委員	今野 敦之（株式会社ユームディア 代表取締役会長）	
	委員	坂戸 誠一（株式会社坂戸工作所 代表取締役社長）	
	委員	杉谷 雅祥（山陰クボタ水道用材株式会社 代表取締役社長）	
	委員	鈴木 勝人（株式会社ベルソニカ 代表取締役社長）	
	委員	関根 宏一（関根床用鋼板株式会社 取締役相談役）	
	委員	田中丸 善保（株式会社佐世保玉屋 代表取締役会長）	
	委員	千倉 成示（株式会社千倉書房 代表取締役社長）	
	報酬委員会	委員長	長：児玉 洋介（児玉鋳物株式会社 代表取締役社長）
委員		長代理：中村 利雄（日本商工会議所 専務理事）	
委員		佐伯 昭雄（東北電子産業株式会社 代表取締役会長）	
委員		松井 秀樹（森・濱田松本法律事務所 弁護士）	
委員		杉山 秀二（株式会社商工組合中央金庫 代表取締役社長）	
委員		森 英雄（株式会社商工組合中央金庫 代表取締役副社長）	
人事委員会		委員長	長：岡村 正（日本商工会議所 名誉会頭）
		委員	長代理：菊地 義治（菊地歯車株式会社 取締役会長）
		委員	小島 順彦（三菱商事株式会社 取締役会長）
		委員	神谷 光信（神谷コーポレーション株式会社 代表取締役会長）
	委員	坂戸 誠一（株式会社坂戸工作所 代表取締役社長）	
	委員	坂戸 誠一（株式会社坂戸工作所 代表取締役社長）	

氏名は敬称略

内部統制システムの整備の状況

商工中金は、会社法第362条第5項に基づき、同条第4項第6号に規定する商工中金の業務ならびに商工中金および子会社等から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を以下のとおり定めております。

A. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 取締役会は、役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、各種内部規定およびコンプライアンス・ハンドブックを制定・周知するとともに、役員が法令等を遵守する体制を整備する。
- コンプライアンスの企画、推進および管理に係る審議・検討を行う会議ならびに統括部署としてコンプライアンス統括室を設置するとともに、全部室にコンプライアンス責任者およびコンプライアンス担当者を設置する。
- 取締役会は、コンプライアンス統括室に、年度ごとに、研修の実施などコンプライアンスに係る具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定させ、定期的実践状況を確認する。
- コンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、速やかに取締役および監査役へ報告する体制を整備する。また、社内および社外に内部通報窓口を設置し、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制を整備する。
- 執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。
- 反社会的勢力の不当な介入を排除するための方針を制定・周知し、反社会的勢力を断固排除するための体制を整備する。

B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 取締役会議事録など、取締役の職務の執行に係る情報については、内部規定に基づき保存・管理を行う。
- 監査役は、これらの情報を常時閲覧することができ、
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 取締役会は、業務遂行上認識すべきリスクを定義し、「リスク管理規程」およびリスク種類ごとの管理方針を制定・周知するとともに、リスク種類ごとおよび統括リスクの管理部署を定めるなど、リスクを的確に把握し、管理するための体制を整備する。
- 取締役会および経営会議等は、全体のリスクおよび個別のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。
- 執行部門から独立した内部監査部署は、リスク管理の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。

D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 取締役会を別途定める規則に従って定例開催するほか、取締役会から一定の権限の委譲を受けた経営会議を設置する。経営会議は、取締役会から授けられた事項について決定するほか、取締役会への付議事項を事前に検討する。また、経営会議へ付議する事項を審議する各種会議を設置する。
- 取締役会は、中期経営計画ならびに単年度の経営計画、業務計画および予算を策定し、効率的な職務執行を行う。
- 取締役の職務の執行を効率的に行うため、職制、分掌業務および職務の権限に係る内部規定を制定し、職務執行を担担する。
- 中小企業組合および中小企業により構成される経営諮問委員会を設置し、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映させる仕組みを構築する。

E. 商工中金および子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 商工中金の子会社等の取締役その他の業務執行者（以下「取締役等」という。）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 取締役会は、商工中金および子会社等の業務の適正を確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、子会社等の業務運営を適切に管理するため、「子会社等管理規程」を制定・周知する。
- 取締役会は、子会社等を統括して管理する部署（以下「統括部署」という。）および子会社等ごとに担当部署（以下「担当部署」という。）を設置し、子会社等の業務運営を指導管理する。
- 子会社等の業務が、その業務の規模・特性に応じ、コンプライアンスの観点から適切なものとなるように、子会社等においてコンプライアンス態勢を整備する。
- コンプライアンス統括室は、子会社等においてコンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、子会社等から報告を受け、速やかに取締役および監査役へ報告する体制を整備する。また、子会社等の社内および社外に内部通報窓口を設置し、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制を整備する。
- 子会社等において反社会的勢力の不当な介入を排除するための方針を制定・周知し、反社会的勢力を断固排除するための体制を整備する。

- (b) 商工中金の子会社等の取締役等の職務の執行に係る事項の商工中金への報告に関する体制
 - 統括部署および担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け、子会社等の実態把握および指導を行い、子会社等の業務運営状況等を定期的に取締役会および経営会議に報告する。
 - 商工中金は、統合的グループ経営、業務運営の適正化等の観点から、「子会社等管理規程」に基づき、必要に応じ、子会社等に対して経営指導等を行う。
- (c) 商工中金の子会社等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 子会社等に係るリスク管理体制は、「リスク管理規程」に準ずる。
 - 取締役会および経営会議等は、子会社等のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。
 - 統括部署は、各リスク管理部署と子会社等との調整等を行い、必要に応じて担当部署と連携をとりながら、各リスク管理の実効性を確保する。
 - 子会社等は、商工中金の指導の下、適正なリスク管理を行う。
- (d) 商工中金の子会社等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 子会社等は、子会社等の取締役等の職務の執行を効率的に行うため、分掌業務および職務の権限等に係る内部規定を制定し、職務執行を担担する。
 - その他
 - 執行部門から独立した内部監査部署は、子会社等の監査を行い、監査結果等について取締役会に報告する。
 - 商工中金と子会社等との間で取引を行うに当たって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の条件により取引を行う。
- F. 商工中金および子会社等から成る企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制
 - 財務諸表および財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するため、財務報告プロセスの整備、内部統制の文書化、財務報告プロセスに係る内部監査など、適切な内部統制を構築する。
 - 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した使用人（監査役付）を配置する。
 - 監査役付は、取締役の指揮命令を受けないものとし、監査役付の人事・処遇関係については、監査役と事前に協議する。
- H. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (a) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制
 - 取締役および使用人は、商工中金の重要な決定事項、子会社等に係る重要な事項その他商工中金に重要な影響を及ぼす情報について監査役へ報告を行う。
 - 取締役および使用人は、監査役が報告を求める事項の報告を行う。
 - 社内および社外に設置した内部通報窓口にも内部通報があった場合、コンプライアンス統括室は当該窓口より報告を受け、監査役へ報告を行う体制を整備する。
 - (b) 子会社等の取締役、監査役その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
 - 子会社等の取締役、監査役その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、子会社等に係る重要な事項について監査役へ報告を行う。
 - 子会社等の社内および社外に設置した内部通報窓口にも内部通報があった場合、コンプライアンス統括室は当該窓口より報告を受け、監査役へ報告を行う体制を整備する。
 - (c) 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - 商工中金および子会社等は、上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを内部規定において定め、周知する。
- I. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 代表取締役、内部監査部門および会計監査人は、監査役と定期的に意見交換を行う。
 - 取締役および使用人は、監査役による監査の実施に協力する。
 - 監査役は、監査役会規程および監査役会規程を制定し、同規程に基づき監査を実施する。
 - 監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。
 - 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還については、監査役の請求に応じて、適正に処理する。

■ 商工中金にとってのCSR（企業の社会的責任）とは

商工中金は、株式会社商工組合中央金庫法第一条（目的）において、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体およびその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことが謳われています。

従って、第一義的にはこの法目的を的確に遂行していくことが、商工中金に課せられた最大の社会的責任であると認識しています。

商工中金の「企業理念」は、その使命を、中小企業金融の円滑化という法目的をベースに、中小企業の皆さまの企業価値向上を図ることを通じて、地域ひいては我が国の新たな力を創造していくこととし、同時に、「中小企業の皆さま」、「資金をお預けいただくお客さま」、「職員」、「社会」のそれぞれに対し経営姿勢をコミットメントしております。

また、第三次中期経営計画では、企業理念を更に共有させ、「セーフティネット機能」はもとより、「社会的課題解決に向けた総合支援」を使命実現に向け発揮する重要な機能の一つとして位置付けています。更にそれらを支える取組みとして、自らも社会の一員としてコンプライアンスはもとより環境配慮への取組み、内部統制システムやリスクマネジメントの高度化、情報開示の体制構築などの内部管理態勢整備を進めています。

商工中金では、中小企業の金融円滑化という法目的を踏まえた企業理念を実践するための事業活動そのものが「CSR」と考えており、これらの活動実績やその結果としての経営成績等を適時適切にディスクロージし説明責任を果たすとともに、それぞれのステークホルダーとの双方向のコミュニケーションを一層活発に実施してまいります。

■ 環境方針

全国展開の中小企業専門金融機関である商工中金は、「持続可能な社会」の実現を重要な経営課題のひとつと認識し、中小企業の企業価値向上という使命実現に向けた企業活動と環境保全の調和のため、積極的かつ継続的な取組みを行い地域の社会・経済に貢献します。

1. 法令等の遵守
環境保全にかかる諸法令・規則はもとより、商工中金が同意するその他の要求事項を遵守します。
2. 金融サービスを通じた環境保全
全国のネットワークを最大限活かし、国の政策、地方公共団体の施策などとも連携を図りつつ、金融商品・金融サービスの提供を通じて環境保全・保護に取り組む中小企業団体および中小企業の皆さまの事業活動等を積極的に支援し、社会全体の環境に関するリスクの低減に取り組みます。
3. 自らの事業活動における環境負荷の低減
事業活動における資源の消費や、廃棄物の排出による環境への負荷を認識し、資源循環の取組みや、エネルギーと資源の有効活用を通じ、環境保全に努めます。
4. 役職員への啓発、对外公表
役職員一人ひとりの環境問題への意識を醸成するため環境に対する啓発に努めます。また、本方針に基づく活動状況は商工中金ホームページ等で公表します。

● 金融サービスを通じた環境保全

商工中金では、環境問題への対応を促進するため、環境に配慮した経営を行っている事業者の皆さまを金融面・情報面等からサポートする「環境対策支援」を展開しています。

また、公益社団法人全日本トラック協会（東京都新宿区）と連携し、国が定める排出ガス規制に適合する車両購入資金を融資する制度を取り扱っています。同融資制度を活用して、「自動車NOx・PM法」に適合する車両（同法施行前基準対比NOx排出量66%減）累計21,000台、同法よりもさらにNOx排出量の規制が厳しい「ポスト新長期規制」に適合する車両（同規制前基準対比NOx排出量65%減）累計約17,000台の導入に寄与しました。

● 自らの事業活動における環境負荷の低減

商工中金では、節電・節水・エコドライブなどの手法を全店に通知し、取り組んでいます。また、空調など設備の代替・更新に際し、省エネ効果を意識した検討を行うこととしています。

対外的には、いわゆる「省エネ法」や「温対法」、東京都の環境確保条例を踏まえ、法令の適用を受ける施設では、毎年の実績報告などを行ってきましたが、平成21年度の法改正により、商工中金全体の使用エネルギー量も「省エネ法」および「温対法」の報告対象となり、実績集計の報告、ならびに更なる削減に取り組んでいます。

そのほか、自主的な取組みとしまして、いわゆる「グリーン購入法適合品」の調達推進や、平成18年度より本部および可能な店舗において夏季のクールビズを行っています。

■ リスク管理態勢

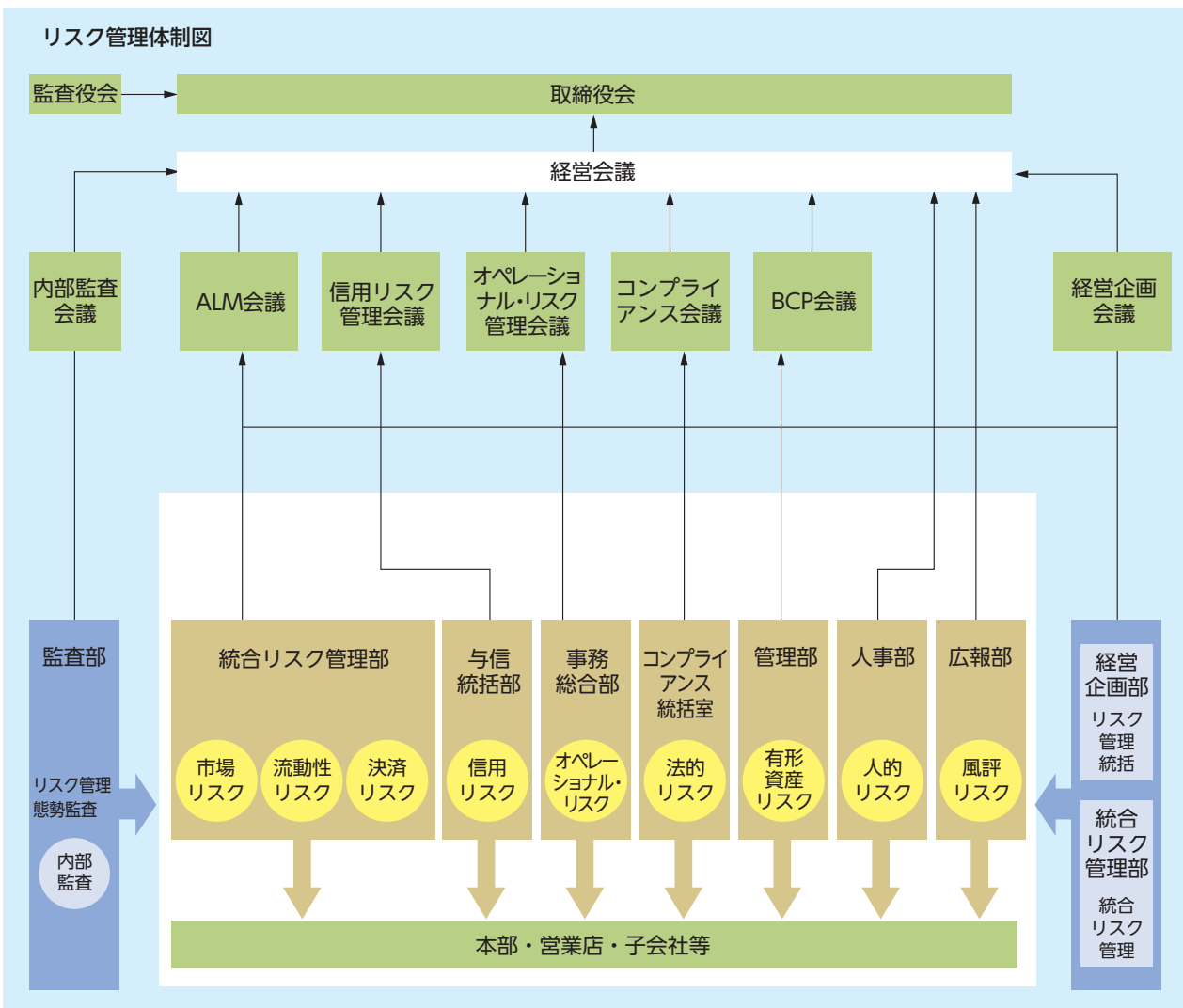
金融の自由化・国際化の進展や金融技術の高度化などに伴い、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクなど金融機関の抱えるリスクは、著しく多様化、複雑化してきており、金融機関にとってリスクを適切に管理することは、お客さまの多様化・高度化するニーズに応えるとともに、経営の健全性を維持するうえでますます重要となってきています。

こうした環境を踏まえ、商工中金では、各々のリスク管理部署を明確化し、個々のリスク管理の一層の強化に努めるとともに、経営企画部をリスク管理の統括部署として、リスク管理機能の高度化を進めています。

リスク管理上重要な事項につきましては、取締役会または経営会議で審議・決定することとしているほか、定期的に取り締役会に対しリスク管理の状況ならびに課題と対応策を報告しているなど、経営陣の十分な関与のもとリスク管理を行っております。

また、リスク・カテゴリー毎に評価したリスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照することによるリスク管理（統合リスク管理）を担当する部署として、統合リスク管理部を設置しています。

統合リスク管理部は、取締役会が決定したリスク資本枠について、その使用状況を取りまとめ、定期的にALM会議および経営会議に報告しています。



適正な業務運営の仕組み ▼ リスク管理態勢

リスクの定義

市場リスク	金利、為替相場の変動や有価証券等の価格変動に伴い、保有する資産等の価値が変動し損失を被るリスク
流動性リスク	必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる等のリスク（資金繰りリスク）、および市場の混乱等により市場において取引が不可能になる等のリスク（市場流動性リスク）
決済リスク	決済が予定通りできなくなることに伴い、損失を被るリスク（その原因と性質から、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、法的リスクに大別される）
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失することで損失を被るリスク
オペレーショナル・リスク	役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスク（事務リスク〔システムリスクに分類されない情報セキュリティリスク*を含む〕）、およびコンピュータシステムのダウンや誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被る等のリスク（システムリスク〔システムの不備、システムに対する第三者の不正による情報セキュリティリスク*を含む〕） *情報セキュリティリスク：重要な情報資産の正当性、信頼性がさまざまな脅威（漏洩、不正使用、誤操作、故障等）により失われるリスク
法的リスク	取引の法律関係が確定的でないことや、法令等が遵守されないこと等により損失を被るリスク
有形資産リスク	災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害等を被るリスク
人的リスク	人事運営上の不公平・不公正（報酬手当・解雇等の問題）・差別的行為（セクシュアルハラスメント等）等から生じるリスク
風評リスク	評判の悪化や風説の流布等により損失を被るリスク

信用リスク管理

信用リスク管理については、中小企業向けの融資ノウハウに基づく適正な融資審査基準および審査体制の堅持などにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っています。

信用リスク管理態勢

信用リスク管理の統括部署である与信統括部は、与信ポートフォリオのモニタリングやリスクの計量化を通じて信用リスク管理の高度化に取り組んでいます。

経営陣による信用リスク管理会議においては、信用格付、業種、地域などのさまざまな切り口で与信ポートフォリオを分析し、リスクの分散を図るなど、債権の健全化に取り組んでいます。

信用リスクの的確な把握とコントロールを行うため、「資産の自己査定」を実施するとともに、信用格付制度を導入しています。この信用格付制度では、中小企業の信用度を計るために最適な財務指標を選択するとともに、定性的な評価も反映しています。

審査体制面では、審査本部が、適正な審査・管理を通じて、資産の健全性の維持・向上に努めるとともに、お取引先の経営改善、再生支援についても専門部署である経営支援室を設けて、積極的に取り組んでいます。

融資審査について

中小企業は景気など外部環境に大きく左右されることから、お取引先の事業見通しについて中長期的な視点から審査をするように心がけています。具体的には、財務面のみならず、経営手腕や技術力といった決算書に表れない「知的資産」をお取引先への日常的な訪問を通して理解することに努めています。

したがって、外部環境の影響から、お取引先の業績が一時的に低迷するなどの場合には、中核となる事業部門の将来見通し、キャッシュ・フローの推移にポイントをおいて、現状認識と解決の方向性を経営者の皆さまと共有することを目指しています。こうした経営支援は商工中金の重要な使命であり、これからも地域金融機関や中小企業再生支援協議会など各関係機関と連携し、一層積極的に取り組んでいきます。

また、お取引先へのサポートをさらに推進するために、OJTや研修などにより、職員の中小企業金融についての「目利き能力」を向上させていきます。

市場リスク・流動性リスク管理

市場リスクおよび流動性リスクに関する基本方針を定め、組織・権限・管理方法などを明確化し、これに基づいた厳正な業務運営・管理を行っています。

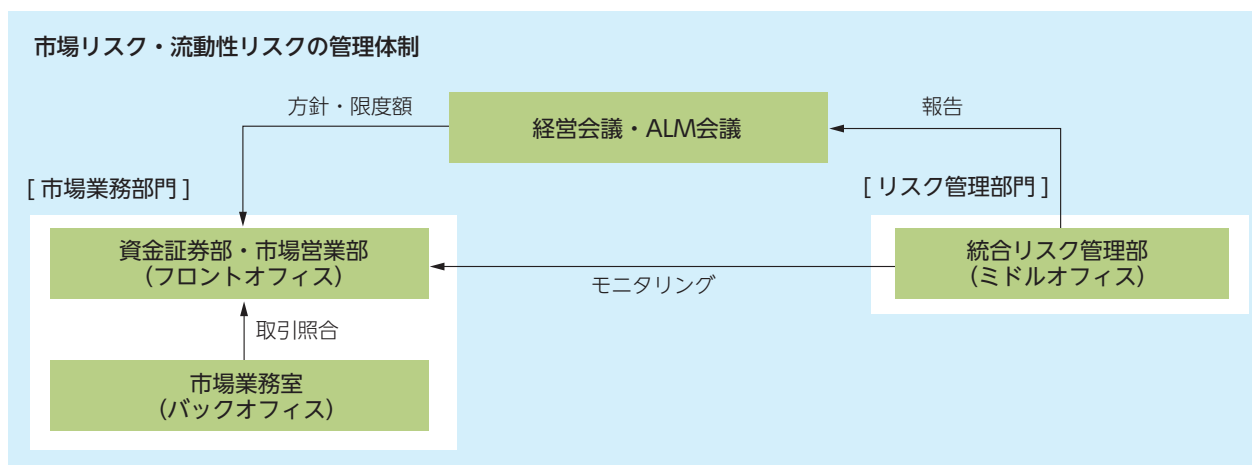
リスク管理体制

市場業務部門をフロントオフィスとバックオフィスに分離し、リスク管理部門としてミドルオフィスを設置することにより、牽制機能を確保しています。

ミドルオフィスは、経営会議・ALM会議において審議・決定された市場リスク・流動性リスクに関する限度額などの遵守状況を日々モニタリングし、定期的に報告しています。

ALM運営

市場リスク・流動性リスクを適正に管理しながら、安定した収益の確保を目指しています。金利予測、10ベースス・ポイント・バリューや、バリュー・アット・リスク (VaR) などを用いた分析、複数の金利シナリオによるシミュレーション分析などを通じ、収益とのバランスを図りつつリスクコントロールを行っています。



市場リスク（バンキング業務）の状況^(注1)

期間別金利感応度（10ベースス・ポイント・バリュー）（単位：億円）											
平成25年3月末				26年3月末				27年3月末			
1年以内	1年超5年以内	5年超	合計	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
2	△23	△29	△51	5	△33	△26	△54	5	△38	△14	△48

バリュー・アット・リスク (VaR) ^(注2) （単位：億円）		
平成25年3月末	26年3月末	27年3月末
35	89	190

(注1) トレーディング目的以外の金融商品。ただし、株式・外貨業務を除きます。

(注2) 保有期間1ヵ月、信頼区間99%

オペレーショナル・リスク管理

「オペレーショナル・リスク管理規程」を制定し、オペレーショナル・リスクの統括部署である事務総合部が商工中金全体にかかる事務リスク、およびシステムリスクの極小化を目指し統括管理を行っています。

また、オペレーショナル・リスク管理会議においてオペレーショナル・リスクに関する事項や、同リスクの把握および削減に向けた対応策について審議を行っています。

事務リスクについては、各業務の事務取扱いを明確に定めた事務規定を制定するとともに、本部による事務指導、教育の徹底、各種事務機器の導入を推進し、事務処理の誤びゅう・遺漏を削減することにより、リスク軽減に努めています。さらに、リスク・コントロール・セルフアセスメント（RCSA）を導入し、業務を担当する部署が顕在化した損失事象のモニタリングを行うとともに、自ら内在するリスクを把握・評価し、その評価に基づき改善することを通じたリスクの

低減にも取り組んでいます。

システムリスクについては、バックアップ体制の整備やバックアップセンターの保有、定期訓練の実施、外部の専門機関による定期的なシステム監査の実施などによりシステムの安定的な稼働に向け、安全対策の充実に取り組んでいます。

また、事務リスクおよびシステムリスクに含まれる情報セキュリティリスクに対しても、「情報セキュリティ対策基本通牒」や具体的な対策基準、管理手続きを制定するとともに、商工中金の情報資産について重要性などに応じた区分とリスクの評価に基づいた対策を実施することにより、情報資産をリスクから適切に保護し、そのセキュリティの確保に努めています。

災害などの非常事態に備え、緊急時のお客さまや職員の安全確保策、業務優先順位などを明示したコンティンジェンシー・プランを策定しています。

内部監査態勢の整備

内部管理態勢の適切性・有効性などを検証するため、他の本部各部から独立し、代表取締役社長直属の内部監査部門として、監査部がリスク管理態勢などの監査を行っています。

業務監査では、本部各部のリスク管理のプロセスのほか、法令等遵守や顧客保護等管理態勢、営業店の支店経営管理や運営状況などの適切性・有効性の監査を実施し、内部管理態勢を一層向上させるための改善提言に取り組んでいます。

資産監査では、自己査定および償却・引当の適正性や信用格付の正確性の監査を実施しています。

なお、内部監査結果は、内部監査会議および経営会議を経て取締役会に定期的に報告しています。

取締役等が監査役会または監査役に報告をするための体制その他の監査役会または監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会、経営会議等の会議および委員会に出席することができるものとしています。
- ② 取締役等は、法律に定める事項のほか、業務の執行状況等について、監査役会または監査役へ適切に報告しています。

危機管理態勢

「BCP基本規程」を制定し、防災に関し、当金庫および役職員がとるべき対策を定めるとともに、災害発生時にすみやかに当金庫の機能を回復することによ

て業務の円滑な遂行を図り、業務停止による経営上のリスクを最小限に抑止する態勢を整備しています。

■ 法令遵守の態勢

商工中金では、コンプライアンスの徹底を重点課題と位置付け、業務に関するさまざまなルール、社会的規範を遵守することはもちろん、説明責任を全うする観点からディスクロージャーに努め、透明性の高い業務運営を行っています。

コンプライアンスの重要性の周知徹底

商工中金では、グループ役職員が遵守すべき倫理上の規範として、「倫理憲章」を制定し、役職員に周知しています。さらに、具体的な手引書として、業務遂行上遵守すべき法令や、問題が発生した場合の対応方法を明示したコンプライアンス・ハンドブックを作成

し、役職員に配布しています。また、営業店長会議において、コンプライアンスの徹底に対する取組姿勢を示すほか、集合研修や部室店内研修などを実施し、コンプライアンスの徹底に努めています。

コンプライアンス態勢

①コンプライアンスに関する事項の審議機関

コンプライアンスに関する事項は代表取締役副社長を議長とするコンプライアンス会議へ報告し、審議しています。コンプライアンス会議の審議結果は、経営会議、取締役会へ報告し、コンプライアンス・プログラムなど、コンプライアンスに関して特に重要な事項は、取締役会で決定しています。

②コンプライアンス統括部門

コンプライアンス統括室は、コンプライアンスの統括セクションとして、コンプライアンスにかかわる企画・管理を行い、関係部室と緊密な連携を取り合っており、商工中金のコンプライアンス態勢の構築に取り組んでいます。

③コンプライアンス責任者・コンプライアンス担当者

本部の部室長および営業店長をコンプライアンス責任者とし、本部の各部室および営業店に設置するコンプライアンス担当者とともに、法令などに抵触していないかなど、日常的にコンプライアンスの観点からチェックを行い、必要に応じ職員に指導・研修を行っています。また、本部のコンプライアンス担当者は内部規定を制定・改正する場合には、その内容が法令等に適合しているか、また、社会的規範に照らして問題はないかなどの審査を行い、必要に応じ、外部専門家と相談しています。

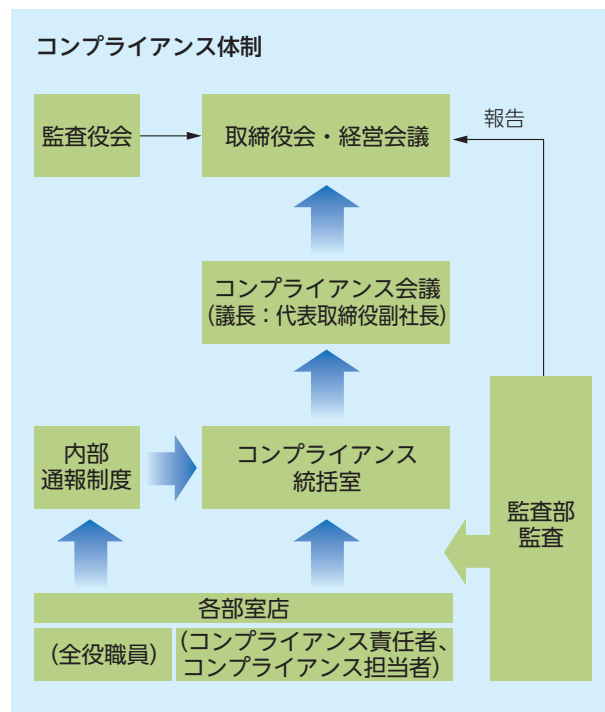
④コンプライアンスに関する監査

本部各部室や営業店が自ら行う自店監査などを義務付け、コンプライアンスの徹底状況をチェックするほか、他の本部のセクションから独立した監査部が、本部や営業店におけるコンプライアンスの徹底状況を監査しています。なお、監査結果については、取締役会

に報告しています。

⑤内部通報制度

商工中金では、コンプライアンス上の問題が発生した場合に未然に拡大を防止し、早期に問題を是正するため、内部通報制度を設けています。コンプライアンス統括室のほか、外部弁護士や外部事業者に通報窓口を設置し、役職員が通報しやすい体制を整備しています。



反社会的勢力の排除

金融機関として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するために、反社会的勢力を金融取引から排除していくことが求められています。

商工中金では、コンプライアンス統括室を反社会的勢力の排除に係る統括部署とし、各部室店には反社会

的勢力責任者を配置するなど、反社会的勢力排除に向けた体制を整備し、警察や弁護士など外部専門機関とも連携して反社会的勢力との関係遮断、取引排除に取り組んでいます。

倫理憲章

1. 信頼の確立

- (1) 中小企業による中小企業のための金融機関として、総合的で質の高いサービスを安定的に提供し、お客さまの持続的成長を支援します。また、金融機関としての資金決済・仲介機能を発揮するという社会的責任を十分に理解し、行動します。
- (2) 使命や金融機関としての社会的責任を果たすため、適時適切なディスクロージャーをはじめ、広く社会とのコミュニケーションを図ります。また、一人一人が日々の業務において与えられた役割を適切に果たし、健全かつ適切な業務運営を通じて、信頼の維持・確立に努めます。
- (3) 全ての役職員が公正な職務の執行に努め、確固たる企業倫理を構築します。また、内部管理体制、リスク管理体制などの内部統制の充実を図り、自己規律を備えた自己責任に基づく業務運営を徹底します。

2. お客さま本位の徹底

- (1) お客さまの成長が商工中金の使命であることを十分に認識し、お客さまに対して、常に懇切・丁寧・誠実に対応し、お客さまの満足が得られるように接遇します。
- (2) お客さまの立場になり、お客さまのニーズや経験を踏まえ、適切なサービスを提供します。また、サービスの提供の際には、お客さまのメリット、デメリット、サービスに包含されるリスクなどについて、適切かつ十分に説明し、お客さまのご理解が得られた上で、取引を行います。
- (3) お客さまからお預かりする情報の管理について、細心の注意を払い、漏えいの防止等のため、適切に管理します。また、お客さまからお預かりする情報は、利用目的の範囲内で利用し、利用目的外に利用する場合は、お客さまの同意を得ます。

3. 法令等の厳格な遵守

- (1) 金融機関としての業務を行うに当たり、公正な競争の確保、顧客情報の厳格な取扱い、インサイダー取引の禁止、マネー・ローndリングの防止など、あらゆる法令やルールを遵守し、社会的規範を逸脱するような不健全な融資や営業活動を慎み、良識ある業務遂行を行います。
- (2) 万一、法令やルールに逸脱する事態が発生した場合は、それを隠ぺいすることなく、定められた報告体制に従って報告します。そして、迅速な問題解決と、二度と同様の事態が発生することのないように、再発防止に努めます。
- (3) 物品・サービスの購入やシステムの発注等を行うに当たっては、公正な市場ルールと適正な商慣習に従って取引を行い、仕入先との関係において、公正性と透明性を確保します。また、談合などの不正な取引とは断固として決別します。

4. 人権の尊重

- (1) お客さま、役職員をはじめあらゆる人の尊厳、基本的人権を尊重し、日々の業務に取り組めます。
- (2) それぞれがお互いの人格を尊重し合い、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの個人の尊厳を傷つける行為や差別、偏見のない明るい職場環境づくりに努めます。

5. 反社会的勢力の排除

- (1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える暴力団などの反社会的勢力と断固対決し、不当な介入を排除します。
- (2) 犯罪やテロに利用されることを防ぐために、本人確認を徹底し、各種犯罪性、テロが疑われる取引や不自然な態様の取引を発見した場合は、見過ごすことなく、疑わしい取引の届出など適切に対応し、マネー・ローndリングの防止に努めます。

顧客保護に対する取組み

商工中金では、お客さまへの適切かつ十分な説明（顧客説明管理）、お客さまのご要望や苦情に対する適切な対応（顧客サポート等）、お客さまの情報の適切な管理（顧客情報管理）、業務を外部委託する場合におけるお客さまの情報の適切な管理やお客さまへの適切な対応（外部委託管理）、およびお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引の適切な管理（利益相反管理）を行うため、顧客保護等管理規程を定め、お客さま第一主義の経営姿勢を実践しています。

例えば、融資や預金、債券のお取引などに際し、お客さまのご理解・納得を得られるよう、丁寧に契約内容などの説明を行っています。特に、元本欠損の恐れのある商品を勧誘する場合には、「金融商品販売にかかる勧誘方針」に則り、適切な勧誘を行うことに加え、例えばシニア世代のお客さまに対して保険や投資信託を勧誘する

際には、複数回の説明を行うなど適切な勧誘に努めています。

また、「お客さまサービスセンター」を設置し、お客さまからのご要望や苦情の受付体制を整備するとともに、寄せられたご要望や苦情について「CS（顧客満足）推進会議」で検討を行い、再発防止や業務改善に努めています。

こうした顧客保護に対する取組みを適切に管理するために、顧客説明管理、顧客サポート等、顧客情報管理、外部委託管理、および利益相反管理それぞれに応じ管理責任者を設置するなど、所要の体制を整備しています。なお、コンプライアンス統括室は、各管理責任者による管理状況をモニタリングし、その結果を定期的にコンプライアンス会議・経営会議および取締役会へ報告しています。

個人情報保護に対する取組み

「個人情報の保護に関する法律」の趣旨を踏まえ、個人情報保護にかかる取組方針などに関する宣言（「個人情報保護宣言」）をホームページなどで公表し、厳格な安全管理体制のもと個人情報保護に取り組むとともに、継続的に改善するよう努めています。

また、個人情報保護窓口において、個人情報保護にかかる相談や開示請求などの手続きのご案内をはじめ、開示請求などの各種請求を受け付けています。

個人情報保護宣言

1. 当金庫は、お客様からお預りする個人情報を適切に取扱い保護することの重要性に鑑み、「個人情報の保護に関する法律」その他関係法令・指針等を遵守し、個人情報保護に取り組むとともに継続的に改善するよう努めます。
2. 当金庫は、当金庫が取扱うお客様の個人情報について、漏えい・不正アクセス等の防止のため、厳格な安全管理体制を構築します。
3. 当金庫では、お客様の個人情報は、利用目的の範囲内で利用します。利用目的以外に利用する際は、お客様の同意をいただきます（但し、法令により認められる場合は除きます）。また、当金庫における利用目的は、個人情報をお預りする際に明示する他、当金庫ホームページなどで公表します。
4. 当金庫は、お客様の個人情報を、法令に定める場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく第三者に提供することはいたしません。
5. 当金庫では、業務を円滑に遂行するため、お客様の個人情報の取扱いを委託業者に業務委託する場合があります。この場合、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう適切に監督いたします。
6. 当金庫が取扱うお客様の個人情報について、内容の開示・訂正・利用停止等のお申出に対しましては、各支店にて受付け、法令に基づき、速やかに対応いたします。
その他個人情報に関するお問合せ・ご相談・ご意見等は、各支店の窓口または下記までご連絡下さいませようお願い申し上げます。

当金庫は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、お客様の個人情報を、以下業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

業務内容

- 預金業務、債券業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- 公共債窓販業務、登録機関業務、口座管理機関業務、保険販売業務、投信販売業務等、法律により当金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- 信託契約代理店業務、ビジネスマッチング・M&A、メールサービス、社債・投資業務、資産流動化業務およびこれらに付随する業務
- その他当金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

利用目的

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込受付のため
- 法令等に基づくご本人様の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 当金庫との預金取引や債券取引、融資取引等における期日管理・債権管理等、お取引における管理のため
- 金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため
- 融資のお申込みやご利用等に際しての判断のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- お客様に対し、取引結果、預り残高等の報告を行うため
- でんさいネットから委託を受けた業務を遂行するため、電子記録債権の円滑な流通の確保のためおよび当金庫の与信取引上の判断のため
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該事業を適切に遂行するため
- お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため（なお、ダイレクトメールの発送やテレマーケティングその他の非対面セールス活動の目的で個人情報を利用することの中止を希望される場合は、取引店までご連絡下さい。）
- 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- その他、各種連絡等、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

【お問合せ窓口】

個人情報保護センター 電話番号：03-3246-9326（受付時間：営業日の9時から17時まで）

金融ADR制度への対応

平成22年10月1日より、金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）が開始されました。商工中金では、お客さまからの苦情、お客さまとの紛争の解決に公正かつ的確に対応するために業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ・チラシ等で公表しています。

① 苦情処理措置

商工中金の営業店（電話番号は店舗等一覧のページをご覧ください）・お客さまサービスセンター（電話：0120-079-366）では、月曜から金曜（祝日および商工中金の休業日を除く）9時から17時に、さまざまなご相談やご照会、ご意見・苦情をお受けしています。なお、登録金融機関業務（投資信託窓販業務等）にかかる苦情につきましては、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（電話：0120-64-5005）でもお受けしています。

② 紛争解決措置

商工中金との紛争解決のためには、東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会が設置・運営している東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）・第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）・第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）をご利用いただけます。なお、登録金融機関業務（投資信託窓販業務等）にかかる紛争解決のためには、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（電話：0120-64-5005）もご利用いただけます。

重要事実の開示に関する方針

商工中金は、中小企業による中小企業のための金融機関として、経営の透明性を高め、アカウンタビリティを的確に果たすとともに、株主、中小企業者、投資家および預金者等の皆さまから一層のご理解・ご信頼をいただけるよう、事業活動や財務の状況などについて、公平かつ適時・適切な情報開示に努めます。

この基本的な考え方にに基づき、重要事実にかかわる情報開示のあり方について対外的に公表するとともに、商工中金の役員に周知し適切な運営を図っていくことを目的として、「重要事実の開示に関する方針」を以下の通り定めています。

1. 重要事実の定義

商工中金は国内外の関係法令等で開示が求められている事項はもとより、株主、中小企業者、投資家および預金者の皆さまの判断に大きな影響を与えらると思われる情報については、公表すべき重要事実と位置付けます。

2. 開示の方法

重要事実の開示は、原則開示の日に商工中金ホームページに掲載するなど、公平な情報開示に努めます。

3. 将来情報の取扱い

商工中金が開示する予想、戦略、方針、目標等の将来の見通しに関する記述は、開示時点において入手可能な情報に基づいており、様々なリスクや不確定要因の影響を受けるため、現実の結果が見通しから大きく異なる可能性があります。

4. 投資判断について

商工中金が行う情報開示は、商工中金へのご理解を深めていただくことを目的としており、商工中金が発行する有価証券等についての勧誘を目的とするものではありません。投資等に関する決定はご自身の判断において行ってください。

5. 内部体制整備

商工中金は「重要事実の開示に関する方針」に則った情報開示を行うために必要となる内部体制の整備・充実に努めます。

ディスクロージャーの状況

商工中金は、ステークホルダーの皆さまに適時・適切な情報をご提供するため、業務内容や財務の状況などについて適切な情報開示に努めています。

開示資料

資料の種類	公表場所・方法	公表時期
事業のご報告 ●事業報告 ●計算書類 ●連結計算書類 ●附属明細書 ●会計監査報告 ●監査報告	営業店に備付け	毎年6月
決算公告（中間決算公告）	電子公告	毎年6月（毎年12月）
ディスクロージャー誌（中間ディスクロージャー誌）	営業店に備付け	毎年7月（毎年1月）
有価証券報告書（半期報告書）	EDINET、本店・大阪支店に備付け	毎年6月（毎年12月）
自己資本比率	ホームページ	毎四半期

（注）株式会社商工組合中央金庫法、会社法、金融商品取引法による開示資料です。

商品・サービス一覧

経営課題等に対する ソリューション	38
預金	43
債券	43
商工中金の預金・債券と 預金保険について	44
ATM	44
エレクトロニックバンキング (EB) サービス	45
商工中金ダイレクト	45
保険窓口販売・登録金融機関・ 信託代理業務など	45
その他のサービス	45
主な手数料	46






■ 経営課題等に対するソリューション

独自の総合支援策とその融資制度

商工中金は、独自性のある総合金融サービスをより効果的に提供するために、融資のみならず新たな金融手法や各種情報提供などの支援策を通じて、お客さまの事業活動を総合的にサポートしています。

総合支援策

支援策名称	内容	
 セーフティネット支援	ねらい	景気の変動を受けやすい事業者の皆さまに対して、安定的な資金提供を行い、セーフティネット機能を発揮します。また、災害や経済環境の悪化などの危機時には政府の法定の指定金融機関として対応します。
	対象となる方	社会的・経済的環境の変化などの外的要因、災害により一時的に業況悪化をきたしているものの、中長期的には、業況の回復が見込まれる事業者の皆さま
 地域再生・活性化支援 (地域活性化支援プログラム)	ねらい	地域再生・活性化のために、経済産業局、地方公共団体、中小企業団体中央会、商工会議所、地域金融機関などとの連携を深めながら、地域経済に密着し、重要な役割を担う事業者の皆さまをサポートします。
	対象となる方	基幹産業の振興、地域ブランドの育成、新規産業の創出など、地域の活性化、地域雇用の創出に繋がる事業に取り組む事業者の皆さま
 組合支援 (コーポラティブ21)	ねらい	組合事業の活性化、組合運営上の課題解決のために、組合の皆さまをサポートします。
	対象となる方	① 共同経済事業の活性化に取り組む組合の皆さま ② 金融事業を新たに実施する組合の皆さま ③ 新たな事業を開始する新設組合の皆さま ④ 経営革新・創業・環境問題など中小企業を取り巻く新たな課題に取り組む組合の皆さま
 創業・新事業進出支援 (イノベーション21)	ねらい	成長が見込まれる事業の創造に取り組む事業者の皆さまや、新規性があり成長が見込まれる事業の創造に取り組む事業者の皆さまをサポートします。
	対象となる方	創業しようとする、または創業7年以内（再チャレンジ支援は5年以内）の事業者の皆さま、事業に「新規性」が認められる事業者の皆さま
 再生支援	ねらい	本来、存続・発展可能性のある事業の円滑な継続に支障をきたしている事業者の皆さまをサポートします。
	対象となる方	経営内容が悪化しているものの、計画的に経営改善を進めることで、将来の見通しのある事業者の皆さま
 海外展開支援 (オーバーシーズ21)	ねらい	海外進出に取り組む事業者の皆さまをサポートします。
	対象となる方	海外進出を行う、または進出済の中小企業の皆さま（海外現地法人を含む）

支援策名称	内容	
環境対策支援 	ねらい	環境問題への対応を促進するために、企業の社会的責任（CSR）の一つとして注目されている環境に配慮した経営を行っている事業者の皆さまをサポートします。
	対象となる方	① 3R（リデュース・リユース・リサイクル）に取り組む事業者の皆さま ② 廃棄物の適正処理に取り組む事業者の皆さま ③ 大気汚染物質の排出抑制に取り組む事業者の皆さま ④ 水質汚染物質の排出抑制に取り組む事業者の皆さま ⑤ RoHS指令やPRTR制度に対応して、特定化学物質の排除や管理体制の整備に取り組む事業者の皆さま ⑥ 土壌汚染防止に取り組む事業者の皆さま ⑦ そのほか産業公害防止に取り組む事業者の皆さま ⑧ 省エネルギーに取り組む事業者の皆さま ⑨ 新エネルギー（天然ガス利用、風力発電など）の利用に取り組む事業者の皆さま ⑩ 環境配慮型経営にかかわる第三者認証などを取得した事業者の皆さま ⑪ 再生可能エネルギー源を用いて発電された電気の売電を行う事業者の皆さま
女性の社会進出・ 少子化対策支援 	ねらい	女性の社会進出を支援するために、女性起業家および女性の社会進出などに貢献している事業者の皆さまをサポートします。
	対象となる方	① 女性起業家（創業7年以内） ② 女性の社会進出促進効果がある事業（家事・育児関連事業、介護・福祉関連事業など）に取り組む事業者の皆さま ③ 女性従業員、男女雇用機会均等、少子化対策などへの配慮を厚く行っている事業者の皆さま
財務リスク マネジメント・ BCP支援 	ねらい	自社の財務リスクや災害リスクをコントロールし、経営の安定化を図る事業者の皆さま、平時より防災対策を講じ災害から資産を守り企業価値の保全を図るために、BCP*の策定や防災対策を行う事業者の皆さまをサポートします。 *BCP（Business Continuity Plan:緊急時企業存続計画）
	対象となる方	① バランスシートの改善、資金調達の多様化、各種リスクヘッジなどに取り組もうとする事業者の皆さま ② 「中小企業庁BCP策定運用指針」など、BCPを策定し、発生時に備えた事前対策に取り組む事業者の皆さま ③ 地震、台風および豪雨など、自然災害に対する防災対策に取り組む事業者の皆さま
ものづくり支援 	ねらい	ものづくり基盤技術の高度化やさまざまな経営課題の解決に取り組む事業者の皆さまをサポートします。
	対象となる方	① 「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」（中小ものづくり高度化法）に基づく特定ものづくり基盤技術を有する業種に属する事業者の皆さま ② 特定ものづくり基盤技術を有する事業者の皆さま
企業間連携支援 	ねらい	企業体質の強化のために、多様な連携により事業化に取り組む事業者の皆さまをサポートします。
	対象となる方	① 企業の売買・合併（M&A）などに取り組む事業者の皆さま ② 販路拡大や業務提携（ビジネスマッチング）などに取り組む事業者の皆さま ③ 技術の高度化や新技術・新製品開発などに取り組む事業者の皆さま ④ 複数の異なった分野の事業者などが連携して事業化に取り組む事業者の皆さま
事業承継支援 	ねらい	円滑な事業承継のために、後継者などに課題を抱える事業者の皆さまをサポートします。
	対象となる方	事業承継に取り組む事業者の皆さま
地域資源活用支援 農商工連携支援 	ねらい	地域資源を活用した事業展開に取り組む事業者の皆さま、農林漁業者と連携して新商品の開発などを行う事業者をサポートします。
	対象となる方	① 都道府県が指定する地域資源などを活用した商品開発、生産などを行う事業者の皆さま ② 農林漁業の方と連携して新商品の開発などを行う事業者の皆さま ③ 6次産業化に取り組む事業者の皆さま

総合支援策にかかる融資制度等

国の特別貸付に代わる融資制度

貸付制度等名称	貸付対象
海外現地法人に対する セーフティネット支援貸付	国際的な金融秩序の混乱により一時的に業況または資金繰りの悪化をきたしているが、中長期的には業況が回復し、発展が見込まれる海外子会社の皆さま
新事業育成資金	技術的水準が高い、または製品・サービスに特色を有するなどの新たな事業を行う中小企業で、商工中金の新事業審査委員会で新規性を認定した中小企業の皆さま
新事業活動促進資金	①経営革新計画の承認を受けた中小企業の皆さま ②経営向上計画について商工中金より承認を受けた中小企業の皆さま ③産業活力再生特別措置法に基づき経営資源再活用計画の認定を受けた中小企業の皆さま ④中小企業新事業活動促進法に基づく特定業種に属する、または、同法に基づく経営基盤強化計画に従って事業を行う中小企業の皆さま ⑤新連携計画の認定を受けた中小企業の皆さま ⑥第二創業（経営多角化、事業転換）を図る中小企業の皆さま
IT活用促進資金	情報技術の普及変化に対応した情報化投資を行う中小企業の皆さま
海外展開資金	業種、売上など一定の要件を満たし、海外展開を行う中小企業の皆さま
雇用促進資金	事業の拡大などにより、当該事業所全体で新たに原則2人以上の人材確保が見込まれる中小企業の皆さま
ものづくり支援資金	「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づき、経済産業大臣から特定研究開発計画の認定を受けた中小企業の皆さま
地域資源・ 農工商連携支援資金	①「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に基づき、経済産業大臣から地域産業資源活用促進事業計画の認定を受けた中小企業の皆さま ②「中小事業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」に基づき、農工商等連携事業計画の認定を受けた中小企業の皆さま ③「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」に基づき、総合化事業計画および研究開発・成果の利用事業計画の認定を受けた中小企業の皆さま
企業立地促進資金	「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づき、都道府県知事から企業立地計画または事業高度化計画の承認を受けた中小企業の皆さま

組織化、組合共同事業支援のための融資制度

貸付制度等名称	貸付対象
協業化・共同化融資	中小企業の皆さまが共同して実施する工場・店舗・貨物自動車および倉庫などの集団化や、商店街近代化などの高度化事業に取組む組合の皆さま
中央会推薦貸付	商工中金と都道府県中央会の共通支援テーマ（新設組合支援、ものづくり支援、地域資源活用支援、農工商連携支援、女性の社会進出・少子化対策支援、環境対策支援、BCP支援、事業承継支援、再生可能エネルギー活用支援、海外展開支援、組合間連携支援）に取組み、都道府県中央会から推薦を受けた組合および組合員の皆さま
年末・益対策組合特別貸付	年末・益時期などに賞与支払などの短期資金を必要とする組合および組合員の皆さま
年度末対策組合特別貸付	年度末時期に資金を必要とする組合および組合員の皆さま

その他の融資制度

貸付制度等名称	貸付対象
地方公共団体の制度融資	地方公共団体が行う預託制度融資を利用する中小企業の皆さま
業界団体の制度融資	業界団体が行う預託融資制度等（トラック近代化基金融資、自動車整備業エコローン等）の要件に合致する事業者の皆さま
市街地再開発事業への融資	中小企業の店舗の近代化・合理化を推進するため市街地再開発事業に参加する市街地再開発組合とその構成員および中小企業の皆さま
委託代理貸付	商工中金の長期安定資金を代理店を通じて利用される商工中金の株主である中小企業団体およびその構成員の皆さま（代理店になっている信用組合の組合員を含む） ※代理店：信用組合110、信用金庫22、その他3、計135（平成27年3月31日現在）
受託代理貸付	商工中金が委託を受けた公庫・機構（(株)日本政策金融公庫、(独)福祉医療機構、(財)自転車産業振興協会、(財)日本財団、(独)中小企業基盤整備機構、沖縄振興開発金融公庫）などの融資制度の要件に合致する事業者の皆さま*

※(独)環境再生保全機構、(独)労働者健康福祉機構については、既貸付金の管理・回収を行っています。

資金調達ニーズへの取組み

中小企業の皆さまの多様な経営課題やニーズにお応えするために、先進的な金融手法を開発して、資金調達の円滑化と多様化の実現をサポートします。

ABL	過度に不動産担保・個人保証に依存せず「事業のライフサイクル」に着目した融資スキームとして、中小企業の皆さまの資金調達の多様化をサポートします。
私募債	中小企業の皆さまの資金調達の多様化にお応えするために私募債発行のお手伝いを行っており、円滑な発行のために投資家として中小企業の皆さまが発行した私募債取得に取り組んでいます。
シンジケートローン	中小企業の皆さまの大型の資金調達ニーズにお応えするために、シンジケートローンへの参加とともに、主幹事として円滑な組成をお手伝いしています。
債権流動化	中小企業の皆さまの資金調達の多様化、財務内容の改善などのニーズにお応えするため、手形・売掛金などの債権流動化業務に取り組んでいます。

経営ニーズへの取組み

多様化・高度化する中小企業の皆さまのさまざまな経営ニーズ・経営課題の発掘力を強化しています。

M&A	企業の紹介・企業価値の算定から諸条件の調整・最終履行までお手伝いします。
ビジネスマッチング	商工中金の全国ネットワークと豊富なお取引先とのリレーションを活用して、仕入先・販売先、技術・業務提携先などのビジネスパートナーをご紹介します。
株式公開支援	資本政策のご提案、内部体制整備のご相談、証券会社・監査法人のご紹介などお客さまの立場に立ってアドバイスします。
不動産有効活用	フランチャイザーや不動産デベロッパーのご紹介など遊休地の活用をサポートします。
事業承継対策	株主である中小企業団体とその構成員の皆さまなどの事業を承継される個人・法人の方などに対し、事業承継にかかわる株式取得資金などのあらゆる資金ニーズに対応しております。また、オーナーが後継者に自社株式を売却した際の資金運用手段のアドバイスや、後継者がいない場合のM&Aのお手伝いなどのサポートも行っています。
債務保証	売買代金の支払保証、契約の履行保証、運賃または通行料などの後払保証など、貸出以外のニーズに対するソリューション提供の手段として、債務保証を活用し、お客さまの成長・発展をサポートします。
デリバティブ	市場金利や為替の変動に伴う借入調達コストや仕入れコストの増加などに対するリスクヘッジニーズにお応えするため、デリバティブ業務に取り組んでいます。

国際業務

商工中金は、中小企業の事業活動を支援する総合金融機関として、ますます活発化している中小企業の皆さまの国際的なビジネスをサポートしています。

輸出入業務	輸出手形の買取・取立、輸入信用状(L/C)の開設、輸入ユーザンス、外国送金など、中小企業の皆さまの輸出入業務に関する各種サービスをご提供するとともに、輸出入業務に関する各種ご相談に対応しています。
海外展開支援業務	中小企業の皆さまの海外進出に際し、現地の投資環境などの情報提供、進出資金の融資、海外現地銀行から融資を受ける際の保証、進出後の貿易取引などをパッケージとして「オーバーシーズ21」(海外展開に対する支援策)を提供しています。

外国為替インターネットサービス

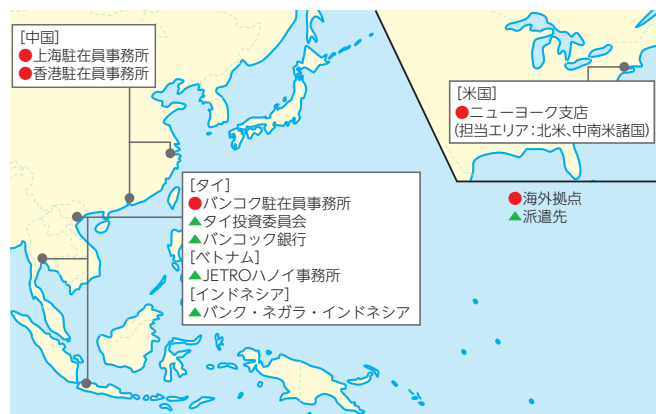
「商工中金外為Web」は、平成25年12月20日から、「為替予約」の機能を拡充し、ますます便利になりました。皆さまの外為事務の合理化・効率化を「商工中金外為Web」がお手伝いします。

サービス名称	取引機能	照会機能
外国送金受付サービス	外国仕向送金受付	外国仕向送金決済明細
輸入信用状受付サービス(※)	輸入信用状開設・条件変更受付	輸入信用状開設・条件変更手数料明細
外貨預金振替サービス	外貨預金振替依頼(円⇄外貨)	外貨預金振替計算書
明細照会サービス	—	外貨預金入出金明細 被仕向送金到着案内 輸入書類到着案内
公示相場照会サービス	—	商工中金外為公示相場
為替予約サービス(※)	為替予約 日中リーブオーダー	為替予約取引内容の確認 取引履歴の照会

※輸入信用状の開設、為替予約のお取扱いには事前に所定の審査・契約手続きが必要です。

海外拠点でのサポート

北中米地域	北中米地域では、ニューヨーク支店が中小企業の皆さまの海外進出に際しての情報提供、進出時のサポート、進出後の資金調達などの各種ご相談に幅広くお応えしています。
アジア地域	アジア地域では、香港・上海・バンコクの3つの駐在員事務所とタイ・ベトナム・インドネシアの提携機関への派遣職員が連携し、各種情報提供やご相談対応等の幅広いサポートを行っています。
海外進出されている中小企業のネットワーク構築への取り組み	商工中金では、海外に進出されているお客さま同士の交流や情報交換等を目的として、海外中金会・交流会の運営を行っています。現在では中国(上海・大連)・香港・タイ・ベトナム・マレーシア・北米で定期的にセミナーや懇親会を開催しています。



預金

預金の種類	特徴	期間	預金金額
当座預金	手形・小切手の決済のための口座です。	出し入れ自由	1円以上
普通預金	金庫代わりに使える手軽な預金です。無利息型もございます。	出し入れ自由	1円以上
通知預金	まとまった余裕金の短期運用に最適です。引出しの2日前までにご通知ください。	7日以上	5万円以上
納税準備預金	税金の納付資金の準備にご利用ください。	引出しは原則として納税時のみ	1円以上
積立式定期預金 ステップアップ (まとめ継続タイプ)	「積立」と「定期」がワンセット。積立金を6ヵ月ごとまたは1年ごとに自動継続定期にまとめますので、無理なく着実に資金を増やせます。将来の設備計画など事業目的に合わせた準備積立に最適です。	契約期間 3ヵ月以上 5年以内	ご指定の預金種類により異なります。
積立式定期預金 ステップアップ (自動解約タイプ)	「積立」と「定期」がワンセット。積立金を年2回までのご指定日に自動解約でご指定の口座に元利金とも入金します。賞与資金や決算資金など定期的な支払資金の準備積立に最適です。	契約期間 3ヵ月以上 5年以内	ご指定の預金種類により異なります。
自由金利型定期預金 (M型) (スーパー定期)	預入時点の市場金利水準などをもとに金利を取り決めさせていただきます。自動継続方式や、個人のお客さまは、複利型 (期間3年以上5年以内) もご利用いただけます。	1ヵ月以上 5年以内	100円以上
自由金利型定期預金 (大口定期)	預入時点の市場金利水準などをもとに金利を取り決めさせていただきます。自動継続方式もご利用いただけます。	1ヵ月以上 5年以内	1,000万円以上
定期預金 マイハーベスト	通常の定期預金よりも高めの金利を設定した (商工中金内比較)、個人のお客さま限定の定期預金です。半年複利の固定金利で着実にそして効率よく資産を増やせます。ただし、原則として満期日前の解約はできません。	1年・2年・3年	50万円以上
譲渡性預金	満期日前に資金化したいときは、譲渡することができる安全有利な運用手段です。	2年以内	5,000万円以上
外貨預金	ドルなどの主要外貨を普通預金、定期預金などでお預かりします。金利は預入時点の市場金利に連動します。	預金種目、通貨種類により異なりますので、窓口でご相談ください。	

(注) 1. このほか非居住者円預金、別段預金などがあります。
2. 預金保険については、44ページをご参照ください。

債券

種類	特徴	期間	購入単位
募集債	機関投資家等向けの債券です。 確定利回りで、半年ごとに利息が受け取れます。 中途換金時には、価格変動リスクがあります。 ※3年、5年利付商工債は毎月発行しております。 1年、2年、7年、10年利付商工債については随時発行となります。	1年	1億円
		2年	
		3年	
		5年	1,000万円
		7年	1億円
		10年	

種類	仕組みと特色	対象者
総合口座	普通預金、定期預金、債券と自動融資サービスをセットにした便利な貯蓄口座です。 ● 自動融資は、お持ちの定期預金または債券の範囲内で可能（定期預金は元金の90%まで、リッショーワイド、リッショーは額面の90%まで、最大200万円まで）で、融資の利率は担保となる定期預金の利率、または担保となる債券の税引前利率（利回り）に0.5%を加えた利率となります。 ● 総合口座キャッシュカードは、ゆうちょ銀行・セブン銀行のATMでは普通預金の入出金と残高照会、都市銀行*・信託銀行・新生銀行・あおぞら銀行のATMでは普通預金の出金と残高照会がご利用いただけます。 ※埼玉りそな銀行を含みます。	個人
財形貯蓄	お勤め先の財形制度を通じて、給料やボーナスからの天引きで行う勤労者向けの貯蓄で、定期預金で運用します。資金使途に応じて3種類あります。	
一般財形貯蓄	結婚・教育・レジャーなど資金使途は自由です。	
財形年金貯蓄	積み立てた資金を60歳以降に年金式で受け取れます。財形住宅貯蓄と併せて、元利合計550万円の非課税枠がご利用できます。	
財形住宅貯蓄	マイホーム取得やお住まいの増改築資金のための貯蓄です。財形年金貯蓄と併せて、元利合計550万円の非課税枠がご利用できます。	

■ 商工中金の預金・債券と預金保険について

商工中金は、平成20年10月1日より預金保険制度の対象金融機関となっております。

預金保険制度とは、金融機関が預金等の払戻しができなくなった場合などに、預金者等を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。我が国の預金保険制度は、「預金保険法」（昭和46年制定）により定められており、政府・日本銀行・民間金融機関の出資により設立された預金保険機構が制度の運営主体となっています。

預金保険の対象となっている商品と保護の範囲は下表の通りです。

預金などの保護の範囲

預金などの分類		保護の範囲
預金保険の対象預金など	決済用預金 ^{※1}	当座預金、利息のつかない普通預金など 全額保護
	一般預金など	利息のつく普通預金、定期預金、通知預金、債券買入預金、金融債（保護預り専用商品） ^{※2} など 合算して元本1,000万円までとその利息を保護 ^{※4} 1,000万円を超える部分は、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります）。
預金保険の対象外預金など		保護対象外 破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります）。

※1. 「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たす預金（商工中金では、決済用預金として、当座預金の他、「普通預金（無利息型）」を取扱っております。）

※2. 商工中金ではリッショーワイドが該当

※3. 商工中金ではワリッショー、リッショーが該当

※4. 1つの金融機関において同じ預金者が複数の一般預金等を持っている場合は、それらの残高を合計して、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。なお、法人の場合、本社・支店・営業所はまとめて一預金者として合計されます。

■ ATM

全国94カ所の本支店などにATMを設置し、預金取引のスピードアップとサービスの向上に努めています。また、ATMオンライン提携により、ゆうちょ銀行や都市銀行*、信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行のキャッシュカードもご利用いただけます。ゆうちょ銀行のキャッシュカードでは入出金と残高照会、その他提携行のキャッシュカードでは出金と残高照会が可能です。

※埼玉りそな銀行を含みます。

■ エレクトロニックバンキング（EB）サービス

ファームバンキング（FB）サービス	お客様のパソコンと商工中金のコンピュータを電話回線で接続し、預金残高・入金明細の照会や、振込・振替および総合振込・給与振込等のデータ伝送ができるサービスです。なお、サービスのご利用には、FB専用ソフトが必要となります。
ファームバンキング（FB）サービス（VALUX対応版）	VALUX対応FBソフトと電子証明書およびインターネット回線を利用することで、1回のログイン操作で複数の金融機関との取引が同一画面上でできる「マルチバンク」取引を可能にしました。「かんたん操作」、「高いセキュリティ」、「スピーディなお取引」を兼ね備えた新ファームバンキング（FB）サービスです。 ※総合振込・給与振込等のデータ伝送はご利用いただけません。
法人向けインターネットバンキングサービス（商工中金ビジネスWeb）	お客様のパソコンと商工中金のコンピュータをインターネットで接続し、預金残高・入金明細の照会や、振込・振替、総合振込・給与振込等のデータ伝送、でんさい取引ができるサービスです。
でんさいサービス	でんさいネットからの委託を受け、でんさい利用の窓口金融機関としてでんさいによる資金決済業務を取扱っています。 法人向けインターネットバンキングサービス（商工中金ビジネスWeb）等により、電子記録の請求、電子記録事項の開示請求等を行っていただけます。また、お客様が保有するでんさいのうち、一定条件を満たすでんさいについての割引（期日前資金化）も行っております。詳しくは窓口にご相談ください。

■ 商工中金ダイレクト

個人向けインターネットバンキング・モバイルバンキングサービス	インターネットに接続されたパソコンや携帯電話から、マイハーベストなどの定期預金のお預け入れのほか、振込・振替、残高照会、入出金明細照会などが簡単・便利にご利用いただけるサービスです。 ※総合口座通帳をお持ちの個人のお客様が対象です。 ※平成24年9月より、インターネットバンキング専用定期預金（スーパー定期、大口定期）のお取扱いを開始しております。
テレホンバンキングサービス	お電話からマイハーベストなどの定期預金のお預け入れ、自動継続の中止、振込、残高照会などがご利用いただけるサービスです。 ※総合口座通帳をお持ちの個人のお客様が対象です。

■ 保険窓口販売・登録金融機関・信託代理業務など

保険の窓口販売業務	資金運用ニーズにお応えするために、現在82店舗で個人年金保険と一時払終身保険を取り扱っております。	
登録金融機関業務	国債の窓口販売	新発債について市場情勢などに応じて窓口販売を行っています。
	国債のディーリング	国債のディーリングを行っています。 取り扱う商品は国債であるため、安全性が高く、効率的な資金運用に適しています。
	投資信託の窓口販売	資金運用ニーズにお応えするために、投資信託の窓口販売を平成20年度に開始し、現在12店舗で取り扱っております。
信託代理業務	公益信託、特定贈与信託、土地信託、年金信託、特定金銭信託・特定金外信託、金銭債権信託、教育資金贈与信託、管理有価証券信託に関する皆さまのニーズを、信託銀行にお取次ぎします。	
相続関連業務	遺言信託業務	遺言書の作成の相談から、遺言書の保管、遺言執行に至るまでを行う業務で、商工中金が信託銀行にお取次ぎします。
	遺産整理業務	相続開始後に、相続人の依頼に基づき、相続財産の調査・目論見書の作成、遺産分割協議および協議書の作成、預金の解約・証券や不動産の名義書換など、相続手続きを行う業務で、商工中金が信託銀行にお取次ぎします。

■ その他のサービス

自動振替・振込サービス	ご指定の預金口座からご指定の金額を引き落とし、自動的に振替・振込手続きを行うサービスです。あらかじめ振替・振込に必要な事項（振替・振込指定日、振替・振込金額、振込先銀行、受取人）を特定できる振替・振込を反復して行う場合に便利です。
各種支払サービス	お客様ご指定の預金口座から、各種代金などを自動的にお支払いするサービスです。詳しくは窓口にご相談ください。

■ 主な手数料 (平成27年6月30日現在)

種類	区分		料金 (1件当たり) (単位: 円)			
			金額区分	他行宛	本支店宛	同一支店宛
振込手数料	電信扱い	FB・IB利用 ^{*1}	3万円以上	648	324	無料
			3万円未満	432	108	無料
		商工中金 ダイレクト利用	3万円以上	432 ^{*2}	無料	無料
			3万円未満	216 ^{*2}	無料	無料
		ATM利用	3万円以上	432	216	無料
			3万円未満	216	108	無料
	店頭利用	3万円以上	864	540	無料	
		3万円未満	648	324	無料	
	文書扱い	FB利用 ^{*3}	3万円以上	540	324	無料
			3万円未満	324	108	無料
店頭利用		3万円以上	864	540	—	
		3万円未満	648	324	—	
送金手数料	—	—	648	432	—	
代金取立 手数料	隔地	—	至急扱い 864 普通扱い 648	432	—	
	同地 ^{*4}	—	216	216	216	

(注) 上記手数料には消費税および地方消費税が含まれています。

※1. FBサービス (アンサーサービス・一括データ伝送サービス) および法人向けインターネットバンキング (IB) サービス (商工中金ビジネス Web) による振込。

※2. テレホンバンキングによる振込は無料といたします (ただし、テレホンバンキングによる振込先は事前にご登録いただいた1先のみとなります)。

※3. FB一括データ伝送サービスによる振込。

※4. 同地交換となる小切手 (期日前日の手形で直接預金入金するものを含みます) の代金取立手数料および特殊振込手数料は無料といたします。ただし、「振出日が先日付となっている場合で振出日呈立取立を依頼されるもの」を除きます。

種類	区分	単位	料金 (円)
残高証明書発行手数料	商工中金制定用紙 (包括依頼)	1通につき	324
	商工中金制定用紙 (個別依頼)	1通につき	540
	お客さま指定の用紙	1通につき	1,080
	監査法人・公認会計士指定の用紙	1依頼書につき	3,240
自己宛小切手発行手数料		1通につき	540
通帳・証書・キャッシュカード 再発行手数料		1件につき	1,080
両替手数料 ^{*5}	お取扱枚数 (1件につき)	1~100枚	無料
		101~500枚	324
		501~1,000枚	540
		1,001枚以上	648 (1,000枚ごとに324円加算)
両替機利用手数料 (専用カードによるお支払い) ^{*6}	お取扱枚数 (1件につき)	1~100枚	無料 ^{*7}
		101~500枚	200
		501枚以上	400
両替機利用手数料 (現金によるお支払い) ^{*6}	お取扱枚数 (1件につき)	1~500枚	200
		501枚以上	400

(注) 上記手数料には消費税および地方消費税が含まれています。

※5. 金種指定による預金払戻しを含みます。汚損した現金の交換・記念硬貨の交換・同一金種の新券への両替は無料とさせていただきます。

※6. 両替機設置店舗のみとなります。

※7. 同日中の2回目 (以降) の1~100枚のお取引には、手数料200円が必要になります。

種類	区分	料金 (円)
署名判登録・変更	1登録につき (手形・小切手共通)	5,400
手形・小切手用紙代	手形帳1冊 (50枚綴)	(署名判なし) 1,080 (署名判あり) 1,188
	小切手帳1冊 (50枚綴)	(署名判なし) 648 (署名判あり) 756

(注) 上記手数料には消費税および地方消費税が含まれています。

財務データ

経済・金融情勢の回顧	48
連結業績の概況	49
連結財務諸表	50
営業の状況（連結）	64
業績の概況	65
財務諸表	66
資本の状況（単体）	71
損益の状況（単体）	72
営業の状況（単体）	75
債券・預金	75
融資	78
証券	84
国際	87
その他	87

経済・金融情勢の回顧

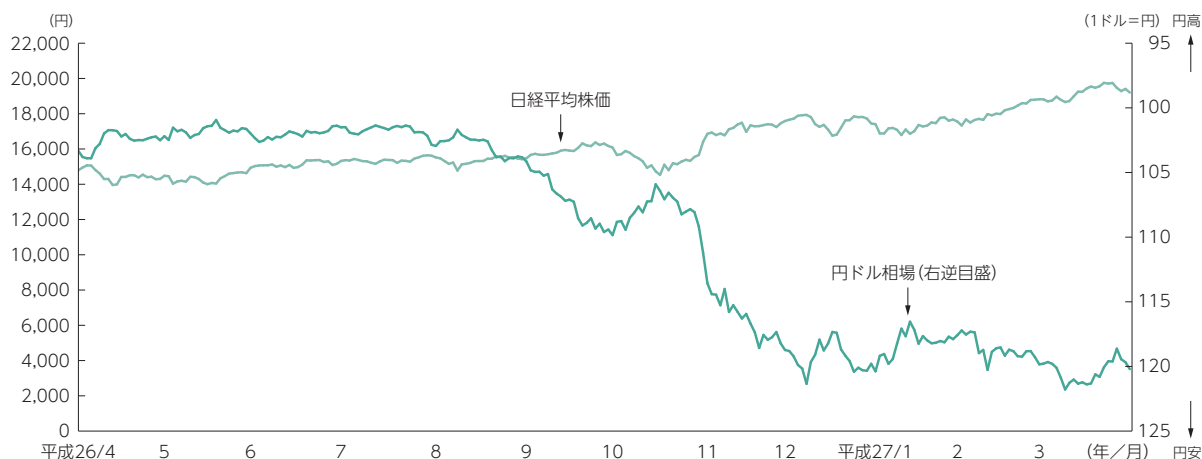
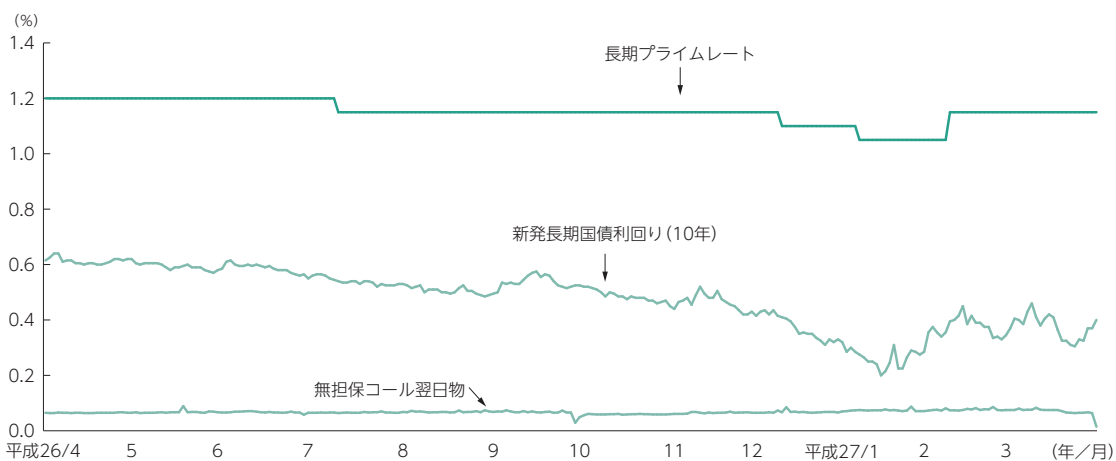
平成26年度のわが国経済をみますと、消費税率引上げの駆け込み需要の反動減により内需中心に停滞感が広がりましたが、年度後半には、原油価格低下の恩恵や雇用環境の改善を受けて、緩やかに回復しました。

個人消費は、年度前半は、消費税率引上げの駆け込み需要の反動減や物価上昇による実質所得の減少により落ち込みました。年度後半には、消費税率再引上げの延期決定等の押上げ要因もありましたが、消費持ち直しには停滞感がみられました。公共投資では、政府の経済対策の一環として前年度の補正予算が執行され、景気を下支えしました。輸出は、米国を中心とした堅調な海外経済により増加しました。設備投資は、企業収益の改善や輸出拡大に伴う生産活動の活発化により増加が期待されましたが、企業マインドの改善の遅れから大きな増加には至りませんでした。雇用情勢は、失業率が低下したほか、賞与の増加やベースアップ等により賃金の上昇が定着し、改善傾向が続く一方で、人手不足による労働需給の逼迫が懸念されました。また、消費者物価は、円安による仕入価格の上昇や消費税率引上げを受け

て、上昇傾向が続きましたが、年度後半には、国際的な原油価格の変動に伴うエネルギー価格の下落を中心に上昇基調に落ち着きがみられました。

中小企業についてみますと、商工中金の「中小企業月次景況観測」において、年度前半は、消費税率引上げの駆け込み需要の反動減により景況感は悪化しましたが、次第に持ち直しの兆しがみられました。ただし、円安による仕入価格の上昇や、労働需給の逼迫による人件費負担の増加等の懸念材料も現われました。

金融面につきましては、長期金利の緩やかな低下が続く中、平成26年10月に日本銀行の追加の金融緩和による国債買入額の増加が発表され、長期金利の低下傾向が強まりましたが、年明け後は上昇しました。円の対ドル相場は、年度前半は横ばいで推移しましたが、日本銀行の追加の金融緩和が発表されると円安傾向が加速しました。日経平均株価は、輸出企業を中心に業績改善が広がったことに加えて、世界的な株価上昇により総じて堅調な展開となりました。



》》 連結業績の概況

■ 主要な経営指標の推移（連結）

(単位：億円、%)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
連結経常収益	2,314	2,311	2,277	2,196	2,129
連結経常利益	291	276	286	274	381
連結当期純利益	158	106	150	128	168
連結包括利益	170	137	197	111	236
連結純資産額	8,605	8,697	8,850	8,845	9,022
連結総資産額	121,356	123,235	124,144	125,241	126,338
1株当たり純資産額	140.52円	144.78円	151.78円	151.56円	159.73円
1株当たり当期純利益金額	7.28円	4.91円	6.92円	5.91円	7.75円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	—円	—円	—円	—円	—円
自己資本比率(%)	7.05	7.02	7.09	7.03	7.11
連結普通株式等Tier1比率(パーゼⅢ)(%)	—	—	12.01	12.18	12.18
連結Tier1比率(パーゼⅢ)(%)	—	—	12.01	12.18	12.18
連結総自己資本比率(パーゼⅢ)(%)	—	—	13.51	13.70	13.56
連結自己資本比率(パーゼⅡ)(%)	12.37	13.09	—	—	—
連結自己資本利益率(%)	1.86	1.24	1.72	1.46	1.89
連結株価収益率	—倍	—倍	—倍	—倍	—倍
営業活動によるキャッシュ・フロー	△737	227	2,785	△321	2,229
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,312	224	1,372	1,692	310
財務活動によるキャッシュ・フロー	△45	△45	△45	△45	△45
現金及び現金同等物の期末残高	809	1,215	5,328	6,654	9,148
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	4,300 [773]人	4,236 [827]人	4,165 [876]人	4,145 [929]人	4,140 [977]人

- (注) 1. 商工中金および国内連結子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
 2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」および「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」（以下、「1株当たり情報」という。）の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しています。
 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
 4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しています。
 5. 連結自己資本比率は、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づく平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号に定められた算式に基づき算出しています（平成25年3月末よりパーゼⅢ基準で算出）。商工中金は、国際統一基準を採用しています。
 6. 連結株価収益率については、商工中金は上場していないため記載していません。
 7. 従業員数は、就業人員数（出向者を除く）を記載しています。

対処すべき課題

景気は緩やかに回復しているものの、円安による原材料価格上昇の影響等により、中小企業の業績や資金繰りは依然として厳しい状況にあります。

10年後の将来を見据えると、人口減少時代の本格到来やグローバル化の一層の進展が見込まれ、変化に対応するための中小企業の経営ニーズは高度化していくことが考えられます。そうした中小企業の経営ニーズに対し、商工中金のセーフティネット機能はもとより、ネットワーク機能やソリューション機能を活かし、中小企業や地域経済を支えていくことは商工中金の使命そのものであり、国や中小企業の皆さまから強い期待が寄せられていると考えております。

また、第189回通常国会において、「株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律」が成立しました。同法では、商工中金の完全民営化の方針を維持しつつ、危機対応業務の的確な実施のため、政府は当分の間必要な株式を保有することとしています。加えて、商工中金には、危機対応業務の実施が責務として規定されるとともに、他の事業者との間の適正な競争関係の確保が求められることとなります。

このような状況を踏まえ、平成27年度からの3年間を対象とした第三次中期経営計画を策定し、中小企業や地域の皆さまから信頼され選ばれる金融機関として、中小企業と中小企業組合の企業価値向上に向けた取組みを強化するとともに、その取組みを通じた地域活性化への貢献に取り組んでまいります。

業績や資金繰りに影響が生じている中小企業に対しては、危機対応業務の迅速かつ円滑な実施を図り、引き続きセーフティネット機能の発揮に組織をあげて最大限の対応を図ってまいります。

また、成長支援については、戦略的な海外展開を行う中小企業や地域経済への波及力の高い地域中核企業への支援等、地域金融機関等と協調しながら、リスクマネーを供給してまいります。地方公共団体や地域金融機関等、各機関との連携を一層強化し、地域活性化に取り組んでまいります。幅広い業種・業態において事業再編や構造改革の動きが加速することが見込まれる中、「海外展開支援」、「M&Aや事業承継支援」、「ビジネスマッチング」等への取組みを強化してまいります。

さらに、再生支援については、各支援機関との連携を一層強化し、経営改善計画策定支援やそのフォロー等のコンサルティング機能の発揮、抜本的な再生支援、金融取引の正常化支援等に取り組んでまいります。

このような中小企業のニーズに応えていくため、債券（募集債）による安定的な調達に加え、個人・法人預金等の預金調達基盤の拡充を図るとともに、業務の効率化等、一層の経営合理化に不断に取り組んでまいります。

これら諸課題への取組みを強化することによって、中小企業と中小企業組合の持続的成長に貢献するとともに、商工中金自らの健全な経営基盤の構築と収益力の向上へ繋げてまいります。

》》 連結財務諸表

商工中金は、株式会社商工組合中央金庫法第52条第2項の規定により作成した書面について会社法第396条第1項に基づき会計監査人の監査を受けています。
また、連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人の監査証明を受けています。

■ 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	平成25年度 (平成26年3月31日現在)	平成26年度 (平成27年3月31日現在)	科目	平成25年度 (平成26年3月31日現在)	平成26年度 (平成27年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金預け金	843,039	1,045,300	預金	4,852,915	5,012,815
コールローン及び買入手形	94,120	11,353	譲渡性預金	76,210	111,689
買入金銭債権	19,384	23,334	債券	4,824,832	4,833,180
特定取引資産	24,690	23,406	コールマネー及び売渡手形	21,613	7,210
有価証券	1,967,853	1,928,105	売現先勘定	—	6,000
貸出金	9,472,757	9,489,550	特定取引負債	15,153	14,235
外国為替	15,471	17,770	借入金	1,539,581	1,433,640
その他資産	109,537	113,048	外国為替	68	166
有形固定資産	43,229	43,647	その他負債	189,354	178,444
建物	16,406	15,904	賞与引当金	4,477	4,525
土地	24,111	23,844	退職給付に係る負債	21,949	25,499
リース資産	6	4	役員退職慰労引当金	112	121
建設仮勘定	126	766	睡眠債券払戻損失引当金	4,203	5,010
その他の有形固定資産	2,577	3,127	環境対策引当金	213	185
無形固定資産	13,421	14,152	その他の引当金	64	73
ソフトウェア	9,906	11,595	繰延税金負債	58	51
その他の無形固定資産	3,515	2,557	支払承諾	88,860	98,678
退職給付に係る資産	5,496	14,588	負債の部合計	11,639,668	11,731,530
繰延税金資産	62,417	56,942	(純資産の部)		
支払承諾見返	88,860	98,678	資本金	218,653	218,653
貸倒引当金	△236,106	△246,070	危機対応準備金	150,000	150,000
資産の部合計	12,524,175	12,633,810	特別準備金	400,811	400,811
			資本剰余金	0	0
			利益剰余金	107,198	118,223
			自己株式	△1,005	△1,015
			株主資本合計	875,656	886,672
			その他有価証券評価差額金	12,208	17,950
			退職給付に係る調整累計額	△7,154	△6,139
			その他の包括利益累計額合計	5,053	11,810
			少数株主持分	3,796	3,796
			純資産の部合計	884,507	902,280
			負債及び純資産の部合計	12,524,175	12,633,810

■ 連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	平成25年度 (平成25年 4月 1日から 平成26年 3月31日まで)	平成26年度 (平成26年 4月 1日から 平成27年 3月31日まで)
経常収益	219,671	212,975
資金運用収益	161,289	153,025
貸出金利息	148,286	140,276
有価証券利息配当金	9,896	9,243
コールローン利息及び買入手形利息	95	61
買現先利息	49	16
預け金利息	784	1,164
その他の受入利息	2,177	2,262
役員取引等収益	12,261	12,603
特定取引収益	6,602	6,470
その他業務収益	35,433	35,815
その他経常収益	4,084	5,060
償却債権取立益	110	123
その他の経常収益	3,974	4,937
経常費用	192,244	174,835
資金調達費用	27,402	21,562
預金利息	3,994	4,340
譲渡性預金利息	153	185
債券利息	14,880	10,508
コールマネー利息及び売渡手形利息	74	24
売現先利息	—	3
債券貸借取引支払利息	0	4
借入金利息	8,230	6,437
その他の支払利息	69	57
役員取引等費用	4,167	4,063
特定取引費用	404	202
その他業務費用	29,138	29,530
営業経費	80,032	79,338
その他経常費用	51,098	40,137
貸倒引当金繰入額	44,779	36,526
その他の経常費用	6,319	3,610
経常利益	27,426	38,140
特別利益	49	283
固定資産処分益	49	283
特別損失	355	332
固定資産処分損	307	75
減損損失	47	256
税金等調整前当期純利益	27,121	38,090
法人税、住民税及び事業税	17,736	17,828
法人税等調整額	△3,505	3,388
法人税等合計	14,231	21,216
少数株主損益調整前当期純利益	12,889	16,874
少数株主利益	3	3
当期純利益	12,885	16,870

■ 連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科目	平成25年度 (平成25年 4月 1日から 平成26年 3月31日まで)	平成26年度 (平成26年 4月 1日から 平成27年 3月31日まで)
少数株主損益調整前当期純利益	12,889	16,874
その他の包括利益	△1,717	6,757
その他有価証券評価差額金	△1,717	5,742
退職給付に係る調整額	—	1,015
包括利益	11,172	23,631
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	11,168	23,627
少数株主に係る包括利益	3	3

■ 連結株主資本等変動計算書

平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	218,653	150,000	400,811	0	98,810	△995	867,279
当期変動額							
剰余金の配当					△4,498		△4,498
当期純利益					12,885		12,885
自己株式の取得						△11	△11
自己株式の処分				0		0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	0	8,387	△10	8,377
当期末残高	218,653	150,000	400,811	0	107,198	△1,005	875,656

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	13,925	—	13,925	3,796	885,002
当期変動額					
剰余金の配当					△4,498
当期純利益					12,885
自己株式の取得					△11
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,717	△7,154	△8,872	—	△8,872
当期変動額合計	△1,717	△7,154	△8,872	—	△495
当期末残高	12,208	△7,154	5,053	3,796	884,507

平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	218,653	150,000	400,811	0	107,198	△1,005	875,656
会計方針の変更による 累積的影響額					△1,347		△1,347
会計方針の変更を反映 した当期首残高	218,653	150,000	400,811	0	105,850	△1,005	874,309
当期変動額							
剰余金の配当					△4,497		△4,497
当期純利益					16,870		16,870
自己株式の取得						△10	△10
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	12,372	△10	12,362
当期末残高	218,653	150,000	400,811	0	118,223	△1,015	886,672

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	12,208	△7,154	5,053	3,796	884,507
会計方針の変更による 累積的影響額					△1,347
会計方針の変更を反映 した当期首残高	12,208	△7,154	5,053	3,796	883,160
当期変動額					
剰余金の配当					△4,497
当期純利益					16,870
自己株式の取得					△10
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	5,742	1,015	6,757	—	6,757
当期変動額合計	5,742	1,015	6,757	—	19,119
当期末残高	17,950	△6,139	11,810	3,796	902,280

■ 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	平成25年度 (平成25年 4月 1日から 平成26年 3月31日まで)	平成26年度 (平成26年 4月 1日から 平成27年 3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	27,121	38,090
減価償却費	5,919	6,518
減損損失	47	256
負ののれん償却額	△69	—
貸倒引当金の増減(△)	9,372	9,964
賞与引当金の増減額(△は減少)	135	47
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	542	△7,717
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△840	△486
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△5	9
睡眠債券払戻損失引当金の増減(△)	79	807
環境対策引当金の増減額(△は減少)	△21	△28
その他の引当金の増減額(△は減少)	2	9
資金運用収益	△161,289	△153,025
資金調達費用	27,402	21,562
有価証券関係損益(△)	△1,606	△1,734
為替差損益(△は益)	△805	—
固定資産処分損益(△は益)	257	△207
特定取引資産の純増(△)減	1,061	1,283
特定取引負債の純増減(△)	△1,786	△917
貸出金の純増(△)減	59,899	△16,792
預金の純増減(△)	542,990	159,900
譲渡性預金の純増減(△)	△17,620	35,479
債券の純増減(△)	△193,875	8,348
借入金(劣後特約借入金を除く)の純増減(△)	△233,837	△105,940
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△138,100	47,182
コールローン等の純増(△)減	△79,620	78,816
コールマネー等の純増減(△)	10,327	△8,402
外国為替(資産)の純増(△)減	714	△2,298
外国為替(負債)の純増減(△)	18	98
資金運用による収入	174,050	162,753
資金調達による支出	△29,367	△23,171
その他	△13,436	△8,902
小計	△12,338	241,501
法人税等の支払額	△19,804	△18,595
営業活動によるキャッシュ・フロー	△32,143	222,906
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△954,852	△717,578
有価証券の売却による収入	385,090	356,027
有価証券の償還による収入	747,733	400,451
有形固定資産の取得による支出	△3,939	△3,746
無形固定資産の取得による支出	△4,931	△4,570
有形固定資産の売却による収入	167	468
その他	△3	△1
投資活動によるキャッシュ・フロー	169,265	31,049
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△4,498	△4,497
少数株主への配当金の支払額	△3	△3
自己株式の取得による支出	△11	△10
自己株式の売却による収入	0	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,512	△4,511
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	132,609	249,443
現金及び現金同等物の期首残高	532,802	665,411
現金及び現金同等物の期末残高	665,411	914,855

□ 注記事項 (平成26年度)

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 7社

会社名
八重洲商工株式会社
株式会社商工中金情報システム
商工サービス株式会社
八重洲興産株式会社
株式会社商工中金経済研究所
商工中金リース株式会社
商工中金カード株式会社

(2) 非連結子会社 1社

会社名
八重洲緑関連事業協同組合
非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社

会社名

八重洲緑関連事業協同組合

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 7社

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

該当ありません。

(2) 開示対象特別目的会社との取引金額等

該当ありません。

5. 会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準
金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として、時価のある株式については連結決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、時価のある株式以外のものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

- (4) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
当金庫の有形固定資産は、定率法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 2年～60年
その他 2年～20年
連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当金庫及び連結子会社に定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準
当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者と信用額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関係部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。
- (6) 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
 - (7) 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - (8) 睡眠債券払戻損失引当金の計上基準
睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。
 - (9) 環境対策引当金の計上基準
環境対策引当金は、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。
 - (10) その他の引当金の計上基準
その他の引当金は、商品の引き換えに備えるために、その引当見込額を計上した販売促進引当金及び将来のキャッシング利息返還損失見込額を一括計上した利息返還損失引当金であります。
 - (11) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用：その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌連結会計年度から損益処理
なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
 - (12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
当金庫の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
 - (13) 重要なヘッジ会計の方法
(イ) 為替変動リスク・ヘッジ
当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰

延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金融負債等が為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金融負債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

- (ロ) 連結会社間取引等
デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せず損益認識を行っております。なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。
連結子会社の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。
- (4) のれんの償却方法及び償却期間
のれん及び平成22年3月31日以前に発生した負ののれんは、5年間の定額法により償却しております。
- (5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
- (6) 消費税等の会計処理
当金庫及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

〔退職給付に関する会計基準〕等の適用
「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を直見し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。
退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。
この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が267百万円、退職給付に係る負債が2,354百万円増加し、利益剰余金が1,347百万円減少しております。また、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ143百万円増加しております。
なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

（追加情報）

「株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律」（以下、「改正法」という。）が、平成27年5月20日に、第189回通常国会において成立し、特別準備金及び危機対応準備金の取扱いに係る根拠法令の条文番号が変更されております。下記追加情報については改正法に基づき記載しております。

- （特別準備金）
平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。
なお、特別準備金は次の性格を有しております。
- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
 - (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
 - (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
 - (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。
- （危機対応準備金）
株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。
なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の7の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができません。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第2項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
- 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の8及び第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第46条及び同法附則第2条の9第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(連結貸借対照表関係)

- 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

破綻先債権額	57,641百万円
延滞債権額	402,418百万円

 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

3ヵ月以上延滞債権額	841百万円
------------	--------

 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

貸出条件緩和債権額	9,014百万円
-----------	----------

 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

合計額	469,916百万円
-----	------------

 なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	227,929百万円
--	------------
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	732,379百万円
その他資産	8百万円
計	732,388百万円
担保資産に対応する債務	
預金	6,678百万円
売現先勘定	6,000百万円
借入金	472,000百万円
その他負債	8百万円

 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

有価証券	59,754百万円
------	-----------

 また、その他資産には、金融商品等差入担保金及び保証金・敷金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

金融商品等差入担保金	4,670百万円
保証金・敷金等	2,279百万円
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額

- まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。
- | | |
|------------------------------------|--------------|
| 融資未実行残高 | 1,024,085百万円 |
| うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの | 984,194百万円 |
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも金庫及び連結子会社の将来のキャッシュフローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資が中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額	71,783百万円
---------	-----------
 - 有形固定資産の圧縮記帳額

圧縮記帳額	17,664百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	1百万円
 - 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。劣後特約付借入金

	46,000百万円
--	-----------
 - 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	194,433百万円
--	------------

(連結損益計算書関係)

- その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

貸出金償却	292百万円
株式等償却	44百万円

(連結包括利益計算書関係)

- その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金	
当期発生額	9,300百万円
組替調整額	△1,761百万円
税効果調整前	7,539百万円
税効果額	△1,797百万円
その他有価証券評価差額金	5,742百万円
退職給付に係る調整額	
当期発生額	△575百万円
組替調整額	2,611百万円
税効果調整前	2,036百万円
税効果額	△1,021百万円
退職給付に係る調整額	1,015百万円
その他の包括利益合計	6,757百万円

財務データ ▼ 連結財務諸表

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,186,531	—	—	2,186,531	
合計	2,186,531	—	—	2,186,531	
自己株式					
普通株式	9,871	66	—	9,937 (注)	
合計	9,871	66	—	9,937	

(注) 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。減少は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月20日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	1,016	1.0 (注)	平成26年3月31日	平成26年6月24日
	普通株式 (政府以外分)	3,481	3.0		

(注) 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月23日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	1,016	利益剰余金	1.0 (注1)	平成27年3月31日	平成27年6月23日 定時株主総会及び 主務大臣認可後 (注2)
	普通株式 (政府以外分)	3,481		3.0		

(注) 1. 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。
2. 株式会社商工組合中央金庫法第49条に基づき、剰余金の配当その他剰余金の処分の決議は、主務大臣の認可によりその効力を生じます。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定	1,045,300百万円
日本銀行預け金を除く預け金	△130,444百万円
現金及び現金同等物	914,855百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、電子計算機であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計処理基準に関する事項」の「〔4〕固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	380百万円
1年超	738百万円
合計	1,118百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは融資事業及びデリバティブ取引の提供等の金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、預金の受入れ、債券の発行等による資金調達を行っております。このように、保有する資産・負債は、金利・有価証券の価格・為替相場等様々な市場のリスクファクターの変動により、その価値が変動し損失を被るリスクを有しております。こうしたリスクを適正に管理しつつ、安定した収益を確保する観点から、資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループにおける資産は、主として国内の取引先に対する事業性の貸出金であり、取引先の財務状況の悪化等により損失を被るリスク（信用リスク）があります。

また、有価証券は、主に債券及び株式であり、債券については一部を満期保有目的で、トレーディング業務では売買目的で保有し、株式については純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

債券及び借入金、一定の環境の下で当金庫グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引や通貨スワップ取引等があります。当金庫グループでは、これらを利用して、有価証券、債券、借入金、外貨建ての貸出金に関わる金利の変動リスクや為替の変動リスクを回避しております。なお、ヘッジ会計の適用要件を満たすデリバティブ取引については、ヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ開始から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の残高を比較する等により、ヘッジの有効性を確認しております。このほか、トレーディング業務では、取引先の金利や為替の変動リスクをヘッジするニーズに応える目的や、金利や為替の変動による短期的な収益獲得を目的として、金利スワップ取引や通貨スワップ取引、債券先物取引、為替予約取引等を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫グループは、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、信用格付、与信許容限度、個別案件毎の与信審査、担保・保証等の与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査本部により行われ、また、大口与信先への対応については、定期的に経営陣による投融資会議等を開催し、付議しております。さらに、監査部がリスク管理態勢等の監査を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しても、信用リスクに関する管理諸規程に従い、信用格付、与信許容限度による管理体制を整備し運営しております。対市場取引については、統合リスク管理部による外部格付のモニタリングや市場取引部署による信用情報等の収集等に基づき、定期的に管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫グループでは、バンキング業務、トレーディング業務毎に複数のカテゴリーに区分した上で、経営会議やALM会議等が設定した10bpv（金利の10ベース・ポイント（0.10%）の上昇が時価に与える影響額）やバリュエ・アット・リスク（VaR）の限度額に基づき金利の変動リスクを管理しております。「市場関連リスク管理規程」等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM会議等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には統合リスク管理部において金融資産及び負債の金利リスクの状況を把握し、評価損益や10bpv、VaR等によりモニタリングを行い、日次で担当取締役、月次で代表取締役並びにALM会議に報告しております。なお、ALM会議等の決定により、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関して、日次の総合持高管理により為替持高の一定範囲内への抑制を行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

株式については、純投資目的と政策投資目的で運用方針を区分し、以下のとおり管理をしております。

純投資株式については、経営会議やALM会議が設定した保有残高やVaRの限度額に基づき価格変動リスクを管理するとともに、格付のモニタリングによる業況把握も行っております。

政策投資株式については、取締役会が年度間総合計画において、保有残高の限度額を決定しております。政策投資株式のうち上場株式についてもVaRの限度額を設けて価格変動リスクを管理するとともに、株価推移管理による業況確認や、未公開株式も含めた保有方針の見直しを行っております。

具体的なリスク管理方法や手続等の詳細については「市場関連リスク管理規程」等に明記しており、ALM会議等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には統合リスク管理部において純投資株式や政策投資株式の残高や評価損益、VaR等によりモニタリングを行い、日次で担当取締役、月次で代表取締役並びにALM会議に報告しております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

(ア) 特定取引目的の金融商品

当金庫グループでは、「特定取引資産」のうち売買目的有価証券、「デリバティブ取引」のうち特定取引目的として保有している金融商品に関するVaRの算定にあたっては、分散共分散法（保有期間10日、信頼区間99%、観測期間1年）を採用しております。

平成27年3月31日現在で当金庫グループのトレーディング業務の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で71百万円です。

なお、当金庫グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しております。平成26年度のトレーディング業務に関して実施したバックテストの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(イ) 特定取引目的以外の金融商品

特定取引目的以外で保有している主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券と株式、満期保有目的の債券に分類される債券、「現金預け金」、「預金」、「譲渡性預金」、「債券」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引と通貨スワップ取引であります。これらの金融商品に関するVaRの算定にあたっては、分散共分散法（保有期間1ヵ月～1年、信頼区間99%、観測期間1年）を採用しております。

平成27年3月31日現在で当金庫グループのトレーディング以外の業務の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で26,393百万円となっております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

なお、当金庫グループでは、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける金融資産及び金融負債について、10bpvを金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、平成27年3月31日現在、指標となる金利が10ベース・ポイント上昇したものと想定した場合には、金融商品の時価が4,856百万円減少するものと把握しております。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。また、金利に10ベース・ポイントを超える変動が生じた場合等には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループでは、運用と調達の年度間純増減計画を決定した上で、年度間及び月次で資金計画を作成して資金ポジションを把握しております。資金調達手段は、長期安定資金となる債券を中心とすることにより流動性リスクを抑制するとともに、預金による調達を行っております。また、短期市場での調達も行っている他、無担保での調達が困難な状況に備えて、有担保調達が可能となるように担保差入可能な債券を保有しております。

流動性リスクを抑制するための流動性リスク管理計数をALM会議において設定し、その遵守状況は統合リスク管理部において把握し、日次で担当取締役、四半期毎に代表取締役並びにALM会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づき、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。また、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金預け金	1,045,300	1,045,300	—
(2)特定取引資産			
売買目的有価証券	3,250	3,250	—
(3)有価証券			
満期保有目的の債券	553,592	561,091	7,498
其他有価証券	1,365,168	1,365,168	—
(4)貸出金	9,489,550		
貸倒引当金（*1）	△242,191		
	9,247,358	9,328,030	80,672
資産計	12,214,670	12,302,841	88,171
(1)預金	5,012,815	5,014,249	1,433
(2)譲渡性預金	111,689	111,715	26
(3)債券	4,833,180	4,833,973	792
(4)借入金	1,433,640	1,437,243	3,602
負債計	11,391,326	11,397,182	5,855
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	5,291	5,291	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	5,291	5,291	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金、又は約定期間が短期間の預け金は、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 特定取引資産

特定取引目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。当金庫保証付私募債は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、発行体からの保証料は、元利金の合計額に含めております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する私募債については、担保及び保証による回収見込額等を時価としております。一部の有価証券は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は有価証券の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間の割引手形は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 債券

当金庫の発行する債券の時価は、市場価格のあるものは市場価格によっております。市場価格のないものは、債券の回号ごとに区分した当該債券の元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、一部の債券は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は債券の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

(4) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。一部の借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は借入金の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)其他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	平成27年3月31日
①非上場株式（*1）（*2）	9,345
②その他	0
合 計	9,345

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしてありません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について44百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	1,018,923	—	—	—	—	—
有価証券	344,546	584,986	420,125	257,416	225,000	7,500
満期保有目的の債券	—	280,000	—	84,201	180,000	—
うち国債	—	280,000	—	64,000	180,000	—
社債	—	—	—	20,201	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの(*1)	344,546	304,986	420,125	173,215	45,000	7,500
うち国債	271,200	177,200	331,300	154,900	45,000	7,500
地方債	11,785	—	25,127	5,200	—	—
社債	60,359	109,761	63,698	13,115	—	—
その他	1,201	18,025	—	—	—	—
貸出金(*2)	3,771,133	3,038,213	1,418,214	405,438	243,024	151,972
合計	5,134,603	3,623,200	1,838,339	662,855	468,024	159,472

(*1) その他有価証券のうち満期があるものうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債券である償還予定額が見込めない359百万円は含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない460,059百万円、期間の定めのないもの1,494百万円は含めておりません。

(注4) 債券、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	4,610,572	364,563	37,680	—	—	—
譲渡性預金	111,639	50	—	—	—	—
債券	1,218,562	2,301,390	1,239,628	—	73,600	—
借入金	537,721	383,237	467,868	30,778	13,971	63
合計	6,478,494	3,049,240	1,745,177	30,778	87,571	63

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券 (単位:百万円)

	平成27年3月31日
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	239

2. 満期保有目的の債券 (平成27年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	532,909	544,943	12,034
	社債	18,587	18,677	90
	小計	551,497	563,621	12,124
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	2,095	2,093	△1
	小計	2,095	2,093	△1
合計		553,592	565,714	12,122

3. その他有価証券 (平成27年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	株式	20,872	8,192	12,679
	債券	1,260,941	1,252,727	8,214
	国債	1,014,718	1,008,594	6,124
	地方債	41,875	41,528	347
	社債	204,347	202,604	1,743
	その他	30,161	24,156	6,005
	小計	1,311,976	1,285,076	26,899
連結貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの	株式	1,384	1,626	△241
	債券	51,807	52,013	△205
	国債	4,964	4,976	△11
	地方債	1,822	1,828	△5
	社債	45,020	45,208	△188
	その他	8,019	8,019	—
	小計	61,211	61,658	△447
合計		1,373,187	1,346,735	26,452

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,568	117	26
債券	351,974	1,967	129
国債	351,974	1,967	129
その他	2,484	57	33
合計	356,027	2,141	189

6. 保有目的を変更した有価証券 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券
 売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当連結会計年度における減損処理額は、200百万円(うち、社債200百万円)であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落
 要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落
 正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（平成27年3月31日現在）
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託（平成27年3月31日現在）
該当事項はありません。
3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成27年3月31日現在）
該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	26,452
その他有価証券	26,452
(△) 繰延税金負債	△8,501
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	17,950
(△) 少数株主持分相当額	—
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	17,950

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成27年3月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	金利先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
店頭	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ	—	—	—	—
	受取固定・支払変動	3,124,676	2,723,745	38,717	38,717
	受取変動・支払固定	2,894,191	2,459,202	△33,356	△33,356
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
合計	—	—	5,360	5,360	

(注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2.時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成27年3月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
店頭	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨スワップ	893,422	738,907	560	560
	為替予約	—	—	—	—
	売建	48,630	9,771	△2,997	△2,997
	買建	35,588	9,594	2,366	2,366
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
合計	—	—	△69	△69	

(注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2.時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成27年3月31日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引（平成27年3月31日現在）

該当事項はありません。

- (5)商品関連取引（平成27年3月31日現在）
該当事項はありません。
- (6)クレジット・デリバティブ取引（平成27年3月31日現在）
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

- (1)金利関連取引（平成27年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	—	—	—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	有価証券、債券、 借入金等の有利息 の金融資産・負債	2,335,250 199,156	1,787,050 197,848	(注2) (注2)
合計	—	—	—	—	—

(注) 1.時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

2.金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている有価証券、債券、借入金等と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該有価証券、債券、借入金等の時価に含めて記載しております。

- (2)通貨関連取引（平成27年3月31日現在）
該当事項はありません。
- (3)株式関連取引（平成27年3月31日現在）
該当事項はありません。
- (4)債券関連取引（平成27年3月31日現在）
該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当金庫及び連結子会社は、職員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

退職一時金制度（すべて非積立型制度）では退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、一部の連結子会社は、中小企業退職金共済制度を設けております。

また、連結子会社は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

(追加情報)

当金庫及び一部の連結子会社は、平成26年4月に確定拠出年金制度を導入しております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

区分	金額(百万円)
退職給付債務の期首残高	115,610
会計方針の変更による累積的影響額	2,086
会計方針の変更を反映した期首残高	117,697
勤務費用	2,999
利息費用	1,127
数理計算上の差異の発生額	5,003
退職給付の支払額	△5,903
確定拠出年金制度への移換額	△3,595
退職給付債務の期末残高	117,328

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

区分	金額(百万円)
年金資産の期首残高	99,158
期待運用収益	3,960
数理計算上の差異の発生額	4,427
事業主からの拠出額	3,012
退職給付の支払額	△4,140
年金資産の期末残高	106,417

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

区分	金額(百万円)
積立型制度の退職給付債務	91,981
年金資産	△106,417
	△14,436
非積立型制度の退職給付債務	25,347
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	10,910
区分	金額(百万円)
退職給付に係る負債	25,499
退職給付に係る資産	△14,588
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	10,910

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

区分	金額(百万円)
勤務費用	2,999
利息費用	1,127
期待運用収益	△3,960
数理計算上の差異の損益処理額	3,249
過去勤務費用の損益処理額	△637
確定給付制度に係る退職給付費用	2,779

(5)退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

区分	金額(百万円)
過去勤務費用	637
数理計算上の差異	△2,674
合計	△2,036

(6)退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

区分	金額(百万円)
未認識過去勤務費用	△8,235
未認識数理計算上の差異	17,283
合計	9,047

(7)年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	57%
株式	18%
一般勘定	23%
その他	2%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

割引率	1.0%
長期期待運用収益率	4.0%
予想昇給率	3.6%

3. 確定拠出制度

当金庫及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は699百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	63,683百万円
退職給付に係る負債	3,519
その他	11,484
繰延税金資産小計	78,687
評価性引当額	△12,207
繰延税金資産合計	66,479
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△8,501
子会社株式	△739
固定資産圧縮積立金	△347
その他	△0
繰延税金負債合計	△9,588
繰延税金資産の純額	56,890百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	35.45%
(調整)	
評価性引当額の増加	4.70
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.91
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.39
住民税均等割	0.40
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	14.52
その他	0.11
税効果会計適用後の法人税等の負担率	55.70%

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.45%から、平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.91%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.14%となります。この税率変更により、繰延税金資産は4,959百万円、繰延税金負債は2百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金は875百万円、法人税等調整額は5,532百万円それぞれ増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

当金庫グループは、営業店舗の一部について、店舗に使用されている有害物質を除去する義務に関して資産除去債務を計上しております。また、営業店舗の一部について、賃借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関して資産除去債務を認識しております。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から主として50年と見積り、割引率は2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,552百万円
賃借契約締結に伴う増加額	83百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	△46百万円
有形固定資産の売却による減少額	△1百万円
期末残高	1,588百万円

(注) 賃借契約に関連して敷金が資産計上されている場合の資産除去債務については、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当該連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産関係について記載すべき重要なものはありません。

(関連当事者情報)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	159円73銭
1株当たり当期純利益金額	7円75銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	—

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円 902,280
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円 554,607
(うち危機対応準備金)	百万円 150,000
(うち特別準備金)	百万円 400,811
(うち少数株主持分)	百万円 3,796
普通株式に係る期末の純資産額	百万円 347,672
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株 2,176,593

純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、危機対応準備金及び特別準備金を控除しております。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
1株当たり当期純利益金額	
当期純利益	百万円 16,870
普通株主に帰属しない金額	百万円 —
普通株式に係る当期純利益	百万円 16,870
普通株式の期中平均株式数	千株 2,176,624

3. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下、「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて、当連結会計年度より適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の期首の1株当たり純資産額が、61銭減少し、1株当たり当期純利益金額は4銭増加しております。

4. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

セグメント情報

(事業の種類別セグメント情報)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	188,979	28,826	1,865	219,671	—	219,671
(2) セグメント間の内部経常収益	184	104	5,402	5,690	(5,690)	—
計	189,163	28,930	7,267	225,361	(5,690)	219,671
経常費用	162,386	28,626	6,912	197,924	(5,680)	192,244
経常利益	26,777	303	355	27,436	(10)	27,426
II 資産、減価償却費及び資本的支出						
資産	12,456,420	84,759	8,317	12,549,497	(25,321)	12,524,175
減価償却費	5,890	46	37	5,974	(55)	5,919
資本的支出	8,837	22	80	8,940	(58)	8,881

(注) 1.一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2.各事業の主な内容は次のとおりであります。
(1) 銀行業務……………銀行業
(2) リース業務……………リース業
(3) その他業務……………事務代行、ソフトウェアの開発、情報サービス、クレジットカード業等

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	180,547	30,588	1,839	212,975	—	212,975
(2) セグメント間の内部経常収益	171	22	5,699	5,893	(5,893)	—
計	180,718	30,610	7,539	218,868	(5,893)	212,975
経常費用	144,681	28,977	7,045	180,704	(5,869)	174,835
経常利益	36,037	1,632	493	38,163	(23)	38,140
II 資産、減価償却費及び資本的支出						
資産	12,564,411	85,914	8,584	12,658,910	(25,099)	12,633,810
減価償却費	6,490	46	37	6,574	(56)	6,518
資本的支出	8,360	14	16	8,391	(74)	8,317

(注) 1.一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2.各事業の主な内容は次のとおりであります。
(1) 銀行業務……………銀行業
(2) リース業務……………リース業
(3) その他業務……………事務代行、ソフトウェアの開発、情報サービス、クレジットカード業等

(所在地別セグメント情報)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

(海外経常収益)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

>>> 営業の状況 (連結)

■ リスク管理債権の状況 (連結)

(単位：億円、%)

		平成25年度	平成26年度
破綻先債権 (A)		718	576
(Ⅳ分類額控除後破綻先債権) (B)		(325)	(274)
延滞債権 (C)		3,810	4,024
(Ⅳ分類額控除後延滞債権) (D)		(3,396)	(3,445)
3ヵ月以上延滞債権 (E)		3	8
貸出条件緩和債権 (F)		75	90
リスク管理債権合計 (G) = (A) + (C) + (E) + (F)		4,608	4,699
破綻先債権のうちⅣ分類額 (H)		392	301
延滞債権のうちⅣ分類額 (I)		414	578
Ⅳ分類額控除後リスク管理債権 (J) = (B) + (D) + (E) + (F)		3,801	3,818
Ⅳ分類額控除後貸出金残高 (K)		93,946	94,035
貸出金に占める割合 (%) (J) / (K)		4.0	4.1

- (注) 1. 破綻先債権とは、「未収利息不計上貸出金」*のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
3. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. Ⅳ分類額とは、自己査定で回収不能と区分された債権額であり、全額貸倒引当金を計上しています。
6. Ⅳ分類額控除後リスク管理債権とは、リスク管理債権から、注5の金額を控除した金額です（控除した金額は平成25年度個別貸倒引当金1,739億円のうち807億円、平成26年度個別貸倒引当金1,886億円のうち880億円です）。
- * 未収利息不計上貸出金：元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く）

業績の概況

貸出金

平成27年3月末の貸出金残高は、前年同期比147億円増加し、9兆5,031億円となりました。なお、貸出金のうち、信用組合等委託代理貸付については、平成27年3月末の代理店総数は135で、貸付金残高は44億円となりました。

債券

平成27年3月末の債券発行高は、平成26年3月末比で83億円増加し、4兆8,335億円となりました。

預金・譲渡性預金

平成27年3月末の預金残高は、平成26年3月末比で1,617億円増加し、5兆191億円となりました。また、譲渡性預金は、平成26年3月末比で354億円増加し、平成27年3月末の残高は1,116億円となりました。

証券業務

国債などのディーリングについては、期中の売買高はありませんでした。なお、平成27年3月末の商品有価証券保有残高は32億円となりました。

内国為替・外国為替

内国為替の取扱高は、期中で24兆720億円となりました。また、外国為替の取扱高は、期中で72億66百万ドルとなりました。

収支状況

経常収益は、資金運用収益が減少したことなどから、平成25年度比84億円減少し、1,807億円となりました。経常費用は、資金調達費用が減少したことなどから、同177億円減少し、1,446億円となりました。

以上により、経常利益は平成25年度比92億円増加し、360億円となり、当期純利益は156億円となりました。

主要な経営指標の推移（単体）

（単位：億円、％）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経常収益	2,072	2,054	1,990	1,891	1,807
経常利益	272	256	266	267	360
当期純利益	147	95	138	125	156
資本金 （発行済株式総数 千株）	2,186 (2,186,531)	2,186 (2,186,531)	2,186 (2,186,531)	2,186 (2,186,531)	2,186 (2,186,531)
純資産額	8,543	8,625	8,764	8,827	8,982
総資産額	120,939	122,728	123,580	124,596	125,655
預金残高	34,558	38,307	43,147	48,574	50,191
債券残高	55,692	53,442	50,191	48,252	48,335
貸出金残高	95,202	96,269	95,490	94,884	95,031
有価証券残高	23,370	23,035	21,597	19,711	19,314
1株当たり純資産額	139.45円	143.19円	149.61円	152.51円	159.63円
1株当たり配当額	普通株式 (政府以外分) 3.00円 (政府分) 1.00円	普通株式 (政府以外分) 3.00円 (政府分) 1.00円	普通株式 (政府以外分) 3.00円 (政府分) 1.00円	普通株式 (政府以外分) 3.00円 (政府分) 1.00円	普通株式 (政府以外分) 3.00円 (政府分) 1.00円
1株当たり当期純利益金額	6.75円	4.39円	6.35円	5.75円	7.16円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	—円	—円	—円	—円	—円
自己資本比率(%)	7.06	7.02	7.09	7.08	7.14
単体普通株式等Tier1比率(パーゼルⅢ)(%)	—	—	12.05	12.25	12.25
単体Tier1比率(パーゼルⅢ)(%)	—	—	12.05	12.25	12.25
単体総自己資本比率(パーゼルⅢ)(%)	—	—	13.51	13.73	13.59
単体自己資本比率(パーゼルⅡ)(%)	12.37	13.09	—	—	—
自己資本利益率(%)	1.73	1.11	1.59	1.42	1.75
株価収益率	一倍	一倍	一倍	一倍	一倍
配当性向(%)	30.58	46.98	32.51	35.92	28.83
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	3,980人 [692]	3,902人 [730]	3,838人 [769]	3,815人 [814]	3,816人 [853]

- (注) 1. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
 2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」および「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しています。
 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
 4. 1株当たり配当額については、普通株式（政府以外分）と普通株式（政府分）とに区別して、記載しています。株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。
 5. 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末新株予約権）を期末資産の部の合計で除して算出しています。
 6. 株価収益率については、商工中金は上場していないため記載していません。
 7. 単体自己資本比率は、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づく平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号に定められた算式に基づき算出しています（平成25年3月末よりパーゼルⅢ基準で算出）。商工中金は、国際統一基準を採用しています。
 8. 配当性向については、配当の額を期末株式数で除して算出した1株当たりの平均配当額を、1株当たり当期純利益金額で除して算出しています。
 9. 従業員数は、就業人員数（出向者を除く）を記載しています。

財務諸表

商工中金は、株式会社商工組合中央金庫法第52条第1項の規定により作成した書面について会社法第396条第1項に基づき会計監査人の監査を受けています。
また、財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人の監査証明を受けています。

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	平成25年度 (平成26年3月31日現在)	平成26年度 (平成27年3月31日現在)
(資産の部)		
現金預け金	842,987	1,045,239
現金	24,456	26,375
預け金	818,531	1,018,864
コールローン	94,120	11,353
買入金銭債権	19,384	23,334
特定取引資産	24,690	23,406
商品有価証券	3,487	3,250
特定金融派生商品	21,203	20,156
有価証券	1,971,165	1,931,430
国債	1,612,887	1,552,592
地方債	69,376	43,698
社債	250,023	270,050
株式	29,387	34,926
その他の証券	9,490	30,161
貸出金	9,488,403	9,503,180
割引手形	240,493	227,295
手形貸付	380,794	371,653
証書貸付	7,866,384	7,957,055
当座貸越	1,000,730	947,175
外国為替	15,471	17,770
外国他店預け	7,513	7,620
買入外国為替	981	634
取立外国為替	6,976	9,516
その他の資産	24,029	28,007
未決済為替貸	3	2
前払費用	6,630	6,091
未収収益	7,950	7,777
金融派生商品	865	2,454
金融商品等差入担保金	111	4,670
その他の資産	8,467	7,009
有形固定資産	41,905	42,436
建物	15,825	15,348
土地	23,569	23,310
リース資産	9	7
建設仮勘定	126	766
その他の有形固定資産	2,374	3,003
無形固定資産	13,430	14,208
ソフトウェア	9,877	11,617
その他の無形固定資産	3,552	2,591
前払年金費用	12,664	18,598
繰延税金資産	57,183	52,970
支払承諾見返	88,797	98,619
支払承諾見返	86,820	96,868
代理貸付保証見返	1,976	1,750
貸倒引当金	△234,575	△245,043
資産の部合計	12,459,658	12,565,513

科目	平成25年度 (平成26年3月31日現在)	平成26年度 (平成27年3月31日現在)
(負債の部)		
預金	4,857,406	5,019,157
当座預金	500,529	486,018
普通預金	1,207,728	1,252,033
通知預金	44,650	40,877
定期預金	2,993,888	3,140,578
その他の預金	110,609	99,649
譲渡性預金	76,210	111,689
債券発行高	4,825,232	4,833,580
コールマネー	21,613	7,210
売現先勘定	—	6,000
特定取引負債	15,153	14,235
特定金融派生商品	15,153	14,235
借入金	1,486,481	1,374,640
借入金	1,486,481	1,374,640
外国為替	68	166
外国他店預り	24	164
外国他店借	0	—
売渡外国為替	43	1
未払外国為替	0	1
その他の負債	179,705	172,455
未決済為替借	11	—
未払法人税等	10,738	9,789
未払費用	10,389	8,760
前受収益	12,548	11,407
従業員預り金	3,710	3,823
金融派生商品	873	3,085
金融商品等受入担保金	494	1,424
リース債務	6	5
資産除去債務	77	73
未払債券元金	110,893	99,501
その他の負債	29,960	34,583
賞与引当金	4,260	4,310
退職給付引当金	17,446	19,885
役員退職慰労引当金	83	88
睡眠債券戻損失引当金	4,203	5,010
環境対策引当金	213	185
支払承諾	88,797	98,619
支払承諾	86,820	96,868
代理貸付保証	1,976	1,750
負債の部合計	11,576,874	11,667,235
(純資産の部)		
資本金	218,653	218,653
危機対応準備金	150,000	150,000
特別準備金	400,811	400,811
資本剰余金	0	0
その他資本剰余金	0	0
利益剰余金	102,149	111,905
利益準備金	17,913	18,813
その他利益剰余金	84,236	93,092
固定資産圧縮積立金	590	571
特別積立金	49,570	49,570
繰越利益剰余金	34,074	42,949
自己株式	△1,005	△1,015
株主資本合計	870,608	880,354
その他有価証券評価差額金	12,174	17,923
評価・換算差額等合計	12,174	17,923
純資産の部合計	882,783	898,277
負債及び純資産の部合計	12,459,658	12,565,513

損益計算書

(単位：百万円)

科目	平成25年度 (平成25年 4月 1日から 平成26年 3月31日まで)	平成26年度 (平成26年 4月 1日から 平成27年 3月31日まで)
経常収益	189,163	180,718
資金運用収益	161,328	153,060
貸出金利息	148,332	140,317
有価証券利息配当金	9,892	9,239
コールローン利息	95	61
買現先利息	49	16
預け金利息	783	1,164
その他の受入利息	2,175	2,261
役員取引等収益	11,765	12,086
受入為替手数料	1,603	1,589
その他の役員収益	10,161	10,496
特定取引収益	6,602	6,470
商品有価証券収益	29	111
特定金融派生商品収益	6,572	6,358
その他業務収益	5,392	3,992
外国為替売買益	2,208	2,025
国債等債券売却益	3,183	1,967
その他経常収益	4,075	5,107
償却債権取立益	110	122
株式等売却益	76	174
その他の経常収益	3,889	4,811
経常費用	162,386	144,681
資金調達費用	27,179	21,344
預金利息	3,995	4,341
譲渡性預金利息	153	185
債券利息	14,883	10,510
コールマネー利息	74	24
売現先利息	—	3
債券貸借取引支払利息	0	4
借入金利息	8,003	6,216
その他の支払利息	69	57
役員取引等費用	4,127	4,018
支払為替手数料	387	386
その他の役員費用	3,740	3,632
特定取引費用	404	202
特定取引有価証券費用	404	202
その他業務費用	1,660	361
国債等債券売却損	1,516	129
国債等債券償却	118	200
債券発行費償却	23	23
金融派生商品費用	2	8
営業経費	78,802	78,227
その他経常費用	50,210	40,526
貸倒引当金繰入額	43,984	36,946
貸出金償却	1,675	288
株式等売却損	56	60
株式等償却	152	44
その他の経常費用	4,341	3,186
経常利益	26,777	36,037
特別利益	46	281
固定資産処分益	46	281
特別損失	351	329
固定資産処分損	304	72
減損損失	47	256
税引前当期純利益	26,472	35,989
法人税、住民税及び事業税	17,202	17,238
法人税等調整額	△3,250	3,150
法人税等合計	13,952	20,388
当期純利益	12,519	15,600

株主資本等変動計算書

平成25年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金 その他資本剰余金 資本剰余金合計
当期首残高	218,653	150,000	400,811	0
当期変動額	—	—	—	0
剰余金の配当	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	0
固定資産圧縮積立金の補立	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	0
当期末残高	218,653	150,000	400,811	0

	株主資本				利益剰余金 合計
	利益準備金	固定資産圧縮積立金	特別積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	17,014	624	49,570	26,919	94,128
当期変動額	—	—	—	—	—
剰余金の配当	899	—	—	△5,397	△4,498
当期純利益	—	—	—	12,519	12,519
自己株式の取得	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の補立	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	△33	—	33	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	899	△33	—	7,154	8,021
当期末残高	17,913	590	49,570	34,074	102,149

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△995	862,598	13,882	13,882	876,480
当期変動額	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	△4,498	—	—	△4,498
当期純利益	—	12,519	—	—	12,519
自己株式の取得	△11	△11	—	—	△11
自己株式の処分	0	0	—	—	0
固定資産圧縮積立金の補立	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	△1,707	△1,707	△1,707
当期変動額合計	△10	8,010	△1,707	△1,707	6,303
当期末残高	△1,005	870,608	12,174	12,174	882,783

平成26年度 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金 その他資本剰余金 資本剰余金合計
当期首残高	218,653	150,000	400,811	0
会計方針の変更による累積影響額 益の方針の変更を反映した当期首残高	218,653	150,000	400,811	0
当期変動額	—	—	—	0
剰余金の配当	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の補立	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	218,653	150,000	400,811	0

	株主資本				利益剰余金 合計
	利益準備金	固定資産圧縮積立金	特別積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	17,913	590	49,570	34,074	102,149
会計方針の変更による累積影響額 益の方針の変更を反映した当期首残高	17,913	590	49,570	△1,347	△1,347
当期変動額	—	—	—	—	—
剰余金の配当	899	—	—	△5,397	△4,497
当期純利益	—	—	—	15,600	15,600
自己株式の取得	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の補立	—	27	—	△27	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	△46	—	46	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	899	△18	—	10,222	11,102
当期末残高	18,813	571	49,570	42,949	111,905

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,005	870,608	12,174	12,174	882,783
会計方針の変更による累積影響額 益の方針の変更を反映した当期首残高	△1,005	869,261	12,174	12,174	881,436
当期変動額	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	△4,497	—	—	△4,497
当期純利益	—	15,600	—	—	15,600
自己株式の取得	△10	△10	—	—	△10
自己株式の処分	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の補立	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	5,748	5,748	5,748
当期変動額合計	△10	11,092	5,748	5,748	16,841
当期末残高	△1,015	880,354	17,923	17,923	898,277

財務データ ▼ 財務諸表

注記事項（平成26年度）

（重要な会計方針）

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるのみなした決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として、時価のある株式については決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、時価のある株式以外のものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年～60年
その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

5. 繰延資産の処理方法

債券発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収

及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

退職給付引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠債券払戻損失引当金

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 環境対策引当金

環境対策引当金は、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(イ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(ロ) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運用が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(「退職給付に関する会計基準」等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下、「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が267百万円、退職給付引当金が2,354百万円増加し、繰越利益剰余金が1,347百万円減少しております。また、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ143百万円増加しております。

なお、当事業年度の期首の1株当たり純資産額が61銭減少し、1株当たり当期純利益金額は4銭増加しております。

(追加情報)

「株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律」(以下、「改正法」という。)が、平成27年5月20日に、第189回通常国会において成立し、特別準備金及び危機対応準備金の取扱いに係る根拠法令の条文番号が変更されております。下記追加情報については改正法に基づき記載しております。

(特別準備金)

平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は次の性格を有しております。

- 1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- 2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- 3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- 4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- 1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- 2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の7の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第2項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
- 3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の8及び第2条の9第1項の規定により読み替えて適用され

る同法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。

- 4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第46条及び同法附則第2条の9第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額
株 式 3,441百万円
2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。
破綻先債権額 57,640百万円
延滞債権額 402,416百万円
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。
3ヵ月以上延滞債権額 841百万円
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。
貸出条件緩和債権額 9,014百万円
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。
合計額 469,913百万円
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。
227,929百万円
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 732,379百万円
計 732,379百万円
担保資産に対応する債務
預金 6,678百万円
売現先勘定 6,000百万円
借入金 472,000百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。
有価証券 59,754百万円
また、その他の資産には、保証金・敷金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。
保証金・敷金等 2,192百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高	1,042,180百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	1,002,289百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徵求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の圧縮記帳額	
圧縮記帳額	17,664百万円
(当該事業年度の圧縮記帳額)	—百万円)
10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。	
劣後特約付借入金	46,000百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額	194,433百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	63,378百万円
退職給付引当金	413
その他	10,865
繰延税金資産小計	74,657
評価性引当額	△12,187
繰延税金資産合計	62,470
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△8,488
子会社株式	△739
固定資産圧縮積立金	△270
その他	△0
繰延税金負債合計	△9,499
繰延税金資産の純額	52,970百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	35.45%
(調整)	
評価性引当額の増加	4.97
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.96
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.41
住民税均等割	0.40
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	15.20
その他	0.08
税効果会計適用後の法人税等の負担率	56.65%

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.45%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.91%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.14%となります。この税率変更により、繰延税金資産は4,595百万円減少し、その他有価証券評価差額金は874百万円、法人税等調整額は5,470百万円それぞれ増加しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

>>> 資本の状況（単体）

■ 大株主

・普通株式

株主名	持株数（千株）	発行済株式の総数に占める持株数の割合	株主名	持株数（千株）	発行済株式の総数に占める持株数の割合
財 務 大 臣	1,016,000	46.46%	北 央 信 用 組 合	4,362	0.19%
株 式 会 社 珈 栄 舎	5,763	0.26%	東京カメラ流通協同組合	3,633	0.16%
関東交通共済協同組合	5,303	0.24%	富士市浮島工業団地協同組合	3,300	0.15%
東 銀 リ ー ス 株 式 会 社	5,300	0.24%	協同組合広島総合卸センター	3,150	0.14%
大阪船場繊維卸商団地協同組合	4,810	0.21%	計	1,056,248	48.30%
東京木材問屋協同組合	4,626	0.21%			

(注) 1. 平成27年3月31日時点

2. 上記のほか商工中金所有の自己株式9,937千株（発行済株式総数に占める割合0.45%）があります。

■ 配当

(単位：円、%)

		平成25年度	平成26年度
1株当たり配当額	普通株式（政府分）	1.00	1.00
	普通株式（政府以外分）	3.00	3.00
配 当 性 向 (%)		35.92	28.83

商工中金の配当について

株式会社商工組合中央金庫法第50条で、政府が保有する商工中金株式1株に対する配当は、政府以外の者が所有する商工中金株式1株に対する配当の一定割合となる旨が定められています。その割合は、株式会社商工組合中央金庫法施行令にて、現在、3分の1とされています。

>>> 損益の状況 (単体)

利益総括表

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度
業 務 粗 利 益	1,517	1,496
経 費	750	755
業 務 純 益 (一般貸倒引当金繰入前)	766	740
一般貸倒引当金繰入額	79	△47
業 務 純 益	687	788
臨 時 損 益	△419	△427
経 常 利 益	267	360
特 別 損 益	△3	△0
法人税、住民税及び事業税	172	172
法 人 税 等 調 整 額	△32	31
当 期 純 利 益	125	156

(注) 業務純益は、商工中金の本来業務にかかる利益を示すもので、下記の算式により算出しています。
業務純益 = 業務粗利益 - (一般貸倒引当金繰入額 + 経費)

業務粗利益

(単位：億円、%)

	平成25年度			平成26年度		
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
資 金 利 益	1,322	18	1,341	1,294	22	1,317
役 務 取 引 等 利 益	69	7	76	72	8	80
特 定 取 引 利 益	34	27	61	28	33	62
そ の 他 業 務 利 益	25	12	37	16	20	36
業 務 粗 利 益	1,452	65	1,517	1,411	85	1,496
業 務 粗 利 益 率 (%)	1.20	2.63	1.24	1.15	3.53	1.21

(注) 1. 国内業務部門は、国内店における居住者との円建取引を対象としています。一方、国際業務部門は国内店における外貨建取引、非居住者との円建取引、特別国際金融勘定取引（東京オフィス市場での取引）およびニューヨーク支店における取引を対象としています。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

資金運用勘定・調達勘定平均残高、利息、利回り

(単位：億円、%)

	平成25年度			平成26年度		
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
資金運用勘定						
平均残高	120,561	2,467	121,667	121,973	2,406	123,330
利 息	1,592	23	1,613	1,506	26	1,530
利 回 り (%)	1.32	0.94	1.32	1.23	1.08	1.24
資金調達勘定						
平均残高	109,334	2,467	110,441	110,711	2,406	112,068
利 息	269	4	271	211	3	213
利 回 り (%)	0.24	0.19	0.24	0.19	0.16	0.19

(注) 国内業務から国際業務への円投入額の平均残高は、平成25年度1,361億円、平成26年度1,049億円、それに伴う収支は、平成25年度2億円、平成26年度1億円です。

■ 受取利息・支払利息の分析

(単位：億円)

	平成25年度			平成26年度			
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計	
受取利息	残高による増減	12	1	15	17	△0	20
	利率による増減	△120	△2	△123	△104	3	△103
	純増減	△108	△1	△108	△86	2	△82
支払利息	残高による増減	2	0	2	2	△0	3
	利率による増減	△83	△1	△83	△61	△0	△61
	純増減	△81	△1	△80	△58	△0	△58

(注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減に含めています。

■ 役務取引等利益の内訳

(単位：億円)

	平成25年度			平成26年度		
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
役務取引等収益	108	8	117	110	10	120
役務取引等費用	39	1	41	38	1	40

■ 特定取引利益の内訳

(単位：億円)

	平成25年度			平成26年度		
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
特定取引利益	34	27	61	28	33	62
商品有価証券損益	0	—	0	1	—	1
特定取引有価証券損益	△4	—	△4	△2	—	△2
特定金融派生商品損益	38	27	65	29	33	63
その他の特定取引損益	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 国内業務部門・国際業務部門ごとに、収益と費用を相殺して計上しています。
 2. 特定金融派生商品損益に係る国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引を対象としています。

■ その他業務利益の内訳

(単位：億円)

	平成25年度			平成26年度		
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
外国為替売買損益	—	22	22	—	20	20
国債等債券損益	25	△9	15	16	—	16
金融派生商品損益	△0	△0	△0	△0	—	△0
その他	△0	—	△0	△0	—	△0
合計	25	12	37	16	20	36

(注) 金融派生商品損益に係る国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引を対象としています。

■ 営業経費

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度
給料・手当	384	383
退職給付費用	68	34
福利厚生費	3	2
減価償却費	58	64
土地建物機械賃借料	48	48
営繕費	18	20
消耗品費	8	12
給水光熱費	8	8
旅費	6	7
通信費	10	10
広告宣伝費	8	9
租税公課	33	41
その他	130	137
合計	788	782

■ 臨時損益

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度
不良債権処理額	△410	△436
貸出金償却	△16	△2
個別貸倒引当金繰入額	△360	△416
債権売却損等	△33	△17
その他	△8	8
合計	△419	△427

(注) 債権売却損等について、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除して表示しています。

■ 利益率

(単位：%)

	平成25年度	平成26年度
総資産経常利益率	0.22	0.29
純資産経常利益率	3.04	4.04
総資産当期純利益率	0.10	0.12
純資産当期純利益率	1.42	1.75

(注) 1. 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く支払承諾見返)平均残高}} \times 100$ 2. 純資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{純資産の部平均残高}} \times 100$

■ 利鞘

(単位：%)

	平成25年度			平成26年度		
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
資金運用利回り	1.32	0.94	1.32	1.23	1.08	1.24
資金調達原価	0.91	1.04	0.92	0.85	1.09	0.86
総資金利鞘	0.40	△0.09	0.40	0.38	△0.00	0.37

(注) 1. 資金運用利回り = $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$ 2. 資金調達原価 = $\frac{\text{資金調達費用} + \text{経費}}{\text{資金調達勘定平均残高}} \times 100$

3. 総資金利鞘 = 資金運用利回り - 資金調達原価

>>> 営業の状況 (単体)

>> 債券・預金

■ 資金量構成

(単位：億円、%)

	平成25年度	平成26年度
債 券	48,252 (49.4)	48,335 (48.5)
債 券 発 行 高	48,252 (49.4)	48,335 (48.5)
預 金	48,574 (49.8)	50,191 (50.4)
組 合 そ の 他	48,268 (49.5)	50,047 (50.2)
地 方 公 共 団 体	305 (0.3)	144 (0.1)
譲 渡 性 預 金	762 (0.8)	1,116 (1.1)
合 計	97,588	99,644
債 券 の う ち 政 府 引 受	— (—)	— (—)

(注) () 内は構成比です。

■ 商工債発行残高

(単位：億円、%)

	平成25年度	平成26年度
利 付 商 工 債	48,252 (100.0)	48,335 (100.0)
合 計	48,252	48,335

(注) () 内は構成比です。

■ 商工債発行残高の残存期間別残高

(単位：億円)

残存期間	平成25年度	平成26年度
1 年 以 下	12,466	12,175
1 年 超 3 年 以 下	22,823	23,025
3 年 超 5 年 以 下	12,862	12,398
5 年 超 7 年 以 下	—	—
7 年 超	100	736
合 計	48,252	48,335
利 付 商 工 債		
1 年 以 下	12,466	12,175
1 年 超 3 年 以 下	22,823	23,025
3 年 超 5 年 以 下	12,862	12,398
5 年 超 7 年 以 下	—	—
7 年 超	100	736
合 計	48,252	48,335

■ 財形貯蓄残高

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度
財 形 貯 蓄 残 高	819	777

■ 商工債の種類別平均残高

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度
利付商工債	47,719	47,845
割引商工債	1,034	—
合計	48,753	47,845

(注) 債券には、債券募集金を含んでいません。

■ 種目別預金残高

(単位：億円、%)

	平成25年度			平成26年度		
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
定期性預金	29,730 (62.5)	208 (20.7)	29,938 (61.6)	31,184 (63.3)	221 (23.7)	31,405 (62.6)
流動性預金	17,512 (36.8)	16 (1.6)	17,529 (36.1)	17,776 (36.1)	12 (1.3)	17,789 (35.4)
末うち有利息預金	12,523 (26.3)	—	12,523 (25.8)	12,929 (26.2)	—	12,929 (25.8)
残その他	326 (0.7)	780 (77.7)	1,106 (2.3)	296 (0.6)	700 (75.0)	996 (2.0)
高合	47,569	1,004	48,574	49,257	934	50,191
譲渡性預金	762	—	762	769	347	1,116
定期性預金	27,882 (65.5)	113 (12.8)	27,995 (64.4)	30,535 (65.3)	251 (24.9)	30,787 (64.5)
平流動性預金	14,497 (34.0)	8 (0.9)	14,505 (33.4)	16,027 (34.3)	8 (0.8)	16,035 (33.6)
均うち有利息預金	10,581 (24.9)	—	10,581 (24.3)	12,016 (25.7)	—	12,016 (25.2)
残その他	198 (0.5)	768 (86.3)	967 (2.2)	179 (0.4)	750 (74.3)	929 (1.9)
高合	42,578	890	43,468	46,742	1,010	47,752
譲渡性預金	1,176	—	1,176	876	228	1,105

- (注) 1. 定期性預金 = 定期預金
 商工中金の定期預金は、全て固定金利定期預金となっています。
 2. 流動性預金 = 通知預金 + 普通預金 + 当座預金
 3. 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しています。
 4. () 内は構成比です。

■ 定期預金の残存期間別残高

(単位：億円)

残存期間	平成25年度	平成26年度
3ヵ月以下	8,139	8,612
3ヵ月超6ヵ月以下	6,630	7,499
6ヵ月超1年以下	11,915	11,271
定期預金 1年超2年以下	2,045	1,952
2年超3年以下	975	1,689
3年超	231	380
合計	29,938	31,405

(注) 商工中金の定期預金は、全て固定金利定期預金となっています。

預金者別残高

(単位：億円、%)

	平成25年度	平成26年度
一般法人	27,646 (57.2)	27,969 (56.0)
個人	20,195 (41.8)	21,602 (43.2)
金融機関	202 (0.4)	242 (0.5)
政府公金	305 (0.6)	144 (0.3)
合計	48,349	49,957

(注) 1. 海外店分、特別国際金融取引勘定および譲渡性預金を除いています。
2. () 内は構成比です。

公金資金残高

(単位：億円、%)

	平成25年度	平成26年度
公金預金	305 (93.6)	144 (89.5)
公金借入金	3 (0.9)	2 (1.4)
債券引受	17 (5.5)	14 (9.1)
合計	326	161

(注) () 内は構成比です。

歳入金、公金取扱実績

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度
日本銀行歳入代理店口	1,378	1,543
地方公共団体公金収納口	529	523
合計	1,907	2,067

≫ 融資

■ 貸出金残高

(単位：億円)

		平成25年度			平成26年度		
		国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
期末残高	証書貸付	77,356	1,307	78,663	78,065	1,505	79,570
	手形貸付	3,447	360	3,807	3,306	409	3,716
	当座貸越	10,007	—	10,007	9,471	—	9,471
	割引手形	2,404	—	2,404	2,272	—	2,272
	合計	93,216	1,667	94,884	93,116	1,914	95,031
平均残高	証書貸付	76,196	1,245	77,441	76,821	1,417	78,238
	手形貸付	3,438	348	3,787	3,272	410	3,683
	当座貸越	9,241	—	9,241	9,024	—	9,024
	割引手形	2,276	—	2,276	2,204	—	2,204
	合計	91,153	1,593	92,746	91,323	1,828	93,151

(注) 国際業務部門の国内店外貸建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しています。

■ 貸出金の残存期間別残高

(単位：億円)

	残存期間	平成25年度	平成26年度
貸出金	1年以下	41,355	40,065
	1年超3年以下	30,238	31,038
	3年超5年以下	13,918	14,399
	5年超7年以下	4,153	4,145
	7年超	5,045	5,240
	期間の定めのないもの	172	143
	合計	94,884	95,031
うち固定金利	1年以下	—	—
	1年超3年以下	24,906	25,096
	3年超5年以下	11,158	11,502
	5年超7年以下	2,912	2,825
	7年超	3,177	3,233
	期間の定めのないもの	—	—
	合計	—	—
うち変動金利	1年以下	—	—
	1年超3年以下	5,332	5,941
	3年超5年以下	2,760	2,896
	5年超7年以下	1,241	1,320
	7年超	1,868	2,006
	期間の定めのないもの	172	143
	合計	—	—

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、固定金利、変動金利の区分をしていません。

従業員1人当たり資金量および貸出金

(単位：億円)

	平成25年度			平成26年度		
	国内店	海外店	計	国内店	海外店	計
資金量	25	17	25	25	44	25
貸出金	24	31	24	24	39	24

(注) 1. 資金量 = 債券 + 預金 + 譲渡性預金
2. 従業員数は、就業人員数（出向者を除く）の期中平均を使用しています。

1店舗当たり資金量および貸出金

(単位：億円)

	平成25年度			平成26年度		
	国内店	海外店	計	国内店	海外店	計
資金量	1,058	224	1,049	1,076	581	1,071
貸出金	1,026	412	1,020	1,027	513	1,021

(注) 1. 資金量 = 債券 + 預金 + 譲渡性預金
2. 出張所・営業所を除いた店舗（駐在員事務所は含んでいません）により算出しています。

メンバー向け貸出

(単位：億円、%)

	平成25年度	平成26年度
メンバー向け貸出残高	92,760 (97.8)	92,869 (97.7)
メンバー以外への貸出残高	2,123 (2.2)	2,162 (2.3)
合計	94,884	95,031

(注) 1. メンバーとは、商工中金に出資加入した団体とその構成員です。
2. () 内は構成比です。

貸出金用途別残高

(単位：億円、%)

	平成25年度	平成26年度
設備資金	18,354 (19.3)	19,646 (20.7)
長期運転資金	59,737 (63.0)	59,671 (62.8)
短期運転資金	16,792 (17.7)	15,713 (16.5)
合計	94,884	95,031

(注) () 内は構成比です。

貸出金業種別内訳

(単位：億円、%)

	平成25年度	平成26年度
製 造 業	31,617 (33.3)	31,251 (32.9)
うち機械金属製造業	16,351 (17.2)	16,036 (16.9)
農 業, 林 業	225 (0.2)	242 (0.3)
漁 業	42 (0.1)	38 (0.0)
鉱業, 採石業, 砂利採取業	142 (0.2)	133 (0.2)
建 設 業	2,562 (2.7)	2,776 (2.9)
電気・ガス・熱供給・水道業	354 (0.4)	394 (0.4)
情報通信業, 運輸業, 郵便業	12,361 (13.0)	12,526 (13.2)
卸 売 業, 小 売 業	29,956 (31.6)	30,038 (31.6)
金 融 業, 保 険 業	519 (0.6)	459 (0.5)
不動産業, 物品賃貸業	6,958 (7.3)	6,937 (7.3)
各種サービス業	9,619 (10.1)	9,592 (10.1)
地方公共団体	4 (0.0)	4 (0.0)
そ の 他	107 (0.1)	123 (0.1)
海外及び特別国際金融 取引勘定分	412 (0.4)	513 (0.5)
合 計	94,884	95,031

(注) () 内は構成比です。

貸出金担保別内訳

(単位：億円、%)

	平成25年度	平成26年度
当 金 庫 預 金 ・ 債 券	1,283 (1.4)	1,258 (1.3)
有 価 証 券	394 (0.4)	428 (0.5)
債 権	573 (0.6)	569 (0.6)
商 品	73 (0.1)	121 (0.1)
不 動 産	42,510 (44.8)	40,898 (43.0)
そ の 他 担 保	1,837 (1.9)	2,089 (2.2)
計	46,672 (49.2)	45,367 (47.7)
保 証	38,452 (40.5)	39,613 (41.7)
信 用	9,759 (10.3)	10,050 (10.6)
合 計	94,884	95,031

(注) () 内は構成比です。

■ 支払承諾見返担保別内訳

(単位：百万円、%)

	平成25年度	平成26年度
当金庫預金・債券	4,293 (4.8)	4,365 (4.4)
有価証券	25 (0.0)	46 (0.0)
債権	—	25 (0.0)
商品	14 (0.0)	28 (0.0)
不動産	20,374 (23.0)	21,350 (21.7)
その他担保	1,427 (1.6)	1,083 (1.1)
計	26,133 (29.4)	26,897 (27.2)
保証	54,446 (61.3)	61,005 (61.9)
信用	8,216 (9.3)	10,717 (10.9)
合計	88,797	98,619

(注) ()内は構成比です。

■ 預託制度融資残高

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度
預託制度融資残高	1,181	1,091

■ 受託代理貸付金残高

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
独立行政法人福祉医療機構	52	41
株式会社日本政策金融公庫	124	107
国民生活事業	124	107
中小企業事業	—	—
公益財団法人日本財団 (貸付、管理回収の取扱残高)	164,842	153,893
一般財団法人自転車産業振興協会	—	—
独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部	1	—
独立行政法人環境再生保全機構	219	219
独立行政法人中小企業基盤整備機構	323,467	307,890
振興事業	23,264	20,527
共済事業	300,203	287,363
独立行政法人労働者健康福祉機構	55	52
沖縄振興開発金融公庫	—	—
合計	488,764	462,206

■ 委託代理貸付金残高

(単位：件、億円)

		平成25年度		平成26年度	
設備資金	件数	595		596	
	金額	45		44	
運転資金	件数	2		1	
	金額	0		0	
合計	件数	597		597	
	金額	46		44	

■ 貸出金の債券・預金に対する比率

(単位：億円、%)

	平成25年度			平成26年度		
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
貸出金 (A)	93,216	1,667	94,884	93,116	1,914	95,031
債券・預金 (B)	96,584	1,004	97,588	98,362	1,282	99,644
比率 (%) (A)/(B)			97.22	94.66	149.36	95.37
	期中平均	98.53	178.90	99.30	95.66	147.50

(注) 預金には譲渡性預金を含んでいます。

■ 貸倒引当金の増減

(単位：億円)

	平成25年度					平成26年度				
	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	535	614	—	535*	614	614	567	—	614*	567
個別貸倒引当金	1,723	360	353	—	1,731	1,731	416	264	—	1,882
合計	2,259	975	353	535	2,345	2,345	984	264	614	2,450

* 洗替による取崩額。

■ 貸出金償却額

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度
貸出金償却額	16	2

■ 特定海外債権残高

該当ありません。

■ 与信費用

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度
与信費用 (A)=(B)+(C)	489	389
不良債権処理額 (B)	410	436
一般貸倒引当金繰入額 (C)	79	△47

■ リスク管理債権の状況（単体）

(単位：億円、%)

		平成25年度	平成26年度
破綻先債権	(A)	718	576
(Ⅳ分類額控除後破綻先債権)	(B)	(325)	(274)
延滞債権	(C)	3,810	4,024
(Ⅳ分類額控除後延滞債権)	(D)	(3,396)	(3,445)
3ヵ月以上延滞債権	(E)	3	8
貸出条件緩和債権	(F)	75	90
リスク管理債権合計	(G) = (A) + (C) + (E) + (F)	4,608	4,699
破綻先債権のうちⅣ分類額	(H)	392	301
延滞債権のうちⅣ分類額	(I)	414	578
Ⅳ分類額控除後リスク管理債権	(J) = (B) + (D) + (E) + (F)	3,801	3,818
Ⅳ分類額控除後貸出金残高	(K)	94,102	94,170
貸出金に占める割合 (%)	(J) / (K)	4.0	4.1

- (注) 1. 破綻先債権とは、「未収利息不計上貸出金」*のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
3. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. Ⅳ分類額は、自己査定により回収不能と区分された債権額であり、全額貸倒引当金を計上しています。
6. Ⅳ分類額控除後リスク管理債権とは、リスク管理債権から、注5の金額を控除した金額です（控除した金額は平成25年度個別貸倒引当金1,730億円のうち807億円、平成26年度個別貸倒引当金1,882億円のうち880億円です）。
- * 未収利息不計上貸出金：元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く）

■ 金融再生法に基づく開示債権額

(単位：億円、%)

		平成25年度	平成26年度
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	(A)	1,435	1,551
危険債権	(B)	3,129	3,078
要管理債権	(C)	79	98
小計	(D) = (A) + (B) + (C)	4,644	4,729
Ⅳ分類額	(G)	822	898
(Ⅳ分類額控除後)	(D) - (G)	(3,821)	(3,830)
正常債権		93,263	93,478
合計	(H)	97,907	98,207
貸出金に占める割合 (%)	((D) - (G)) / ((H) - (G))	3.9	3.9

(参考) Ⅳ分類額控除後債権の保全状況

(D)のうち担保・保証等による回収見込額	(E)	2,342	2,443
(D)に対して計上した貸倒引当金	(F)	1,699	1,844
引当率 (%)	$\frac{(F) - (G)}{((D) - (G)) - (E)}$	59.3	68.2
保全率 (%)	$\frac{((E) + (F)) - (G)}{(D) - (G)}$	84.2	88.5

- (注) 1. 上記は「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づき査定を行い、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」および「正常債権」に4区分したものです。
2. 開示債権の区分
- ①破産更生債権およびこれらに準ずる債権.....破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権
- ②危険債権.....債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権
- ③要管理債権.....上記①②を除く、3ヵ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権
- ④正常債権.....債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして上記①～③の債権以外のものに区分される債権
3. Ⅳ分類額は、自己査定により回収不能と区分された債権額であり、全額貸倒引当金を計上しています。
4. Ⅳ分類額控除後とは、注2①～③の開示債権額の合計から、注3の金額を控除した金額です。

>> 証券

商品有価証券平均残高

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度
商品国債	31	31
合計	31	31

有価証券種類別残高

(単位：億円、%)

	平成25年度			平成26年度			
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計	
期末残高	国債	16,128 (81.9)	—	16,128 (81.8)	15,525 (81.2)	—	15,525 (80.4)
	地方債	693 (3.5)	—	693 (3.5)	436 (2.3)	—	436 (2.3)
	短期社債	— (—)	—	— (—)	— (—)	—	— (—)
	社債	2,500 (12.7)	—	2,500 (12.7)	2,700 (14.1)	—	2,700 (14.0)
	株式	293 (1.5)	—	293 (1.5)	349 (1.8)	—	349 (1.8)
	その他の証券	84 (0.4)	10 (100.0)	94 (0.5)	109 (0.6)	192 (100.0)	301 (1.5)
	うち外国債券	—	10 (100.0)	10 (0.1)	—	192 (100.0)	192 (1.0)
	合計	19,701	10	19,711	19,122	192	19,314
平均残高	国債	16,402 (80.3)	—	16,402 (79.9)	15,451 (81.2)	—	15,451 (81.0)
	地方債	984 (4.8)	—	984 (4.8)	619 (3.2)	—	619 (3.2)
	短期社債	238 (1.2)	—	238 (1.2)	112 (0.6)	—	112 (0.6)
	社債	2,536 (12.4)	—	2,536 (12.4)	2,564 (13.5)	—	2,564 (13.4)
	株式	216 (1.0)	—	216 (1.0)	227 (1.2)	—	227 (1.2)
	その他の証券	53 (0.3)	85 (100.0)	138 (0.7)	51 (0.3)	53 (100.0)	104 (0.6)
	うち外国債券	—	85 (100.0)	85 (0.4)	—	53 (100.0)	53 (0.3)
	合計	20,431	85	20,516	19,025	53	19,079

(注) 1. 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しています。
2. () 内は構成比です。

■ 有価証券の時価等情報

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次の通りです。これらには、「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

(1) 売買目的有価証券

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度
当事業年度の損益に含まれた評価差額	1	2

(2) 満期保有目的の債券

(単位：億円)

	種類	平成25年度			平成26年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	4,680	4,776	96	5,329	5,449	120
	社債	—	—	—	185	186	0
	小計	4,680	4,776	96	5,514	5,636	121
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	20	20	△0
	小計	—	—	—	20	20	△0
合 計		4,680	4,776	96	5,535	5,657	121

(3) 子会社・子法人等株式および関連法人等株式

(単位：億円)

	平成25年度			平成26年度		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社・子法人等株式	—	—	—	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式および関連法人等株式

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	34	34
関連法人等株式	—	—
合 計	34	34

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式および関連法人等株式」には含めていません。

(4) その他有価証券

(単位：億円)

	種類	平成25年度			平成26年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	150	71	78	207	81	126
	債券	14,065	13,982	82	12,609	12,527	82
	国債	11,249	11,188	60	10,147	10,085	61
	地方債	659	656	3	418	415	3
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	2,156	2,137	18	2,043	2,026	17
	その他	94	60	34	301	241	60
小計	14,310	14,114	195	13,118	12,850	268	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	17	22	△4	13	16	△2
	債券	577	579	△2	518	520	△2
	国債	199	199	△0	49	49	△0
	地方債	33	34	△0	18	18	△0
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	343	345	△1	450	452	△1
	その他	86	86	—	80	80	—
小計	681	688	△6	612	616	△4	
合 計		14,991	14,803	188	13,731	13,466	264

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
株 式	91	93
そ の 他	0	0
合 計	91	93

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていません。

■ 金銭の信託の時価等情報

- (1) 運用目的の金銭の信託
該当ありません。
- (2) 満期保有目的の金銭の信託
該当ありません。
- (3) その他の金銭の信託（運用目的および満期保有目的以外）
該当ありません。

■ 有価証券の債券・預金に対する比率

(単位：億円、%)

	平成25年度			平成26年度		
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
有 価 証 券 (A)	19,701	10	19,711	19,122	192	19,314
債 券 ・ 預 金 (B)	96,584	1,004	97,588	98,362	1,282	99,644
比 率 (%) (A) / (B)	20.39	1.02	20.19	19.44	14.99	19.38
比 率 (%) 期 中 平 均	22.08	9.55	21.96	19.92	4.29	19.72

(注) 預金には譲渡性預金を含んでいます。

■ 公共債ディーリング実績

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度
売 買 高	2	—
平 均 残 高	31	31

(注) ディーリング実績はすべて国債です。

■ 有価証券の残存期間別残高

(単位：億円)

		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合計
平成25年度	国 債	2,421	8,814	4,892	—	—	16,128
	地 方 債	284	168	240	—	—	693
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	550	1,870	79	—	—	2,500
	株 式	—	—	—	—	293	293
	そ の 他 の 証 券	—	10	—	—	84	94
	うち外国債券	—	10	—	—	—	10
合 計	3,257	10,863	5,212	—	378	19,711	
平成26年度	国 債	2,724	8,139	4,585	76	—	15,525
	地 方 債	118	264	53	—	—	436
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	623	1,740	336	—	—	2,700
	株 式	—	—	—	—	349	349
	そ の 他 の 証 券	12	180	—	—	109	301
	うち外国債券	12	180	—	—	—	192
合 計	3,478	10,325	4,976	76	458	19,314	

(注) 満期保有目的の債券およびその他有価証券の償還予定額（貸借対照表計上額）を記載しています。

>> 国際

取引種別外国為替取扱高

(単位：百万ドル)

	平成25年度	平成26年度
貿易為替	4,038	3,968
貿易外為替	1,523	1,626
資本取引	2,089	1,671
合計	7,651	7,266

(注) 海外店分を含みます。

外貨建資産残高

(単位：百万ドル)

	平成25年度	平成26年度
外貨建資産残高	1,527	1,606

(注) 国内店の外貨建資産および海外店の資産を表示しています。

>> その他

内国為替取扱高

(単位：千件、億円)

			平成25年度	平成26年度
送金為替	各地へ向けた分	件数	1,764	1,787
		金額	111,249	114,443
	各地より受けた分	件数	1,564	1,603
		金額	109,218	114,199
代金取立	各地へ向けた分	件数	621	557
		金額	12,549	11,781
	各地より受けた分	件数	18	17
		金額	321	296
合計	件数	3,968	3,965	
	金額	233,339	240,720	

職員の状況

(単位：人、千円)

	平成25年度	平成26年度
職員数	3,973	3,975
平均年齢	40歳7ヵ月	40歳5ヵ月
平均勤続年数	18年0ヵ月	17年9ヵ月
平均給与月額	476	469

(注) 1. 職員数は嘱託・臨時雇員（平成25年度967人、平成26年度984人）を含んでいません。
 2. 平成26年度の平均給与月額は、平成27年3月の時間外手当を含む平均給与額であり、賞与を除くものです。

■ デリバティブ取引情報

デリバティブ取引についての取組方針、リスク管理方法などは以下の通りです。

デリバティブ取引に対する取組み

取引の大半は、お取引先のニーズへの対応とALMリスクコントロールを目的としています。

- お取引先のニーズ
市場金利や為替変動に伴う資金調達コストや仕入コストの増加などをヘッジするニーズに対応するために提供するスワップ・オプション・為替予約。
- ALMリスクコントロール
貸出・債券などのオンバランス取引から発生する金利リスクをコントロールするための金利スワップなど。

デリバティブ取引におけるリスク

貸出・有価証券などのオンバランス取引と同様に信用リスク、市場リスクなどがあります。

- 信用リスク
取引相手方の契約不履行により生じるリスクです。貸出などオンバランス取引については元本や利息などが信用リスク額となりますが、デリバティブ取引の場合、時価評価を行い、カレントエクスポージャー方式で信用リスク額を算出しています。
- 市場リスク
オンバランス取引同様、デリバティブ取引についても金利・為替レート・株価などの変動によりその取引の市場価値が変動するリスクがあります。

各種リスクに対する管理態勢等

- 信用リスク
お取引先との取引については、貸出に伴うリスクと一体で管理を行っています。金融機関などを取引の相手方とする市場取引についても、他の市場取引と同様にお取引先別および国別にクレジットラインを設定し、その範囲内で執行・管理を行っています。
- 市場リスク
リスクの種類や業務ごとにバリュー・アット・リスク (VaR) や10ベース・ポイント・バリュー等の上限額および損失限度を設定して管理を行っています。また、デリバティブ取引の評価損益などは統合リスク管理部でモニタリングを行い、経営陣に定期的な報告を行っています。

用語解説

デリバティブ取引

債券や金利、為替などの現物商品から派生した金融商品のことで、「金融派生商品」ともいいます。デリバティブ取引は、現物商品の価格変動リスクなどの回避や、低コスト資金調達、高利回り資金運用などを目的に開発され、代表的なものに、「先物取引」「スワップ取引」「オプション取引」などがあります。

先物取引 ある金融商品を将来の特定の時期に一定価格で売買すべきことを、前もって約定しておく取引のことです。

スワップ取引 契約の当事者間で、将来発生するキャッシュ・フロー（資金の流れ）を交換する取引のことです。例えば、同一通貨の変動金利と固定金利を交換する金利スワップや、ドル建金利と円建金利を交換する通貨スワップなどがあります。

オプション取引 ある金融商品を将来の特定の時期に一定価格で購入できる権利（コール）や売却できる権利（プット）を売買する取引のことです。オプションの購入者はオプション料を対価としてオプションを行使する権利を取得し、売却者はオプションの行使に応じる義務を負います。対象とする金融商品により、金利オプション、通貨オプションなどがあります。

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの事業年度末における契約額または契約において定められた元本相当額、時価および評価損益ならびに当該時価の算定方法は、次の通りです。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

	平成25年度				平成26年度			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
金融商品取引所	金利先物 売 建	—	—	—	—	—	—	—
	金利先物 買 建	—	—	—	—	—	—	—
	金利オプション 売 建	—	—	—	—	—	—	—
	金利オプション 買 建	—	—	—	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約 売 建	—	—	—	—	—	—	—
	金利先渡契約 買 建	—	—	—	—	—	—	—
	金利先渡契約 受取固定・支払変動	3,301,601	2,621,952	31,012	31,012	3,124,676	2,723,745	38,717
店頭	金利スワップ 受取変動・支払固定	3,053,021	2,358,559	△25,756	△25,756	2,894,191	2,459,202	△33,356
	金利スワップ 受取変動・支払変動	—	—	—	—	—	—	—
	金利オプション 売 建	—	—	—	—	—	—	—
その他	金利オプション 買 建	—	—	—	—	—	—	—
	その他 売 建	440	—	△0	0	—	—	—
合	その他 買 建	—	—	—	—	—	—	—
	計			5,256	5,257			5,360

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しています。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっています。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しています。

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

	平成25年度				平成26年度			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
金融商品取引所	通貨先物 売 建	—	—	—	—	—	—	—
	通貨先物 買 建	—	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション 売 建	—	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション 買 建	—	—	—	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	1,299,198	1,067,138	794	794	893,422	738,907	560
	為替予約 売 建	45,913	5,770	△837	△837	48,630	9,771	△2,997
店頭	為替予約 買 建	46,071	5,038	829	829	35,588	9,594	2,366
	通貨オプション 売 建	—	—	—	—	—	—	—
その他	通貨オプション 買 建	—	—	—	—	—	—	—
	その他 売 建	—	—	—	—	—	—	—
合	その他 買 建	—	—	—	—	—	—	—
	計			786	786			△69

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しています。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しています。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の事業年度末における契約額または契約において定められた元本相当額および時価ならびに当該時価の算定方法は、次の通りです。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	平成25年度			平成26年度		
			契約額等	うち1年超	時価	契約額等	うち1年超	時価
原則的処理方法			—	—	—	—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ	受取固定・支払変動	2,272,450	1,721,750	18,813	2,335,250	1,787,050	13,424
		受取変動・支払固定	197,375	196,343	△1,642	199,156	197,848	△4,689
合	計				17,170			8,734

(注) 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっています。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しています。

(2) 通貨関連取引

該当ありません。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

自己資本の充実の状況

(バーゼルⅢに基づく開示)

自己資本の構成に関する開示事項 92

定性的開示事項

1. 連結の範囲に関する事項 124
2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要 125
3. 信用リスクに関する事項 125
4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要 128
5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要 129
6. 証券化エクスポージャーに関する事項 130
7. オペレーショナル・リスクに関する事項 ... 131
8. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要（特定取引に係るものを除く）..... 132
9. 金利リスク（特定取引に係るものを除く）に関する事項 133
10. (連結) 貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明 133

定量的開示事項

1. その他金融機関等であって商工組合中央金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 134
2. 自己資本の充実度に関する事項 134
3. 信用リスク（証券化エクスポージャーを除く）に関する事項 140
4. 信用リスク削減手法に関する事項 147
5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 147
6. 証券化エクスポージャーに関する事項 149
7. 出資等又は株式等エクスポージャー（特定取引に係るものを除く）に関する事項 150
8. 金利リスク（特定取引に係るものを除く）に関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済的価値の増減額 ... 151

連結レバレッジ比率に関する開示事項

1. 連結レバレッジ比率の構成に関する事項 .. 152
2. 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因 152

>>> 自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成に関する開示事項（単体）

（平成26年度）

（単位：百万円、％）

国際様式の 該当番号	項目	当期末	経過措置に よる不算入額	前期末	経過措置に よる不算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	325,045		315,299	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	218,653		218,653	
2	うち、利益剰余金の額	111,905		102,149	
1c	うち、自己株式の額（△）	1,015		1,005	
26	うち、社外流出予定額（△）	4,497		4,497	
	うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	—		—	
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	557,980	10,753	553,245	9,739
	うち、危機対応準備金の額	150,000		150,000	
	うち、特別準備金の額	400,811		400,811	
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—		—	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	883,026		868,545	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	3,668	5,503	1,669	6,679
8	うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	3,668	5,503	1,669	6,679
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—	—
11	繰延ヘッジ損益の額	—	—	—	—
12	適格引当金不足額	—	—	—	—
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
15	前払年金費用の額	5,048	7,572	1,634	6,539
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	—
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	—	—
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	—	—
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
27	その他Tier1資本不足額	—		—	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	8,716		3,304	
普通株式等Tier1資本					
29	普通株式等Tier1資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	874,309		865,240	

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当期末	経過措置に よる不算入額	前期末	経過措置に よる不算入額
その他Tier1資本に係る基礎項目					
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—	—
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	—
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	—	—	—
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	—	—	—
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	—	
	経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—	—	—	
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (二)	—	—	—	
その他Tier1資本に係る調整項目					
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	—	—	—	—
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	—	—	—
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	—	—	—
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	—	—	—
	経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	—	—	—	—
42	Tier2資本不足額	—	—	—	—
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	—	—	—	—
その他Tier1資本					
44	その他Tier1資本の額 ((二)-(ホ)) (ハ)	—	—	—	—
Tier1資本					
45	Tier1資本の額 ((ハ)+(ヘ)) (ト)	874,309	—	865,240	—
Tier2資本に係る基礎項目					
46		Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—	—
		Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	—
		Tier2資本調達手段に係る負債の額	—	—	—
		特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	—	—	—
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	31,900	—	36,600	—
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	56,747	—	61,475	—
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	56,747	—	61,475	—
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	—	—	—	—
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	7,131	—	6,790	—
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	7,131	—	6,790	—
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	95,778	—	104,865	—
Tier2資本に係る調整項目					
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	—	—	—	—
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	—	—	—
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	—	—	—
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	—	—	—
	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	—	—	—	—
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	—	—	—	—

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当期末	経過措置に よる不算入額	前期末	経過措置に よる不算入額
Tier2資本					
58	Tier2資本の額 (㉠-㉡)	95,778		104,865	
総自己資本					
59	総自己資本の額 ((㉢)+(㉠))	970,087		970,106	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	13,075		13,219	
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の無形固定資産の額	5,503		6,679	
	うち、前払年金費用の額	7,572		6,539	
60	リスク・アセットの額の合計額 (㉣)	7,135,721		7,061,731	
自己資本比率					
61	普通株式等Tier1比率 ((㉤)/(㉣))	12.25%		12.25%	
62	Tier1比率 ((㉢)/(㉣))	12.25%		12.25%	
63	総自己資本比率 ((㉥)/(㉣))	13.59%		13.73%	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	5,886		4,424	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	—		55	
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—		—	
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	63,985		66,753	
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	56,747		61,475	
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	85,660		84,706	
78	内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—		—	
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	—		—	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	—		—	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—		—	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	32,060		36,640	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	13,500		9,000	

貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明

(平成26年度)

(単位：百万円)

科目	公表貸借対照表	付表参照番号
(資産の部)		
現金預け金	1,045,239	
コールローン	11,353	
買入金銭債権	23,334	
特定取引資産	23,406	6-a
有価証券	1,931,430	6-b
貸出金	9,503,180	6-c
外国為替	17,770	
その他資産	28,007	6-d
有形固定資産	42,436	
無形固定資産	14,208	2
前払年金費用	18,598	3
繰延税金資産	52,970	4
支払承諾見返	98,619	
貸倒引当金	△245,043	
資産の部合計	12,565,513	
(負債の部)		
預金	5,019,157	
譲渡性預金	111,689	
債券	4,833,580	
コールマネー	7,210	
売現先勘定	6,000	
特定取引負債	14,235	6-e
借入金（注）	1,374,640	7
外国為替	166	
その他負債	172,455	6-f
賞与引当金	4,310	
退職給付引当金	19,885	
役員退職慰労引当金	88	
睡眠債券払戻損失引当金	5,010	
環境対策引当金	185	
支払承諾	98,619	
負債の部合計	11,667,235	
(純資産の部)		
資本金	218,653	1-a
危機対応準備金	150,000	1-b
特別準備金	400,811	1-c
資本剰余金	0	1-d
利益剰余金	111,905	1-e
自己株式	△1,015	1-f
株主資本合計	880,354	
その他有価証券評価差額金	17,923	
繰延ヘッジ損益	—	5
評価・換算差額等合計	17,923	1-g
純資産の部合計	898,277	
負債及び純資産の部合計	12,565,513	

(注) 借入金には劣後借入金46,000百万円を含んでおり、自己資本の構成の開示では、「適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額」に算入されております。

自己資本の充実の状況（バーゼルⅢに基づく開示）▼自己資本の構成に関する開示事項

貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明〈付表〉

【注記事項】

※「自己資本の構成に関する開示事項」の金額については、経過措置勘案前の数値を記載しているため、自己資本に算入されている金額に加え、「自己資本の構成に関する開示事項（単体）」における「経過措置による不算入額」の金額が含まれています。また、経過措置により自己資本に算入されている項目については本表には含んでおりません。

1. 株主資本及び評価・換算差額等

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
資本金	218,653		1-a
危機対応準備金	150,000		1-b
特別準備金	400,811		1-c
資本剰余金	0		1-d
利益剰余金	111,905		1-e
自己株式	△1,015		1-f
株主資本合計	880,354		
その他有価証券評価差額金	17,923		
繰延ヘッジ損益	—		
評価・換算差額等合計	17,923		1-g

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の該当番号
普通株式に係る株主資本の額	329,543	普通株式に係る株主資本（社外流出予定額調整前）	
うち、資本金及び資本剰余金の額	218,653		1a
うち、利益剰余金の額	111,905		2
うち、自己株式の額（△）	1,015		1c
うち、上記以外に該当するものの額	—		
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	568,734		
うち、危機対応準備金の額	150,000		3
うち、特別準備金の額	400,811		
その他Tier1資本調達手段に係る額	—	実質破綻時損失吸収条項のある優先株式に係る株主資本	31a

2. 無形固定資産

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
無形固定資産	14,208		2
上記に係る税効果	5,036		

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
無形固定資産 その他の無形固定資産	9,171	のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外（ソフトウェア等）	9
無形固定資産 モーゲージ・サービシング・ライセンス	—		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		20
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		24
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—		74

3.前払年金費用

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
前払年金費用	18,598		3

上記に係る税効果	5,977	
----------	-------	--

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
前払年金費用の額	12,620		15

4.繰延税金資産

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
繰延税金資産	52,970		4

その他の無形固定資産の税効果勘案分	5,036	
前払年金費用の税効果勘案分	5,977	

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—		10
一時差異に係る繰延税金資産	63,985		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		25
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	63,985		75

5.繰延ヘッジ損益

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
繰延ヘッジ損益	—		5

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
繰延ヘッジ損益の額	—	ヘッジ対象に係る時価評価差額が「評価・換算差額等」として計上されているものを除いたもの	11

6.金融機関向け出資等の対象科目

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
特定取引資産	23,406	商品有価証券、特定取引金融派生商品等を含む	6-a
有価証券	1,931,430		6-b
貸出金	9,503,180	劣後ローン等を含む	6-c
その他資産	28,007	金融派生商品、出資金等を含む	6-d
特定取引負債	14,235	売付商品有価証券、特定取引金融派生商品等を含む	6-e
その他負債	172,455	金融派生商品を含む	6-f

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
自己保有資本調達手段の額	—		
普通株式等Tier1相当額	—		16
その他Tier1相当額	—		37
Tier2相当額	—		52
意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額	—		
普通株式等Tier1相当額	—		17
その他Tier1相当額	—		38
Tier2相当額	—		53
少数出資金融機関等の資本調達手段の額	5,886		
普通株式等Tier1相当額	—		18
その他Tier1相当額	—		39
Tier2相当額	—		54
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	5,886		72
その他金融機関等（10%超出資）	—		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		19
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		23
その他Tier1相当額	—		40
Tier2相当額	—		55
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	—		73

7. その他資本調達手段

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
借入金	1,374,640		7
合計	1,374,640		

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	—		32
Tier2資本調達手段に係る負債の額	—		46

>>> 自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成に関する開示事項（単体）

（平成25年度）

（単位：百万円、％）

項目		経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目			
普通株式に係る株主資本の額	315,299		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	218,653		1a
うち、利益剰余金の額	102,149		2
うち、自己株式の額（△）	1,005		1c
うち、社外流出予定額（△）	4,497		26
うち、上記以外に該当するものの額	—		
普通株式に係る新株予約権の額	—		1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	553,245	9,739	
うち、危機対応準備金の額	150,000		3
うち、特別準備金の額	400,811		
経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—		
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額	(イ) 868,545		6
普通株式等Tier1資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	1,669	6,679	8+9
うち、のれんに係るものの額	—	—	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額	1,669	6,679	9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	10
繰延ヘッジ損益の額	—	—	11
適格引当金不足額	—	—	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	14
前払年金費用の額	1,634	6,539	15
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	19
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	23
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	24
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	25
その他Tier1資本不足額	—		27
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額	(ロ) 3,304		28
普通株式等Tier1資本			
普通株式等Tier1資本の額 ((イ)-(ロ))	(ハ) 865,240		29

(単位：百万円、%)

項目	経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
その他Tier1資本に係る基礎項目		
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	31a
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	—	31b
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	—	32
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	—	
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	33+35
経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—	
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (二)	—	36
その他Tier1資本に係る調整項目		
自己保有その他Tier1資本調達手段の額	—	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	38
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	39
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	40
経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	—	
Tier2資本不足額	—	42
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	—	43
その他Tier1資本		
その他Tier1資本の額 (二)-(ホ)	—	44
Tier1資本		
Tier1資本の額 (イ)+(ハ)	865,240	45
Tier2資本に係る基礎項目		
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	46
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	—	
Tier2資本調達手段に係る負債の額	—	
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	—	
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	36,600	47+49
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	61,475	50
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	61,475	50a
うち、適格引当金Tier2算入額	—	50b
経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	6,790	
うち、評価・換算差額等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	6,790	
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	104,865	51
Tier2資本に係る調整項目		
自己保有Tier2資本調達手段の額	—	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	53
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	54
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	55
経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	—	
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	—	57

(単位：百万円、%)

項目	経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
Tier2資本		
Tier2資本の額 (チー/リ) (㉮)	104,865	58
総自己資本		
総自己資本の額 ((ト)+(㉮)) (㉰)	970,106	59
リスク・アセット		
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	13,219	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の無形固定資産の額	6,679	
うち、前払年金費用の額	6,539	
リスク・アセットの額の合計額 (㉱)	7,061,731	60
自己資本比率		
普通株式等Tier1比率 ((㉰)/(㉱))	12.25%	61
Tier1比率 ((ト)/(㉱))	12.25%	62
総自己資本比率 ((㉰)/(㉱))	13.73%	63
調整項目に係る参考事項		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	4,424	72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	55	73
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—	74
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	66,753	75
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項		
一般貸倒引当金の額	61,475	76
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	84,706	77
内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—	78
適格引当金に係るTier2資本算入上限額	—	79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項		
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	—	82
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—	83
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	36,640	84
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	9,000	85

貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明

(平成25年度)

(単位：百万円)

科目	公表貸借対照表	付表参照番号
(資産の部)		
現金預け金	842,987	
コールローン	94,120	
買入金銭債権	19,384	
特定取引資産	24,690	6-a
有価証券	1,971,165	6-b
貸出金	9,488,403	6-c
外国為替	15,471	
その他資産	24,029	6-d
有形固定資産	41,905	
無形固定資産	13,430	2
前払年金費用	12,664	3
繰延税金資産	57,183	4
支払承諾見返	88,797	
貸倒引当金	△234,575	
資産の部合計	12,459,658	
(負債の部)		
預金	4,857,406	
譲渡性預金	76,210	
債券	4,825,232	
コールマネー	21,613	
特定取引負債	15,153	6-e
借入金（注）	1,486,481	7
外国為替	68	
その他負債	179,705	6-f
賞与引当金	4,260	
退職給付引当金	17,446	
役員退職慰労引当金	83	
睡眠債券戻損失引当金	4,203	
環境対策引当金	213	
支払承諾	88,797	
負債の部合計	11,576,874	
(純資産の部)		
資本金	218,653	1-a
危機対応準備金	150,000	1-b
特別準備金	400,811	1-c
資本剰余金	0	1-d
利益剰余金	102,149	1-e
自己株式	△1,005	1-f
株主資本合計	870,608	
その他有価証券評価差額金	12,174	
繰延ヘッジ損益	—	5
評価・換算差額等合計	12,174	1-g
純資産の部合計	882,783	
負債及び純資産の部合計	12,459,658	

(注) 借入金には劣後借入金46,000百万円を含んでおり、自己資本の構成の開示では、「適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額」に算入されております。

自己資本の充実の状況（バーゼルⅢに基づく開示）▼自己資本の構成に関する開示事項

貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明〈付表〉

【注記事項】

※「自己資本の構成に関する開示事項」の金額については、経過措置勘案前の数値を記載しているため、自己資本に算入されている金額に加え、「自己資本の構成に関する開示事項（単体）」における「経過措置による不算入額」の金額が含まれています。また、経過措置により自己資本に算入されている項目については本表には含んでおりません。

1. 株主資本及び評価・換算差額等

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
資本金	218,653		1-a
危機対応準備金	150,000		1-b
特別準備金	400,811		1-c
資本剰余金	0		1-d
利益剰余金	102,149		1-e
自己株式	△1,005		1-f
株主資本合計	870,608		
その他有価証券評価差額金	12,174		
繰延ヘッジ損益	—		
評価・換算差額等合計	12,174		1-g

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の該当番号
普通株式に係る株主資本の額	319,797	普通株式に係る株主資本（社外流出予定額調整前）	
うち、資本金及び資本剰余金の額	218,653		1a
うち、利益剰余金の額	102,149		2
うち、自己株式の額（△）	1,005		1c
うち、上記以外に該当するものの額	—		
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	562,985		
うち、危機対応準備金の額	150,000		3
うち、特別準備金の額	400,811		
その他Tier1資本調達手段に係る額	—	実質破綻時損失吸収条項のある優先株式に係る株主資本	31a

2. 無形固定資産

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
無形固定資産	13,430		2
上記に係る税効果	5,080		

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
無形固定資産 その他の無形固定資産	8,349	のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外（ソフトウェア等）	9
無形固定資産 モーゲージ・サービシング・ライセンス	—		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		20
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		24
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—		74

3.前払年金費用

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
前払年金費用	12,664		3

上記に係る税効果	4,489	
----------	-------	--

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
前払年金費用の額	8,174		15

4.繰延税金資産

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
繰延税金資産	57,183		4

その他の無形固定資産の税効果勘案分	5,080	
前払年金費用の税効果勘案分	4,489	

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—		10
一時差異に係る繰延税金資産	66,753		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		25
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	66,753		75

5.繰延ヘッジ損益

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
繰延ヘッジ損益	—		5

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
繰延ヘッジ損益の額	—	ヘッジ対象に係る時価評価差額が「評価・換算差額等」として計上されているものを除いたもの	11

6.金融機関向け出資等の対象科目

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
特定取引資産	24,690	商品有価証券、特定取引金融派生商品等を含む	6-a
有価証券	1,971,165		6-b
貸出金	9,488,403	劣後ローン等を含む	6-c
その他資産	24,029	金融派生商品、出資金等を含む	6-d
特定取引負債	15,153	売付商品有価証券、特定取引金融派生商品等を含む	6-e
その他負債	179,705	金融派生商品を含む	6-f

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
自己保有資本調達手段の額	—		
普通株式等Tier1相当額	—		16
その他Tier1相当額	—		37
Tier2相当額	—		52
意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額	—		
普通株式等Tier1相当額	—		17
その他Tier1相当額	—		38
Tier2相当額	—		53
少数出資金融機関等の資本調達手段の額	4,424		
普通株式等Tier1相当額	—		18
その他Tier1相当額	—		39
Tier2相当額	—		54
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	4,424		72
その他金融機関等（10%超出資）	55		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		19
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		23
その他Tier1相当額	—		40
Tier2相当額	—		55
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	55		73

自己資本の充実の状況（バーゼルⅢに基づく開示）▼自己資本の構成に関する開示事項

7. その他資本調達手段

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
借入金	1,486,481		7
合計	1,486,481		

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	—		32
Tier2資本調達手段に係る負債の額	—		46

自己資本の構成に関する開示事項（連結）

（平成26年度）

（単位：百万円、％）

国際様式の 該当番号	項目	当期末	経過措置に よる不算入額	前期末	経過措置に よる不算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	331,363		320,347	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	218,653		218,653	
2	うち、利益剰余金の額	118,223		107,198	
1c	うち、自己株式の額（△）	1,015		1,005	
26	うち、社外流出予定額（△）	4,497		4,497	
	うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	—		—	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	555,535	7,086	551,821	4,042
	うち、危機対応準備金の額	150,000		150,000	
	うち、特別準備金の額	400,811		400,811	
5	普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額	—		—	
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—		—	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	886,898		872,169	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	3,675	5,512	1,682	6,729
8	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—	—	—
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	3,675	5,512	1,682	6,729
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	1	4
11	繰延ヘッジ損益の額	—	—	—	—
12	適格引当金不足額	—	—	—	—
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
15	退職給付に係る資産の額	3,960	5,940	709	2,838
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	—
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	—	—
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	—	—
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
27	その他Tier1資本不足額	—		—	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	7,635		2,392	
普通株式等Tier1資本					
29	普通株式等Tier1資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	879,263		869,776	

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当期末	経過措置に よる不算入額	前期末	経過措置に よる不算入額
その他Tier1資本に係る基礎項目					
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—	—
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	—
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	—	—	—
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	—	—	—
34-35	その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額	—	—	—	—
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	—	—
33	うち、商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—	—	—	—
35	うち、商工組合中央金庫の連結子法人等（商工組合中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	—	—	—	—
	経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—	—	—	—
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (二)	—	—	—	—
その他Tier1資本に係る調整項目					
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	—	—	—	—
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	—	—	—
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	—	—	—
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	—	—	—
	経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	—	—	—	—
42	Tier2資本不足額	—	—	—	—
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	—	—	—	—
その他Tier1資本					
44	その他Tier1資本の額 (二)-(ホ) (ハ)	—	—	—	—
Tier1資本					
45	Tier1資本の額 (ハ)+(ハ)	879,263	—	869,776	—
Tier2資本に係る基礎項目					
46		Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—	—
		Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	—
		Tier2資本調達手段に係る負債の額	—	—	—
		特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	—	—	—
48-49	Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額	—	—	—	—
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	34,555	—	39,634	—
47	うち、商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	31,900	—	36,600	—
49	うち、商工組合中央金庫の連結子法人等（商工組合中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	2,655	—	3,034	—
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	57,395	—	62,124	—
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	57,395	—	62,124	—
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	—	—	—	—
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	7,142	—	6,808	—
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	7,142	—	6,808	—
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	99,092	—	108,568	—

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当期末	経過措置に よる不算入額	前期末	経過措置に よる不算入額
Tier2資本に係る調整項目					
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	—	—	—	—
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	—	—	—
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	—	—	—
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	—	—	—
	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	—		—	
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	—		—	
Tier2資本					
58	Tier2資本の額 ((チ)-(リ)) (ヌ)	99,092		108,568	
総自己資本					
59	総自己資本の額 ((ト)+(ヌ)) (ル)	978,356		978,344	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	11,452		9,571	
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の無形固定資産の額	5,512		6,729	
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—		4	
	うち、退職給付に係る資産の額	5,940		2,838	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ワ)	7,214,319		7,136,649	
連結自己資本比率					
61	連結普通株式等Tier1比率 ((ハ)/(ワ))	12.18%		12.18%	
62	連結Tier1比率 ((ト)/(ワ))	12.18%		12.18%	
63	連結総自己資本比率 ((ル)/(ワ))	13.56%		13.70%	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	5,893		4,431	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	—		56	
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—		—	
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	66,596		69,371	
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	57,395		62,124	
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	86,574		85,573	
78	内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—		—	
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	—		—	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	—		—	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—		—	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	34,715		39,674	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	14,637		9,758	

連結貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明

(平成26年度)

(単位：百万円)

科目	公表連結貸借対照表	付表参照番号
(資産の部)		
現金預け金	1,045,300	
コールローン及び買入手形	11,353	
買入金銭債権	23,334	
特定取引資産	23,406	6-a
有価証券	1,928,105	2-b, 6-b
貸出金	9,489,550	6-c
外国為替	17,770	
その他資産	113,048	6-d
有形固定資産	43,647	
無形固定資産	14,152	2-a
退職給付に係る資産	14,588	3
繰延税金資産	56,942	4-a
支払承諾見返	98,678	
貸倒引当金	△246,070	
資産の部合計	12,633,810	
(負債の部)		
預金	5,012,815	
譲渡性預金	111,689	
債券	4,833,180	
コールマネー及び売渡手形	7,210	
売現先勘定	6,000	
特定取引負債	14,235	6-e
借入金（注）	1,433,640	8
外国為替	166	
その他負債	178,444	6-f
賞与引当金	4,525	
退職給付に係る負債	25,499	
役員退職慰労引当金	121	
睡眠債券払戻損失引当金	5,010	
環境対策引当金	185	
その他の引当金	73	
繰延税金負債	51	4-b
支払承諾	98,678	
負債の部合計	11,731,530	
(純資産の部)		
資本金	218,653	1-a
危機対応準備金	150,000	1-b
特別準備金	400,811	1-c
資本剰余金	0	1-d
利益剰余金	118,223	1-e
自己株式	△1,015	1-f
株主資本合計	886,672	
その他有価証券評価差額金	17,950	
繰延ヘッジ損益	—	5
退職給付に係る調整累計額	△6,139	
その他の包括利益累計額合計	11,810	1-g
少数株主持分（注）	3,796	7
純資産の部合計	902,280	
負債及び純資産の部合計	12,633,810	

※規制上の連結の範囲と会計上の連結の範囲は同一であります。

(注) 借入金には劣後借入金46,000百万円、少数株主持分には優先株式3,793百万円を、それぞれ含んでおり、これらについては、自己資本の構成の開示では、「適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額」に算入されております。

自己資本の充実の状況（バーゼルⅢに基づく開示）▼自己資本の構成に関する開示事項

連結貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明〈付表〉

【注記事項】

※「自己資本の構成に関する開示事項」の金額については、経過措置勘案前の数値を記載しているため、自己資本に算入されている金額に加え、「自己資本の構成に関する開示事項（連結）」における「経過措置による不算入額」の金額が含まれています。また、経過措置により自己資本に算入されている項目については本表には含んでおりません。

1. 株主資本及びその他の包括利益累計額

(1) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
資本金	218,653		1-a
危機対応準備金	150,000		1-b
特別準備金	400,811		1-c
資本剰余金	0		1-d
利益剰余金	118,223		1-e
自己株式	△1,015		1-f
株主資本合計	886,672		
その他有価証券評価差額金	17,950		
繰延ヘッジ損益	—		
退職給付に係る調整累計額	△6,139		
その他の包括利益累計額合計	11,810		1-g

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
普通株式に係る株主資本の額	335,861	普通株式に係る株主資本（社外流出予定額調整前）	
うち、資本金及び資本剰余金の額	218,653		1a
うち、利益剰余金の額	118,223		2
うち、自己株式の額（△）	1,015		1c
うち、上記以外に該当するものの額	—		
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	562,621		3
うち、危機対応準備金の額	150,000		
うち、特別準備金の額	400,811		
その他Tier1資本調達手段に係る額	—	実質破綻時損失吸収条項のある優先株式に係る株主資本	31a

2. 無形固定資産

(1) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
無形固定資産	14,152		2-a
有価証券	1,928,105		2-b
うち 持分法適用会社に係るのれん相当額	—	持分法適用会社に係るのれん相当額	
上記に係る税効果	4,965		

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
無形固定資産 のれんに係るもの	—		8
無形固定資産 その他の無形固定資産	9,187	のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外 (ソフトウェア等)	9
無形固定資産 モーゲージ・サービシング・ライツ	—		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		20
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		24
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—		74

■ 3.退職給付に係る資産

(1) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
退職給付に係る資産	14,588		3

上記に係る税効果	4,688	
----------	-------	--

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
退職給付に係る資産の額	9,900		15

■ 4.繰延税金資産

(1) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
繰延税金資産	56,942		4-a
繰延税金負債	51		4-b

その他の無形固定資産の税効果勘案分	4,965	
退職給付に係る資産の税効果勘案分	4,688	

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—		10
一時差異に係る繰延税金資産	66,596		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		25
繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	66,596		75

5.繰延ヘッジ損益

(1) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
繰延ヘッジ損益	—		5

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の該当番号
繰延ヘッジ損益の額	—	ヘッジ対象に係る時価評価差額が「その他の包括利益累計額」として計上されているものを除いたもの	11

6.金融機関向け出資等の対象科目

(1) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
特定取引資産	23,406	商品有価証券、特定取引金融派生商品等を含む	6-a
有価証券	1,928,105		6-b
貸出金	9,489,550	劣後ローン等を含む	6-c
その他資産	113,048	金融派生商品、出資金等を含む	6-d
特定取引負債	14,235	売付商品有価証券、特定取引金融派生商品等を含む	6-e
その他負債	178,444	金融派生商品等を含む	6-f

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の該当番号
自己保有資本調達手段の額	—		
普通株式等Tier1相当額	—		16
その他Tier1相当額	—		37
Tier2相当額	—		52
意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額	—		
普通株式等Tier1相当額	—		17
その他Tier1相当額	—		38
Tier2相当額	—		53
少数出資金融機関等の資本調達手段の額	5,893		
普通株式等Tier1相当額	—		18
その他Tier1相当額	—		39
Tier2相当額	—		54
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	5,893		72
その他金融機関等（10%超出資）	—		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		19
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		23
その他Tier1相当額	—		40
Tier2相当額	—		55
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	—		73

7.少数株主持分

(1) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
少数株主持分	3,796		7

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
普通株式等Tier1資本に係る額	—	算入可能額(調整後少数株主持分) 勘案後	5
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調 達手段の額	—	算入可能額(調整後少数株主持分) 勘案後	30-31ab-32
その他Tier1資本に係る額	—	算入可能額(調整後少数株主持分) 勘案後	34-35
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段 の額	—	算入可能額(調整後少数株主持分) 勘案後	46
Tier2資本に係る額	—	算入可能額(調整後少数株主持分) 勘案後	48-49

8.その他資本調達手段

(1) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
借入金	1,433,640		8
合計	1,433,640		

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	—		32
Tier2資本調達手段に係る負債の額	—		46

自己資本の構成に関する開示事項（連結）

（平成25年度）

（単位：百万円、％）

項目		経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目			
普通株式に係る株主資本の額	320,347		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	218,653		1a
うち、利益剰余金の額	107,198		2
うち、自己株式の額（△）	1,005		1c
うち、社外流出予定額（△）	4,497		26
うち、上記以外に該当するものの額	—		
普通株式に係る新株予約権の額	—		1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	551,821	4,042	
うち、危機対応準備金の額	150,000		3
うち、特別準備金の額	400,811		
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額	—		5
経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—		
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	872,169		6
普通株式等Tier1資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	1,682	6,729	8+9
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	1,682	6,729	9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	1	4	10
繰延ヘッジ損益の額	—	—	11
適格引当金不足額	—	—	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	14
退職給付に係る資産の額	709	2,838	15
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	19
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	23
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	24
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	25
その他Tier1資本不足額	—		27
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	2,392		28
普通株式等Tier1資本			
普通株式等Tier1資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	869,776		29

(単位：百万円、%)

項目	経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
その他Tier1資本に係る基礎項目		
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	31a
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	—	31b
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	—	32
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	—	
その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額	—	34-35
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	33+35
うち、商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—	33
うち、商工組合中央金庫の連結子法人等（商工組合中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	—	35
経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—	
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (二)	—	36
その他Tier1資本に係る調整項目		
自己保有その他Tier1資本調達手段の額	—	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	38
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	39
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	40
経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	—	
Tier2資本不足額	—	42
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	—	43
その他Tier1資本		
その他Tier1資本の額 (二)-(ホ)	—	44
Tier1資本		
Tier1資本の額 ((二)+(ホ)) (ト)	869,776	45
Tier2資本に係る基礎項目		
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	—	
Tier2資本調達手段に係る負債の額	—	46
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	—	
Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額	—	48-49
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	39,634	47+49
うち、商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	36,600	47
うち、商工組合中央金庫の連結子法人等（商工組合中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	3,034	49
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	62,124	50
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	62,124	50a
うち、適格引当金Tier2算入額	—	50b
経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	6,808	
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	6,808	
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	108,568	51

自己資本の充実の状況（バーゼルⅢに基づく開示）▼自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

項目	経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
Tier2資本に係る調整項目		
自己保有Tier2資本調達手段の額	—	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	53
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	54
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	55
経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額		
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	—	57
Tier2資本		
Tier2資本の額 (チ)−(リ)	108,568	58
総自己資本		
総自己資本の額 (ト)+(ヌ)	978,344	59
リスク・アセット		
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	9,571	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の無形固定資産の額	6,729	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	4	
うち、退職給付に係る資産の額	2,838	
リスク・アセットの額の合計額 (ワ)	7,136,649	60
連結自己資本比率		
連結普通株式等Tier1比率 (ハ)／(ワ)	12.18%	61
連結Tier1比率 (ト)／(ワ)	12.18%	62
連結総自己資本比率 (ル)／(ワ)	13.70%	63
調整項目に係る参考事項		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	4,431	72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	56	73
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—	74
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	69,371	75
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項		
一般貸倒引当金の額	62,124	76
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	85,573	77
内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—	78
適格引当金に係るTier2資本算入上限額	—	79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項		
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	—	82
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—	83
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	39,674	84
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	9,758	85

連結貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明

(平成25年度)

(単位：百万円)

科目	公表連結貸借対照表	付表参照番号
(資産の部)		
現金預け金	843,039	
コールローン及び買入手形	94,120	
買入金銭債権	19,384	
特定取引資産	24,690	6-a
有価証券	1,967,853	2-b, 6-b
貸出金	9,472,757	6-c
外国為替	15,471	
その他資産	109,537	6-d
有形固定資産	43,229	
無形固定資産	13,421	2-a
退職給付に係る資産	5,496	3
繰延税金資産	62,417	4-a
支払承諾見返	88,860	
貸倒引当金	△236,106	
資産の部合計	12,524,175	
(負債の部)		
預金	4,852,915	
譲渡性預金	76,210	
債券	4,824,832	
コールマネー及び売渡手形	21,613	
特定取引負債	15,153	6-e
借入金（注）	1,539,581	8
外国為替	68	
その他負債	189,354	6-f
賞与引当金	4,477	
退職給付に係る負債	21,949	
役員退職慰労引当金	112	
睡眠債券払戻損失引当金	4,203	
環境対策引当金	213	
その他の引当金	64	
繰延税金負債	58	4-b
支払承諾	88,860	
負債の部合計	11,639,668	
(純資産の部)		
資本金	218,653	1-a
危機対応準備金	150,000	1-b
特別準備金	400,811	1-c
資本剰余金	0	1-d
利益剰余金	107,198	1-e
自己株式	△1,005	1-f
株主資本合計	875,656	
その他有価証券評価差額金	12,208	
繰延ヘッジ損益	—	5
退職給付に係る調整累計額	△7,154	
その他の包括利益累計額合計	5,053	1-g
少数株主持分（注）	3,796	7
純資産の部合計	884,507	
負債及び純資産の部合計	12,524,175	

※規制上の連結の範囲と会計上の連結の範囲は同一であります。

(注) 借入金には劣後借入金46,000百万円、少数株主持分には優先株式3,793百万円を、それぞれ含んでおり、これらについては、自己資本の構成の開示では、「適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額」に算入されております。

自己資本の充実の状況（バーゼルⅢに基づく開示）▼自己資本の構成に関する開示事項

連結貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明〈付表〉

【注記事項】

※「自己資本の構成に関する開示事項」の金額については、経過措置勘案前の数値を記載しているため、自己資本に算入されている金額に加え、「自己資本の構成に関する開示事項（連結）」における「経過措置による不算入額」の金額が含まれています。また、経過措置により自己資本に算入されている項目については本表には含んでおりません。

1. 株主資本及びその他の包括利益累計額

(1) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
資本金	218,653		1-a
危機対応準備金	150,000		1-b
特別準備金	400,811		1-c
資本剰余金	0		1-d
利益剰余金	107,198		1-e
自己株式	△1,005		1-f
株主資本合計	875,656		
その他有価証券評価差額金	12,208		
繰延ヘッジ損益	—		
退職給付に係る調整累計額	△7,154		
その他の包括利益累計額合計	5,053		1-g

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
普通株式に係る株主資本の額	324,845	普通株式に係る株主資本（社外流出予定額調整前）	
うち、資本金及び資本剰余金の額	218,653		1a
うち、利益剰余金の額	107,198		2
うち、自己株式の額（△）	1,005		1c
うち、上記以外に該当するものの額	—		
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	555,864		3
うち、危機対応準備金の額	150,000		
うち、特別準備金の額	400,811		
その他Tier1資本調達手段に係る額	—	実質破綻時損失吸収条項のある優先株式に係る株主資本	31a

2. 無形固定資産

(1) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
無形固定資産	13,421		2-a
有価証券	1,967,853		2-b
うち 持分法適用会社に係るのれん相当額	—	持分法適用会社に係るのれん相当額	
上記に係る税効果	5,010		

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
無形固定資産 のれんに係るもの	—		8
無形固定資産 その他の無形固定資産	8,411	のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外 (ソフトウェア等)	9
無形固定資産 モーゲージ・サービシング・ライツ	—		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		20
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		24
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—		74

■ 3.退職給付に係る資産

(1) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
退職給付に係る資産	5,496		3

上記に係る税効果	1,948	
----------	-------	--

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
退職給付に係る資産の額	3,548		15

■ 4.繰延税金資産

(1) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
繰延税金資産	62,417		4-a
繰延税金負債	58		4-b

その他の無形固定資産の税効果勘案分	5,010	
退職給付に係る資産の税効果勘案分	1,948	

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	5		10
一時差異に係る繰延税金資産	69,371		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		25
繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	69,371		75

5.繰延ヘッジ損益

(1) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
繰延ヘッジ損益	—		5

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
繰延ヘッジ損益の額	—	ヘッジ対象に係る時価評価差額が「その他の包括利益累計額」として計上されているものを除いたもの	11

6.金融機関向け出資等の対象科目

(1) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
特定取引資産	24,690	商品有価証券、特定取引金融派生商品等を含む	6-a
有価証券	1,967,853		6-b
貸出金	9,472,757	劣後ローン等を含む	6-c
その他資産	109,537	金融派生商品、出資金等を含む	6-d
特定取引負債	15,153	売付商品有価証券、特定取引金融派生商品等を含む	6-e
その他負債	189,354	金融派生商品等を含む	6-f

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
自己保有資本調達手段の額	—		
普通株式等Tier1相当額	—		16
その他Tier1相当額	—		37
Tier2相当額	—		52
意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額	—		
普通株式等Tier1相当額	—		17
その他Tier1相当額	—		38
Tier2相当額	—		53
少数出資金融機関等の資本調達手段の額	4,431		
普通株式等Tier1相当額	—		18
その他Tier1相当額	—		39
Tier2相当額	—		54
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	4,431		72
その他金融機関等 (10%超出資)	56		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		19
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		23
その他Tier1相当額	—		40
Tier2相当額	—		55
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	56		73

7.少数株主持分

(1) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
少数株主持分	3,796		7

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
普通株式等Tier1資本に係る額	—	算入可能額(調整後少数株主持分)勘案後	5
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	—	算入可能額(調整後少数株主持分)勘案後	30-31ab-32
その他Tier1資本に係る額	—	算入可能額(調整後少数株主持分)勘案後	34-35
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	—	算入可能額(調整後少数株主持分)勘案後	46
Tier2資本に係る額	—	算入可能額(調整後少数株主持分)勘案後	48-49

8.その他資本調達手段

(1) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
借入金	1,539,581		8
合計	1,539,581		

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	—		32
Tier2資本調達手段に係る負債の額	—		46

自己資本調達手段に関する契約内容の概要および詳細

インターネット上の商工中金のウェブサイト (<http://www.shokochukin.co.jp/about/report/shihonhiritsu/index.html>) に掲載しています。

》》 定性的開示事項

》 1. 連結の範囲に関する事項

- 株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号。以下「自己資本比率告示」という。）第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点および当該相違点の生じた原因

相違点はありません。

- 連結グループのうち、連結子会社の数ならびに主要な連結子会社の名称および主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は7社です。

名 称	主要な業務の内容
八重洲商工株式会社	事務代行業務
株式会社商工中金情報システム	ソフトウェアの開発、計算受託業務
商工サービス株式会社	福利厚生業務
八重洲興産株式会社	不動産管理業務
株式会社商工中金経済研究所	情報サービス、コンサルティング業務
商工中金リース株式会社	リース業務
商工中金カード株式会社	クレジットカード業務

- 自己資本比率告示第9条が適用される金融業務を営む関連法人等の数ならびに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額および純資産の額ならびに主要な業務の内容

該当ありません。

- 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないものおよび連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額および純資産の額ならびに主要な業務の内容

該当ありません。

- 連結グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等の概要

連結子会社7社全てにおいて、債務超過会社はなく自己資本は充実しています。また、連結グループ内において自己資本に係る支援は行っていません。

≫ 2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

商工中金では、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクなど、商工中金全体のリスクを把握し普通株式等Tier1資本と対比することにより、自己資本の充実度を評価することとしています。

具体的には、信用リスク、市場リスクはバリュー・アット・リスク（VaR）などにより、オペレーショナル・リスクは自己資本比率算出における「基礎的手法」に基づき、リスク量実績の算定を行っています。

また、商工中金を取り巻く環境が変化することを想定したストレステストを定期的を実施しています。これにより、環境の変化が自己資本にどの程度の影響を及ぼすかを分析しています。

以上のリスク量実績、ストレステスト結果に加えて、リスク計測の対象外としているリスクを踏まえ、普通株式等Tier1資本と対比することにより、自己資本の充実度を評価しています。

≫ 3. 信用リスクに関する事項

■ リスク管理の方針および手続の概要

【信用リスクとは】

信用供与先の財務状況の悪化などにより、資産の価値が減少ないし消失することで損失を被るリスクのことです。

【信用リスク管理態勢】

①信用リスク管理部署

信用リスク管理の統括部署を与信統括部としています。

与信統括部は、市場関連業務に係る信用リスク管理、カントリーリスクなどに関するリスク管理を含めて、商工中金全体の信用リスクを統括管理しています。

また、信用リスクの審査管理部署は審査本部とし、与信先の財務状況、資金用途および返済財源などを的確に把握し、適切な審査事後管理を行うとともに、与信状況についてモニタリングを行っています。

②信用リスク管理会議

経営陣による信用リスク管理会議においては、信用格付、業種、地域などのさまざまな切り口で与信ポートフォリオを分析し、リスクの分散を図るなど、債権の健全化に取り組んでいます。

【信用リスク管理方針】

商工中金では、「信用リスク管理規程」において信用リスクの管理にかかる基本的事項を定め、信用リスクの的確な把握、適切な管理に努めています。

①基本的考え方

信用リスク管理については、中小企業向けの融資ノウハウに基づく適正な融資審査基準や審査体制の堅持などにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っています。

②信用リスク管理プロセス

信用リスク管理統括部署である与信統括部は、信用リスクの把握および評価を適切に行ったうえで、そのリスクをコントロールするための企画、立案を行い、その実施状況をモニタリングしています。これらの一連のプロセスを適切に実施することを通じて、信用リスクのコントロールを図っています。

(1) 自己査定・信用格付制度を活用した管理の実施

信用リスクの的確な把握とコントロールを行うため、自己査定、信用格付、および信用格付に対応するデフォルト率などの変数（パラメータ）に関する基準を定め、その運用状況および基準の適切性を、定期的に検証し、必要に応じて見直しを行っています。

信用格付制度では、中小企業の信用度を計るために最適な財務指標を選択するとともに、定性的な評価も反映しています。

(信用格付区分の区分数と各区分の定義)

符号 (信用格付区分)	定義	自己査定取引先区分
SS	債務履行の確実性が極めて高く、与信管理上の安全性が極めて優れた水準にある先	正常先
SA	債務履行の確実性が十分に高く、与信管理上の安全性が十分に優れた水準にある先	
A	債務履行の確実性が高く、与信管理上の安全性が優れた水準にある先	
B	債務履行の確実性に問題なく、与信管理上の安全性が十分認められる先	
C	債務履行の確実性と与信管理上の安全性に当面問題がない先	
D	債務履行の確実性に現状問題ないが、将来の環境変化に対する抵抗力がやや低い先	
E	債務履行の確実性に現状問題ないが、将来の環境変化に対する抵抗力が低い先	
F	形式的には財務内容などに問題が認められるものの、総合的に見れば実態上問題なく、債務履行の確実性に現状大きな問題はないと認められる先	要注意先 (非要管理先)
G1	業況が低調ないし不安定な先、または財務内容に問題がある先などで、今後の管理に注意を要する先であるが、問題などが比較的軽微な先	
G2	業況が低調ないし不安定な先、または財務内容に問題がある先などで、今後の管理に注意を要する先	要注意先 (要管理先)
G3	G3H 貸出条件に問題のある先、履行状況に問題のある先、業況が低調ないし不安定な先または財務内容に問題がある先などで問題が深刻であり、今後の管理に特に注意を要する先 G3Y 内区分として、リスク管理債権を有する先をG3Y、それ以外をG3Hとする	
H	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先	破綻懸念先
I	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明な状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている先	実質破綻先
J	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先 例えば、破産、清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分などの事由により、経営破綻に陥っている先	破綻先

(2) 適正な与信管理の実施

審査面では、審査本部が、適正な審査・管理を通じて、資産の健全性の維持・向上に努めるとともに、お取引先の経営改善、再生支援についても専門部署である経営支援室を設けて、積極的に取り組んでいます。

(3) 与信ポートフォリオのモニタリングおよび大口与信管理の実施

適切な信用リスクのコントロールと過度の信用集中リスクを防止する観点からポートフォリオの管理にかかる基準を定め、与信ポートフォリオや信用リスク量、大口与信の状況等についてモニタリングを行い、結果については定期的に信用リスク管理会議に報告しています。

(4) 信用リスク管理プロセスの運用状況に係る検証

こうした信用リスク管理のプロセスなどが適切に行われているかを、監査部が検証しています。

なお、連結子会社にかかる信用リスクについても管理要領を定め、連結子会社の業務の規模・特性を勘案したうえで、連結子会社における信用リスクの的確な把握、適切な管理に努めています。

【貸倒引当金の計上基準】

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

①一般貸倒引当金

正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てています。

貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てています。

②個別貸倒引当金

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てています。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てています。

■ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて**【リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等】**

リスク・ウェイトの判定においては、内部管理との整合性を考慮し、すべてのエクスポージャーについて次の適格格付機関が公表する格付を使用しています。

適格格付機関の名称
<ul style="list-style-type: none"> ●株式会社格付投資情報センター (R&I) ●株式会社日本格付研究所 (JCR) ●スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P) ●ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

≫ 4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

【信用リスク削減手法とは】

「信用リスク削減手法」とは、商工中金が抱える信用リスクを削減させる効果のある担保や保証のことであり、商工中金では、自己資本比率算出にあたって、これらの信用リスク削減効果を反映させています。

商工中金では、担保、保証を商工中金の債権の安全性の補完手段として位置付けていますが、与信取引を行うに際しては、過度に依存することなく、取引先の資力、信用度、資金使途、返済財源等を十分に検討し、回収の確実性を期すこととしています。

なお、自己資本比率算定において信用リスク削減効果を反映させるにあたっては、「包括的手法」を適用しています。「包括的手法」とは、担保等について、価格変動により担保価値が減少するリスクを勘案し、担保価額を時価よりも保守的に減額したうえで、被担保債権の額から差し引くことによって信用リスク・アセットの額を算出する手法です。

【担保に関する評価、管理の方針および手続の概要】

①評価の方針

商工中金の被担保債権が万一回収困難となった場合に、その担保によって商工中金の債権を安全に確保しうる担保の価格を算定することを目的とし、主要な担保については、次の基準にしたがって評価を行っています。

(主要な担保の種類および評価)

担保の種類	具体的な内容	評価の基準
不動産	土地、建物	(土地) 原則、公示価格標準価格比較法により算出した価格 (建物) 原則、再調達原価法、取得価格法、収益還元法のいずれかにより算出した価格
定期性預金	当金庫定期預金	預り金額
有価証券	上場株式、公共債	市場価格

なお、自己資本比率算出においては、適格金融資産担保の信用リスク削減効果を反映しています。ただし、貸出金等については適格金融資産担保のうち、現金、当金庫預金および上場株式の信用リスク削減効果を反映しています。

②管理の方針および手続

担保は、法的な要件を満たす契約書等に基づき、厳格な管理を行っており、定期的に評価替えを行っています。また、抵当権の登記や担保物の占有等により、担保としての効力を確保・維持する管理を行っています。

取引先や担保提供者には、契約内容を説明のうえ、その写しを交付する等し、担保契約についての説明責任を果たしています。

③貸出金と当金庫預金の相殺を用いるにあたっての方針および手続の概要ならびにこれを用いている取引の種類、範囲等

(ア) 相殺を用いる場合の方針および手続の概要

取引先との契約書に、相殺を行う要件を明示し、この要件に適合する状態になった場合、商工中金の債権を回収するために相殺を行っています。

(イ) 相殺を用いる取引の種類、範囲等

相殺は、貸出、支払承諾、外国為替等の銀行取引に伴う債権を対象としています。範囲は、商工中金が有する債権に相当する金額以内の預金となります。

自己資本比率を算定する場合の信用リスク削減手法における預金と相殺可能な商工中金の債権は、貸出金および貸出金より発生する未収収益に限定しております。

④派生商品取引およびレポ形式の取引について法的に有効な相対ネットリング契約を用いるにあたっての方針および手続の概要ならびにこれを用いている取引の種類、範囲等

派生商品取引において、一定の条件を満たし法的に有効なネットリングについては、信用リスク削減効果を反映させています。なお、対象は対市場デリバティブ取引であり、ISDA MASTER AGREEMENT等の契約により、信用リスク削減を図っています。

レポ形式の取引については、法的に有効なネットリング契約についての信用リスク削減効果を反映させていません。

⑤保証人およびクレジット・デリバティブの主要な取引相手の種類およびその信用度の説明

(ア) 保証人となる取引相手の種類

中小企業等においては、取引先が会社等の法人であれば代表者、個人であれば事業承継予定者を連帯保証人とするケースが一般的です。

企業グループにおける子会社等においては、当該企業グループの親会社が連帯保証人となるケースもあります。

信用保証協会が中小企業等の事業資金の借入等に対する保証を行う取引は、信用保証協会が保証人となります。

信用保証協会以外の信用補完機関、金融機関が保証を行うケースもあります。

(イ) 保証人の信用度

自己資本比率算出にあたっては、信用度の高い国、地方公共団体、信用保証協会に加えて、外部格付で一定の条件に適合する先の保証について信用リスク削減効果を反映させています。

(ウ) クレジット・デリバティブについて

平成27年3月31日現在、クレジット・デリバティブの利用はありません。

⑥信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクおよびマーケット・リスクの集中に関する情報

保証については、全国の中小企業等に対する安定した事業資金を供給することを目的に信用保証制度を活用しており、信用リスク削減手法を適用する保証は、信用保証協会の割合が大きなものとなっています。

有価証券担保については、株式の割合が大きく、種類別、上場市場別に担保掛目を設定するとともに、月に1回評価の見直しを行っています。

なお、連結子会社の有する資産については、信用リスク削減手法を適用していません。

≫ 5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

派生商品取引の取引相手の信用リスクについては、オンバランス取引と一体で管理しており、取引相手の信用リスクに応じた与信限度枠を設定しています。

商工中金では派生商品取引について、カレントエクスポージャー方式により与信相当額を算出しています。

対金融機関向けの派生商品取引においては、信用リスク削減を目的に、必要に応じてISDA Credit Support Annex契約を締結し、信用リスク削減に努めています。同契約により商工中金が担保を追加提供する場合があります。

対営業店取引先向けの派生商品取引においては、担保による保全を一部考慮し、信用リスク削減に努めています。

引当金の算定については、基準期末の自己査定結果に基づき、Ⅲ分類に対して所定の予想損失率を乗じた額およびⅣ分類の全額を個別貸倒引当金として計上しています。

なお、連結子会社における派生商品取引についても、カレントエクスポージャー方式により与信相当額の算出を行っています。

≫ 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

■ リスク管理の方針およびリスク特性の概要

【証券化取引についての方針】

商工中金は、主に取引先の資金調達手法の多様化、資産オフバランス化による財務改善のニーズへの対応を目的とし、証券化取引を行っています。適格格付機関の付与する格付を有する証券化エクスポージャーのほか、無格付の証券化エクスポージャーの取得も可能ですが、その取得に際しては、裏付資産のデフォルトデータに基づくシミュレーションにより、信用リスク量の測定を行っています。また、保有する証券化エクスポージャーの一部については、信用リスクおよびマーケット・リスク以外に、サービサーリスク、希薄化リスク、債権二重譲渡リスクが内在しています。リスクの性質としては、サービサーリスクはサービサーの破綻や流用等により回収金の引き渡し滞り、希薄化リスクは債務者の契約取り消し等により債権が消滅する、債権二重譲渡リスクはオリジネーターの故意・過失により同一債権が別の第三者へ譲渡されるというものです。これらのリスクが内在する取引を行う場合には、取引の実施の都度、その回避手段等を検討しています。なお、平成27年3月31日現在、商工中金を除く連結グループが投資家である信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーはありません。

また、商工中金がオリジネーター（直接または間接に証券化取引の原資産の組成に関与している参加者）として証券化取引を実施する場合には、事前にリスクを特定・認識し、リスク移転の程度などを勘案のうえ、その実施を都度検討します。平成27年3月31日現在、商工中金がオリジネーターである信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーはありませんが、これまでに取り組んだ貸出債権の証券化取引では、信用保証協会による信用補完あるいは第三者による劣後保有が行われ、信用リスクを移転しています。なお、連結グループがオリジネーターとして実施するリース債権の証券化取引についても同様の方針で取り組んでいますが、平成27年3月31日現在、商工中金を除く連結グループがオリジネーターである信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーはありません。

なお、平成27年3月期の商工中金および連結グループにおいて、再証券化取引を含め、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである証券化取引は行っていません。

【証券化取引における役割および関与の割合】

商工中金は、主に取引先の債権流動化にかかる証券化商品を取得する投資家として、証券化取引に関与しています。商工中金を除く連結グループは、自己の保有するリース債権の流動化、裏付資産の債権回収および付随するサービスの提供を行うオリジネーター兼サービサーとして、証券化取引に関与しています。

なお、平成27年3月31日現在、商工中金および連結グループが「信用補完の提供者」、「ABCPのスポンサー」、「流動性の提供者」、「スワップの提供者」となる取引は行っていません。

■ 「証券化取引における格付の利用に関する基準」として自己資本比率告示に規定する商工中金の体制の整備およびその運用状況の概要

商工中金では、格付を利用する全ての証券化エクスポージャーについて、内在するリスクおよび構造上の特性の変化の有無、裏付資産の信用状態や回収実績等を、取引先の債権流動化にかかる総合調整を行うソリューション事業部が、サービサーや導管体等から定期的に報告を受け、モニタリングしています。また、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出担当部署である組織金融部は、算出の都度、ソリューション事業部によるモニタリングの結果を反映することとしており、その体制について規定していません。現状、規定どおりの運用を行っており、格付の利用に関する基準を満たしています。

なお、商工中金を除く連結グループにおいて、格付を利用する証券化エクスポージャーは保有していません。

■ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

商工中金および連結グループは、信用リスク削減手法として証券化取引は行っていませんが、取引を実施する場合には、信用リスク移転の程度、各種法令等を踏まえ、都度検討します。

■ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

商工中金および連結グループは、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出において、標準的手法を採用しています。

■ 証券化取引に関する会計方針

(ア) オリジネーターとしての証券化取引

商工中金および連結グループがオリジネーターとして証券化取引を行う場合、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転したことにより金融資産の消滅を認識する売却処理を採用しています。

(イ) 投資家としての証券化取引

商工中金は、証券化取引に対する投資における会計処理につき、「金融商品に関する会計基準」および日本公認会計士協会が公表する「金融商品会計に関する実務指針」に即した会計処理を行っています。平成27年3月31日現在、商工中金においては、合成型証券化取引に該当する取引はありません。

なお、商工中金および連結グループが証券化取引を目的として保有している資産はありません。

■ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定にあたっては、以下の外部格付機関が公表する格付を使用しています。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称
・株式会社格付投資情報センター (R&I)
・株式会社日本格付研究所 (JCR)
・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)
・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

■ その他開示事項

(証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称)

商工中金および連結グループとも、自己資本比率の算出においてマーケット・リスク相当額は算入していません。

(証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産に係る証券化取引)

商工中金および連結グループとも、該当する取引はありません。

(子法人等および関連法人等のうち、商工中金および連結グループが行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称)

該当ありません。

(定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容)

商工中金および連結グループとも、該当ありません。

≫ 7. オペレーショナル・リスクに関する事項

■ リスク管理の方針および手続の概要

【オペレーショナル・リスクの管理方針・態勢】

商工中金では、「リスク管理規程」を定め、その中においてオペレーショナル・リスクを「事務リスク」と「システムリスク」と定義するとともに、オペレーショナル・リスク統括部署を事務総合部とし、「事務リスク」を事務総合部が、「システムリスク」をシステム部が管理し、経営上の重要事項としてリスクを極小化すべく、

日常業務の中で全役職員がその抑制に努めることとしています。

また、具体的な管理方針として「オペレーショナル・リスク管理規程」を定め、これに基づき各管理部署はリスクの把握および評価を行ったうえで、そのリスク削減に関する企画・立案を行い、実施し、その成果をモニタリングすること（PDCAサイクル）により、適切なリスク管理を行っています。加えて、経営陣による「オペレーショナル・リスク管理会議」においてオペレーショナル・リスクに関する事項について定期的に審議し、経営会議に報告する態勢としています。

連結子会社に対しても管理要領を定め、各管理部署がモニタリングする態勢としています。

(管理するオペレーショナル・リスク)

事務リスク	役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正を起こすことにより損失を被るリスク（システムリスクに分類されない情報セキュリティリスク*を含む）
システムリスク	コンピュータシステムのダウンまたは誤作動など、システムの不備などに伴い損失を被るリスク（システムの不備、システムに対する第三者の不正による情報セキュリティリスクを含む）

*情報セキュリティリスク

重要な情報資産の正当性、信頼性がさまざまな脅威（漏えい、不正使用、誤操作、故障など）により失われるリスク

【オペレーショナル・リスクの管理手続】

商工中金では、オペレーショナル・リスクを適切に特定、評価、コントロール、モニタリングするため、①「損失事象の収集およびモニタリング」、ならびに②「リスク・コントロール・セルフアセスメント（RCSA）」を行っています。

具体的には、①については事務ミス、システム障害などリスクが顕在化した損失事象を収集する態勢を整備し、リスクを把握・評価、必要な対応策を実施し、その効果についてモニタリングを行うとともに、発生状況・対策状況などについて「オペレーショナル・リスク管理会議」に定期的に報告しています。なお、経営に重大な影響を及ぼす事象については、速やかに経営陣に報告する態勢としています。

また、②については、業務を担当する部署が顕在化した損失事象のモニタリングを行うとともに自ら内在するリスクを把握・評価し、その評価に基づき改善することで、リスクの低減に取り組んでおり、リスク評価・対策状況などについて「オペレーショナル・リスク管理会議」に報告しています。

■ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

単体・連結ともに、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」を採用しています。

≫ 8. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針 および手続の概要（特定取引に係るものを除く）

【リスク管理方針および手続の概要】

商工中金で保有する出資等又は株式等エクスポージャーは、自己資本に照らして許容可能な水準にリスク量を管理するとともに、市場リスクあるいは信用リスクの枠組みに基づき、残高に上限を設定するなど適切な方法で管理を行っています。

連結子会社における出資等又は株式等エクスポージャーについても管理要領を定め、残高を管理するなど適切な方法で管理を行っています。

【その他有価証券、子会社株式の区分ごとのリスク管理の方針】

その他有価証券については、投資目的区分に応じて政策投資と純投資に区分し、子会社株式は政策投資に含めて管理を行っています。

【重要な会計方針】

その他有価証券に区分される株式などの評価は、時価のある株式については期末前1ヵ月平均に基づいた市場価格（連結子会社においては期末の市場価格）、時価のない株式などについては移動平均法による原価法により行っています。

子会社株式の評価は、移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。

≫ 9. 金利リスク（特定取引に係るものを除く）に関する事項

■ リスク管理の方針および手続の概要

商工中金では、金利リスクを含む市場リスクを自己資本に照らして許容可能な水準に管理するために、「統合リスク管理規程」および「市場関連リスク管理規程」を定めています。

市場リスクの管理にあたっては、経営陣によるALM会議において業務目的区分ごとにバリュー・アット・リスク（VaR）や10ベース・ポイント・バリュー等の上限額および損失限度などを定め、統合リスク管理部が原則日次で遵守状況をモニタリングし、定期的に経営陣に報告しています。

なお、連結子会社にかかる市場リスクについても管理要領を定め、連結子会社の業務の規模・特性を勘案したうえで、連結子会社における市場リスクの適切な管理に努めています。

■ 内部管理上使用した金利リスクの算定方法の概要

金利リスクについては、バリュー・アット・リスク（VaR）や10ベース・ポイント・バリューを計測しているほか、複数の金利シナリオによるシミュレーション分析やストレステストなどにより、金利が変動した場合の影響度を多面的に把握しています。

バリュー・アット・リスク（VaR）については、原則として全ての金利感応資産・負債、オフバランス取引を対象とし、分散・共分散法を用いて計測しています。有価証券等については日次で、預金・債券・貸出等については月次で計測しています。

なお、商工中金では金利リスクの計測にあたりコア預金を勘案しています。コア預金は、内部モデルにより残高を推計し、最長10年の取引として取り扱っています。

また、貸出金、預金などの期限前返済については考慮していません。

≫ 10.（連結）貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明

（単体） p.95～p.99、p.103～p.107に記載しています。

（連結） p.111～p.115、p.119～p.123に記載しています。

》》 定量的開示事項

》》 1. その他金融機関等であって商工組合中央金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

》》 2. 自己資本の充実度に関する事項

■ 信用リスクに対する所要自己資本の額

〈単体〉

資産 (オン・バランス) 項目

(単位: 百万円)

項目	(参考) 告示で定める リスク・ウェイト (%)	所要自己資本の額	
		平成25年度	平成26年度
1. 現金	0	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~100	—	—
4. 国際決済銀行等向け	0	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	0	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100	—	—
7. 国際開発銀行向け	0~100	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	10~20	—	—
9. 我が国の政府関係機関向け	10~20	346	254
10. 地方三公社向け	20	—	—
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20~100	4,298	2,439
12. 法人等向け	20~100	441,752	448,390
13. 中小企業等向け及び個人向け	75	39,922	43,811
14. 抵当権付住宅ローン	35	—	—
15. 不動産取得等事業向け	100	10,223	9,550
16. 3ヵ月以上延滞等	50~150	2,679	1,593
17. 取立未済手形	20	0	0
18. 信用保証協会等による保証付	0~10	893	1,102
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	1	1
20. 出資等	100~1,250	3,023	3,668
21. 上記以外	100~250	17,606	16,989
22. 証券化 (オリジネーターの場合)	20~1,250	—	—
23. 証券化 (オリジネーター以外の場合)	20~1,250	714	671
24. 複数の資産を裏付けとする資産 (所謂ファンド) のうち、 個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの の額	—	1,057	1,046
合計	—	522,520	529,519

オフ・バランス取引等項目

(単位：百万円)

項目	掛目 (%)	所要自己資本の額	
		平成25年度	平成26年度
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	441	476
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	103	87
4. 特定の取引に係る偶発債務	50	1,387	1,413
5. NIF又はRUF	50	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	1,118	1,592
7. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	100	5,470	6,170
8. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等	—	—	—
9. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100	—	1
10. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100	—	—
11. 派生商品取引及び長期決済期間取引	—	6,311	4,979
12. 未決済取引	—	—	—
13. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	0~100	—	—
14. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100	—	—
合計	—	14,831	14,720

CVAリスク相当額

(単位：百万円)

	所要自己資本額	
	平成25年度	平成26年度
CVAリスク相当額	4,771	3,985

中央清算機関関連

(単位：百万円)

	所要自己資本額	
	平成25年度	平成26年度
適格中央清算機関	—	3
適格中央清算機関以外の中央清算機関	—	—

〈連結〉

資産 (オン・バランス) 項目

(単位: 百万円)

項目	(参考) 告示で定める リスク・ウェイト (%)	所要自己資本の額	
		平成25年度	平成26年度
1. 現金	0	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~100	—	—
4. 国際決済銀行等向け	0	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	0	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100	—	—
7. 国際開発銀行向け	0~100	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	10~20	—	—
9. 我が国の政府関係機関向け	10~20	346	254
10. 地方三公社向け	20	—	—
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20~100	4,298	2,440
12. 法人等向け	20~100	446,900	453,715
13. 中小企業等向け及び個人向け	75	40,128	44,016
14. 抵当権付住宅ローン	35	—	—
15. 不動産取得等事業向け	100	10,223	9,550
16. 3ヵ月以上延滞等	50~150	2,729	1,602
17. 取立未済手形	20	0	0
18. 信用保証協会等による保証付	0~10	893	1,102
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	1	1
20. 出資等	100~1,250	2,758	3,402
21. 上記以外	100~250	18,299	17,685
22. 証券化 (オリジネーターの場合)	20~1,250	—	—
23. 証券化 (オリジネーター以外の場合)	20~1,250	714	671
24. 複数の資産を裏付けとする資産 (所謂ファンド) のうち、 個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの 額	—	765	916
合計	—	528,060	535,360

自己資本の充実の状況 (バーゼルⅢに基づく開示) ▼ 定量的開示事項

オフ・バランス取引等項目

(単位：百万円)

項目	掛目 (%)	所要自己資本の額	
		平成25年度	平成26年度
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	441	476
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	103	87
4. 特定の取引に係る偶発債務	50	1,387	1,413
5. NIF又はRUF	50	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	1,118	1,592
7. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	100	5,475	6,174
8. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等	—	—	—
9. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100	—	1
10. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100	—	—
11. 派生商品取引及び長期決済期間取引	—	6,311	4,979
12. 未決済取引	—	—	—
13. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	0~100	—	—
14. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100	—	—
合計	—	14,836	14,724

CVAリスク相当額

(単位：百万円)

	所要自己資本額	
	平成25年度	平成26年度
CVAリスク相当額	4,771	3,985

中央清算機関関連

(単位：百万円)

	所要自己資本額	
	平成25年度	平成26年度
適格中央清算機関	—	3
適格中央清算機関以外の中央清算機関	—	—

■ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち次に掲げる手法ごとの額

〈単体〉

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	22,815	22,628
うち基礎的手法	22,815	22,628
うち粗利益配分手法	—	—
うち先進的計測手法	—	—

〈連結〉

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	23,263	23,070
うち基礎的手法	23,263	23,070
うち粗利益配分手法	—	—
うち先進的計測手法	—	—

■ 総所要自己資本額

〈単体〉

(単位：百万円、%)

	平成25年度	平成26年度
普通株式等Tier1資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	865,240	874,309
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	868,545	883,026
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	3,304	8,716
その他Tier1資本の額 ((ニ)-(ホ)) (ヘ)	—	—
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)	—	—
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	—	—
Tier1資本の額 ((ハ)+(ヘ)) (ト)	865,240	874,309
Tier2資本の額 ((チ)-(リ)) (ヌ)	104,865	95,778
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	104,865	95,778
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	—	—
総自己資本の額 ((ト)+(ヌ)) (ル)	970,106	970,087
信用リスク・アセットの額の合計額	6,776,538	6,852,859
資産(オン・バランス)項目	6,531,503	6,618,992
オフ・バランス取引等項目	185,395	184,002
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	59,639	49,823
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	40
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	285,193	282,861
リスク・アセット等の額の合計額 (ヲ)	7,061,731	7,135,721
普通株式等Tier1比率 ((ハ)/(ヲ))	12.25%	12.25%
Tier1比率 ((ト)/(ヲ))	12.25%	12.25%
総自己資本比率 ((ル)/(ヲ))	13.73%	13.59%
総所要自己資本額 ((ヲ)×8%)	564,938	570,857

■ 商工中金の自己資本比率について

- 自己資本比率は、平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号に基づいて算出しています。また、信用リスク・アセットの額は標準的手法、CVAリスク相当額は標準的リスク測定方式、適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は簡便的手法、オペレーショナル・リスク相当額は基礎的手法に基づき算出しています。
- 商工中金は、株式会社商工組合中央金庫法において、中小企業等に対する金融円滑化が目的と定められており、その特殊性により銀行法等に定めている早期是正措置の対象となっていません。

〈連結〉

(単位：百万円、%)

	平成25年度	平成26年度
普通株式等Tier1資本の額 (イ)ー(ロ)	869,776	879,263
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	872,169	886,898
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	2,392	7,635
その他Tier1資本の額 (ニ)ー(ホ)	—	—
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)	—	—
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	—	—
Tier1資本の額 ((イ)+(ハ))	869,776	879,263
Tier2資本の額 ((チ)ー(リ))	108,568	99,092
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	108,568	99,092
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	—	—
総自己資本の額 ((ト)+(ヌ))	978,344	978,356
信用リスク・アセットの額の合計額	6,845,852	6,925,935
資産 (オン・バランス) 項目	6,600,755	6,692,008
オフ・バランス取引等項目	185,458	184,062
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	59,639	49,823
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	40
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	290,796	288,384
リスク・アセット等の額の合計額	7,136,649	7,214,319
連結普通株式等Tier1比率 ((ハ)/(ヲ))	12.18%	12.18%
連結Tier1比率 ((ト)/(ヲ))	12.18%	12.18%
連結総自己資本比率 ((ル)/(ヲ))	13.70%	13.56%
総所要自己資本額 ((ヲ)×8%)	570,931	577,145

■ 商工中金グループの連結自己資本比率について

1. 連結自己資本比率は、平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号に基づいて算出しています。また、信用リスク・アセットの額は標準的手法、CVAリスク相当額は標準的リスク測定方式、適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は簡便的手法、オペレーショナル・リスク相当額は基礎的手法に基づき算出しています。
2. 商工中金は、株式会社商工組合中央金庫法において、中小企業等に対する金融円滑化が目的と定められており、その特殊性により銀行法等に定めている早期是正措置の対象となっておりません。

3. 信用リスク（証券化エクスポージャーを除く）に関する事項

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高

〈単体〉

地域別・業種別・残存期間別のエクスポージャーの期末残高（平成26年度）

（単位：百万円）

		貸出金等	債券	派生商品取引	合計
地域別	国内合計	10,739,050	1,872,502	102,995	12,714,548
	国外合計	59,575	19,249	—	78,825
地域別合計		10,798,626	1,891,752	102,995	12,793,373
業種別	製造業	3,185,978	72,497	14,273	3,272,749
	農業、林業	24,594	758	192	25,545
	漁業	3,808	—	0	3,808
	鉱業、採石業、砂利採取業	13,308	160	6	13,475
	建設業	276,923	4,447	190	281,561
	電気・ガス・熱供給・水道業	38,875	369	142	39,388
	情報通信業、運輸業、郵便業	1,283,061	30,788	4,501	1,318,351
	卸売業、小売業	3,021,535	67,674	28,222	3,117,432
	金融業、保険業	1,104,754	2,942	50,283	1,157,980
	不動産業、物品賃貸業	696,626	7,249	2,544	706,420
	各種サービス業	956,954	13,914	2,637	973,506
	国・地方公共団体	6,903	1,621,479	—	1,628,383
	その他	185,301	69,468	—	254,770
業種別合計		10,798,626	1,891,752	102,995	12,793,373
残存期間別	1年以下	2,488,491	326,885	2,431	2,817,808
	1年超3年以下	1,876,998	581,497	12,649	2,471,145
	3年超5年以下	3,023,613	463,289	17,449	3,504,352
	5年超7年以下	1,089,065	284,092	20,879	1,394,037
	7年超10年以下	525,901	227,242	33,081	786,224
	10年超	562,719	8,744	16,504	587,968
	期間の定めなし等	1,231,836	—	—	1,231,836
残存期間別合計		10,798,626	1,891,752	102,995	12,793,373

（注）1. 「期末残高」は、派生商品取引のうちネットティング契約先はネットティング後のカレントエクスポージャーの金額（ネット後EAD）、その他は信用リスク削減効果勘案前、個別貸倒引当金控除前の残高を記載しています。
 2. 証券化エクスポージャーは除いています。
 3. 先ごとに把握できないエクスポージャーは「国内」「その他」「期間の定めなし等」に計上しています。
 4. 「地域別」について、派生商品の国外分については国内分と合算でネットティングを行っており、ネットティング後の額を国内に計上しています。

〈単体〉

地域別・業種別・残存期間別のエクスポージャーの期末残高（平成25年度）

（単位：百万円）

		貸出金等	債券	派生商品取引	合計
地域別	国内合計	10,549,515	1,938,516	136,813	12,624,845
	国外合計	63,990	1,032	—	65,023
地域別合計		10,613,505	1,939,548	136,813	12,689,868
業種別	製造業	3,192,651	73,031	19,643	3,285,326
	農業、林業	22,713	347	174	23,236
	漁業	4,218	—	1	4,219
	鉱業、採石業、砂利採取業	13,586	85	14	13,687
	建設業	253,291	3,889	286	257,467
	電気・ガス・熱供給・水道業	37,411	99	130	37,642
	情報通信業、運輸業、郵便業	1,261,423	31,131	5,006	1,297,562
	卸売業、小売業	3,000,229	63,506	35,256	3,098,992
	金融業、保険業	969,851	3,999	70,910	1,044,762
	不動産業、物品賃貸業	697,378	6,204	2,472	706,055
	各種サービス業	955,359	15,183	2,916	973,460
	国・地方公共団体	21,649	1,689,296	—	1,710,945
	その他	183,739	52,771	—	236,510
業種別合計		10,613,505	1,939,548	136,813	12,689,868
残存期間別	1年以下	2,747,849	306,323	3,010	3,057,182
	1年超3年以下	1,805,555	697,635	25,184	2,528,375
	3年超5年以下	2,948,672	396,972	19,238	3,364,882
	5年超7年以下	1,046,762	337,051	22,471	1,406,285
	7年超10年以下	526,555	200,507	41,116	768,179
	10年超	532,492	1,058	25,792	559,344
	期間の定めなし等	1,005,618	—	—	1,005,618
残存期間別合計		10,613,505	1,939,548	136,813	12,689,868

（注）1. 「期末残高」は、派生商品取引のうちネットティング契約先はネットティング後のカレントエクスポージャーの金額（ネット後EAD）、その他は信用リスク削減効果勘案前、個別貸倒引当金控除前の残高を記載しています。
 2. 証券化エクスポージャーは除いています。
 3. 先ごとに把握できないエクスポージャーは「国内」「その他」「期間の定めなし等」に計上しています。
 4. 「地域別」について、派生商品の国外分については国内分と合算でネットティングを行っており、ネットティング後の額を国内に計上しています。

〈連結〉

地域別・業種別・残存期間別のエクスポージャーの期末残高（平成26年度）

（単位：百万円）

		貸出金等	債券	派生商品取引	合計
地域別	国内合計	10,721,345	1,872,502	102,995	12,696,843
	国外合計	59,575	19,249	—	78,825
	連結子会社	87,846	—	—	87,846
地域別合計		10,868,768	1,891,752	102,995	12,863,515
業種別	製造業	3,185,978	72,497	14,273	3,272,749
	農業、林業	24,594	758	192	25,545
	漁業	3,808	—	0	3,808
	鉱業、採石業、砂利採取業	13,308	160	6	13,475
	建設業	276,923	4,447	190	281,561
	電気・ガス・熱供給・水道業	38,875	369	142	39,388
	情報通信業、運輸業、郵便業	1,282,788	30,788	4,501	1,318,078
	卸売業、小売業	3,019,774	67,674	28,222	3,115,672
	金融業、保険業	1,104,256	2,942	50,283	1,157,481
	不動産業、物品賃貸業	681,647	7,249	2,544	691,441
	各種サービス業	956,848	13,914	2,637	973,400
	国・地方公共団体	6,903	1,621,479	—	1,628,383
	その他	185,213	69,468	—	254,682
連結子会社	87,846	—	—	87,846	
業種別合計		10,868,768	1,891,752	102,995	12,863,515
残存期間別	1年以下	2,474,802	326,885	2,431	2,804,119
	1年超3年以下	1,876,998	581,497	12,649	2,471,145
	3年超5年以下	3,023,533	463,289	17,449	3,504,272
	5年超7年以下	1,089,065	284,092	20,879	1,394,037
	7年超10年以下	525,848	227,242	33,081	786,171
	10年超	562,719	8,744	16,504	587,968
	期間の定めなし等	1,227,954	—	—	1,227,954
	連結子会社	87,846	—	—	87,846
残存期間別合計		10,868,768	1,891,752	102,995	12,863,515

(注) 1. 「期末残高」は、派生商品取引のうちネットティング契約先はネットティング後のカレントエクスポージャーの金額（ネット後EAD）、その他は信用リスク削減効果勘案前、個別貸倒引当金控除前の残高を記載しています。

2. 証券化エクスポージャーは除いています。

3. 先ごとに把握できないエクスポージャーは「国内」「その他」「期間の定めなし等」に計上しています。

4. 連結子会社による取引分は「連結子会社」にまとめて計上しています。

5. 「地域別」について、派生商品の国外分については国内分と合算でネットティングを行っており、ネットティング後の額を国内に計上しています。

〈連結〉

地域別・業種別・残存期間別のエクスポージャーの期末残高（平成25年度）

（単位：百万円）

		貸出金等	債券	派生商品取引	合計
地域別	国内合計	10,527,381	1,938,516	136,813	12,602,711
	国外合計	63,990	1,032	—	65,023
	連結子会社	87,860	—	—	87,860
地域別合計		10,679,232	1,939,548	136,813	12,755,594
業種別	製造業	3,192,651	73,031	19,643	3,285,326
	農業、林業	22,713	347	174	23,236
	漁業	4,218	—	1	4,219
	鉱業、採石業、砂利採取業	13,586	85	14	13,687
	建設業	253,291	3,889	286	257,467
	電気・ガス・熱供給・水道業	37,411	99	130	37,642
	情報通信業、運輸業、郵便業	1,261,150	31,131	5,006	1,297,288
	卸売業、小売業	2,998,468	63,506	35,256	3,097,231
	金融業、保険業	969,277	3,999	70,910	1,044,188
	不動産業、物品賃貸業	680,354	6,204	2,472	689,030
	各種サービス業	955,254	15,183	2,916	973,354
	国・地方公共団体	21,649	1,689,296	—	1,710,945
	その他	181,343	52,771	—	234,115
連結子会社	87,860	—	—	87,860	
業種別合計		10,679,232	1,939,548	136,813	12,755,594
残存期間別	1年以下	2,732,084	306,323	3,010	3,041,418
	1年超3年以下	1,805,555	697,635	25,184	2,528,375
	3年超5年以下	2,948,571	396,972	19,238	3,364,781
	5年超7年以下	1,046,762	337,051	22,471	1,406,285
	7年超10年以下	526,555	200,507	41,116	768,179
	10年超	532,433	1,058	25,792	559,285
	期間の定めなし等	999,408	—	—	999,408
	連結子会社	87,860	—	—	87,860
残存期間別合計		10,679,232	1,939,548	136,813	12,755,594

(注) 1. 「期末残高」は、派生商品取引のうちネットティング契約先はネットティング後のカレントエクスポージャーの金額（ネット後EAD）、その他は信用リスク削減効果勘案前、個別貸倒引当金控除前の残高を記載しています。

2. 証券化エクスポージャーは除いています。

3. 先ごとに把握できないエクスポージャーは「国内」「その他」「期間の定めなし等」に計上しています。

4. 連結子会社による取引分は「連結子会社」にまとめて計上しています。

5. 「地域別」について、派生商品の国外分については国内分と合算でネットティングを行っており、ネットティング後の額を国内に計上しています。

■ 3ヵ月以上延滞エクスポージャーの期末残高

〈単体〉

3ヵ月以上延滞エクスポージャーの地域別・業種別期末残高

(単位：百万円)

		平成25年度	平成26年度
	国内合計	131,261	112,313
	国外合計	—	—
地域別合計		131,261	112,313
業種別合計	製造業	50,888	43,513
	農業、林業	16	113
	漁業	24	24
	鉱業、採石業、砂利採取業	677	4
	建設業	5,872	4,225
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	2,356
	情報通信業、運輸業、郵便業	8,829	6,020
	卸売業、小売業	39,325	33,030
	金融業、保険業	151	55
	不動産業、物品賃貸業	6,787	6,841
	各種サービス業	18,547	15,991
	国・地方公共団体	—	—
	その他	140	136
業種別合計		131,261	112,313

(注) 1. 「期末残高」は、信用リスク削減効果勘案前、個別貸倒引当金控除前の残高を記載しています。
2. 証券化エクスポージャーは除いています。

〈連結〉

3ヵ月以上延滞エクスポージャーの地域別・業種別期末残高

(単位：百万円)

		平成25年度	平成26年度
	国内合計	131,261	112,313
	国外合計	—	—
	連結子会社	1,239	278
地域別合計		132,501	112,591
業種別合計	製造業	50,888	43,513
	農業、林業	16	113
	漁業	24	24
	鉱業、採石業、砂利採取業	677	4
	建設業	5,872	4,225
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	2,356
	情報通信業、運輸業、郵便業	8,829	6,020
	卸売業、小売業	39,325	33,030
	金融業、保険業	151	55
	不動産業、物品賃貸業	6,787	6,841
	各種サービス業	18,547	15,991
	国・地方公共団体	—	—
	その他	140	136
連結子会社	1,239	278	
業種別合計		132,501	112,591

(注) 1. 「期末残高」は、信用リスク削減効果勘案前、個別貸倒引当金控除前の残高を記載しています。
2. 連結子会社による取引分は「連結子会社」にまとめて計上しています。
3. 証券化エクスポージャーは除いています。

■ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の期末残高および期中の増減額

〈単体〉

(単位：百万円)

	平成25年度			平成26年度		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
一般貸倒引当金	53,550	7,925	61,475	61,475	△4,728	56,747
個別貸倒引当金	172,371	729	173,100	173,100	15,195	188,296
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合計	225,921	8,654	234,575	234,575	10,467	245,043

〈連結〉

(単位：百万円)

	平成25年度			平成26年度		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
一般貸倒引当金	54,107	8,017	62,124	62,124	△4,729	57,395
個別貸倒引当金	172,626	1,355	173,981	173,981	14,693	188,675
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合計	226,733	9,372	236,106	236,106	9,964	246,070

個別貸倒引当金の地域別・業種別内訳

〈単体〉

(単位：百万円)

平成26年度		期首残高	期中増減額	期末残高
地域別	国内計	173,100	15,195	188,296
	国外計	—	—	—
地域別合計		173,100	15,195	188,296
業種別	製造業	64,442	465	64,907
	農業、林業	474	△100	374
	漁業	18	△0	17
	鉱業、採石業、砂利採取業	448	△420	27
	建設業	4,255	△602	3,653
	電気・ガス・熱供給・水道業	3,477	△231	3,246
	情報通信業、運輸業、郵便業	14,419	1,576	15,995
	卸売業、小売業	43,562	7,053	50,616
	金融業、保険業	2,280	△202	2,078
	不動産業、物品賃貸業	9,240	3,657	12,897
	各種サービス業	30,407	3,982	34,389
	国・地方公共団体	—	—	—
その他	73	17	91	
業種別合計		173,100	15,195	188,296

(単位：百万円)

平成25年度		期首残高	期中増減額	期末残高
地域別	国内計	172,371	729	173,100
	国外計	—	—	—
地域別合計		172,371	729	173,100
業種別	製造業	62,233	2,209	64,442
	農業、林業	5	469	474
	漁業	18	△0	18
	鉱業、採石業、砂利採取業	449	△1	448
	建設業	4,788	△532	4,255
	電気・ガス・熱供給・水道業	4,572	△1,095	3,477
	情報通信業、運輸業、郵便業	13,254	1,164	14,419
	卸売業、小売業	43,140	422	43,562
	金融業、保険業	2,902	△622	2,280
	不動産業、物品賃貸業	10,803	△1,563	9,240
	各種サービス業	30,132	275	30,407
	国・地方公共団体	—	—	—
その他	70	3	73	
業種別合計		172,371	729	173,100

〈連結〉

(単位：百万円)

平成26年度		期首残高	期中増減額	期末残高
地域別合計	国内計	173,100	15,195	188,296
	国外計	—	—	—
	連結子会社	880	△501	379
地域別合計		173,981	14,693	188,675
業種別合計	製造業	64,442	465	64,907
	農業、林業	474	△100	374
	漁業	18	△0	17
	鉱業、採石業、砂利採取業	448	△420	27
	建設業	4,255	△602	3,653
	電気・ガス・熱供給・水道業	3,477	△231	3,246
	情報通信業、運輸業、郵便業	14,419	1,576	15,995
	卸売業、小売業	43,562	7,053	50,616
	金融業、保険業	2,280	△202	2,078
	不動産業、物品賃貸業	9,240	3,657	12,897
	各種サービス業	30,407	3,982	34,389
	国・地方公共団体	—	—	—
	その他	73	17	91
	連結子会社	880	△501	379
業種別合計		173,981	14,693	188,675

(注) 連結子会社にかかる分は、「連結子会社」にまとめて計上をしています。

(単位：百万円)

平成25年度		期首残高	期中増減額	期末残高
地域別合計	国内計	172,371	729	173,100
	国外計	—	—	—
	連結子会社	255	625	880
地域別合計		172,626	1,355	173,981
業種別合計	製造業	62,233	2,209	64,442
	農業、林業	5	469	474
	漁業	18	△0	18
	鉱業、採石業、砂利採取業	449	△1	448
	建設業	4,788	△532	4,255
	電気・ガス・熱供給・水道業	4,572	△1,095	3,477
	情報通信業、運輸業、郵便業	13,254	1,164	14,419
	卸売業、小売業	43,140	422	43,562
	金融業、保険業	2,902	△622	2,280
	不動産業、物品賃貸業	10,803	△1,563	9,240
	各種サービス業	30,132	275	30,407
	国・地方公共団体	—	—	—
	その他	70	3	73
	連結子会社	255	625	880
業種別合計		172,626	1,355	173,981

(注) 連結子会社にかかる分は、「連結子会社」にまとめて計上をしています。

■ 業種別の貸出金償却の額

〈単体〉

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
製造業	1,359	58
農業，林業	—	—
漁業	—	—
鉱業，砕石業，砂利採取業	—	—
建設業	71	24
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業，運輸業，郵便業	41	25
卸売業，小売業	88	92
金融業，保険業	—	20
不動産業，物品賃貸業	3	—
各種サービス業	89	52
国・地方公共団体	—	—
その他	—	—
合計	1,651	271

〈連結〉

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
製造業	1,359	58
農業，林業	—	—
漁業	—	—
鉱業，砕石業，砂利採取業	—	—
建設業	71	24
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業，運輸業，郵便業	41	25
卸売業，小売業	88	92
金融業，保険業	—	20
不動産業，物品賃貸業	3	—
各種サービス業	89	52
国・地方公共団体	—	—
その他	—	—
連結子会社	3	3
合計	1,655	274

(注) 連結子会社につきましては、業種別に区分していません。

■ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減効果を勘案した後の残高ならびに1,250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

〈単体〉

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

(単位：百万円)

リスク・ウェイト ^{※2}	平成25年度		平成26年度	
	外部格付あり ^{※1}	外部格付なし ^{※1,3}	外部格付あり ^{※1}	外部格付なし ^{※1,3}
0%	—	2,475,232	—	2,651,702
10%	3,607	3,055,173	2,535	2,947,608
20%	3,137	336,246	3,647	199,595
50%	69,111	7,438	63,136	6,748
75%	—	606,294	—	670,354
100%	104,625	5,551,695	85,330	5,666,054
150%	—	11,930	—	6,595
250%	—	66,809	—	63,985
1,250%	—	—	—	—
合計	180,481	12,110,819	154,650	12,212,643

※1. 外部格付の有無は原債務者についての有無で区分しています。

※2. 原債務者の保有する外部格付によらずに区分するエクスポージャー（日本国政府、日本銀行、地方公共団体、適格国際開発銀行、政府関係機関、金融機関、証券会社、中小企業、事業用不動産）は、「外部格付なし」に区分しています。

※3. 証券化エクスポージャーは除いています。

〈連結〉

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

(単位：百万円)

リスク・ウェイト ^{※2}	平成25年度		平成26年度	
	外部格付あり ^{※1}	外部格付なし ^{※1,3}	外部格付あり ^{※1}	外部格付なし ^{※1,3}
0%	—	2,475,234	—	2,651,704
10%	3,607	3,055,173	2,535	2,947,608
20%	3,137	336,296	3,647	199,654
50%	69,111	7,438	63,136	6,748
75%	—	609,721	—	673,775
100%	104,625	5,611,266	85,330	5,729,919
150%	—	12,338	—	6,663
250%	—	69,428	—	66,596
1,250%	—	—	—	—
合計	180,481	12,176,898	154,650	12,282,671

※1. 外部格付の有無は原債務者についての有無で区分しています。

※2. 原債務者の保有する外部格付によらずに区分するエクスポージャー（日本国政府、日本銀行、地方公共団体、適格国際開発銀行、政府関係機関、金融機関、証券会社、中小企業、事業用不動産）は、「外部格付なし」に区分しています。

※3. 証券化エクスポージャーは除いています。

≫ 4. 信用リスク削減手法に関する事項

〈単体〉

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
現金および当金庫預金（当金庫債券を含む）	114,816	118,303
金	—	—
適格債券	10,586	7,233
適格株式	15,699	16,462
適格投資信託等	—	—
適格金融資産担保合計	141,101	142,000
適格保証	3,124,076	3,035,928
適格クレジット・デリバティブ	—	—
適格保証等合計	3,124,076	3,035,928

〈連結〉

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
現金および当金庫預金（当金庫債券を含む）	114,816	118,303
金	—	—
適格債券	10,586	7,233
適格株式	15,699	16,462
適格投資信託等	—	—
適格金融資産担保合計	141,101	142,000
適格保証	3,124,076	3,035,928
適格クレジット・デリバティブ	—	—
適格保証等合計	3,124,076	3,035,928

≫ 5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

■ 与信相当額の算出に用いる方式

単体・連結とも、与信相当額はカレントエクスポージャー方式を用いて算出しています。

■ グロス再構築コストの額の合計額

〈単体〉

(単位：百万円)

平成25年度	平成26年度
68,768	67,468

〈連結〉

(単位：百万円)

平成25年度	平成26年度
68,768	67,468

取引の区分ごとの与信相当額

〈単体〉

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
ネットイングならびに担保を勘案する前の与信相当額	213,611	179,952
外国為替関連取引および金関連取引	103,863	77,603
金利関連取引	109,747	102,348
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く）	—	—
その他のコモディティー関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
ネットイング契約による削減効果	△66,126	△69,884
ネットイング効果勘案後で担保を勘案する前の与信相当額	147,485	110,068
担保による削減効果	△10,586	△7,064
現金担保	△467	△1,088
有価証券担保	△10,118	△5,976
担保を勘案した後の与信相当額	136,898	103,003

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いています。

〈連結〉

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
ネットイングならびに担保を勘案する前の与信相当額	213,611	179,952
外国為替関連取引および金関連取引	103,863	77,603
金利関連取引	109,747	102,348
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く）	—	—
その他のコモディティー関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
ネットイング契約による削減効果	△66,126	△69,884
ネットイング効果勘案後で担保を勘案する前の与信相当額	147,485	110,068
担保による削減効果	△10,586	△7,064
現金担保	△467	△1,088
有価証券担保	△10,118	△5,976
担保を勘案した後の与信相当額	136,898	103,003

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いています。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入または提供の別に区分した額

〈単体〉

該当ありません。

〈連結〉

該当ありません。

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

〈単体〉

該当ありません。

〈連結〉

該当ありません。

≫ 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

■ 商工中金および連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

単体・連結とも、該当ありません。

■ 商工中金および連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

〈単体〉

(単位：百万円)

原資産の種類	平成25年度	平成26年度
売掛債権	8,934	8,392
リース債権	—	—
貸付債権	—	—
合計	8,934	8,392

(注) 1. 再証券化エクスポージャーはありません。
2. オフバランス取引はありません。

〈連結〉

(単位：百万円)

原資産の種類	平成25年度	平成26年度
売掛債権	8,934	8,392
リース債権	—	—
貸付債権	—	—
合計	8,934	8,392

(注) 1. 再証券化エクスポージャーはありません。
2. オフバランス取引はありません。

保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額

〈単体〉

(単位：百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	残高	所要自己資本の額	残高	所要自己資本の額
0%	—	—	—	—
20%	—	—	—	—
50%	—	—	—	—
100%	8,934	714	8,392	671
350%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
合計	8,934	714	8,392	671

※1. 再証券化エクスポージャーはありません。
※2. オフバランス取引はありません。

〈連結〉

(単位：百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	残高	所要自己資本の額	残高	所要自己資本の額
0%	—	—	—	—
20%	—	—	—	—
50%	—	—	—	—
100%	8,934	714	8,392	671
350%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
合計	8,934	714	8,392	671

※1. 再証券化エクスポージャーはありません。
※2. オフバランス取引はありません。

その他開示事項

(自己資本比率告示第230条第1項の規定により1,250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー)

単体・連結とも、該当ありません。

(保有する再証券化エクスポージャー)

単体・連結とも、該当ありません。

(自己資本比率告示附則第5条の適用により算出される信用リスク・アセット)

単体・連結とも、該当ありません。

■ 商工中金および連結グループがオリジネーターまたは投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

単体・連結とも、自己資本比率の算出においてマーケット・リスク相当額は算入していません。

≫ 7. 出資等又は株式等エクスポージャー（特定取引に係るものを除く）に関する事項

■ 貸借対照表計上額および時価ならびに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

〈単体〉

(単位：百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	25,212		33,114	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	12,634		12,745	
合計	37,846	37,846	45,860	45,860

〈連結〉

(単位：百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額	25,300		33,191	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額	9,235		9,345	
合計	34,535	34,535	42,536	42,536

■ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

〈単体〉

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
売却損益額	20	114
償却額	152	44

〈連結〉

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
売却損益額	20	114
償却額	152	44

■ 貸借対照表で認識され、かつ損益計算書で認識されない評価損益の額

〈単体〉

(単位：百万円)

平成25年度	平成26年度
10,789	18,358

〈連結〉

(単位：百万円)

平成25年度	平成26年度
10,841	18,399

■ 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

単体・連結とも、該当ありません。

≫ 8. 金利リスク（特定取引に係るものを除く）に関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済的価値の増減額

〈単体〉

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
円貨	9,178	19,135
外貨	33	73
合計	9,212	19,209

(注) 計測手法としては、VaR（保有期間：銀行勘定1ヵ月、特定取引勘定10日間、信頼区間99%）を用いています。

なお、商工中金は、自己資本比率の算出においてマーケット・リスク相当額を算入していないため、上表においては、特定取引勘定における金利リスクを加えています。

〈連結〉

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
円貨	9,178	19,135
外貨	33	73
合計	9,212	19,209

(注) 計測手法としては、VaR（保有期間：銀行勘定1ヵ月、特定取引勘定10日間、信頼区間99%）を用いています。

連結子会社の対象資産等は僅少であることから、商工中金単体の計数を掲載しています。

なお、商工中金は、自己資本比率の算出においてマーケット・リスク相当額を算入していないため、上表においては、特定取引勘定における金利リスクを加えています。

》》 連結レバレッジ比率に関する開示事項

》》 1. 連結レバレッジ比率の構成に関する事項

(平成26年度)

(単位：百万円、%)

国際様式 (表2)の 該当番号	国際様式 (表1)の 該当番号	項目	当期末	前期末
オン・バランス資産の額 (1)				
1		調整項目控除前のオン・バランス資産の額	12,507,849	—
1a	1	連結貸借対照表における総資産の額	12,633,810	—
1b	2	連結レバレッジ比率の範囲に含まれない子法人等の資産の額 (△)	—	—
1c	7	連結レバレッジ比率の範囲に含まれる子会社の資産の額 (連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。)	—	—
1d	3	連結貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額 (△)	125,961	—
2	7	Tier1資本に係る調整項目の額 (△)	7,635	—
3		オン・バランス資産の額 (イ)	12,500,214	—
デリバティブ取引等に関する額 (2)				
4		デリバティブ取引等に関する再構築コストの額	29,218	—
5		デリバティブ取引等に関するアドオンの額	81,663	—
		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額	4,670	—
6		連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額	—	—
7		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額 (△)	733	—
8		清算会員である商工組合中央金庫が補償を義務付けられていない顧客とのトレード・エクスポージャーの額 (△)		
9		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額	—	—
10		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額 (△)	—	—
11	4	デリバティブ取引等に関する額 (ロ)	114,819	—
レポ取引等に関する額 (3)				
12		レポ取引等に関する資産の額	—	—
13		レポ取引等に関する資産の額から控除した額 (△)	—	—
14		レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額	3	—
15		代理取引のエクスポージャーの額		
16	5	レポ取引等に関する額 (ハ)	3	—
オフ・バランス取引に関する額 (4)				
17		オフ・バランス取引の想定元本の額	1,406,986	—
18		オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額 (△)	1,094,231	—
19	6	オフ・バランス取引に関する額 (ニ)	312,754	—
連結レバレッジ比率 (5)				
20		資本の額 (ホ)	879,263	—
21	8	総エクスポージャーの額 ((イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)) (ヘ)	12,927,791	—
22		連結レバレッジ比率 (ホ/ヘ)	6.80%	—

》》 2. 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因

該当ありません。

報酬等に関する開示事項

1. 商工中金（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項... 154
2. 商工中金（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項 155
3. 商工中金（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績連動に関する事項 155
4. 商工中金（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項 156
5. 商工中金（グループ）の対象役員の報酬体系に関し、その他参考となるべき事項 156

》》》 1. 商工中金（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

■ 対象役職員の範囲

開示の対象となる報酬告示※に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりです。

※報酬告示

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成20年内閣府・財務省・経済産業省令第1号）第83条第1項第6号及び第84条第4号の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める件

【「対象役員」の範囲】

対象役員は、商工中金の取締役および監査役です。なお、社外取締役および社外監査役を除いています。

【「対象従業員等」の範囲】

商工中金では、対象役員以外の商工中金の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で、商工中金およびその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としています。

なお、商工中金の対象役員以外の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はいません。

①「主要な連結子法人等」の範囲

連結子会社7社を対象としています。

八重洲商工株式会社
株式会社商工中金情報システム
商工サービス株式会社
八重洲興産株式会社
株式会社商工中金経済研究所
商工中金リース株式会社
商工中金カード株式会社

②「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、商工中金の有価証券報告書記載の対象役員の「報酬等の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

ただし、「対象役員の平均報酬額」の算出にあたっては、期中就任役員、期中退任役員に対する報酬等（退職慰労金含む）を除いています。

なお、当事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）における「対象役員の平均報酬額」は、対象役員の報酬等の総額203百万円を対象となる役員の員数10名で除して算出しています。

③「グループの業務運営または財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務運営または財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、商工中金、商工中金グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより、財産の状況に重要な影響を与えるものです。

■ 対象役員の報酬等の決定について

【対象役員の報酬等の決定について】

商工中金は、委員会設置会社ではなく、役員報酬等を決定する機関としての報酬委員会は設置していません。

商工中金の報酬委員会は、取締役会の諮問を受け、取締役および監査役の報酬および退職慰労金に係る事項等を審議する機関です。

報酬委員会はその過半が社外有識者等により構成されています。

商工中金は、取締役および監査役が受ける個人の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針について、同委員会の答申を受けています。

なお、株主総会で定められた会社役員に対する報酬限度額の範囲内で、取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会の決議により、また、監査役の報酬の個人別の配分については監査役の協議により決定しています。

■ 報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数（平成26年4月～平成27年3月）
報酬委員会	2回

》》》 2. 商工中金（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

■ 報酬等に関する方針について

【対象役員の報酬等に関する方針】

役員報酬は、報酬委員会の答申を受け、取締役の報酬については取締役会の決議により、また監査役の報酬については監査役の協議により、以下のとおり定めています。

報酬

支給月額	取締役社長	1,959,872円（1,211,000円）
	取締役副社長	1,785,086円（1,103,000円）
	専務取締役	1,644,285円（1,016,000円）
	取締役常務執行役員	1,503,485円（929,000円）
	常勤監査役	1,428,311円（882,500円）

(注) 1. 当該「支給月額」を報酬として支給し、その他賞与等の支給はありません。
2. () 内は、支給月額のうち、「退職慰労金算定の基礎となる報酬月額」を記載しています。

退職慰労金

退職の日における「退職慰労金算定の基礎となる報酬月額」×0.125×在職期間（月数）×業績勘案率※

※業績勘案率については報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役については取締役会の決議により、また、監査役については監査役の協議により、0.0～2.0の範囲内で決定しています。

》》》 3. 商工中金（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績連動に関する事項

■ 対象役職員の報酬等の決定における業績連動部分について

商工中金は、対象役員の報酬等の額のうち役員退職慰労金について、報酬月額、在職期間および業績等を考慮して以下の計算式により金額を算出することとしています。

退職の日における「退職慰労金算定の基礎となる報酬月額」×0.125×在職期間（月数）×業績勘案率※

※業績勘案率については報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役については取締役会の決議により、また、監査役については監査役の協議により、0.0～2.0の範囲内で決定しています。

なお、主要な連結子会社の役員の報酬等の額のうち、業績連動部分の占める割合は小さく、また、リスク管理に影響を及ぼす報酬体系は採用していません。

》》》 4. 商工中金（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

区分	人数 (人)	報酬等の 総額 (百万円)	固定報酬の総額				変動報酬の総額				退職 慰労金	その他
			基本 報酬	株式報酬型 ストック オプション	その他	基本報酬	賞与	その他				
対象役員	12	212	190	190	—	—	—	—	—	—	22	—

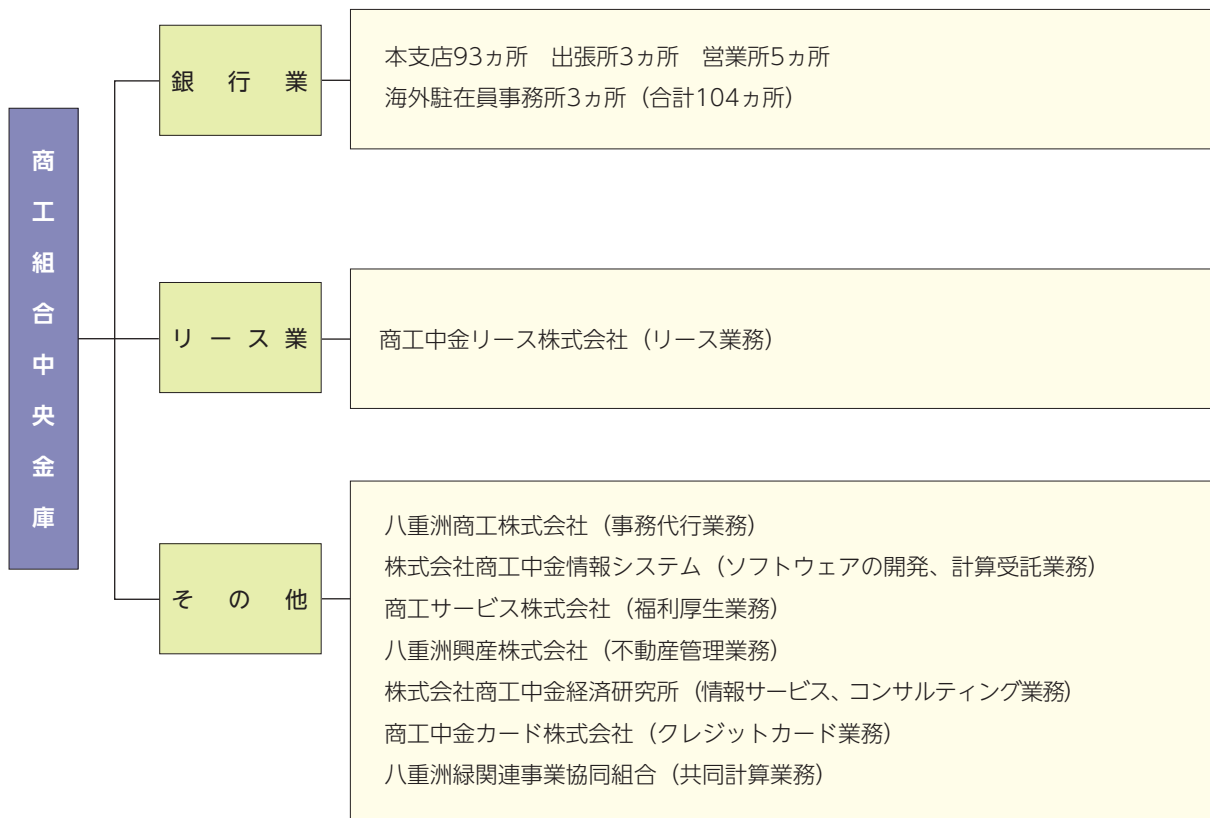
(注) 1. 対象役員の人数には、平成26年6月20日開催の第6回定時株主総会終結の時をもって退任した役員2名を含んでいます。
2. 対象役員の退職慰労金は、平成26年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額および役員退職慰労金です。

》》》 5. 商工中金（グループ）の対象役員の報酬体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はありません。

>>> 事業内容

商工中金グループは、商工中金、子会社8法人で構成され、銀行業を中心に、リース業などの金融サービスを提供しております。また、事業系統図は、以下のとおりです（平成27年6月30日現在）。

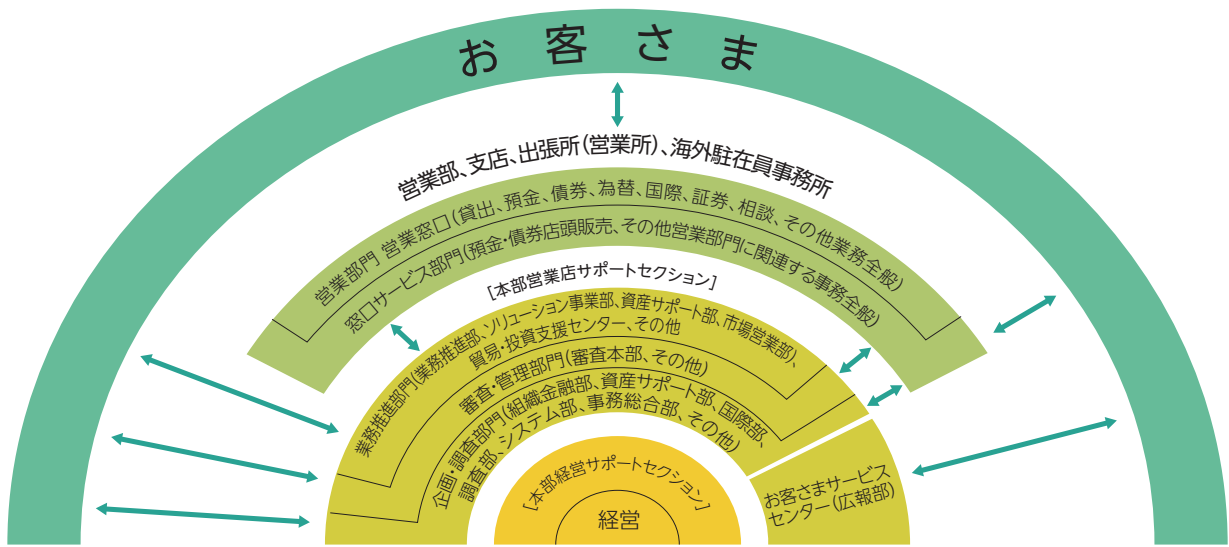


>>> 子会社

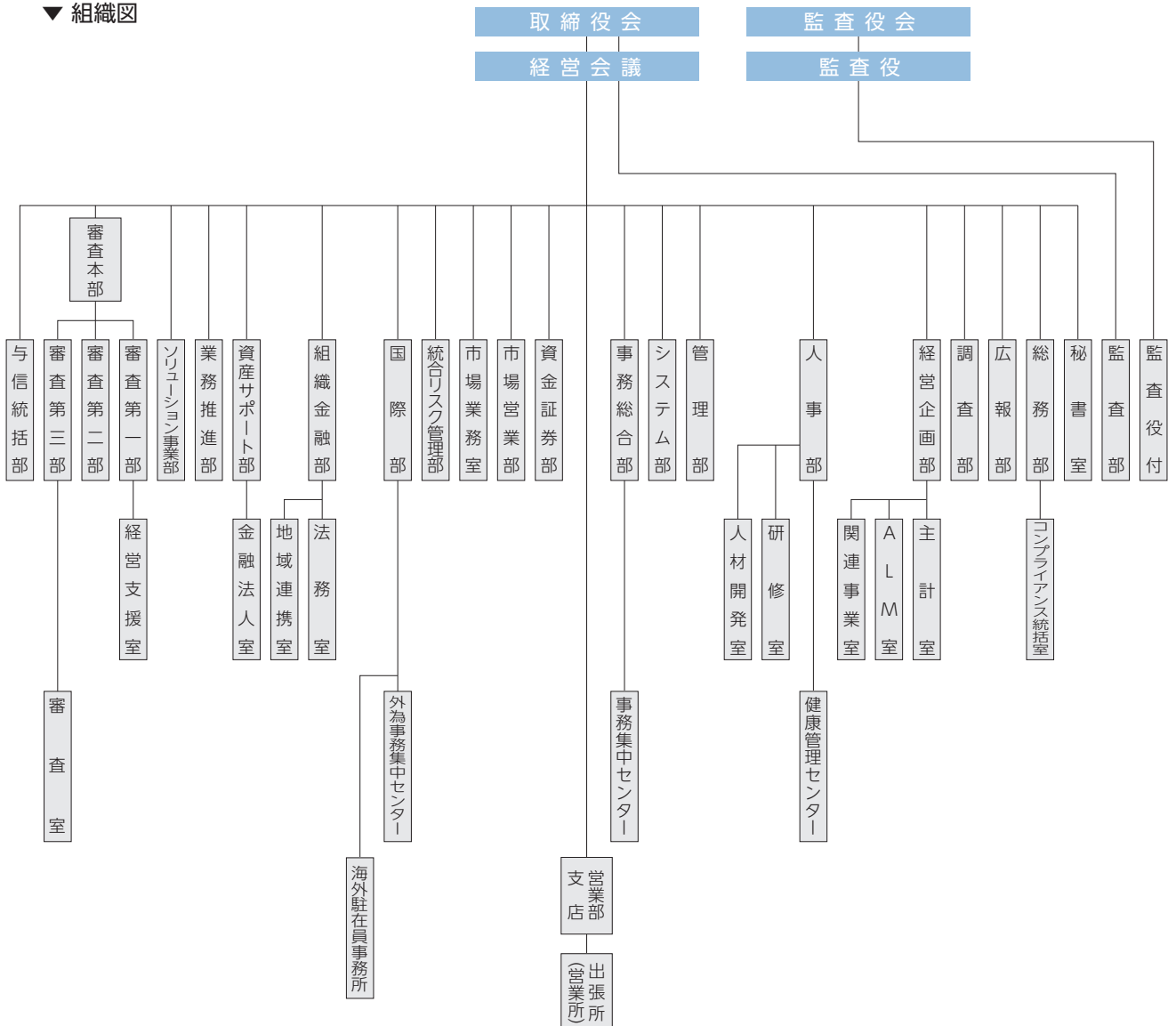
■ 子会社の状況 (平成27年6月30日現在)

会社名	所在地	主な業務内容	設立年月日	資本金または出資金(百万円)	当金庫の議決権比率(%)	グループの議決権比率(%)
八重洲商工株式会社	東京都港区 芝大門2-12-18	事務代行業務	昭和37年9月8日	90	100.00	—
株式会社 商工中金情報システム	東京都東村山市 美住町2-10-1	ソフトウェアの開発、 計算受託業務	昭和48年12月14日	70	—	100.00
商工サービス株式会社	東京都中央区 京橋3-3-2	福利厚生業務	昭和57年11月25日	32	62.50	37.50
八重洲興産株式会社	東京都港区 芝大門2-12-18	不動産管理業務	昭和47年6月22日	35	100.00	—
株式会社 商工中金経済研究所	東京都港区 芝大門2-12-18	情報サービス、 コンサルティング業務	昭和49年12月10日	80	23.08	76.92
商工中金リース株式会社	東京都台東区 上野1-10-12	リース業務	昭和57年10月8日	1,000	100.00	—
商工中金カード株式会社	東京都港区 芝大門2-12-18	クレジットカード業務	平成3年1月22日	70	100.00	—
八重洲緑関連事業協同組合	東京都港区 芝大門2-12-18	共同計算業務	昭和57年6月11日	10	—	100.00

組織



▼ 組織図



ディレクトリー ▼ 組織

(平成27年6月30日現在)

>>> 役員一覧

(平成27年7月1日現在)

取締役・常務執行役員

代表取締役社長
すげやま ひでじ
杉山 秀二



代表取締役副社長
きむら ゆきとし
木村 幸俊



代表取締役副社長
もり ひでお
森 英雄
秘書室、経営企画部
担当



取締役
常務執行役員
きくち よしゆき
菊地 慶幸
総務部、
人事部 担当



取締役
常務執行役員
もん だ こうじ
門田 光司
資金証券部、
組織金融部 担当



取締役
常務執行役員
さとう まさあき
佐藤 昌昭
広報部、
与信統括部 担当



取締役
常務執行役員
おののぐち いざお
小野口 勇雄
市場営業部、国際部
ソリューション事業部 担当



取締役
常務執行役員
しみず のりお
清水 紀男
調査部、
統合リスク管理部 担当



取締役
おかむら ただし
岡村 正



取締役
こじま よりひこ
小島 順彦



(注) 取締役岡村正および小島順彦は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

常務執行役員
はせがわ ゆうじ
長谷川 裕二
管理部、業務推進部、
資産サポート部 担当



常務執行役員
ひの よしふみ
日野 賀文
システム部、事務総合部、
市場業務室 担当



常務執行役員
なかむら としひこ
中村 俊彦
審査本部 担当



監査役

常勤監査役
かとう りゅういち
加藤 隆一

常勤監査役
おおもり みちのぶ
大森 通伸

監査役
としげ とおる
利重 徹

監査役
たひら まこと
多比羅 誠

監査役
もとはし みちこ
本橋 美智子

(注) 1. 監査役大森通伸・多比羅誠および本橋美智子は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
2. 商工中金は法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役を1名選任しております。

執行役員

執行役員
しみず けんじ
清水 謙之 (人事部長)

執行役員
うめだ こうしろう
梅田 晃士郎 (経営企画部長)

執行役員
かずい ひろし
数井 寛

執行役員
ごみ やすお
五味 泰夫 (営業部長)

執行役員
すずき ひろし
鈴木 弘 (大阪支店長)

執行役員
きくち りょうじ
菊地 良治 (審査第一部長)

執行役員
なかたに はじめ
中谷 肇 (総務部長)

執行役員
みむろ かずや
三室 一也 (名古屋支店長)

執行役員
あおき つよし
青木 剛 (東京支店長)

執行役員
かわしま としみち
川島 俊通

(注) 商工中金は執行役員制度を導入しております。

>>> 株式の状況

■ 株式情報

- 発行可能株式総数
(平成27年3月31日現在)
普通株式 4,000,000,000株
危機対応準備金株式 10株
- 発行済株式総数
(平成27年3月31日現在)
普通株式 2,186,531,448株
- 決算期
3月31日
- 基準日
定時株主総会
3月31日
期末配当金受領株主確定日
3月31日
その他、必要があるときは、
あらかじめ公告する一定の日
- 定時株主総会開催時期
6月下旬
- 単元株式数
普通株式 1,000株
危機対応準備金株式 1株
- 公告方法
電子公告
ただし、やむを得ない事由により
電子公告を行うことができない場
合は、日本経済新聞に掲載します。

■ 株式事務のご案内

- 株主名簿管理人
東京都千代田区丸の内一丁目
4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
- 同事務取扱場所
東京都千代田区丸の内一丁目
4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部
- お問合せ先・郵便物送付先
〒137-8081
東京都江東区東砂七丁目10番
11号
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部
電話:0120-232-711(通話料無料)
(受付時間:土・日・祝祭日を除く
9:00~17:00)
- 同取次所
三菱UFJ信託銀行株式会社
全国各支店

■ 株主資格

- 商工中金は、中小企業金融の円滑化を目的とする金融機関であり、株式会社商工組合中央金庫法第6条により、議決権のある株式の株主資格が、政府のほか、中小企業組合と株主である中小企業組合の組合員に限定されています。
- 株式の名義書換請求は、左記三菱UFJ信託銀行株式会社本支店にて受け付けますが、資格審査の結果、名義書換をお断りする場合がありますのであらかじめご了承ください。

■ 中小企業組合の皆さまへ

- 組合員が商工中金へお借入のお申込等をされる際には、所属組合員であることの確認が必要となりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

■ 株式の売買

商工中金の株式は、以下の方法により、売買を行うことができます。

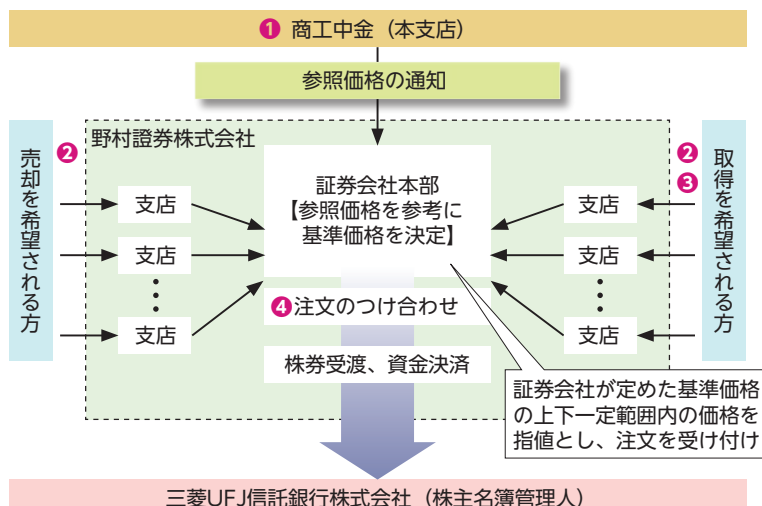
(1) 相対売買

他の中小企業組合や株主である中小企業組合の組合員と相対で売買を行う方法です。

(2) 証券会社の店頭扱いによる売買

野村證券株式会社の日本国内の本支店でご注文を受け付け、同社の中で、そのご注文のつけ合わせを行う方法です。

▼証券会社の店頭扱いによる株式の売買の仕組み



① 仕組みの周知

- 商工中金は、株式を取得するための方法や、株主資格制限などの留意点について、中小企業組合やその組合員の皆さまにお知らせします。

② 注文の受け付け

- 売買の注文は、野村証券株式会社の日本国内の本支店で受け付けます(郵便によるお申込みも可能です)。
- 注文価格については、「基準価格」(注)の上下一定範囲内の価格を指値していただきます。
(注) 商工中金が専門家の意見を基に定める価格を参考として、野村証券株式会社が「基準価格」を決定します。
- 「基準価格」および直近の取引価格は野村証券株式会社でお知らせします。
- 株式取得の注文は株主資格を有する方(中小企業組合と商工中金の株主である中小企業組合の組合員)からのみ受け付けます。

③ 株主資格の証明

- 株式取得の注文の際は、株主資格を証する書類として、商工中金所定の「株主資格証明書」と証明書類(組合員の場合=登記事項証明書、組合員の場合=登記事項証明書および組合員名簿の写しなど)を野村証券株式会社に提出していただきます(ただし、すでに株主名簿に記載されている株主の方は、原則として提出不要です)。

④ 注文のつけ合わせ

- 売り注文と買い注文のつけ合わせは、毎月15日(営業日でない場合は翌営業日)に行います(売り注文はつけ合わせの14営業日前、買い注文は5営業日前を締切とします)。
- 価格優先・時間優先(注)で約定されます。
(注) 高い価格の買い注文、低い価格の売り注文が優先されます。同一価格の注文は、先に行われた注文が優先されます。
- 売買手数料の料率は、野村証券株式会社が上場株式の売買に適用している料率と同率です。

》》 商工中金のあゆみ

昭和11年 6月	商工組合中央金庫法の施行
昭和11年11月	創立総会開催、初代理事長に結城豊太郎（日本興業銀行総裁）就任
昭和11年12月	設立登記完了、業務開始、本所（東京市麹町区丸の内）および札幌ほか6支所開設
昭和12年 3月	第1回利付商工債券発行
昭和15年 7月	第1回割引商工債券発行
昭和27年 8月	全都道府県に店舗設置完了
昭和37年12月	東京都中央区八重洲に新本店竣工
昭和47年 5月	財形貯蓄業務の取扱開始
昭和48年 5月	外貨貸付の取扱開始
昭和60年 6月	商工組合中央金庫法の改正（50年の存立期間を廃し恒久化）
昭和60年 8月	ニューヨーク駐在員事務所を開設
昭和63年 2月	商工中金全国ユース会発足
平成 2年11月	香港駐在員事務所を開設
平成 7年 1月	阪神・淡路大震災対策本部を設置
平成15年 9月	割引債等本券の販売を終了
平成17年 3月	上海駐在員事務所を開設
平成18年 2月	新型定期預金（現「マイハーベスト」）の取扱開始
平成18年 6月	行政改革推進法の施行（平成20年10月から起算しておおむね5年から7年後を目途として完全民営化されることが決定）
平成19年 2月	個人年金保険の取扱開始（一部店舗）
平成19年 4月	遺言信託・遺産整理業務の取扱開始（一部店舗）
平成19年 5月	平成20年10月の新体制移行後の商工中金の位置付けや業務範囲等を定める株式会社商工組合中央金庫法が成立
平成20年 5月	投資信託の取扱開始（一部店舗）
平成20年10月	株式会社商工組合中央金庫法の施行（協同組織から株式会社化）
平成20年10月	八重洲商工株式会社、株式会社商工中金情報システム、商工サービス株式会社、八重洲興産株式会社、株式会社日本商工経済研究所（現 株式会社商工中金経済研究所）、日本商工リース株式会社（現 商工中金リース株式会社）、商中カード株式会社（現 商工中金カード株式会社）を連結子会社とする
平成20年10月	法定指定金融機関として危機対応業務を開始
平成21年 6月	株式会社商工組合中央金庫法の改正（政府の追加出資規定が新設、完全民営化期限の起算点が3年半延期）
平成21年 7月	危機対応準備金1,500億円を計上
平成22年 7月	「成長戦略総合支援プログラム」を創設（平成25年4月、同プログラムを「成長・創業支援プログラム」に改称、内容拡充）
平成23年 3月	東北地方太平洋沖地震対策本部を設置（平成23年5月13日、東日本大震災対策本部へ名称変更）
平成23年 5月	株式会社商工組合中央金庫法の改正（完全民営化期限の起算点が3年延期）
平成24年 9月	バンコク駐在員事務所を開設
平成24年11月	「再生支援プログラム」を創設
平成24年12月	ワリショー、リッショー、リッショーワイドの新規発行を終了
平成26年 4月	組織金融部内に「地域連携室」を設置
平成27年 5月	株式会社商工組合中央金庫法の改正（完全民営化方針を維持しつつ、危機対応業務の的確な実施のため、政府は、当分の間、必要な株式を保有）

>>> 店舗等一覽

(平成27年7月21日現在)

■本店 〒104-0028 東京都中央区八重洲2-10-17 03-3272-6111

北海道

- 札幌 〒060-0042 札幌市中央区大通西4-1 011-241-7231
- 函館 〒040-0063 函館市若松町3-6 0138-23-5621
- 帯広 〒080-0013 帯広市西三条南6-20-1 0155-23-3185
- ▲釧路 〒085-0847 釧路市大町1-1-1 0154-42-0671
- 旭川 〒070-0035 旭川市五条通9-1703-81 0166-26-2181

東北

- 青森 〒030-0861 青森市長島2-1-7 017-734-5411
- 八戸 〒031-0086 八戸市大字八日町40-2 0178-45-8811
- 盛岡 〒020-0021 盛岡市中央通3-4-6 019-622-4185
- 仙台 〒980-0021 仙台市青葉区中央2-10-30 022-225-7411
- 秋田 〒010-0001 秋田市中通2-4-19 018-833-8531
- 山形 〒990-0038 山形市幸町2-1 023-632-2111
- 酒田 〒998-0044 酒田市中町2-6-22 0234-24-3922
- 福島 〒960-8031 福島市栄町8-1 024-522-2171
- ▲会津若松 〒965-0816 会津若松市南千石町6-5 0242-26-2617

関東甲信越

- 水戸 〒310-0021 水戸市南町3-5-7 029-225-5151
- 宇都宮 〒320-0026 宇都宮市馬場通り4-1-1 028-600-8050
〔※建替えのため、平成27年7月21日に上記仮店舗へ移転しました〕
- 足利 〒326-0814 足利市通2-2751 0284-21-7131
- 前橋 〒371-0026 前橋市大手町2-6-17 027-224-8151
- さいたま 〒330-0064 さいたま市浦和区岸町4-25-13 048-822-5151
- 熊谷 〒360-0042 熊谷市本町2-95 048-525-3751
- 千葉 〒260-0028 千葉市中央区新町3-13 043-248-2345
- 松戸 〒271-0092 松戸市松戸1846-2 047-365-4111
- 八王子 〒192-0081 東京都八王子市横山町2-5 042-646-3131
- 上野 〒110-0005 東京都台東区上野1-10-12 03-3834-0111
- 大森 〒143-0016 東京都大田区大森北1-1-10 03-3763-1251
- 京浜島 〒143-0003 東京都大田区京浜島2-10-2 03-3799-0331
- 押上 〒130-0002 東京都墨田区業平3-10-8 03-3624-1161
- 浦安 〒279-0025 浦安市鉄鋼通り2-1-6 047-355-8011
- 新宿 〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-22-2 03-3340-1551
- 深川 〒135-0042 東京都江東区木場5-11-17 03-3642-7131
- 東京 〒105-0012 東京都港区芝大門2-12-18 03-3437-1231
- 池袋 〒171-0022 東京都豊島区南池袋1-21-10 03-3988-6311
- 渋谷 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-17-5 03-3486-6511
- 神田 〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町3-3-12 03-3254-6811
- 新木場 〒136-0082 東京都江東区新木場1-18-6 03-5569-1711
- 横浜 〒231-0003 横浜市中区北仲通4-40 045-201-3952
- 川崎 〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町26-4 044-244-1101
- 横浜西口 〒220-0004 横浜市西区北幸1-11-1 045-314-3211
- ▲相模原 〒252-0231 相模原市中央区相模原4-3-14 042-786-6230
- 新潟 〒951-8061 新潟市中央区西堀通四番町816-10 025-228-2181
- 長岡 〒940-0061 長岡市城内町1-2-10 0258-35-2121
- 甲府 〒400-0032 甲府市中央1-6-16 055-233-1161
- 長野 〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11 026-234-0145
- 諏訪 〒392-0026 諏訪市大手1-14-6 0266-52-6600
- 松本 〒390-0811 松本市中央2-1-27 0263-35-6211

東海

- 岐阜 〒500-8828 岐阜市若宮町9-16 058-263-9191
- ▲高山 〒506-0025 高山市天満町5-1 0577-32-3353
- 静岡 〒420-0853 静岡市葵区追手町6-3 054-254-4131
- 浜松 〒430-0917 浜松市中区常盤町133-1 053-454-1521
- 沼津 〒410-0046 沼津市米山町6-5 055-920-5000
- 熱田 〒456-0018 名古屋市長久区新尾頭2-2-33 052-682-3111
- 名古屋 〒460-0003 名古屋市中区錦3-23-18 052-951-7581
- 豊橋 〒440-0897 豊橋市松葉町3-71-2 0532-52-0221
- 津 〒514-0032 津市中央6-30 059-228-4155
- 四日市 〒510-0074 四日市市鶴の森1-3-20 059-351-4871

北陸

- 富山 〒930-0004 富山市桜橋通り6-11 076-444-5121
- 高岡 〒933-0912 高岡市丸の内2-6 0766-25-5431
- 金沢 〒920-0964 金沢市本多町3-1-25 076-221-6141
- 福井 〒910-0005 福井市大手3-14-9 0776-23-2090

近畿

- 大津 〒520-0047 大津市浜大津1-2-22 077-522-6791
- 彦根 〒522-0073 彦根市旭町9-3 0749-24-3831
- 京都 〒600-8421 京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍町159-1 075-361-1120
- 大阪 〒550-0011 大阪市西区阿波座1-7-13 06-6532-0309
- 堺 〒590-0972 堺市堺区竜神橋町2-1-2 072-232-9441
- 梅田 〒530-0012 大阪市北区芝田2-1-18 06-6372-6551
- 船場 〒542-0081 大阪市中央区南船場1-18-17 06-6261-8431
- 箕面船場 〒562-0035 箕面市船場東2-5-55 072-729-9181
- 東大阪 〒577-0013 東大阪市長田中2-1-32 06-6746-1221
- 神戸 〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111 078-391-7541
- 姫路 〒670-0015 姫路市総社本町111 079-223-8431
- 尼崎 〒660-0892 尼崎市東難波町5-19-8 06-6481-7501
- 奈良 〒630-8227 奈良市林小路町8-1 0742-26-1221
- 和歌山 〒640-8033 和歌山市本町3-27 073-432-1281

中国

- 鳥取 〒680-0023 鳥取市片原2-218 0857-22-3171
- 米子 〒683-0067 米子市東町168 0859-34-2711
- 松江 〒690-0887 松江市殿町210 0852-23-3131
- ▲浜田 〒697-0015 浜田市竹迫町2886 0855-23-3033
- 岡山 〒700-0818 岡山市北区番山町4-1 086-225-1131
- 広島 〒730-0051 広島市中区大手町2-1-2 082-248-1151
- 福山 〒720-0814 福山市光南町1-1-30 084-922-6830
- 広島西部 〒733-0833 広島市西区商工センター1-14-1 082-277-5421
- 下関 〒750-0016 下関市細江町1-1-13 083-223-1151
- 徳山 〒745-0034 周南市御幸通1-10 0834-21-4141

四国

- 徳島 〒770-0901 徳島市西船場町2-30 088-623-0101
- 高松 〒760-0028 高松市鍛冶屋町3 087-821-6145
〔※建替えのため、平成26年11月25日に上記仮店舗へ移転しました〕
- 松山 〒790-0001 松山市一番町2-6-4 089-921-9151
- 高知 〒780-0870 高知市本町4-2-46 088-822-4481

九州・沖縄

- 福岡 〒810-0001 福岡市中央区天神1-13-21 092-712-6551
- 福岡北九州圏 〒813-0034 福岡市東区多の津1-7-1 092-622-2821
- 北九州 〒802-0003 北九州小倉北区米町2-1-2 093-533-9567
- 久留米 〒830-0032 久留米市東町42-21 0942-35-3381
- 佐賀 〒840-0801 佐賀市駅前中央1-6-23 0952-23-8121
- 長崎 〒850-0032 長崎市興善町2-21 095-823-6241
〔※建替えのため、平成26年10月20日に上記仮店舗へ移転しました〕
- 佐世保 〒857-0053 佐世保市常盤町4-21 0956-23-8141
- 熊本 〒860-0846 熊本市中央区城東町2-23 096-352-6184
〔※平成27年5月11日に仮店舗から上記住所へ移転しました〕
- 大分 〒870-0034 大分市都町2-1-6 097-534-4157
- 宮崎 〒880-0811 宮崎市錦町1-10 0985-24-1711
- 鹿児島 〒892-0847 鹿児島市西千石町17-24 099-223-4101
- 那覇 〒900-0015 那覇市久茂地2-22-10 098-866-0196

海外

- ニューヨーク支店 666 Fifth Avenue, 14th Floor 1-212-581-2800
 New York, N.Y. 10103 U.S.A.
- ◆香港駐在員事務所 Suite 804, 8/F., 852-2524-5111
 Central Plaza, 18 Harbour Road, Wanchai, Hong Kong
- ◆上海駐在員事務所 中華人民共和国 86-21-6275-3860
 上海市延安西路2201号
 上海国际貿易中心大廈1706室
- ◆バンコク駐在員事務所 Unit6,10th Floor CRC Tower, All 66-2-654-0588
 Seasons Place, 87/2 Wireless Road, Lumpini, Phatumwan, Bangkok 10330, Thailand

■●本支店 93 (うち海外 1) ■出張所 3
 ▲営業所 5 ◆駐在員事務所 3
 計 104 (うち海外 4)

ディレクトリー ▼ 店舗等一覽

代理組合等の一覧

(平成27年3月31日現在)

北央信用組合

本店営業部
西支店
琴似支店
菊水支店
北支店
円山支店
美園支店
江別支店
元町支店
平岸支店
手稲支店
厚別支店
西野支店
藻南支店
米町支店
清田支店
澄川支店
屯田支店
恵庭支店
北栄支店
千歳支店
未広支店
苫小牧支店
早来支店
鶴川支店
静内支店
旭川支店
四条東支店
春光支店
豊岡支店
永山支店
東川支店
東神楽支店
住吉町支店
有明支店

空知商工信用組合

本店営業部
岩見沢支店
砂川支店
奈井江支店
三笠支店
栗山支店
札幌支店
美園支店
東苗穂支店
滝川支店
芦別支店
赤平支店
深川支店
富良野支店
上富良野支店
留萌支店

札幌中央信用組合

本店
山鼻支店
豊平支店
北支店
美香保支店
平岸支店
澄川支店
南郷支店
発寒支店
北郷支店
西野支店
藤野支店
西岡支店
東北通支店
篠路支店
平岡支店

ウリ信用組合

本店営業部
苫小牧支店
旭川支店
釧路支店
岩手出張所
秋田出張所
福島支店
青森出張所
東北支店

函館商工信用組合

本店営業部
湯川支店
北斗支店
美原支店
十字街支店
花園支店
富岡支店

釧路信用組合

本店営業部
鳥取支店
西港支店
桜ヶ岡支店
愛国支店
中標津支店
桂木支店
緑ヶ岡支店
羅臼支店
網走支店
清里支店

十勝信用組合

本店
緑ヶ丘支店

北支店
幕別支店
上士幌支店
南支店
西支店
啓北支店

青森県信用組合

本店営業部
中央支店
駅前支店
旭町支店
浪打支店
小湊支店
三厩支店
沖館支店
新城支店
十和田支店
七戸支店
上北町支店
三沢支店
百石支店
六ヶ所支店
三戸支店
三戸支店南部出張所
三戸支店戸来出張所
田子支店
名川支店
八戸支店
弘前支店
黒石支店
五所川原支店
五所川原支店金木出張所
木造支店
むつ営業部
川内支店
川内支店脇野沢出張所
大湊支店
大畑支店
東通南支店

石巻商工信用組合

本部
本店
中里支店
湊支店
蛇田支店
大街道支店
渡波支店
飯野川支店
前谷地支店
松島支店
矢本支店
豊里支店
登米支店

古川信用組合

本店
中新田支店
涌谷支店
吉岡支店
鳴子支店
小牛田支店
古川駅前支店
岩出山支店
三日町支店

仙北信用組合

本店
築館支店
迫支店
栗駒支店
米山支店
中田支店

秋田県信用組合

本店
泉支店
土崎支店
東支店
鷹巣支店
田代支店
森吉支店
能代支店
合川支店
花輪支店
毛馬内支店
大館支店
大館駅前支店
比内支店
手形支店

北郡信用組合

本店
尾花沢支店
東根支店
谷地支店
新庄支店
天童支店
河西支店
神町支店
大石田支店
東根温泉支店

山形第一信用組合

本店
宮内支店
赤湯支店
米沢支店
米沢北支店

糠野目支店
赤湯西支店

山形中央信用組合

本店営業部
小松支店
小国支店
荒砥支店
寒河江支店
左沢支店
飯豊支店
陵南支店

会津商工信用組合

本部融資部
本店営業部
喜多方支店
七日町支店
本町支店
城南支店
滝沢支店
門田支店
芦ノ牧支店
千石支店
会津坂下支店
会津高田支店
塩川支店
中央通り支店
西会津支店
河東支店

福島県商工信用組合

本店営業部
安積支店
朝日支店
石川支店
鏡石支店
コスモス通り支店
桜通支店
白河支店
須賀川支店
常葉支店
二本松支店
日和田支店
富久山支店
松川支店
南福島支店
本宮支店

いわき信用組合

内郷支店
檜葉支店
四倉支店
好間支店
湯本支店

郷ヶ丘支店
平支店
玉川支店
泉支店
本庁前支店
本店営業部
小名浜支店
江名支店
塩屋崎支店
植田支店
勿来支店

相双五城信用組合

本部
本店
相馬港支店
鹿島支店
原町支店
浪江支店
大熊支店
富岡支店
新地支店
相馬西支店
いわき支店
巨理支店
大河原支店
岩沼支店
蔵王支店

茨城県信用組合

本店営業部
土浦支店
日立支店
湊支店
笠間支店
小川支店
大穂支店
下館支店
石岡支店
下妻支店
奥谷支店
大津支店
上水戸支店
多賀支店
下市支店
友部支店
取手支店
大洗支店
古河支店
勝田支店
日高支店
八千代支店
神栖支店
千波支店
水海道支店
結城支店
守谷支店

協和支店
千束町支店
岩井支店
波崎支店
赤塚支店
佐賀支店
大みか支店
大宮支店
駅南支店
吉沼支店
東海支店
荒川沖支店
谷田部支店
三和支店
岩間支店
神立支店
那珂支店
牛久支店
境支店
見和支店
鹿島支店
吉田支店
内原支店
大子支店
岩瀬支店
総和支店
阿見支店
石下支店
中根支店
葦崎支店
伊奈支店
明野支店
石岡東支店
江戸崎支店
関城支店
知手支店
藤代支店
美野里支店
鉾田支店
県庁前支店
土浦並木支店
泉町支店
つくば中央支店
勝田中央支店
佐和支店
田彦支店
津田支店
宮田支店
高萩支店
久慈浜支店
十王支店
菅谷支店
偕楽園前出張所
台原支店
赤塚駅前出張所
潮来牛堀支店
常陸太田支店

**真岡
信用組合**

本店営業部
益子支店
七井支店
芳賀支店

**那須
信用組合**

本店営業部
黒田原支店
大田原支店
矢板支店
黒羽支店
馬頭支店
黒磯支店
那須塩原支店
黒磯西支店

**あかぎ
信用組合**

本店
北代田支店
片貝支店
広瀬支店
大利根支店
伊勢崎営業部
豊受支店
赤堀支店
うえはす支店
つなとり支店
宮子支店
太田支店
新田町支店
笠懸支店
沼田支店

**群馬県
信用組合**

本店営業部
松井田支店
安中支店
原市支店
横川支店
板鼻支店
磯部支店
高崎西支店
高崎支店
八幡支店
下仁田支店
南牧支店
西牧支店
南蛇井支店
富岡支店
甘楽町支店
一の宮支店
高崎山名支店
高崎貝沢支店
妙義支店

吉井支店
榛名町支店

**ぐんまみらい
信用組合**

本店
尾島支店
太田宝泉支店
新田支店
高林支店
伊勢崎支店
伊勢崎北支店
大泉支店
館林支店
伊勢崎西支店
敷塚支店
東群馬営業部
渋川中央営業部
中之条支店
草津温泉支店
長野原支店
嬬恋支店
原町支店
北軽井沢支店
伊香保支店
吉岡支店
沼田支店
前橋支店
子持支店
北橋支店
赤城支店
前橋北支店
大間々支店
箕郷支店
沖支店
群南支店
総社支店
倉渕支店
群馬町支店
新町支店
藤岡支店
岩鼻支店
吉井支店
鬼石支店
玉村支店
中居支店

**埼玉
信用組合**

本店
本庄支店
秩父支店
皆野支店
小鹿野支店
深谷支店
上里支店
岡部支店
美里支店

**熊谷商工
信用組合**

本店営業部
妻沼支店
寄居支店
吹上支店
籠原支店
川本支店
花園支店
石原支店
行田支店

**君津
信用組合**

本店
中央支店
富津支店
袖ヶ浦支店
君津支店
大佐和支店
いわね支店

**銚子商工
信用組合**

本店
新生支店
清水支店
椎柴支店
松岸支店
小見川支店
佐原支店
旭支店
松戸支店
柏支店
東庄支店
干潟支店
愛宕支店
川口支店
海上支店
三崎支店
飯岡支店
横芝支店
富里支店
東金支店
九十九里支店
八街支店

**房総
信用組合**

本部
本店

本納支店
一宮支店
長南支店
夷隅町支店
町保支店
岬支店
大原支店
白子支店
岬東支店
茂原支店
鴨川支店
勝浦支店
御宿支店

**北部
信用組合**

本店
三ノ輪支店
花畑支店
足立支店

**共立
信用組合**

本店営業部
矢口支店
糞谷支店
洗足池支店
大岡山支店
中延駅前支店
用賀支店
六郷支店
蒲田支店
武蔵新田支店
戸越支店
西蒲田支店
雑色支店
大森支店
平和島支店
前の浦支店

**東
信用組合**

本店
寺島支店
葛飾支店
本所支店

**青和
信用組合**

本店
新小岩支店
京成小岩支店
五反野支店
細田支店
柴又支店
奥戸支店
新柴又駅前支店
本部

**中ノ郷
信用組合**

本店
寺島支店
葛飾支店
葛飾支店金町出張所
滝野川支店
大森支店
鐘ヶ淵支店
石原支店
堀切支店
堀切支店綾瀬出張所
立花支店
南小岩支店
立石支店
新小岩支店
小石川支店
江戸川橋支店
板橋支店
三崎町支店
京橋支店

**第一勧業
信用組合**

本店営業部
神楽坂支店
墨田支店
巢鴨支店
鶯谷支店
尾久支店
千田町支店
向島支店
亀有支店
目白支店
東浅草支店
羽田支店
東十条支店
目黒支店
東銀座支店
大森駅前支店
秋葉原支店
青戸支店
水元支店
中野新橋支店
千駄ヶ谷支店
篠崎支店

**東京厚生
信用組合**

本店
浅草支店
小平支店
青梅支店

**江東
信用組合**

本店
本店砂町出張所
洲崎支店

江戸川支店
上野支店
綾瀬支店
森下支店
柴又支店
築地支店

**文化産業
信用組合**

本店
板橋支店

**全東栄
信用組合**

本部
本店営業部
世田谷支店
三筋町支店
東長崎支店
渋谷本町支店
大森支店
十条支店
西新井支店
下板橋支店
舎人支店

**株式会社
整理回収機構**

事務部
大阪事業部業務グループ

**大東京
信用組合**

本店営業部
品川駅東口支店
十条支店
目黒支店
高円寺支店
亀戸支店
蒲田支店
日暮里支店
新宿支店
三軒茶屋支店
新小岩支店
大塚支店
銀座支店
吉祥寺支店
恵比寿支店
常盤台支店
戸越支店
府中支店
押上支店
田町駅前支店
荏原町駅前支店
福生支店
品川支店
西蒲田支店
駒沢支店
大井支店

大森支店
八王子営業部
日野支店
西八支店
石川支店
青山支店
保谷支店
立川支店
堀ノ内支店
三鷹支店
東大和支店
狹窪支店
富士見台支店
八丁堀支店

**七島
信用組合**

本店
波浮港出張所
新島支店
神津島支店
三宅島支店
八丈島支店
小笠原支店
東京支店

**東浴
信用組合**

本店

**横浜中央
信用組合**

本店営業部
川崎支店
横須賀支店
平塚支店
大和支店
静岡支店
水戸支店
千葉支店
船橋支店
福井支店
富山支店
金沢支店
松本支店
松本支店諏訪出張所
東部町支店
前橋支店
宇都宮支店
新潟支店

**小田原第一
信用組合**

本店
本部
鴨宮支店
南足柄支店
中町支店

**相愛
信用組合**

本店営業部
相北支店
中津支店
依知支店
相模湖支店
津久井湖支店

**神奈川県医師
信用組合**

本店
川崎支店
相模原支店
平塚支店

**興栄
信用組合**

本店
大野支店
赤塚支店
寺尾支店
酒屋支店

**新栄
信用組合**

本店
馬越支店
大形支店
上町支店
松浜支店
稲葉支店
横越支店
東堀支店

**三條
信用組合**

本店
下田支店
中央支店
栄支店
南支店
北支店
今町支店

**新潟縣
信用組合**

本部
本店営業部
東堀支店
新潟駅前支店
山木戸支店
学校町支店
小針支店
新津支店
六日町支店
湯沢支店
吉田支店
弥彦支店

小千谷支店
小出支店
三条支店
十日町支店
川西支店
中条支店
荒川町支店
佐和田支店
寺泊支店
見附支店
今町支店
長岡支店
柏崎支店
高田支店
新発田支店
寺尾支店
大和町支店
鳥屋野支店
畑野支店
石山支店
下条支店
三条東支店
堀之内支店
長岡西支店
吉田東支店
月岡支店
出来島支店
春日山支店
寺尾東支店
吉田北支店
聖籠支店
荻川支店
中之島支店
両津支店

**協栄
信用組合**

本店
仲町支店
中央通支店
南支店
新飯田支店
白根支店
小須戸支店
吉田支店
田上支店
小池支店
小中川支店
南吉田支店
西加茂支店
中之口支店
大曲支店
経営大学前支店

**新潟大栄
信用組合**

本店
与板支店
和島支店

出雲崎支店
安田支店
小国支店
柏崎支店
西山支店
寺泊支店
相川支店

**巻
信用組合**

本店営業部
西川支店
岩室支店
漆山支店
和納支店
松野尾支店
月漏支店
本町支店
西新瀨支店
北支店

**さくらの街
信用組合**

本店
安田支店
笹神支店
豊栄支店
五泉支店
村松支店
本町支店
新津支店

**糸魚川
信用組合**

本店
青海支店
上越支店
梶屋敷支店
能生支店
本町支店

**塩沢
信用組合**

本店

**都留
信用組合**

本店営業部
小立支店
河口湖支店
山中湖支店
明見支店
小沼支店
桂支店
大月支店
上吉田支店
忍野支店
谷村支店
竜ヶ丘支店

富士吉田南支店
平野支店
上谷支店
大明見支店
鳴沢支店
富士見町支店
新西原支店
猿橋支店
上野原支店
禾生支店

**山梨県民
信用組合**

本店営業部
鰍沢支店
市川支店
身延支店
中富支店
都留支店
富士吉田支店
都留文科大学前支店
下谷支店
葦崎支店
須玉支店
武川支店
双葉支店
長坂支店
川上支店
大泉支店
竜南支店
櫛形支店
敷島支店
御勅使支店
昭和支店
白根支店
竜王支店
北支店
南支店
酒折支店
西支店
田富支店
南口支店
城南支店
湯村支店
石和支店
御坂支店
中道町支店
南西支店
後屋支店
塩山支店
勝沼支店
牧丘支店
山梨支店

**長野県
信用組合**

本店
東支店
松代支店

古牧支店
飯山支店
山ノ内支店
中野支店
須坂支店
篠ノ井支店
吉田支店
若里支店
須坂南支店
中越支店
中野西支店
更北支店
高田支店
更埴支店
戸倉支店
坂城支店
上田支店
神科支店
丸子支店
望月支店
小諸支店
野沢支店
軽井沢支店
上田原支店
岩村田支店
立科支店
庄内支店
穂高支店
大町支店
安曇野支店
松本支店
城東支店
松本南支店
松本西支店
塩尻支店
木曾支店
村井支店
岡谷支店
諏訪支店
茅野支店
下諏訪支店
諏訪南支店
伊那支店
駒ヶ根支店
飯田支店
鼎支店
八幡支店
宮川支店

**岐阜商工
信用組合**

本部
本店営業部
加納支店
鷺山支店
東栄支店
芥見支店
本荘支店
六条支店

長森支店
近島支店
大垣支店
那加支店
各務原支店
蘇原支店
羽島支店
関支店
美濃加茂支店
可児支店
多治見支店
穂積支店
北方支店
笠松支店
岐南支店
揖斐支店
池田支店

**飛驒
信用組合**

本店営業部
古川支店
神岡支店
七日町支店
山王支店
けやき通り支店
中山支店
松泰寺支店
国府支店
東山支店
城山支店
西古川支店
石浦支店
西高校前支店
三福寺支店
本店営業部本町サテライト出張所

**益田
信用組合**

本店
秋原支店
竹原支店
金山支店
小坂支店
加子母支店

**焼津
信用金庫**

本店営業部
中央支店
小川支店
石津支店
藤枝支店
藤枝上支店
藤枝駅支店
岡部支店
静岡支店
静岡南支店
焼津西支店

長田支店
羽鳥支店
焼津北支店
草薙支店
前島支店
大富支店
大井川支店
豊田支店
さかなセンター支店
高洲支店
榛原支店
吉田支店
西小川支店
いかるみ支店
田中支店
大島支店
大住支店
田尻支店

**静岡
信用金庫**

本部
本店営業部
追手町支店
安西支店
駅南支店
長谷支店
新富支店
清水支店
横内支店
駒形支店
興津支店
清水駅前支店
麻機支店
石田支店
小鹿支店
丸子支店
籠上支店
八千代支店
美和支店
竜南支店
瀬名支店
押切支店
高松支店
松富支店
小黒支店
古庄支店
登呂支店
長田南支店
新川支店
西脇支店
羽鳥支店
御門台支店
西奈支店
東新田支店
藤枝支店
志太支店
焼津支店
道原支店

西焼津支店
吉原支店
富士支店

**静岡
信用金庫**

本店
安東支店
横内支店
番町支店
清水支店
八幡支店
用宗支店
片羽支店
駒形支店
馬淵支店
研屋町支店
登呂支店
矢倉支店
大里支店
焼津支店
沓谷支店
藤枝支店
大坪支店
池田支店
西脇支店
城北支店
東新田支店
月見支店
下野支店
高洲支店
瀬名支店
羽鳥支店
伝馬町新田支店
用宗駅前支店
丸子支店
石津支店
中田支店
草薙支店
西小川支店
小鹿支店
向敷地支店
渋川支店
高部支店
安倍口支店
西焼津支店
高松支店
折戸支店

**島田
信用金庫**

本店営業部
向谷支店
七丁目支店
初倉支店
六合支店
島田北支店
金谷支店
五和支店

家山支店
榛原支店
榛原東支店
相良支店
牧の原支店
吉田支店
神戸支店
川根支店
藤枝支店
藤枝東支店
藤枝南支店
焼津支店
西焼津支店
大井川支店
静岡支店
二番町支店
豊田支店
西千代田支店
永楽町支店
掛川支店
大東支店
菊川支店
小笠支店
御前崎支店
浜岡支店

**浜松
信用金庫**

本店営業部
東支店
追分支店
駅南支店
西ヶ崎支店
鷺津支店
野口支店
板屋町支店
泉町支店
高林支店
植松支店
伝馬町支店
本町支店
本郷支店
蛸塚支店
森田支店
葵町支店
原島支店
三方原支店
湖東支店
可美支店
上新屋支店
西山支店
三島支店
三和支店
入野支店
西町支店
富塚支店
浜北支店
大瀬支店
有玉支店

天竜川支店
志都呂支店
篠原支店
竜洋支店
初生支店
笠井支店
豊田支店
上島支店
瓜内支店
新居支店
中川支店
和合支店
於呂支店
東伊場支店
新所原支店
高丘支店
向宿支店
曳馬支店
葵西支店
磐田支店
浜北東支店
市野支店
磐田南支店
都田支店
きらりタウン支店
袋井支店

**遠州
信用金庫**

本部
本店営業部
笠井支店
三方原支店
浜北支店
中島支店
三ヶ日支店
引佐支店
雄踏支店
新居支店
舞阪支店
中野町支店
館山寺支店
和田支店
入野支店
細江支店
積志支店
萩丘支店
葵西支店
赤佐支店
中川支店
都田支店
湖西支店
高丘支店
豊田支店
半田支店

**磐田
信用金庫**

本部
本店営業部
見付支店
福田支店
亀洋支店
豊田支店
東部台支店
国府台支店
豊岡支店
今之浦支店
岡田支店
富士見町支店
西支店
豊田北支店
東新町支店
浜松南支店
浜松北支店
海老塚支店
葵町支店
天王支店
鴨江支店
浜北支店
小松支店
二俣支店
鹿島支店
佐久間支店
水窪支店
春野支店
袋井支店
山梨支店
久能支店
浅羽支店
掛川支店
森町支店

**掛川
信用金庫**

本店営業部
連雀支店
下俣支店
菊川支店
浜岡支店
大須賀支店
小笠支店
御前崎支店
大東支店
袋井支店
袋井南支店
掛川東支店
菊川南支店
磐田支店
城北支店
桜木支店
相良支店
駅南支店
浅羽支店
金谷支店

島田支店
大東北支店
榛原支店
吉田支店

**沼津
信用金庫**

本店
高島町支店
港支店
香貫支店
三津支店
三島支店
今沢支店
清水町支店
大岡支店
北支店
愛鷹支店
下香貫支店
五月町支店
間門支店
原支店
徳倉支店
長泉町支店
駅北支店
御殿場営業部
小山支店
裾野中央支店
上町支店
須走支店
富士岡支店
金岡支店
長泉北支店
御殿場南支店
御殿場中央支店
御殿場西支店
裾野北支店

**三島
信用金庫**

本店営業部
西支店
沼津支店
幸町支店
二日町支店
大場支店
修善寺支店
葦山支店
大仁支店
下土狩支店
湯ヶ島支店
土肥支店
静浦支店
戸田支店
沼津北支店
原町支店
裾野支店
三島南支店
三島北支店

沼津香貫支店
あしたか支店
三島谷田支店
函南支店
田京支店
岡宮支店
裾野東支店
長泉支店
清水町支店
松本支店
片浜支店
長岡中央支店
大岡支店
中伊豆支店
西伊豆支店
松崎支店
函南西支店
川奈駅支店
南伊東支店
宇佐美支店
東伊豆支店
網代出張所
網代駅支店
熱海支店
伊東営業部
南伊豆支店
下田中央支店
伊東駅支店
河津支店
伊豆高原支店
本部
桜サク支店

**富士
信用金庫**

本部
吉原支店
富士支店
鷹岡支店
岩松支店
駅南支店
富士岡支店
蒲原支店
今泉支店
伝法支店
吉原駅南支店
広見町支店
富士宮支店
厚原支店
富士見台支店
田子浦支店
富士宮東支店
八幡町支店
今泉北支店
森島支店
大淵中野支店
須津支店

**富士宮
信用金庫**

本部
神田支店
西町支店
東町支店
北支店
富士根支店
芝川支店
上野支店
富士支店
吉原支店
鷹岡支店
富士見支店
松岡支店
国久保支店
駅南支店
淀川支店
万野支店
新富士支店
中里支店
上井出支店

**愛知県中央
信用組合**

本店営業部
辻支店
棚尾支店
旭支店
高浜支店
刈谷支店
西尾支店
安城支店
知立支店
西端支店
大浜支店
西尾東支店

**信用組合
愛知商銀**

本部
本店
岡崎支店
一宮支店
今池支店
豊橋支店
柴田支店
春日井支店
津支店

**イオ
信用組合**

本店営業部
多治見支店
富山支店
金沢支店
静岡支店
沼津支店
四日市支店

津支店
名古屋支店
大江支店
岡崎支店
一宮支店
豊橋支店
今池支店
春日井支店
福井支店
本部

**岡崎
信用金庫**

本店営業部
亀美丘支店
美合支店
六名支店
岡崎南支店
岡崎駅西支店
福岡支店
緑丘支店
本宿支店
矢作支店
大和支店
六ツ美支店
上地支店
中島支店
幸田支店
井田支店
本町支店
伝馬支店
中央支店
日名支店
岩津支店
細川支店
橋目支店
根石支店
上里支店
稻熊支店
新川支店
碧南支店
碧南中央支店
高浜支店
高浜東支店
西尾支店
平坂支店
西尾南支店
一色支店
幡豆支店
吉良支店
安城支店
池浦支店
今村支店
南安城支店
三河安城支店
知立支店
刈谷支店
半城土支店
刈谷日高支店

東刈谷支店
一ツ木支店
大府支店
豊田支店
豊田南支店
前山支店
上挙母支店
豊田美里支店
高岡支店
三好支店
東郷支店
豊明支店
豊橋支店
高師支店
豊橋大清水支店
岩田支店
豊橋柱支店
曙支店
牛川支店
佐藤町支店
花田支店
下地支店
松葉支店
田原支店
豊川支店
国府支店
蒲郡支店
府相支店
笠寺支店
鳴海支店
港支店
熱田支店
尾頭橋支店
中川支店
瑞穂支店
滝子支店
名東支店
一社支店
半田支店
柳橋支店
上前津支店
大池町支店
安田通支店
代官町支店
城北支店
小田井支店
春日井支店
平針支店

**豊橋商工
信用組合**

本部
本店営業部
田原支店
福江支店
二川支店
東田支店
赤羽根支店
南栄支店

花田支店
豊川支店
下地支店
牧野支店
中山支店
植田支店
田原南支店
三ノ輪支店

**三河
信用組合**

本部
本店営業部
三谷支店
吉良支店
鹿島支店

**富山県
信用組合**

砺波支店
庄東支店
庄川支店
城端支店
戸出支店
福光支店
本店営業部
出町支店
針原支店
井波支店
福野支店
魚津支店
高岡支店
高岡南支店
射水支店

**金沢中央
信用組合**

本店
市場支店
大野営業部

**石川県医師
信用組合**

本店

**滋賀県
信用組合**

本店営業部
甲南支店
甲賀支店
信楽支店
土山支店
大津支店
草津支店
栗東支店
八幡支店
安曇川支店
湖南支店

**京都北都
信用金庫**

本店営業部
府中支店
岩滝中央支店
野田川支店
加悦支店
伊根支店
峰山中央支店
大宮支店
網野支店
浜詰支店
間人支店
弥栄支店
久美浜支店
福知山中央支店
岡ノ町支店
六人部支店
前田支店
篠尾支店
駅南支店
三和支店
額田支店
大江町支店
東舞鶴中央支店
中舞鶴支店
倉梯支店
田中支店
舞鶴中央支店
舞鶴港支店
余内支店
綾部中央支店
西町支店
中筋支店
和知支店
瑞穂支店
亀岡支店
高浜支店
馬堀支店

**京都
信用金庫**

本店
北大路支店
鞍馬口支店
北野支店
北山支店
紫竹支店
西賀茂支店
西陣支店
丸太町支店
銀閣寺支店
修学院支店
岩倉支店
岩倉中町支店
下鴨支店
百万遍支店
河原町支店
三条支店

壬生支店
円町支店
朱雀支店
東山支店
祇園支店
山科支店
北山科支店
西山科支店
西大路支店
七条支店
九条支店
吉祥院支店
上烏羽支店
十条支店
梅津支店
嵯峨支店
西院支店
常盤支店
西京極支店
御室支店
桂支店
東桂支店
洛西支店
物集女支店
榎原支店
伏見支店
北伏見支店
桃山支店
六地藏支店
南桃山支店
稻荷支店
長岡支店
滝ノ町支店
桂川支店
円明寺支店
宇治支店
西宇治支店
城陽支店
城陽駅前支店
松井山手支店
田辺支店
三山木支店
久御山支店
亀岡支店
東亀岡支店
八木支店
園部支店
滋賀支店
大津支店
膳所支店
石山支店
瀬田支店
西大津支店
堅田支店
小野支店
草津支店
南草津支店
草津西支店
守山支店

栗東支店
枚方支店
枚方東支店
くずは支店
交野支店
寝屋川支店
高槻支店
上牧支店
門真支店

**のぞみ
信用組合**

本店営業部
港支店
守口支店
吹田支店
枚方支店
八尾支店
枚岡支店
城東支店
粉浜支店
萩原天神支店
堺陵南支店
岡町支店
布施支店
徳庵支店
四条躰支店
矢田支店

**大同
信用組合**

本店
城東支店
京橋支店
生野支店
針中野支店
枚方支店
東香里支店
守口支店
八尾支店
松原支店
初芝支店
石津支店
福田支店
富田林支店
三国支店

**大阪貯蓄
信用組合**

本店営業部
生野支店
東支店

**大阪協栄
信用組合**

本部
本店営業部
扇橋支店
住吉支店

阿倍野支店
城東支店
新大阪支店
豊中支店
神戸営業部
西宮支店
明石支店
加古川支店
東大阪支店

**成協
信用組合**

本部
本店営業部
平野支店
田辺支店
堺支店
道明寺支店
香里支店
門真支店
大正支店
東大阪支店
大東支店
松屋町支店
岸和田支店
高石支店
松原支店
藤井寺支店
北野田支店
河内長野支店
富田林支店
天美支店

**大阪府医師
信用組合**

本店

**兵庫県
信用組合**

本店
兵庫支店
三宮支店
大橋支店
有野支店
尼崎支店
加古川支店
稲美支店
小野支店
社支店
西脇支店
八千代支店
中町支店
三木支店
加西支店
姫路支店
龍野支店
新宮支店
三田支店
篠山支店

柏原支店
朝来支店
豊岡支店
六甲道支店

**淡陽
信用組合**

本店営業部
由良支店
物部支店
下加茂支店
都志支店
志筑支店
仮屋支店
岩屋支店
富島支店
室津支店
郡家支店
湊支店
福良支店
阿万支店
市支店
広田支店
神戸支店
灘支店
加古川支店
姫路支店
赤穂支店
山崎支店
一宮支店
佐用支店

**鳥取
信用金庫**

本店営業部
若桜支店
智頭支店
鳥取東支店
鳥取西支店
浜坂支店
岩美支店
気高支店
湯村支店
鳥取南支店
鳥取北支店
倉吉支店
正蓮寺支店
湖山支店
用瀬支店
吉成支店
郡家支店
湖山中央支店

**倉吉
信用金庫**

本店
うつぶき支店
浦安支店
由良支店

東郷支店
倉吉駅前支店
羽合支店
西倉吉支店関金出張所
西倉吉支店
三朝支店
真庭支店

**米子
信用金庫**

本店営業部
本町支店
東支店
西支店
三柳支店
南出張所
北支店
弓ヶ浜支店
日野橋支店
淀江支店
境港支店
赤碕出張所
松江支店
松江北支店
安来支店
東出雲支店

**島根益田
信用組合**

本店営業部
浜田支店
小野支店
西益田支店
高津支店
あげぼの支店

**島根中央
信用金庫**

本店営業部
大田営業部
久手支店
温泉津支店
仁摩支店
川本支店
瑞穂支店
石見支店
邑智支店
江津支店
塩冶支店
大田西支店
出雲西支店
神門支店
斐川支店
松江支店
南支店
松江北支店
斐川東支店
大社支店
小山支店

大社南支店
東支店
平田支店

**笠岡
信用組合**

本店営業部
金浦支店
東支店
本町支店
鴨方支店
井原支店
里庄支店
寄島支店
井原東支店
岡山支店
倉敷支店
玉島支店
中庄支店
矢掛支店

**信用組合
岡山商銀**

本店
倉敷支店

**広島県
信用組合**

本店
庚午支店
福山支店
安古市支店
海田支店
舟入支店
広島駅前支店
観音支店
三篠支店
皆実支店
五日市支店
五日市北支店
熊野支店
瀬野川支店
西熊野支店
福山東支店
松永支店
尾道支店
松永南支店
浦崎支店
三原支店
可部虹山支店
呉支店
因島支店
因島北支店
東熊野支店
廿日市支店

**広島市
信用組合**

本部
本店営業部
堺町支店
駅前支店
向洋支店
大河支店
鷹の橋支店
海田支店
廿日市支店
南支店
薬研堀支店
己斐支店
東雲支店
三篠支店
戸坂支店
江波支店
出島支店
吉田支店
千代田支店
大朝支店
安支店
長束支店
古江支店
商工センター支店
五月が丘支店
五日市支店
府中支店
西条中央支店
可部支店
宮内支店
竹原支店
荘野支店
木江支店
安浦支店
黒瀬支店

**信用組合
広島商銀**

本店営業部
福山支店
呉支店
海田支店
古市支店
西支店
東支店
五日市支店
宇部支店
下関支店
岩国支店
徳山支店
萩支店
山口支店
高知支店

**朝銀西
信用組合**

本店営業部
倉敷支店
香川支店
愛媛支店
佐賀支店
大分支店
広島支店
天満支店
福山支店
下関支店
徳山支店
宇部支店
福岡支店
北九州支店

**両備
信用組合**

本店営業部
甲山支店
上下支店
駅家支店
府中町支店
久井支店
小国支店
吉舎支店
金丸支店
三和支店
福山支店
福山東支店
神辺支店
新市支店
府中東支店

**備後
信用組合**

本店営業部
神辺支店
横尾支店
新市支店
宮内支店
駅家支店
千年支店
福山南支店
千年支店内海出張所
尾道支店
木之庄支店
加茂支店
芦田支店

**山口県
信用組合**

本店
高千帆支店
西宇部支店
厚狭支店

**徳島
信用金庫**

本店営業部
福島支店
津田支店
佐古支店
上八万支店
川内支店
小松島支店
池田支店
渭北支店
二軒屋支店
赤石支店
三加茂支店
矢三支店
昭和町支店
国府支店
鴨島支店
鳴門支店
瀬戸支店
北島支店
松茂支店
藍住支店
大津支店

**阿南
信用金庫**

本店
見能林支店
羽ノ浦支店
東部支店
見能林駅前支店
上中支店
那賀川支店
福井支店

**香川県
信用組合**

本店
栗林支店
新橋支店
屋島支店
仏生山支店
円座支店
川東支店
長尾支店
中央支店
三本松支店
坂出支店
丸亀支店
琴平支店
観音寺支店
高瀬支店
土庄支店
志度支店

**土佐
信用組合**

本店

**宿毛商銀
信用組合**

本店営業部
宿毛支店

**福岡県南部
信用組合**

本店営業部
善導寺支店
草野支店
小郡支店
南町支店
瀬高支店
高田支店
山川支店
大牟田支店
三橋支店
大和支店
荒木支店
大善寺支店
三瀨支店
安武支店
城島支店

**とびうめ
信用組合**

本店営業部
田主丸営業部
本郷支店
比良松支店
北野支店
国分支店
小郡支店
津福支店
菊池支店
雑餉隈支店
二日市支店
粕屋支店
名島支店
香椎支店
土井支店
和白出張所
新宮支店

**福岡県中央
信用組合**

本店営業部
宗像支店
赤間支店
福岡支店
古賀支店
清川支店
志免支店
亀山支店
宇美支店

飯塚支店
碓井支店
大橋支店
高宮支店
春日支店
魚市場出張所
青果市場支店
前原支店
周船寺支店
加布里支店
今宿支店
九大病院内支店

九州幸銀信用組合

本店営業部
熊本支店
熊本県庁通り支店
北九州支店
飯塚支店
東福岡支店
大分支店
佐賀支店
本部

佐賀東信用組合

本店営業部
神埼支店
小城支店
牛津支店
諸富支店
鳥栖支店
中原支店
県庁支店

佐賀西信用組合

本店
太良支店
塩田支店
嬉野支店
大浦支店
武雄支店
伊万里支店
有明支店
白石支店
有田支店

佐賀県医師信用組合

本店

長崎三菱信用組合

本店営業部
本店営業部本館出張所
木鉢支店
深堀支店

浜町支店
滑石支店
住吉支店
東長崎支店
諫早支店

長崎県医師信用組合

本店

福江信用組合

本店
奈留出張所

長崎県民信用組合

本店
大野支店
稲荷支店
佐々支店
波佐見支店
平戸支店
早岐支店
松浦支店
大村支店

佐世保中央信用組合

本店
南支店
俵町支店

熊本県信用組合

本店営業部
田崎支店
宇土支店
天明支店
八代支店
人吉支店
免田支店
多良木支店
牛深支店
阿蘇支店
高森支店
大津支店
大矢野支店
鏡支店
小川支店
高浜支店
御領支店
本渡支店
高千穂支店
北方支店
本部

大分県信用組合

本店営業部
大分駅前支店
南大分支店
明野支店
鶴崎支店
別府支店
上人支店
中津支店
耶馬溪支店
耶馬溪支店山国出張所
福沢通支店
高田支店
長洲支店
宇佐支店
香々地支店
日田支店
玖珠支店
湯布院支店
三重支店
大野支店
緒方支店
野津支店
竹田支店
長湯支店
久住支店
荻支店
佐伯支店
金池支店
豊府支店
津留支店
賀来支店
光吉支店
下郡支店
東大分支店
県庁内支店
国東支店
むさし支店
安岐支店
杵築支店
山香支店
日出支店

宮崎県南部信用組合

本店
串間支店
日南支店

奄美信用組合

本店
小浜支店
永田橋支店
瀬戸内支店
笠利支店
奄郷支店
宇検支店

徳之島支店
天城支店
喜界支店
伊仙支店
長浜支店
沖永良部支店
知名支店

鹿児島興業信用組合

本店
壱馬場支店
城南支店
荒田支店
中央駅前支店
上武支店
草牟田支店
伊敷支店
脇田支店
谷山支店
真砂支店
東谷山支店
枕崎支店
加世田支店
本部
肝付吾平支店
串良支店
高山支店
古江支店
内之浦支店
大崎支店
志布志支店
岩川支店
垂水支店
鹿屋支店
西原支店
始良支店
加治木支店
国分支店
大根占支店
根占支店
大口支店
宮之城支店
出水支店

コザ信用金庫

本店営業部
具志川支店
十字路支店
胡屋支店
桃原支店
嘉手納支店
普天間支店
赤道支店
名護支店
宜野湾支店
安慶田支店
北谷支店

高原支店
浦添支店
那覇支店
開南支店
安里支店
小禄支店
伊祖支店

株式会社沖縄海邦銀行

本店営業部
県庁内出張所
松尾支店
神原支店
壺川支店
泊支店
安謝支店
辻町支店
三原支店
寄宮支店
首里支店
小禄支店
高良支店
汀良支店
新都心支店
真嘉比出張所
真玉橋支店
豊見城支店
南風原支店
津嘉山支店
糸満支店
西崎支店
与那原支店
勢理客支店
内間支店
港川支店
浦添支店
真栄原支店
宜野湾支店
大謝名支店
普天間支店
諸見支店
コザ支店
十字路支店
泡瀬支店
西原支店
北谷支店
赤道支店
安慶名支店
石川支店
嘉手納支店
読谷支店
やんばる支店
名護支店
もとぶ支店
国頭支店
宮古支店
八重山支店

全国経済事業協同組合連合会

本部

株式会社 商工組合中央金庫(略称/商工中金)
発行/平成27年7月 広報部
〒104-0028 東京都中央区八重洲2-10-17
TEL : 03(3272)6111
URL <http://www.shokochukin.co.jp/>





人を思う。未来を思う。

商工中金

2015年3月期
ディスクロージャー誌